

令和2年第4回(12月)波佐見町議会定例会 会期日程

日 次	月 日	曜	区 分	内 容
第 1 日	1 2 月 8 日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問 ～総務文教委員会付託
第 2 日	1 2 月 9 日	水	本会議	一般質問（閉会中の継続調査申し出期限）
第 3 日	1 2 月 1 0 日	木	本会議	一般質問
			委員会	官製談合再発防止等調査特別委員会 議会広報調査特別委員会
第 4 日	1 2 月 1 1 日	金	委員会	全員協議会 総務文教委員会
第 5 日	1 2 月 1 2 日	土	休 会	
第 6 日	1 2 月 1 3 日	日	休 会	
第 7 日	1 2 月 1 4 日	月	休 会	議事整理
第 8 日	1 2 月 1 5 日	火	委員会	議事整理 産業厚生委員会
第 9 日	1 2 月 1 6 日	水	本会議	議案審議（質疑・討論・採決）
			委員会	総務文教委員会

令和2年第4回（12月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（12月8日）（火曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例 （総務文教委員会付託）	5
・波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例（総務文教委員会付託）	8
・「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対 し提出を求める請願（総務文教委員会付託）	11
1. 町政に対する一般質問	
横山 聖代 議員	12
(1)官製談合について	
(2)飼い主がいないネコ問題について	
田添 有喜 議員	29
(1)住民の安全・安心な生活環境保持について	
(2)交通環境の整備・改善について	
岡村 達馬 議員	45
(1)西ノ原土地区画整理事業について	
(2)災害発生時の緊急避難対策について	
藤川 法男 議員	60
(1)波佐見町の産業振興について	
(2)公共事業の優先順位と進め方について	
(3)官製談合について	
城後 光 議員	77
(1)官製談合事件の発生の経緯と再発防止対策について	
(2)町内の公的インターネット環境整備について	
1. 散 会	96

第2日目（12月9日）（水曜日）

1. 開 議	98
1. 町政に対する一般質問	
北村 清美 議員	98

(1) 定住奨励金制度について	
(2) 今後の消防団のあり方について	
(3) 下水道及び合併浄化槽について	
澤田 昭則 議員	118
(1) 波佐見町歴史文化交流館（仮称）について	
今井 泰照 議員	135
(1) コロナ対策について	
(2) 河川の環境保全について	
岡村 真由美 議員	153
(1) 「波佐見ケーブルテレビ」の整備及び加入状況について	
(2) 小中学校の「支援員」について	
脇坂 正孝 議員	171
(1) 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正について	
(2) ジャンボタニシの生育拡大対策について	
(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う支援策について	
1. 散 会	187

第3日目（12月10日）（木曜日）

1. 開 議	190
1. 町政に対する一般質問	
福田 勝也 議員	190
(1) 教育行政について	
(2) スポーツ振興について	
三石 孝 議員	206
(1) 桜づつみ河川公園遊歩道の管理について	
(2) 行政の情報等伝達方法について	
(3) 今回の官製談合事件について	
1. 散 会	224

第9日目（12月16日）（水曜日）

1. 開 議	226
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	226
・令和2年度各会計補正予算	
・波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例（総務文教委員長報告）	
・波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（総務文教委員長報告）	
・波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
・波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	

の一部を改正する条例

・財産の取得について

・波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更について

追加議事日程

1. 議案審議（質疑・討論・採決）

・町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 281

1. 閉会中の継続調査について…………… 300

（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）

1. 閉 会…………… 301

第 1 日 目（12月 8 日）（火曜日）

諸 報 告

1 諸報告

(1) 例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例

（以上 1 件 総務文教委員会付託）

第 5 議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例

（以上 1 件 総務文教委員会付託）

第 6 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」
を政府に対し提出を求める請願

（以上 1 件 総務文教委員会付託）

第 7 町政に対する一般質問

第1日目（12月8日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 山下研一

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	農業委員会会長	川島博昭
選管委員長	富永利幸	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第4回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。

1、諸報告。例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 福田勝也議員、6番 城後光議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの9日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和2年第4回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、御挨拶を申し上げます。11月までは比較的暖かい日が多かったようですが、12月に入り、県内では初霜や初氷が観測されるなど、一気に冬の気配を感じるようになりました。

町民の皆様方に多大な御迷惑をおかけしております、9月に発生いたしました町職員によります官製談合事件に関しましては、10月に起訴された後、11月に第1回の公判が行われ、12月4日には判決が言い渡され、懲役1年6か月、執行猶予3年という結果になりました。町としましては、この事実関係の判明と裁判の結果を重く受け止め、7日付で本人は免職、及び管理監督職員は減給の懲戒処分を行いました。なお、自らの管理監督者、任命権者としての責任については、給料の減額をする方針であります。

ここに改めて町民皆様に深くお詫びを申し上げますとともに、今後におきましては、深い反省の下に、これまでの経過や事件が起こった背景と原因などを分析し、三たび同様の事件が発生しないよう対策を講じ、職員の綱紀粛正を図ってまいります。

新型コロナウイルスの感染状況は、全国的には第3波が大きくなりつつあり、感染者の増加とともに医療体制の逼迫が懸念されていますが、長崎県におきましては、微増の傾向であるというものの、その波がいつ大きくなるか分かりませんので、基本的な予防対策には継続して備える必要があると思っています。

また、来年の前半までにはワクチンの投与もできるようになるとの情報もありますが、当面はウィズコロナの状況が続くと思われ、どのように付き合っていくか、どのような対策を講じていくべきか、町内の状況や、国、県などの動きも注視しながら対応していかなければなりません。感染拡大以降、町内のイベントや事業活動も中止や縮小、延期などを講じなければならない状況で、皆様方には各般にわたり御苦勞をされていることが多いと思いますが、そのような中でも、各種の対策を講じて実施されているあちこち陶器まつりなどには多くの来場者があっており、非常にうれしく思っていると同時に、多方面に尽力されている関係皆様方に感謝を申し上げます。

令和2年度の本町の予算計上をしている各種事業につきましては、建設事業等の投資的事

業では、9月末まで約60%の発注状況となっておりますが、その他の事業につきましては、所期の目的を達成し、効果を上げるために、できるだけ年度内の完了を目指して鋭意取り組んでまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第88号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、今回、8億5,200万円を追加し、補正後の予算の総額を112億4,200万円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、ふるさとづくり応援寄附金、地方交付税及びふるさとづくり応援寄附金繰入金の増額、町民税、財政調整基金繰入金、公共施設等適正管理推進事業債等の減額が主なものです。

歳出では、ふるさと納税管理費、庁舎敷地整備に係る土捨場水路整備事業費、児童生徒用情報端末整備費、分収林立木購入費、新構造改善加速化支援事業費補助金などの増額、及び中央小学校校舎改修工事費、公共土木施設災害復旧事業費等の減額が主なものです。

なお、給与改定による人件費、その他実績見込みに合わせて、必要な補正を行っています。

議案第89号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回20万円を減額し、補正後の予算の総額を14億3,480万円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、講演会入場券販売金の減額、歳出では、講演会委託料及び職員人件費の減額が主なものです。

議案第90号 波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、今回200万円を追加し、補正後の予算の総額を3億5,100万円といたしております。

歳入では、一般会計繰入金の増額、歳出では、給与改定等に伴う人件費の減額及び消費税等の修正申告に伴う納付金の増額が主なものであります。

議案第91号 波佐見町上水道会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出において、収入では他会計補助金18万円の減額、支出では、修繕費等66万2,000円を追加し、資本的収入及び支出においては、資本的収入で工事費負担金の240万円を減額するものであります。

議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、町職員を公益的法人等へ派遣するため、所要の条例を整備するものであります。

議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、波佐見町議会議員及び

波佐見町長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があるため、制定するものであります。

議案第94号 波佐見町健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第95号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第96号 財産の取得については、町内11の各地区等と、町有林管理及び収益分収に関する契約を締結し、管理されてきた分収林を契約の率に基づき立木を買い取るもので、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第97号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更については、最終段階の工事において、一部追加工事と内容の変更が生じたので、変更契約の承認を求めるものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 議案第92号

○議長（百武辰美君）

日程第4．議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例を議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例。

波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月8日提出。

提案理由としましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、町職員を公益的法人等へ派遣するため、所要の条例を整備するものでございます。

次のページからが、1 ページ、2 ページが具体的な条項になっておりますけれども、3 ページの説明資料で御説明させていただきたいと思います。

制定理由でございますけれども、令和元年12月2日に波佐見町観光協会が一般社団法人化されたため、町職員を派遣する場合、法律に基づく条例の制定が必要であるため、今回、御提案させていただいております。

根拠法令につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律でございます。

法律の目的につきましては、職員の派遣の適正化及び手続等の透明化、職員の身分取扱い等の明確化でございます。あと、地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携協力による諸施策の推進を図るものでございます。

法律の概要でございますけれども、公益法人等への職員派遣制度及び営利法人への退職派遣制度の二つがございますけれども、今回、本町が行います観光協会のほうは公益的法人でございますので、そちらのほうを主眼に置いた条例となっております。公益的法人への派遣制度でございますけれども、対象法人を限定し、職員の身分を有したまま派遣をするということで、対象法人につきましては、公益法人のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして条例で定めるものということで、観光協会でございますので、今、観光のほうに力を注いでおりますので、そういったところでございます。

2. 派遣前の手続として、任命権者と対象法人との間で業務内容等について取り決め、締結を行う。

内容としましては、職員の取決め内容を明示、それとあと職員の同意も必要ということになっております。

3. 職員の派遣でございますけれども、期間としては3年以内ということになっております。取決めに従って業務に従事し、給与については、委託業務が共同事業等に従事する場合には、こちらからの、役場からの支給が可能となっております。服務につきましては、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限と身分上の服務の適用がございます。

4 番ですけれども、復職については、期間満了の場合には復職ということになっております。

それでは、具体的に、第1条でございますけれども、波佐見町公益的法人等への職員の派

遣に関する条例でございます。

第1条は、趣旨、条例の制定の目的、法律の根拠条例等を引用しております。

第2条でございますけれども、職員の派遣について規定をしております。派遣先の指定、派遣できない職員、それとあと、法律第2条第3項におけるその他職員の派遣に当たって合意しておくべきものとして、条例で定める事項等を規定いたしております。

第1項で派遣先を規定。

第2項で、派遣できない職員ということで規定をしております。

第3項で、その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項として、2点のほうを定めております。

第3条としまして、派遣職員の職務への復帰。派遣先から、職員を復帰させる場合の規定でございます。1号から6号まで規定をされております。

第4条でございます。派遣職員の給与でございます。派遣期間中の給与、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当を支給することができることを規定いたしております。

第5条でございますけれども、職務に復帰した職員に関する職員の給与等に関する条例の特例ということで、こちらについては、もしあつてはならないんですけど、公務災害等が起こった場合の設置規定でございます。派遣期間中の派遣先の業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかり休職をする場合、その期間中の給与の全額を支給するという規定でございます。

第6条でございますけれども、派遣職員の復帰時における処遇でございます。派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給について、他の職員との均衡上、特に必要と認められる場合において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができるということになっております。

第7条については、報告ということで、任命権者は、派遣職員の派遣団体における処遇の状況及び復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告するという規定でございます。第8条で、規則への委任ということで、具体的なものについては、規則で定めるところにしております。

以上、御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例については、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は総務文教委員会に付託します。

日程第5 議案第93号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

続きまして、議案第93号でございます。

波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月8日提出。

提案理由としましては、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があるため、制定するものでございます。

次のページ以降が具体的な条例でございますけれども、先ほどと同じように5ページ目を御覧ください。説明資料で、御説明させていただきたいと思います。

趣旨としまして、近年、全国で議員の成り手が少なくなったというところを受けて、少しでも負担を軽くするという意味で、公職選挙法の改正がなされておるようでございます。町の選挙における立候補に関する環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様に拡大し、町議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されることになりました。

法が施行される令和2年12月12日以降に選挙期日を告示する町議会議員選挙及び町長選挙

から選挙運動費用の公費負担制度を導入することを目的として、上記条例の制定をお願いするものになります。

制度の改正でございますけども、町議会議員の供託金制度。今までは、町議会議員には供託制度がございませんでしたので、その導入でございます。

あと、(2)として、町議会議員の選挙運動用ビラの頒布の解禁でございます。

それと3番として、選挙運動用自動車の使用、4番として選挙運動用ビラの作成、5番として選挙運動用ポスターの作成、この2番から5番までが条例化されるところでございます。

1番につきましては、公職選挙法の中で改正がされておまして、9ページを御覧ください。

9ページの上段でございますけど、供託というところがございますけれども、その中に9号として、町村の議会の議員の選挙15万円というのが設けられております。その下を見ていただければ、(新設)ということで、旧制度ではなかったものが、この15万円という供託制度が、新しく設けられております。

また、5ページに戻っていただきまして、2番から5番の公営対象とする範囲や金額を条例で定めます。その四角の中身を見ていただければ分かると思いますけれども、都道府県から市の議会では今まで公費で認められていたんですけども、町長選、町議会でも、それが認められるようになるということでございます。それとあと、新たに町議会に15万円の供託制度が設けられるということでございます。

施行期日ですけれども、公布の日。ただし、条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によるということでございます。これから公布をされた後の選挙が対象になるということでございます。

今後のスケジュールとしましては、12月定例議会で提出をしまして、御審議していただきます。その後、12月12日に、法のほうが改正、施行されます。そして、予定では令和4年9月に予定されております町長選挙から、この条例が適用されるということになろうかと思っております。

6ページをお願いします。

町議会議員選挙における供託金制度の導入でございます。

町議会議員選挙について供託制度を導入するものとし、額を15万円とすると、先ほど御説

明したとおりでございます。供託物没収点でございますけれども、市議会議員選挙と同様とするということでございますので、計算例としては、有効投票総数割る議員定数割る10ということで、平成28年の選挙を適用した場合に、有効投票数総数が8,421票でございました。それを議員定数の14で割りまして、さらにそれを10割るということで、60票というのが供託物の没収点になりますので、60票以上取っていただくということになろうかと思っております。これは28年の例を参考に申し上げます。

6番として、公費負担の対象と限度額でございますけれども、公営制度は、業者との有償契約を締結した上で、上限額の範囲内で実費分を交付することになっております。

費用につきましては、直接候補者に支払うものでなく、候補者と有償契約を締結した事業者からの請求に基づき、事業者へ支払うものでございます。

供託金を没収された場合は、この公費負担の制度の対象とはなりません。

無投票になった場合、下の（１）は告示日のみ、これは車の関係ですけども、それとあと、（２）と（３）はビラとポスターでございますけれども、そちらについては全て対象になるということでございます。

まず、車の関係でございますけれども、こちらにつきましては、１と２に分かれておりまして、１番がハイヤー契約をした場合でございますけれども、その場合が、上限６万4,500円の５日間の32万2,500円まで、これが上限額でございます。

２番のその他の契約、一般的にこちらのほうが町の選挙で使われているのかなと思いますけれども、自動車の借入契約ですね。そちらにつきましては、１万5,800円の５日間で７万9,000円が上限になっております。

燃料供給の契約、こちらも契約をしていただく必要がございますけれども、していただいた場合は、7,560円の５日間で3万7,800円までの上限で認められるようになります。

ウとして、運転手雇用の契約でございます。こちらにつきましても、１万2,500円の５日間で6万2,500円までが認められるというようになります。この（１）と（２）、ハイヤー契約もしくはその借入レンタカーの場合、どちらかの選択ということになります。

（２）としまして、選挙運動用ビラの作成でございます。

この内容でございますけれども、作成限度枚数は町長が5,000枚、町議会議員は1,600枚、これは通常はがきの２倍が基準となっているみたいでございます。上限としまして、7.51円掛ける、町長は5,000枚ですので、3万7,550円が上限。町議の場合は1,600枚までですので、

1万2,016円までが上限ということになってまいります。

続きまして、7ページ目でございますけれども、選挙運動用ポスターの作成でございます。ポスターにつきましては、525円6銭掛けるポスター掲示場数。これ、49カ所でございますが、これにプラス31万500円を足し合わせたところの、ポスター掲示場数49カ所で割り戻した数字が上がってきます。その額でございますけれども、525.06円掛ける49カ所足す31万500円、それを49カ所で割りまして、6,862円という数字が出てまいりますので、その6,862円の49カ所でございますので、33万6,238円が上限となっております。この額につきましては、いずれも上限でございますので、その単価を幾らで契約をされるかによりまして、その契約を實際された金額に対して支払うということになってまいります。

条例の構成でございますけれども、第1条は趣旨を書いております。第2条から第5条までが車の関係でございます。第6条から第8条がビラの関係でございます。それと、9条と11条までがポスターの關係の条項になっております。12条で、条例施行に必要な手続については、選挙管理委員会のほうでそういった様式等を規定で定めるというふうになっております。

以上、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は総務文教委員会に付託します。

日程第6 請願第1号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました請願第1号につきましては、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号については総務文教委員会に付託します。

日程第7 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第7. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

皆様、おはようございます。私、通告1番での登壇というのが初めてでして、これまでの一般質問は午後一番の、ちょうど眠くなる頃だったり、昼前のお腹が空いて集中力が切れる頃でした。それが、改選後、初議会の初日のトップバッターということで、皆様がまだざらざらしているときということで、少々緊張しておりますが、通告に従いまして質問させていただきます。

1. 官製談合について。

今年9月16日に、本町職員が官製談合防止法違反と、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕、10月7日に起訴され、11月18日初公判・結審、12月4日に判決が出され、これにより、全容が解明されました。そこで、町民に対して分かりやすく説明をいただきたく、以下についてお聞きいたします。

（1）事件から現在に至るまでの経過と対応は。

（2）今後の対策はどうなるのか。

2. 飼い主がいないネコ問題について。

飼い主がいない猫、いわゆる野良猫、捨て猫問題は、長い間有効な解決手段がなかったと思います。近年、そのような猫を個人で保護し安全や命を守りたい人と、迷惑を感じる人との間でトラブルになるケースもあると聞きます。一方、そのような問題を解決するため、先進的な取り組みが始まっている自治体もあるとお聞きしております。

（1）飼い主がいない猫を取り巻く現状と課題は。

（2）今後、解決手法をどう考えるのか。

（3）野良猫問題について、学び合う機会をつくれないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7 番 横山議員の御質問にお答えいたします。

まず、官製談合について。

今年9月16日に本町職員が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕、10月7日に起訴され、11月18日初公判・結審、12月4日判決が出された。これにより全容が解明された。そこで、町民に対して分かりやすく説明されたいということで、まず、事件から現在に至るまでの経過と対応は、そして、今後の対策はどうなるのかという御質問ですが。

まず、今回の件に関して、本町職員が逮捕されたことにつきましては、多くの町民の皆様にも多大なる御迷惑、御心配をおかけしたことに對しまして、誠に申し訳なく、まず、お詫びを申し上げたいと思います。

また、今回の事件は、平成29年にも同じような事件で職員が逮捕され、その再発防止の対策を講じた後に再度発生した事件であり、結果的に対策が不十分であったと言わざるを得ません。このことに對しましても、町民皆様にお叱りを頂いているところであり、大変重く受け止めております。

今回の事件の全容は、教育委員会が発注し、平成31年3月14日に入札を行った東小学校空調機設置工事、中央小学校空調機設置工事、南小学校空調機設置工事、中学校空調機設置工事の4件の工事について、3月9日に本町教育委員会の職員が業者の求めに応じて工事の設計額を漏らしてしまい、結果的に、中央小学校を除く3件の工事を、情報を得た業者が落札したというものです。このことにより、自由な競争を害した罪、いわゆる官製談合防止法違反に問われ、9月16日に逮捕され、取調べなどを経て、10月7日に起訴されました。11月18日に初公判があり、被告側は起訴事実を認め、その日のうちに結審し、先日12月4日には懲役1年6か月、執行猶予3年の判決が言い渡される結果となりました。

この結果に基づき、職員の懲戒処分等審査会において公正な審査を行い、本人については免職、管理監督職員については減給の処分が相当であると認める考査意見書を受けましたので、12月7日付で懲戒処分を行ったところです。

11月18日の公判で、なぜ設計額を漏らしたのかが初めて明らかになりました。本人の答弁としては、「子供たちの授業に迷惑がかからないように」「当該業者が受注すると、町が潤う」「他の工事なども真摯に対応してもらっていて信頼があった」「それと自分の事務が早

く軽くなると思った」などの理由が明らかになりました。

「子供たちの授業に迷惑がかからないように」とは、連日の猛暑により熱中症が問題視された中、国が空調機設置の補助事業を作り、全国で一斉に事業が取り組まれたもので、当時は、早く発注しなければ空調機の入手ができないと、現場では危機感がありました。そういった危機感がある中で、3月の入札でもし不落となると、指名業者を変え、また、最初から事務をやり直す必要があり、3月議会での承認が間に合わない。そうすると、6月議会に持ち越すことになり、6月時点で空調機の入手が予定どおりできるのかといった不安が現場にはあり、当初予定していた子供たちの授業に影響のない夏休み期間中の工事ができなくなると考えていたものと思います。

また、今回の指名競争入札には、町内業者は1社のみ指名されていて、町内業者が受注すると、町内が潤うとの答弁もありましたので、波佐見町の経済のことも考えていたことも推察されます。

事件が公表された後の対応はと申しますと、逮捕された9月16日に緊急の管理職会議を行い、事件の報告がなされ、午後からは記者会見を行い、分かっている範囲での情報提供を行いました。その後、議会での説明などを行い、役場としては、官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会を立ち上げ、現在まで5回の会議を行い、情報収集とこれからの対策を協議している段階であります。

また、この再発防止検討委員会の中に、係長クラスも含めた第1部会と第2部会を設け、第1部会には入札、契約に関すること、第2部会は、職員倫理規程の条例化、コンプライアンスガイドラインの見直し、今後の研修の在り方などの協議を行っています。

また、議会からも御指摘を頂いた外部委員として、3名の委員をお願いし、これから外部の目線でも協議に参加していただくよう、準備を進めているところであります。

今後の対策として、公判の中で指摘があった事項に加え、入札制度の見直しも現在検討しております。また、今回は、平成29年に事件が発生し、対策を講じたにもかかわらず再発してしまいました。公判で情報を漏らした状況などが分かり、最終的には、官製談合防止法違反というものを十分理解していなかった、自分のこととして落とし込めていなかったことが最大の原因ではないかと思っております。また、公判の中で、本人からの答弁に、その当時は、家族への影響も考えることができなかったという答弁もありました。仕事に忙殺され一番守るべき家族が見えていなかったということも、今後の対策の重要なポイントになるもの

と思っております。

また、休日出勤など仕事が忙しかったこと、工事関係事務を事務職が担当していたことも指摘されています。それは役場の組織体制のことでもありますので、職員の職務環境を整えていく必要もあるものと思っております。

今回の対策については、現在、協議を進めている段階であり、今後も外部委員からも御指摘を頂きながら、3月をめどに対策を仕上げていく予定にしております。対策が出来上がり次第、議員をはじめ町民の皆様にも御報告させていただきたいと思っております。

2. 飼い主がいないネコ問題について。

飼い主がいない猫、いわゆる野良猫、捨て猫問題は、長い間、有効な解決手段がなかった。近年、そのような猫を個人で保護し安全や命を守りたい人と、迷惑を感じる人との間でトラブルになるケースもあると聞く。一方、そのような問題を解決するため、先進的な取り組みが始まっている自治体もあると聞くということでの御質問ですが、飼い主がいない猫を取り巻く状況と課題はどういう状況かという御質問です。

飼い主のいない猫については、本町でも、相談や苦情が頻繁にあります。その中には、それらの猫の里親の希望をされるなど、好意の対象としての相談もありますが、多くの住民が持つそれらの猫に対する感情としては、迷惑な存在であると感じられているというのが感じられます。当然、全ての飼い主のいない猫が住民の迷惑となっているとか、それらの猫が望んでその環境にいるなどと認識している住民はいないと思われませんが、身体的にアレルギーなどがある方は、迷惑な存在であるという感情が大きいことは否めないというのが現状です。それらの猫に対し、愛情を注ぐべき対象として考え、保護などを求める声もあり、その両方の見解に立った対応が課題となっています。

次に、今後、解決手段をどう考えるかという御質問ですが、現在、県が引取りを行った猫については、長崎県動物愛護情報ネットワーク、いわゆるながさき犬猫ネット等を通じて、収容されている動物などの情報を提供し、新たな飼い主へ譲渡するなど、命をつなぐ施策が行われています。

飼い猫の平均寿命が8年から10年であることに對し、生活環境が厳しい飼い主のいない猫は、3年から5年の寿命という説があります。不妊化していない雌猫は、年2回から4回の発情期があり、交尾した場合、ほぼ100%妊娠すると言われています。授乳中でも妊娠することがあり、また、親子、兄弟間で繁殖することもあります。妊娠期間は約65日、1回の出

産頭数は2匹から4匹が普通とされています。このようなことから、一つの世代自体は短期間である反面、その間に、次世代が倍増する可能性があります。長期間の取り組みとなりますが、繁殖を抑えることが有効であると考えられます。

次に、野良猫問題について学び合う機会をつくれないう御質問ですが、飼い主のいない猫のことを考え、保護し、食事・排せつ・避妊などの総合的な管理を進めるため、学び、活動している住民の方もいらっしゃいます。その反面、先に述べたように、住民の中には、飼い主のいない猫は迷惑という感情が少なからず根づいていることは否めません。

また、それらの猫の排せつ、出産などを含めた総合的な管理を行わず、餌だけを与え、周囲の迷惑や、その後、その猫から生まれる次世代の猫のことを考えることなく、かわいそうな猫を救っているという、動物愛護法の趣旨からいう責務を果たしていない方も存在していることも事実であります。これらの様々な根強い感情の中にあるのが野良猫問題であり、現状としては、それらの感情的な垣根を越えて、学び合う機会を持つことは容易ではないと思われまます。

しかし、今後、飼い主のいない猫の保護を行うマンパワーの拡大が図られていけば、猫を含む動物愛護管理の主管である県と連携していきたいと思っています。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

それでは、再質問に入りたいと思います。

官製談合のほうからですね。こちらはちょっとほかの議員からも同様の質問がたくさんありますので、私はちょっと総論的な、全体的なことをお伺いしようと思います。

私も11月18日の公判は傍聴に行ってきたんですけども、そこで様々なことが明らかになりました。やってはいけないことをしたということを強く後悔されていて、反省を述べられ、涙ながらに謝罪されている姿を見て、ちょっと私も心が締めつけられる思いで、傍聴しておりました。

しかし、この公判を傍聴して、この本町の組織としての体質に対し、指摘されているように、私は感じ取れたわけです。その理由としてなんですが、被告人質問の際に検察官から、こういった犯行に及ばせた動機、何がそこまでやらせているのか。なぜ、あなたがそこまでやる必要があったのかとかいう質問だったり、最終弁論の際に、弁護士さんのほうから、町と業界の組織として関係性を是正すべきだという指摘もありました。最終陳述の際に、裁判

官のほうから、公正公平な業務の在り方について、すごく語られておりました。そういうのを聞いて、そう感じたわけであります。

ここまで、そういった裁判の中で、検察官、弁護士、裁判官のほうからここまで言わせてしまうということは、町内外の方々に対して、本町行政に対する不信感はおろか、汚点がついたんじゃないでしょうか。では、このような指摘に対し、どのように受け止められたか、お聞かせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

私も公判を聞きに行っていました。確かに、そういった公正公平というところで、意見も求められたりしたところは、本当、事実でございます。本当に今回の件に関しましては、本町職員が、あってはならないことですが、設計額を漏らしてしまったということで、一線を越えてしまったということで、本当に申し訳なく思っております。

公判を聞きまして、公正公平ということで、一部の業者にそういった便宜を図ってしまったというところは、まさしく御指摘を頂いているところでございます。あと、職員がそこまで自分でやらなければいけなかったとか、確かに、そういったお話も出たようでございますので、そちらにつきましては、職員の職場環境というのが物すごく大きかったのかなというふうに思っております。

聞いたところ、休日出勤とかで、ほかの業務を抱える中で、こういった、今回、国の補正ということで、途中でそういった大型案件の工事がついたということで、ふだんの業務プラスアルファで業務をしていたという実態があるかと思えます。そちらについても、状況としては、「無理するな」ということで、話をしながらやっていたんですけども、本人のもう責任感というか、そういったところで、もう頑張っただけじゃいけないと。それと、公判で述べられておりましたけども、まず最初に、子供たちのそういう学習環境をとにかくよくしてあげたいということで、そこで本当に頑張っていたんだらうというふうに思っております。そういう頑張りには分かるんですけども、あってはならない一線を越えてしまったというところが、本当に残念でならないところでございます。

そういった、職務を一線を越えたということで、まずもって法令遵守の意識がやっぱり低かったというか、なかったのかなというふうに思っておりますので、そういった職場環境をですね、「ゆとりある」って言ったらおかしいですけども、改善できるような手だてを

検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

あと、一番は法令遵守をその本人の意識にどう落とし込めるかというところで、今後は、そういうことを主眼に置きながら、前回対策を練ってきましたけれども、そこを修正等図りながら、あと外部委員さんの御意見を賜りながら、対策を作り上げていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そういった職場環境のこととか、確かに言われておりました。職員の方に意識調査のアンケートとか取られておりますけれども、確かにそこでも利害関係というのが、「理解している」「おおむね理解している」ってあるんですけど、「おおむね理解している」が多いんですよ。理解していないといけないのに、「おおむね」、それとか、「あまり理解していない」とかあります。やっぱり、その辺をしっかりと皆さんに徹底していただいて、もう、こういった、もう私、この傍聴していて、本当に悲しくて、苦しかったとですよ。何かね、奥さんの体調が崩されたとか、お子さんが学校に行けんごとなったって。もう聞いておったら、もう、自分のことって考えたら、もう居ても立っても居られんで、本当にもう苦しかったとですよ。もし、こうやって、また、ほかの職員の方がこうなってしまうのをもう見たくないです。なので、もう本当に徹底して、本当に職場環境をどうにか変えていただきたいと思います。これは本当に、真剣にやっていただきたいと思います。

今現在、その官製談合再発防止検討委員会を5回やられているということで、あと入札、契約、随契とかの検討をする第1部会が2回、倫理規程の条例化、コンプライアンスガイドラインの見直しを検討する第2部会が4回ほどされているということですが、3月までに対策を先ほど取りまとめるって言われましたが、どういったことを取りまとめようとしているのか、お聞きします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

先ほどありましたけれども、第1部会と第2部会に分けて、今回は係長クラスのメンバーも入れながら、より深いところの議論を行っていききたいと思っております。

入札契約に関しては、今のままでいいのかということで、前回の対策で行ったことと加えて、さらに何かできることがないかというところで、今、協議を行っているところでござい

ます。

第2部会のほうは、前回の対策で倫理規程というのを作りましたが、それを条例化するような、今、検討というか、それを行っております。それとあと、コンプライアンスガイドラインでございますけども、そちらのほうの見直しも今回の事件を受けて、何が足りなかったのかというのを追加しながら、そういった目線で見直しを行っております。

それと、その職員のアンケートからも出てきたんですけども、より分かりやすく具体的な事例が欲しいということでございましたので、そういったQ&Aというか、そういったものも新しく作成を致しております。

それと、最後に、やっぱり一番の、その法令遵守の意識をどう持つか、持たせるかというところでのそういった研修、もしくは仕組みづくり。日常でそういった気づきというか、もう日常からそういった法令遵守というのが意識できるような取り組みというか、そういった方策も今考えておりますけども、ここは本当に永遠の課題なのかなというふうに思っております。今回の対策で終わりということには、多分ないだろうと。やっぱり、毎年の見直しとか何とかも含めて、していかなければいけないのかなというふうに思っております。

今回の対策でありました、私もあの公判を聞いて、その家族のことを想像できなかったという、そのコメントが物すごく私も響いております。やっぱり一番守るべき家族、そこが一番最初に出てくるべきだということで、今回は、そこを本当は前面に押し出せるような対策にしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

本当に、そこは本当によろしく申し上げます。職員さんのこの意識調査の意見の、何か書いてもらうところでですね、その相談体制を整備してほしいとか、規定ガイドラインの具体例を記載してほしいとか、分かりやすく作成してほしいというような意見も出されておりました。よかったら、こういうのも本当にしていただきたいなと思います。

そうしたら、次に、行きますけれども、11月17日にこの本職員の処分に対する嘆願書が提出されておりますよね。この3,700人に及ぶ署名だったと聞いております。この公判のときも、弁護士のほうから、酌量を求める証拠書類として裁判官のほうに提出されました。御本人からは、この署名をしてくださった皆様にはもう感謝しかないと、その方々の気持ちに反しないよう、これから頑張っていくということも述べられておりました。

町長、この3,700人の方が、この本職員の仕事に対する姿勢だったり、人柄を知っているからこそ、この3,700人という方の思いが署名という形になって、提出されたと思うんですよね。町長、これを提出されて、これをどのように受け止められたのか、お聞きしたいです。また、処分は出されておりますけれども、この嘆願書に対する考慮というのはどのような形でされたのか、そこも一緒にお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

この嘆願書についてのことですが、本当にこう、本人のふだんのやっぱり人柄、そして、みんなから信頼されているというような、そういう中での、嘆願をされた方々が自発的にされたことであるし、非常に、また我々も、その本人の日常の仕事ぶり、また、人との関係、こういうことも職員として非常に優秀でもあったし、また、将来を期待している職員であったというような思いをしておりまして、嘆願書を持っておいでになったときは、同じような気持ちがありました、はっきり言って。何とかして救いたいなというような気持ちがあったわけですが、しかし、法の、越してはならないことがあったということは、またこれはもっともっと重いところがありますし、非常に気が重い日々を過ごしてきたというような思いがしてですね。昨日、免職の辞令をやるときにも、本当にこう、何とも言えない気持ちで辞令を渡したところで、「大変お疲れさまでした」と。しかし、やっぱり、これを機に、さらに、元の自分に戻って頑張ってやってくれというようなことで、本人もそういうふうな言葉を残してくれて。やっぱり、このことが、もう我々組織にも大きなインパクトを与えていただいた。そして、これを機会に、さらに、やはり組織として、もっと職員の働き方、組織の在り方、こういうことをさらに真剣に考えているし、そしてまた、彼の将来がやはりよくなるような、そういう気持ちを込めて、渡したところでございます。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

要望書。出されたものは嘆願書ではなく、要望書でございまして、3,825名の筆数がありまして、そのうち2,355名が波佐見町の方でございました。この要望書を、懲戒処分等どのような配慮されたのかという趣旨の御質問だと思いますけれども、懲戒処分等審査会につきましても、この要望書についての配慮をどうするかというふうなことも議論対象にはなっております。

職務遂行に対する熱意であるとか、あるいは児童生徒への配慮などによって、早期の着工に思いが非常に強かったと。それから本人そのものは、職務も真面目で、それから職務遂行についても非常に優秀な職員であった、そういった貴重な人材であったことに対する情状の酌量をしていただきたいという趣旨の要望書でありました。

その事についていろいろな意見もありましたけれども、先ほど町長が申しましたとおり、その勤務の状況については酌量をするべきところもあるけれども、今回起こしてしまった事案についての重さを比較するときに、どうしてもその処分はやむを得ないという、そういった意見でほぼ一致をしたということで、配慮はしたけれども、そこまでに至ることができなかったと、そういうことがあったという状況です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

処分自体はもう致し方ないことかなとは思いますが。もう二度とね、こういった職員の方が出ないように、本当、していただきたい。また波佐見町は、優秀な職員を1人なくしてしまったんだなって思います。

では、2項目めの飼い主がいないネコ問題にちょっと入りたいと思います。

そうしたら野良猫についてなんですけれども、町にどんな相談があるのか。また、相談件数の推移というのが分かれば、お示ください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

住民の方から相談がある多くは、納屋や住宅など敷地内に猫が侵入し、ごみをあさったり、ふん尿などによる迷惑行為、あるいは敷地内で生まれた子猫の対応などという方の相談があります。相談件数の推移については、季節によって多少の増減がございますが、月に二、三件程度はあっているものと思っております。また、適正な管理を行わず、無責任に野良猫への餌やりを行っているなど、保護責任放棄の通報などが年に三、四件ほどあっております。そのほかに、野良猫の概念と違うかも分かりませんが、捨て猫に関しての相談が年に数件あっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

件数的には多くないにしろ、私どものほうにもいろいろ耳にするようになってきたのは確

かです。

では、本町は第1と第3火曜日にこういった猫とかをお引取りされて、動物保管所、アニマルサポートセンターのほうに移送されておりますけれども、そのうちどのくらいの猫が殺処分をされているのか、数が分かればお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

まず殺処分に関するということですが、まず、本町が引取りを行っている経緯について御説明をさせていただきたいと思います。

引取りの依頼につきましては、まず、その依頼者のほうが新たな飼い主探しを行うことや、あるいは適切な繁殖制限の措置を取るなど、終生飼養の責任があることを切論を致しまして、その上で極力引取りが来ないようには努めておりますけれども、どうしてもということで引取りを行っております。その上で引き取った犬及び猫は、大村市にあります長崎県動物管理所への移送を行っているところでございます。

その一部は先ほど町長が答弁いたしましたように、愛護団体のホームページなどを通じまして、新たな飼い主、いわゆる里親を探しているわけですが、その数はほんの僅かであり、性格などの問題で、譲渡募集にすらならない猫もいるようでございます。その結果、残念ながら、殺処分という形になっている現状でございます。

一応、本町を経由しないで、直接、移送される猫もございますので、引き取られた件数と殺処分された猫ですが、平成27年度が、引取りを行われたのが87匹、そのうち殺処分が80匹。率で言いますと91.9%。平成28年度が114匹のうち98匹、85.9%。平成29年度が102匹のうち94匹、92.1%。平成30年度が、67匹のうち63匹、94%。令和元年度が64匹のうち58匹、90.6%と確認をしております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

最近は少し、少なくはなっているのかなと思うんですけれども、まだまだこうやって、猫が自分で生きてくても、殺処分されてしまうっていう数が多いんだなというのが分かりました。私もですね、アニマルサポートながさきさんのほうにお話を伺わせてもらって、言われていたのが、ここに連れられてきたら保護してくれるとか、里親を探してくれると思われる人が多いけれども、猫の譲渡には、確かに先ほど答弁でも言われましたけれども、条

件のあって、その条件に合致しないと処分されると。そして、ほとんどの猫がセンターに引取られたイコール、もう殺処分だと思ってくださいと言われていました。そのほとんどが生まれて僅かな子猫ということもお聞きしました。

また、捨てられる猫も多いとお聞きしております。私のほうでいろいろお聞きしているのが、村木とか、折敷瀬の県境、あと、野々川ダム周辺、湯無田の田別当あたり、志折郷の町境のところ、こういった人があまり通らないところが、慢性的に猫の捨て場になっているみたいです。もちろん、こういった波佐見町民の方が捨てられていないと思うんですけども、こういうところに捨てると、生き残る猫もいますけれども、やっぱり前からいる猫との相性とか、冬の寒さで亡くなる猫も多くいると思います。この猫を捨てるということも虐待であって、猫を殺すことと何ら変わらないということをですね、町民の方にも知っていただきたいなと思います。

ただ、一方で、捨て猫とか野良猫の被害で苦しんでいる方も多くいらっしゃいます。猫が嫌いじゃなくても、先ほど言われましたふん尿の匂いとか、庭を荒らされたとか、あと、車に傷ばつけられたとか、そういった生活をする上で非常に嫌な思いをされていらっしゃるのも確かです。私もよく耳にするようになって。

町としては、このどちらの言い分も分かるような、耳が痛くなるような野良猫問題だと思うんですけども、根本的に、野良猫問題を考え直さないといけないんじゃないかと思うんですね。答弁でも、猫の繁殖を防ぐことということを言われておりましたが、確かにそうだと思います。猫の被害で困っている方もこれ以上増えてもらっても、困っていかれますし、猫を保護して守りたいっていう方も、不幸となる猫を増やしたくないって思われる。両者とも増やしてほしくないってありますから、この野良猫問題の解決として、解決の手法として、今TNR活動というのが注目されていますけれども、御存じだと思いますが、よかったら概要をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

TNR活動ということで、ちょっとうろ覚えのところがありますが、ちょっと資料を手元に持ちながらという形になりますけども、TNRとは、トラップ、捕獲する、ニューターは不妊去勢手術、リターン、元の居場所に戻す、その頭文字を取ったものとなっております。TNR活動は、飼い主のはっきりしない猫や飼い主のいない猫を徐々に減らしていく。一代

限りの命を見守っていくための活動となっております。捕獲して不妊化手術した猫を元の場所に戻すことにより、それ以上猫が生まれることがなくなるとともに、そこに、よそから猫が流入することを防ぐ効果があるとのこと。また、その印として、耳先を桜の花びらのようにV字カットにすることで、さくらねと呼ばれているそうです。

長崎県では、飼い主がいない猫のうち、複数の住民やボランティアによって、定期的に餌を与え、あるいはふん尿の清掃を行う。そして、不妊化手術を施されている猫を地域猫と定義し、その不妊化手術に対して助成が行われております。

○議長（百武辰美君） 横山委員。

○7番（横山聖代君）

説明いただいたとおりですね。こちらを御覧いただきたいんですけども、これ、公益財団法人どうぶつ基金さんのホームページから、ちょっと拝借させていただいています。この「さくらねこ、TNRとは」って書いてありますね。このTNRをする上で大事なポイントが三つあるとのことなんです。この「即行、スグやる」。あとは、「徹底、全部やる」「継続、続ける」というのがポイントだそうです。で、この説明があるのでちょっと読み上げますと、「スグやる」のところ、猫は一度の出産で5匹から7匹の子供を産み、1年に3回出産することができて、生まれた子猫は6か月たったら妊娠可能な年齢になって、孫猫を産むようになります。だからTNRをゆっくり行っていったら、猫の繁殖スピードに追いつきませんよ、と書いてあります。

「全部やる」は、90%の猫にTNRを行っても、残った猫からあつという間に増えてしまうって。だから、大体やって満足するんじゃなくて、100%の猫にTNRを行うことが大切ですよと書いてあります。「継続」の「続ける」なんですけど、100%を目指してTNRを行っても、捕獲漏れだったり新参者が見つかるから、その都度未手術の猫を見つけて、素早く対応していけば、殺処分ゼロ、あと、苦情ゼロは実現可能ですって書いてあります。

私のところにも、「野良猫が赤ちゃんを産んだとけど、どがんしよう」とか、「生まれて間もない子猫が捨てられとっとけど」っていうようなお話をよく耳にするようになってからですね、ここ最近、ちょっと調べたり勉強したりさせてもらって、あと、NPO法人で保護団体をされている方とか獣医さんとお話しさせてもらったんですけど、確かに、このTNRっていうのが有効だっていうのは、思いました。

しかし、一番の解決手法だとは確かに言い切れないんですけども、この不妊手術をする

ことによって、尿によるマーキングとか、発情期の大きな鳴き声とか、猫同士のけんかなどの頻度は減少するという事は確かだそうです。

また、答弁でも言われておりましたが、飼い猫の寿命は十数年あるけど、野良猫は苛酷な環境下だから、何と寿命が3年から5年ということですから、だから、まずはこの5年ですね、TNRを試みるのがいいのではないかなと思うんですね。

では、県内の市町村をちょっと調べてみましたら、長崎市、佐世保市、大村市は単独事業として不妊去勢手術をされております。時津町、長与町は、県動物保護推進協議会西部支部で行われている制度に併用して、手術費の助成をされているようです。目的は、所有者のいない猫のみだりな繁殖を抑制、生活環境の保全、住民生活の安全を保持することや、所有者のいない猫の引取り・処分頭数を減少させるということだそうです。

本町でも、個人的に捨てられた猫とか野良猫を不妊去勢手術をして、自宅で保護されている方がいらっしゃいます。なので、まずは町がそういった活動をされている方に支援すべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

私も最近になって、個人的に猫の保護をされているという方がいらっしゃるということちょっとう、聞きました。先ほどの質問でありましたが、まず、助成に関しては、中核都市である長崎市及び佐世保市については、県の助成を除いて、確かに県の助成以外に独自の支援をされている市町があるということは確認をしております。しかし、その自治体においては、その活動を推進するに当たって、保護団体やあるいはマンパワーが充実しているのが現状ではないかと思われま。現状では、本町においてその支援事業を設けるためのマンパワーが十分かと言いますと、まだまだ不足しているのかなと思われま。ただ、それらが充実していくに伴って、検討を行う必要性があるのではないかなとは思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そうですね。今、長崎県のほうで、地域助成事業として地域猫活動というのがありますけれども、この長崎とか佐世保はもちろん中核市だから、おのおのやられている。大村とか時津、長与は自分たちで、と。それ以外は、長崎県のこういった助成事業で地域猫活動をつていうのがあるのかもしれないですけども、じゃあ、この地域猫とTNRの違いって何なの

かとなると思うんですけれども、私が思うに、TNRというのは、猫の繁殖制限を目的とする。ならば、地域猫というのは、それプラス、地域の環境衛生の改善をプラスとして、目的と考えられていると思うんですね。なので、ちょっとこれ、私が自分で地域猫とTNRを不等号で表したら、こうなるかなと思うんですね。「地域猫>TNR」ですね。なので、地域猫活動が至るところで確かに盛んになればよいのですが、それをしようとしたら、地域の方々、住民の方々が主体となって、確かに隣保班やったり、自治会などの協力を得ながら餌やりのルールを決めて管理をしていかないといけないので、理解を得るために、かつ、理解を得るための活動から始めないといけない。そうこうしているうちに、時間をかけているうちに、猫はどんどん増えていきますから、そうしますと、猫に困られている人もまた増えていくし、殺処分されるために生まれる猫も増えていくと。そういったことから、TNR先行型地域猫活動といって、有志の人がTNRをどんどん進めながら、同時に、地域と連携を深めていくっていうやり方があるそうです。

なので、本町でも、このTNR先行型地域猫活動を進めていってはどうかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

議員からの一般質問の通告があつてから、深く勉強させてもらったという形の中でなんですけれども、確かに先行型TNRの先行型があるということは確認はしております。ただ、先ほどから申していますとおり、野良猫に対する感情がどうしても、「保護すべきだ」「迷惑だ」という感情が入り乱れるというところもありますし、その地域猫活動に関しましても、ただ単に保護したいという方だけの問題で保護ができることじゃなくて、その周りの方に対する御理解も必要性があるということが考えられます。

そういったこともありまして、すぐさま、その活動をできるかというところは、まだちょっと時間を要するところがあるのかなと思っておりますし、慎重に対処していかないとけないのかなとも思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

先ほど、野良猫を保護するのにちゅうちょするような、そういった住民感情があるとか、助けたい人のためにやるのがどうのこうのとか言われましたけれども、このTNRっていう

のは、繁殖を防ぐためにするものであるから、猫の被害に困られている人にもプラスの面、これ以上増えてもらったら困るっていうのが本当にあるから、このTNR活動というのは有効じゃないのかなと思って提案しているんですけども、なかなか難しいというのは承知はしておりますけれどもね。この長崎県の動物愛護管理推進計画というのがありますけれども、この中に、県の役割、あと、中核市、保健所設置市の役割、あと、その他の市町の役割っていうところがあります。で、本町は「その他の市町の役割」に入ってくると思うので、読み上げますと、「この動物愛護に関する課題の多くは、地域社会に密着したものであることから、このような課題を解決していくためには、地域の実情に応じた細やかで主体的な取り組みが必要です」って書いてあつとですよ。なので、先ほども言ったように、野良猫被害に遭われている方はこれ以上困っていきたくないですし、あと、増やしてほしくない。また、小さな命を守っていきたいと言って保護活動をされている方は、こういった不幸な猫を増やしたくないって思われていると思うんです。そのための解決手法の一つとして、このTNRを前向きに考えていただきたくてですね。

ちょっと以下は紹介になるんですけども、この公益財団法人どうぶつ基金というのがあって、この動物の適正な飼育方法の指導、動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の推進に寄与することを目的とした民間団体なんですね。この事業の中に、さくらねこ無料不妊手術事業というのがあって、その中でも、行政枠というのがあるとですよ。それに参加登録したら、不妊去勢手術が無料で受けられるチケットを交付していただけるということです。

また、こういった活動をされている自治体もあります。このガバメントクラウドファンディングというサイトで、猫問題を解決するための器具等の費用を募った佐賀県の上峰町ですね。この一代限りの命の大切さを忘れず、人と猫たちが共存できる社会づくりを未来につなげたいということで、目標金額250万円を設定されていたのを大幅に上回る620万円ぐらいですね。約2.5倍の寄附が集まったそうです。もう、これ自体は終わっているんですけども、とてもすばらしくできているので、よかったら見てほしいなと思います。こうやって先駆的な取り組みをされている自治体もありますので。

あと、動物愛護に関する計画自体は、もちろん県主体ですけども、問題解決に向けた取り組みは市町でやっていくべきだと思います。ぜひこちらの研究からでいいので、まずしていただいて、前向きに考えていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

御教示していただいた例につきましては、検討の余地があると思われますので、本町の実情を加味しながら確認をさせていただいた上で、調査研究をさせていただきたいと思います。

また、長崎県の動物愛護管理推進計画の点で、市町の役割ということで述べていただきましたけども、動物愛護に関する啓発普及の方法として、いろんな方策を検討していきたいとは思っております。野良猫に関する様々な感情を考えると、なかなかちょっとこう、難しいところもありますけれども、慎重な対策を講じながら、まずは動物愛護の普及あるいは啓発をして、適正な飼養の周知を行いながら、検討課題として調査研究を行っていききたいと思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

もう時間がないので、「学び合う機会」のところはちょっともう行けないんですけども、この野良猫問題って、どうしてもマイナスイメージがあると思うんですけども、やり方一つでチャンスに変えられると思うんですね、考え方一つで。この野良猫問題、このまま何もしなければ、このまま。10年後も30年後もこのまま。猫を守りたい方は自費でやられている方がほとんどですので困窮していきますし、一方、猫に悩まされている方は悩まされずに生活されたいですので、住民トラブルは続いていくと思うんです。私は、動物に、人に優しい波佐見町であってほしいと思っております。「はちゃまる」ってありますよね。「はちゃまる」って波佐見町の形が猫に似ているから、この猫をモチーフにされていると伺っております。この猫に対して優しい町をアピールすることによって、「波佐見って、また新しかことばしよらすね」って言われるし、あと、今元気なイメージがあるかもしれないけれども、元気なイメージがある本町ですけども、今はちょっとマイナスイメージもついていると思うとですよ。だからこそ、プラスのイメージのプロモーションをやっていけないといけないと思いますし、そして、最終的には、問題解決につながるような取り組みが大切だと私は考えております。

すみません、最後に、町長、この御意見をよかったらお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

非常に熱意の籠った御意見でございました。しかし、こういうのを、やはりいろんな地域とか、そういう、やっぱり地域性とか、地区とか、そういう中にですね、議員さんのような熱意のある人が二、三人おれば、それから大きくしていくと。その中から、今度はいろんな知恵とか支援を行政がというか、最初から行政が「こうしましょう、ああしましょう」と言っている物事はほとんど成功しておりません。そういうふうにして、民間でできることは民間でって言いながらやるんじゃないかと、民間がそれだけ頑張っているんだから、何かほかにこういう手だてがないか、ああいうことをしてみたらどうかというようなですね。だから、一遍でこう、じゃなくして、まずは1カ所か2カ所、そういう熱意のある人たちがやる気を起こされるような、そして負担を感じないような、そういう中から、行政のバックアップをしていければと。そっちのほうで非常にうまくいっているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、7番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時45分より再開いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

こんにちは。通告に従って一般質問を行います。

1. 住民の安全・安心な生活環境保持について。

近年、毎年のように、住民を脅かすほどの大雨や台風が発生し、農作物をはじめ、民家被害や土砂災害等が発生している。また、二級河川川棚川においても、大雨や台風接近時の河川の増水状況は住民の大きな恐怖となり、今後の生活において、河川の氾濫等への不安は大きいものがある。

そこで、次の事項について問う。

（1）近年の大雨や台風等における災害状況はどうか。

(2) 災害等の状況把握の方法は、どのような手段で行っているのか。

(3) 災害復旧工事において、国、県及び町の補助金は、現段階でどの程度を要したのか。また、町としては、予算内で対応できているのか。

(4) 河川法では、河川管理者（都道府県知事）は、河川整備基本方針や河川整備計画を定め、市町村の意見を聴かなければならないとなっており、公表するようになっている。そこで、これまでどのような意見や要望を町長として述べてきたのか。

(5) 第10次波佐見町基本計画や波佐見町景観計画の計画策定に当たり、景観の維持に対する町民の意見や要望等はかなり多いと思うが、今後の取り組みはどうするのか。

(6) 平成30年第2回6月議会及び令和元年第2回6月議会において、町長から、「引き続き県へ流木伐採等の要望を行う」との答弁があった。その後、河川整備について、県にどのような働きかけを行ったのか。

(7) 現在、もうかる農業の推進が提言されているが、河川内にすみついているイノシシにより被害も見られる。また、このことが児童の通学にも影響を与え、通学路の変更をも講じないといけない現実がある。このような実態に対して、どのような対策を講じようと考えているのか。

2. 交通環境の整備改善について。

「来なっせ150万人」という観光客の来町目標を掲げる中で、高齢化や防災に強いまちづくりを考えたとき、交通環境（県道、町道、農道）を整備及び改善することは、町民の大きな願いの一つである。

そこで、次の事項について問う。

(1) 施行に当たり、いろんな縛りがあると思うが、これまで行われた道路工事について、計画性と緊急性の面において疑問がある。多額の予算を講じて行われる工事であるため、10年後、20年後といった先を見据えた工事と、緊急性を考慮した工事を行うべきだと思う。そのことが住みよい町波佐見の実現や定住者の増加にもつながり、人口増や町の活性化にも通ずると思うが、どうか。

(2) 高齢化が進む中、また、障害を持つ方に対して、生活しやすい歩道の整備が行われているか。また、町内の歩道の整備状況について、どのように考えているか。

(3) 地元住民をはじめ、観光客等の車両が増加傾向にある中、歩道整備の際は、町内全ての歩道で自転車通行可にすべきと考える。また、歩道の計画的な雑草の除去を行うべきで

あると考えるがどうか。

(4) 交差点等に設置してある赤いポールは車両等の規制のためと思うが、意味をなさないポールがあり、設置は本当に必要なのか。

また、町民が疑問に思っているのが、道路工事完了後にポールの設置をされていることである。このことは、施工計画時の問題と考えるがどうか。

(5) 宿の交差点について、横断歩道の位置の移動や歩行者優先の「歩車分離式信号機」の設置を考えてはどうか。近隣では、嬉野市立嬉野小学校区内の鷹巣交差点に設置されています。

(6) 通学路の安全対策上、雨天時の歩行者（児童・生徒）の安全確保が十分でないため、道路舗装工事の計画の見直しはあるのか。

(7) 南小学校区の鶴川理容店前に信号機を設置することで、どのような交通事情を予想しているのか。また、登校時の交通量から、信号機が設置されることにより、小学校校門前の渋滞により小学校の通学に影響を与えると思うが、設置に当たりどのような状況を想定しているのか。

(8) 児童の登下校については、波佐見高校正門前を横断させたほうが児童の安全は確保できると考えるが、保育園との関係もあると思う。検証期間が必要であると思うがどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。午後 1 時から再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

3 番 田添議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民の安全・安心な生活環境保持について。

近年、毎年のように、大雨や台風が発生し、農作物や民家被害や土砂災害等が発生してい

る。また、二級河川川棚川においても、大雨や台風接近時の河川の増水状況は住民の大きな恐怖となり、氾濫等への不安は大きいものがあるということで、近年の大雨や台風等における災害状況はどうかという御質問でございます。

近年は、地球温暖化の影響と思われる台風、大雨による大規模災害が毎年のように全国各地で多発しています。今年は熊本県南部を襲った大雨被害が記憶に新しいものと思っております。

本町の近年の災害を発生させる大雨や台風の状況を申しますと、平成30年度は大雨警報が4回、台風10号、21号、25号と、三つの台風で暴風警報が発令されました。令和元年度は大雨警報が2回、台風17号で暴風警報が1回発令されています。今年度は、大雨警報が6回、洪水警報が1回、台風9号、10号で2回暴風警報が発令されました。

次に、災害等の状況把握はどのような手段で行っているかという御質問ですが、大雨や台風により災害が発生した場合は、まず、住民や自治会長から、役場のほうに直接出向いて被害の報告をされる場合と、電話による報告があります。それを受けて、担当の職員が地図等で場所を確認し、2名体制で現場へ出動し、被害状況の確認や写真撮影、被災状況のメモを取り、役場に戻り、災害報告書により関係課に回覧し、情報の共有を行っています。

この際、倒木や土砂撤去など、職員で対応が可能なものについては応急工事等を実施して、道路であれば通行の確保、河川であれば、流水断面の確保などを行うこともあります。

(3) 災害復旧工事において、国、県及び市町の補助金は、現段階でどの程度を要したのか、また、町としては予算内で対応できているのかという御質問ですが。

建設課が管理する道路や河川については、公共土木施設災害として取扱いを行い、被災額が60万円以上の場合は、国庫補助事業として、事業費の3分の2、約66.7%が国負担、3分の1、33.3%が地方負担となっています。60万円未満については、町の単独災害として、国、県の補助金なしにより復旧工事を実施しています。

最近3年間の実績では、平成30年度に、補助対象の災害で、道路が5件、事業費2,071万5,000円。うち国の補助金1,381万7,000円です。河川が3件で、事業費1,494万3,000円。うち補助金が996万6,000円となっています。補助災害の対象とならない町単独災害は、道路が15件で、事業費が292万1,000円、河川が3件で事業費88万8,000円となっています。

令和元年度では、補助災害で道路が1件、事業費107万6,000円、うち国の補助金71万8,000円。河川が1件で、事業費165万円です。うち、補助金110万円。町単独災害としては、

道路 1 件、事業費18万7,000円、河川ゼロ件となっています。

今年度の令和 2 年災害の見込みとして、補助災害として道路が 1 件、事業費198万円、うち補助金132万円、河川ゼロ件。町単独災害では、道路が 3 件、事業費73万9,000円。河川が 5 件、事業費124万円となっています。

また、予算内で対応できているかとの御質問ですが、災害においては、当初予算で例年 1,200万円を計上し、その年度の災害発生状況により不足する場合は、補正予算で対応している状況です。

(4) 河川法では、河川管理者（都道府県知事）は河川整備基本方針や河川整備計画を定め、市町村長の意見を聴かなければならないとなっており、公表するようになっている。そこで、これまでにどのような意見や要望を町長として述べてきたのかという御質問ですが。

河川法第 5 条の 4 により、川棚川は長崎県知事が関係市町村長に意見を求め、昭和45年 3 月31日に二級河川に指定されています。

河川整備計画については、河川法第16条により、平成17年度に川棚川水系河川整備基本方針が策定され、第16条の 2 により、平成21年 3 月に川棚川水系河川整備計画が策定され、今後20年から30年間の具体的な整備内容が示されています。

県の整備計画に対しては、平成17年10月に、河川法第16条の 2 第 3 項の趣旨に基づき、意見を述べる学識経験者の集まりとして、川棚川水系河川整備検討委員会が設立され、公募委員 2 名を含む18名で組織されています。平成19年 1 月までに11回の検討委員会が開催されており、川棚川の河川整備の在り方についての提言が行われ、整備計画案が提示されています。この整備計画案に町長の意見を求められ、町としては、県の整備計画には、治水、利水、環境のそれぞれの分野で、専門の大学の先生や波佐見町と川棚町の農林漁業の代表者、地域活動の住民の代表等で組織された委員会により、十分協議された計画であることから、追加要望の意見は出していません。

(5) 第10次波佐見町基本計画や波佐見町景観計画の計画策定に当たり、景観の維持に対する町民からの意見や要望等は多いと思うが、今後の取り組みはどうするのかという御質問ですが。

本町では、景観法第 8 条により、平成24年 4 月から景観行政団体となり、平成25年度から平成26年度までの 2 カ年間に於いて、長崎県の補助事業を活用して、景観計画を策定しています。

平成27年度において、波佐見町全域を一般景観計画区域として、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めるために波佐見町景観条例を制定し、平成28年4月1日から施行しています。

これにより、町民、事業者、町の役割として、良好な景観形成を進めていくためには、それぞれ自主的な取り組みとともに、連携や協働により景観形成を進める必要があります。

町民の役割としては、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観づくりへの関心と理解を深め、自主的な景観形成に努め、良好な景観の創出につなげる。協働による景観形成のため、地域コミュニティとして、主体的、積極的に、地域への愛着を持って、景観づくりに関わり、景観形成の施策に積極的に参加、協力することになっています。

また、事業者の役割としては、事業者が管理している建築物等や事業活動が景観に影響を与えることを認識し、地域における景観形成に貢献し、地域の活動への参加支援に努めることになっています。

町の役割は、景観形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施する。町民、事業者等への意識の啓発及び知識の普及を図るように努める。公共施設等の整備では、先導的な役割を担う。景観形成に関する施策の策定及び実施に当たり、町民、事業者等の意見を反映させる。情報提供を積極的に行うことになっており、景観整備に努めてまいりたいと思います。

今後の取り組みとしては、現在、教育委員会の文化財保護班において、中尾・鬼木地区の文化的景観の選定に向けた事業が取り組まれていることから、その文化的景観に見合った重点景観計画の策定を行う予定です。

次に、（６）平成30年第2回6月議会及び令和元年第2回6月議会において、町長から、引き続き県へ流木伐採等の要望を行うとの答弁があった。その後、河川整備について、県にどのような働きかけを行ったのかという御質問ですが。

二級河川川棚川のしゅんせつ工事及び支障木の伐採については、令和元年4月に要望書を提出し、その後、令和2年1月末に県議と土木部長が現地調査にお見えになり、私も同行したところです。2月には、県北振興局の河川課の現地調査があり、それぞれ現地を案内し、状況の説明をしています。その後、令和2年4月に、改めてしゅんせつ、伐採の要望書を提出しています。

また、令和2年度には、総務省において、昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消できるようにと、緊急

しゅんせつ推進事業債が創設され、県河川や市、町の管理する普通河川のしゅんせつ事業が計画実施されることになりました。令和2年度事業として、県では、76河川のしゅんせつ事業が計画され、そのうち、川棚川水系では3河川が計画されており、波佐見町内の県河川皿山川のしゅんせつ工事が計画されているようです。

波佐見町の事業においても、普通河川3カ所、三ノ股川、永尾川、日見須川のしゅんせつ工事を実施しているところです。

次に、（7）現在、もうかる農業の推進が提言されているが、河川内にすみついているイノシシにより被害も見られている。また、このことが児童の通学路にも影響を与え、通学路の変更をも講じないといけない現実がある。このような実態に対して、どのような対策を講じようと考えているかという御質問ですが。

イノシシは草木が生い茂っている場所を隠れ家として行動していることから、河川内にすみつく環境の改善対策として、県河川においては、引き続き県に土砂のしゅんせつと草木の伐採を要望し、普通河川においては、町の単独事業でしゅんせつ伐採を行っていきたいと思います。

次に、2の交通環境の整備・改善について。

「来なっせ、150万人」という観光客の来町を掲げる中で、高齢化や防災に強いまちづくりを考えたとき、交通環境（県道、町道、農道）を整備及び改善することは、町民の大きな願いの一つである。そこで、次の事項について問うということでございます。

（1）施行に当たり、いろんな縛りがあると思うが、これまで行われた道路工事について、計画性と緊急性の面において疑問がある。多額の予算を講じて行われる工事であるため、10年後、20年後といった先を見据えた工事と、緊急性を考慮した工事を行うべきだと思う。そのことが住みよい町波佐見の実現や定住者の増加にもつながり、人口増やまちの活性化にも通じると思うが、どうかという御質問ですが。

議員の仰せのとおり、道路整備工事は、将来を見据えた計画的な工事と緊急を要する工事に分けて、地元住民の要望に応えながら実施しており、住みよい波佐見町と町の活性化を図ってまいりたいと思っています。

次に、（2）高齢化が進む中、また、障害を持つ方に対して、生活しやすい歩道の整備が行われているか。また、町内の歩道の整備状況について、どのように考えているかという御質問ですが。

波佐見町には県道が6路線と町道が314路線あり、その中で歩道等の設置があるのは、県道では4路線、町道では44路線となっています。歩道の構造としては、主にマウンドアップ方式、フラット方式、セミフラット方式の3種類がありますが、整備当時の流行にもよると思いますが、波佐見町内ではマウンドアップ方式が多いようです。

道路の新設や改築をする場合は、道路法や道路構造令、町の条例で定められた町道の構造の技術的基準を定める条例に従い行うことになっており、車道や歩道の構造や幅員が決定されます。道路構造令では、道路の種別を高速道路、自動車専用道路、その他の道路に分けて、第1種から第4種まで分類され、波佐見町の町道は地方部のその他の道路として第3種道路になり、道路の種類、地形、交通量による級別に分類では、第4級に該当します。

したがって、波佐見町の町道は、第3種第4級の道路として、基本的に整備を行っています。条例で歩道設置については、安全かつ円滑な交通を確保するため、必要がある場合において、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況、その他の特別な場合においては、この限りではないとなっており、現在、中央小学校の通学路である町道の歩道整備を計画していますが、道路用地の確保や、事業費に対する町民の御理解と御協力を頂き、よりよい道路整備が図られるよう努めてまいります。

また、国において、道路や建築物のバリアフリー化を推進していることから、今後の道路整備等の新設、改築の際は、検討していきたいと思います。

(3) 地元住民をはじめ、観光客等の車両が増加傾向にある中、歩道整備の際は、町内全ての歩道を自転車通行可にすべきと考える。また、歩道の計画的な雑草の除去（草刈り）を行うべきであると考えているかどうかという御質問ですが。

歩道整備の際に自転車通行可にすべきとのことですが、波佐見町の「町道の構造の技術的基準を定める条例」の第12条に自転車歩行者道についての定めがあり、自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い場合は4メートル以上、その他の場合は3メートル以上とする。ただし、地形の状況、その他の特別な場合においては、この限りではないとなっており、必要な道路幅員を設けるためには、町民の御理解と御協力と事業費の確保が必要と考えます。

また、雑草の除去につきましては、主要な町道については、年2回の委託費を予算計上し、実施している状況であります。今後も道路維持費の予算確保に努力するとともに、地域住民のボランティア活動を利用したアダプト制度等についても検討したいと思います。

次に、(4) 交差点等に設置してあるポール（赤色）は、車両等の規制のためと思うが、

意味をなさないポールがあり、設置は本当に必要なのか。また、町民が疑問に思っているのが、道路工事完了後にポールの設置をされていることである。このことは、施工計画時の問題と考えるかどうかという御質問ですが。

御質問の交差点は、八島の湯口商店前のことと思いますが、県道佐世保嬉野線と町道八島田ノ頭線と町道八島線との三方からの合流部になっており、県と町、警察とで交差点協議が行われ、その中で警察の公安委員会の指導により交通安全対策として設置されたものであり、役目を果たしているものであります。

次に、（５）宿の交差点について、横断歩道の位置の移動や歩行者優先の歩車分離式信号機の設置を考えてはどうか。近隣では、嬉野市立嬉野小学校区内の鷹ノ巣交差点に設置されているという御質問ですが。

横断歩道や信号機については、警察が現地調査をし、必要となれば、警察から公安委員会に上申がなされ、最終的には、公安委員会の判断で設置等をされるようになっています。

川棚警察署に確認したところ、横断歩道の設置については、基本歩道に対して設置し、歩行者の安全を確保する意味で設置してあるということで、横断歩道の移動については、極端に見通しが利かないなどの理由がない限り移動はないという回答でしたので、現在の宿交差点の状況では、移動できないものと判断しています。

また、宿交差点を歩車分離式の信号機に変更してみてもどうかとの御質問ですが、こちらも警察に確認したところ、車の交通量、歩行者の数などを勘案し、変更するかどうかを検討するということでした。また、歩車分離式の交差点にした場合は、信号サイクルが変わるので、他の信号機にも影響を及ぼすということで、周辺の信号機の状況も勘案されるようです。宿交差点においては、朝の子供たちの通学時間帯が一番歩行者が多いのではないかと思います。その時間帯は、キャノンへの出勤の時間帯にも重なりますので、他の交差点などの影響も考えると、歩車分離式への変更は難しいのではないかと見込んでいます。

次に、（６）通学路の安全対策上、雨天時の歩行者（児童・生徒）の安全確保が十分でないため、道路舗装工事の計画の見直しはあるのかという御質問ですが。

県道や町道において、大型車両や一般車両の通行量、また、曲線部など、道路状況などにより舗装が傷み、水たまりになったりしている箇所が見受けられます。町民からの通報や職員による巡回で発見した場合は、早急に簡易的な補修を実施していますが、場所によっては、何度も同じ場所を補修する場合があります。そのような場所においては、舗装業者に委託し

て工事を行っている状況です。本格的な舗装の打換え工事については、町道においては、現在5路線を計画実施しているところです。また、県道については、県北振興局の道路維持課に連絡をして、補修をお願いしています。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

よろしくお願いします。

2. 交通環境の整備改善について。

（7）南小学校校区の鶴川理容店前に信号機を設置することで、どのような交通事情を予想しているか。また、登校時の交通量から、信号機が設置されることにより、小学校校門前の渋滞により、児童の通学に影響を与えると思うが、設置に当たりどのような状況を想定しているのかの御質問ですが。

鶴川理容店前の交差点の交通状況については、南小学校前の町道西部線の道路改良の進展と万年橋の架替えに伴い、大型車両の通行が増加し、交差点の形状も相まって、児童が横断歩道を渡っている際に大型車両に巻き込まれないかとの懸念が寄せられていることは御存じのことと思います。このため、かねてから信号機設置を求める声があり、今回、警察協議も整い、信号機が設置されることになっております。この警察協議には、教育委員会も出席しており、信号機の運用についても説明を受けております。

今回の信号機設置については、これまで信号機がなかった南小学校側方面に対し信号機が設置されますが、児童の登校時間帯は、時差による歩車分離方式で運用され、現在、懸念されている波佐見高校側から南小学校側への横断歩道を渡る際には、両方向の車道側の信号が全て赤になることで、安全に横断できるものと考えています。

一方で、時差による歩車分離方式になりますので、これまでの押しボタンが廃止されることになり、横断歩道の信号を待つ時間が長くなります。また、通行車両も赤信号が長くなり渋滞も予想されますが、これまでどおり地域の方々と連携しつつ、学校での指導を通じて、安全に通学させたいと考えています。

（8）児童の登下校については、波佐見高校前正門を横断させたほうが児童の安全は確保できると考えるが、保育園との関係もあると思う。検証期間が必要であると思うがどうかというお尋ねでございますが。

議員のお説の波佐見高校前を横断させる話は、信号機設置に伴う地元説明の折、地域の方

からも提案がありました。この横断歩道は見通しもよく、地域の方からは、信号機を設置すれば現在の通学路より安全であるとの話であり、横断歩道のみを考えれば、教育委員会としてもそのように考えております。

しかしながら、実際にこの横断歩道を通学路とするには、先ほど申し上げました信号機の設置が必要であること、波佐見高校側から渡った先が、農村環境改善センター駐車場の出入口であること、改善センター側歩道から南小学校体育館前の駐車場に渡る横断歩道がないこと。さらには、南小学校体育館前の駐車場内に、そこでの通行には保育園送迎の車が多く、歩道等の設置が必要であるなど、構造的な問題が数多くあります。

また、これらの問題解決には、関係機関との調整や、その整備に長期間を要することから、現在の鶴川理容店前交差点の危険性を鑑みた場合、現在の通学路については、全て歩道と横断歩道があるところを通学路としていますので、鶴川理容店前交差点に信号機を設置することが現実的であると判断しております。

なお、波佐見高校前を横断させる通学路につきましては、鶴川理容店前の交差点の信号機設置後や、整備が進んでおります町道南部線の道路改良後の状況を見ながら、保護者も交え、将来的な課題として捉えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

重々説明いただきましたが、町長にお尋ねをします。計画としては、県が示した川棚川系河川の整備計画等々があるわけですが、本町においても、景観計画等が示されているわけですが、今現在の、とにかくこの川棚川の下流部分の景観、それから、大雨や台風時のあの増水状況を見て、どのように感じておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員がおっしゃるとおり、川棚川は支障木がたくさんございます。梅ノ高野の荒瀬橋から上流ですね。稗木場、宿郷では陣川橋の下、村木郷に入ると村木川、皿山川というところ、結構な支障木とかしゅんせつがありますけども、県のほうにも要望する際にお尋ねするんですけども、泥とか木を全部取ってしまうのはあまりよくないと。それは生き物の関係もございますし、全て排除してしまったら、今度は水が勢いよく流れてしまうと。それで、支障木といいますけれども、それはそれによって役目があるんですよと。それで川の流れを止めて

しまった場合は駄目なんですけども、それがいい具合に倒れて、川の勢い、流れの勢いを止めているという、そういう利点もあります。そのような説明を受けております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

この波佐見町の景観計画は平成27年1月8日に策定されているんですが、それを作成するに当たって、平成25年10月に町民の意識のアンケートをされています。このアンケートを見れば、山林とか河川、これについての取り組みは、町民のもう多くの意見だと思うんですね。これまでも、後で、質問いたしましたけれども、2回ほど話題になっておるわけですが、近年のこの大雨、それから台風等によって、私もどうしてもこう、自治会の仕事をしていた関係で、もう明るくなれば真っ先に河川の状況を見に行っている。何か、それがもう習慣になっているんです。一回、建設課の課長さんも見に回られておりました。

各自治会からの要請もですけど、やはりこう危機感を持って、「明日、雨が降るぞ。どうだろうか」という、そういう状況を自分の目で、通報があつてから現地に出向いて、次の手配をするんじゃないくて、やはり、住民がどういう状況に置かれているのかというのを、やはりもっとこう、考えていただきたいなと思っています。

ここで、これは春田橋、稗木場郷にある春田橋から撮っているんですが、ここは2年ほど前によしあたりを全部、柳も含めて伐採作業をされたんです。もう、今現在、これ、伐採しているように見えますかね。もう全然周りと変わらない状況なんです。要するに、予算や経費をそういうところに使っても、もう、すぐ元に戻ってしまって、果たしてどうだったんだろうかという、どこを手を入れたんだろうかという状態。

また、もう一つ言いますと、この春田橋の先のほうは、写真ではよく分かりませんが、法面がコンクリートじゃなくて、まだ土砂のままなんです。今、草がぼうぼうしております。この近年の大雨とか増水で、かなり傷んでいると思います。よく河川の氾濫を、原因を追究したときに、イノシシとかモグラとか、そういうところがすみついて、だんだんだんだん弱くをし、水量が増したときに氾濫を起こしているんだというような報道もされています。だから、事が発生してからは誰でも、いろんな対策ができるんですよ。そういう危機感ですね。もう、あの橋の上まで来ようかっていう、ああいう増水した状況。または景観を、計画の中では本当にきれいなものが示されて、上のほうはきれいにされています。しかし、上流をきれいにしたためにですね、下流であるほうは、いや、流れの調整というかもしれんけども、

大体、あの河川の整備をしたときは、ああいう最初から柳は植わってなかったはずですよ。自然と、自然の力でああいうよしが、または、鳥や魚が生存をしていったんです。今現在、皿山川には鮒1匹おりませんよ。どんどん、どんどん変わっていています。だから、全部取るのはいかがでしょうか分かりませんが、やはりある程度、あの桜づつみをきれいにされています。だから、余計にあの河川内が物すごく悲惨な状態ですよ。本町に来られた方がどういうふうに見られるのか、私もあの桜づつみを歩いてみました。大きな鯉が泳いでいます。そして下りようかなと思っていたら、階段辺りがですね、随所に、樋渡橋、あの辺、近郊からずっと川沿いに降りられるように階段を作られているんですよ。降りていっても、足の踏み場がありません。柳が折れたり、よしが生い茂ったり、せっかくああいう施設を作っておりながら、桜づつみと併せて、川棚川において、水を触ってみませんか、生きている魚見てみませんかとか、そういうふうにどんどん広げていっていいはずなのに、今現在は、その河川のところ、農業されている方を僕は責めたくありません。河川から上がれないように、桜づつみのところはこういうメッシュまでして、向こうから飛び石を渡ってきても上がれないような、そういう状況があるんですよ。

だから、建前でこうです、ああですと言うことはもう十分分かるんですが、もうこういう状況であるならば、実際、被害がこの町内で発生しない限り、何か先に進まない、いろんなところで意見や協議はなさっていると思いますが、それに対して、僕は緊急性があると思うんですけれども、その件に対してどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、波佐見町だけではなく、県内どこでもそういう状況であります。だから、県においては、今回、76河川をそういう国のしゅんせつ事業によって工事をするわけでございますけれども、国においても、しゅんせつをしておいたほうがよかったということで、総務省において、そういう河川のしゅんせつ事業債が設けられたわけでございますので、そういうひどいところは、県河川でありますけれども、県も地元状況を見ながら整備をされていると思っております。

今後も、地元に住む、波佐見町建設課で一番河川が分かる状況ですので、そういう状況を説明しながら、ひどい箇所から要望をしていきたいと思います。河川の中にアシとかがあるんですけれども、アシはアシで水の浄化をするいい面もありますので、そればかりがちょっ

と悪いって言うんじゃないくて、そこに泥が溜まっておれば、当然、泥の除去をしたほうがいいですけども、アシが立っているからといって、アシは全部刈るよりも、あったほうが環境のためにはいいのではないかと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

これまでも、こういう河川の整備については私も見聞きをしてきたんですが、河川法の第16条の3、市町村長の施工する工事等ということで、「市町村長は河川管理者と協議をして、河川工事または河川の維持を行うことができる」と。そして、その第3項には、河川管理者に代わってその権限を行うものとするという、この第16条の3については、どのように受け止めておられるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

第16条の3には、「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、河川に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」、これですかね。

失礼しました。16条の3、「市町村長の施工する工事」というところで質問があったものと思います。ここの第16条の3の3項ですかね、議員がおっしゃるのは。「市町村長は、第1項の規定による協議に基づき、河川工事または河川の維持を行う場合においては、政令で定めるところに、河川管理者に代わってその権限を行うものとする」というところかと思えます。県河川であるから、県河川にお願いするんですけども、町の管理においては、普通河川を管理をしているわけでございますけども、町の財政においても、余裕を持った財政では決してありませんので、災害とか何とかあった場合は県のほうに言っておりますけれども、主として、町の河川の事業について、町の予算で行うというところにしております。県の河川までは、ちょっと手が届かない状況でございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

私が勉強不足かもしれませんが、町単独で、県の管理下にあってもできるんじゃないかなと思っております。幸いにして、ふるさと波佐見を応援しようと言われる方がたくさん、今年度、どのぐらいのふるさと納税があったか分かりませんが、そういうものをぜひ返

礼品の中に、まちづくりのこういうことに使わせていただきましたと、ちょっと写真だけでも添えてやることによって、「ああ、応援してよかった、こういうものに、自分のふるさと活性化のために活用されているんだ」と、そういうことを考えれば、少しはそこに、河川の、または景観の整備に僕は充てることはできると思いますので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

時間があまりありませんので、2点目の交通環境の整備改善についてです。できないことも分かりつつ質問をいたしました。

一番は、私も66歳になり、いつ身体に障害を持つ身になるかも分かりません。今現在、町内を見ると、多くの方が散歩をされたりジョギングをしたり、または、押し車で買物に来られている、そういう方や、リハビリも兼ねて一生懸命努力をされているという方の姿を見ます。そのときに、歩道の整備については、るる説明がありました。私が調べたところによりますと、人数が多いのか少ないのか、それによっても歩道の幅というのは示されている。今後、福祉を考えたときに、車椅子でも行けるような、やはりそういう整備をして、障害を持って、年取っても、まだ町の中を歩いて買物にも行けるんだよと、そういうまちづくりを目指してほしいと思います。「もう自分は動けんけん、家の中で閉じ籠もる」んじゃないくて、波佐見町は違う、これだけ道路の環境も整っていますよ、と。そういうことも含めた形で、何とか整備ができないのかと。

これは、宿のエレナの反対側です。コスモス側から濁淵に行く歩道です。以前から全然変わっていません。あそこを押し車とか、障害を持って杖で歩かれている方は歩きやすいんですかね。あれをそのままにしてる。昔のまま。現在、新しい民家も建って、その前はきれいにフラットになっております。ぜひ、そういう箇所がたくさん、ほかにもあろうかと思います。山角橋から波佐見病院に行く歩道、もう凸凹しておりますよ。子供たちがそこを通って、道路が陥没しているがために、雨の日には、車から跳ねられた水を浴びながら登校している。その現実を、子供たちが一生懸命雨でも歩いていこうとしている、そういうところをしっかりと整備して、よく通学路の安全確保とか言われますけれども、もう少し実態をよく把握をして、子供たちがああいう嫌な思いをしなくて済むように、僕は、山角橋、焼野、あの近辺、早く道路舗装工事を着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今、田添議員の言われたのは、西部線のことだと思います。西部線につきましては、今年度、南小学校の前付近を舗装工事を行っております。昨年は焼野の方面を行っております。事業費、西部線だけやるわけにいかんものですから、縦貫線とか皿山長野線、波佐見で一応5路線ぐらい、舗装の打換え工事をやっているんですけども、そういう状況を見ながら、前回は、焼野の皿山長野線のほうのカーブがちょっと大型車で舗装を壊していると、それで、頻繁に補修を行わなければならないということで、前年はそこをしました。それでも、小学校のほうも、地元住民の方から急いでくれと、そういう意見もありましたので、次は小学校のほうへと移っております。そういう状況を見ながら、少しずつ、一遍にはやれませんが、やっておりますので、今後もそういうふうに悪いところは続けて、西部線ですけども、舗装整備を行っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

毎日寒い中でも歩いていっている小学生、自転車で登校している中学生がいます。今のところ、大きな事故はあっておりませんが、どうぞ大人の責任として、計画はあるかもしれませんが、緊急性のあるところは前倒しでも早急に手をつけて、未来ある子供たちを守ってほしいと、強く要望を致します。

時間がなくて、ポールのことを言えませんでした。るる説明がありましたが、縛りはあるんでしょうけど、個人的には南小前の3本のポール、それから、窯業試験場から上がったところ、ここは一部は車が入れるようになっていたんですけども、もう今現在、車が入れません。町民の駅伝大会のときはここに車を入れたりとか、または高台ですから、災害時に避難する場所でもあるんです。一部の業者が、要求、苦情を言ったかもしれませんが、やはり、町の土地として、いろんなものに使えるような、そういうことも、ぜひ今後検討をし、言われたからすぐするんじゃなくて、本当に必要なのかということも十分協議をしていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね。町民の声を聞きながら、建設課としても、ポールの設置とかをやっているんですけども、稗木場長野線のポールにつきましては、長野方面の自治会より要望がありまして、そこのポールがなかったら、見知らぬ車がしょっちゅう止まって、ごみを捨てたりとか

があつて、なんかちょっと危険だと。全然知らん車が止まったりして危険なので、車が止まらないようにポールを設置してくださいという要望があつて、施工をしたものでございます。それもすぐではなくて、ちょっと時間をおいて、予算の関係もありましたけれども、要望から2年ほどたって施工をしたところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

それであるなら、不審者とか、そういう防犯的なものに当たるわけですから、それを、やはり根幹から解決していかないと、どんどん、どんどんほかのところに追いやってしまうような形になるのではないかなと思います。今後も、河川の整備、景観をよくする取り組み、それから、道路の状況についても、町民のために、理にかなった取り組みをぜひお願いをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

以上で、3番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時5分より再開いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

こんにちは。お疲れさまです。通告書に従って一般質問の概要を申し上げます。

まず、1、西ノ原土地区画整理事業について。

（1）町は、多くの都市整備手法の中からなぜ土地区画整理事業を選択し、取り組んだのか。

（2）町のにぎわいの場、おもてなしの場としての西ノ原地区の必要性と要件は何か。

（3）町が実施している公共事業であり、関係者や町民に対して、完成までの明確な期間と道順を示すべきだと考えるがどうか。

（4）町には、区域内の土地、家屋を厳しくする強い制限が与えられているが、それはな

ぜか。

(5) 地区内関係者の協力を強く得ながら、なぜ町は積極的に取り組めないのか。また、工事の長期化により地区内関係者は生活、人生設計ができない状態にある。このような問題及び課題に対して、町としてどう対応していくのかを、具体的な説明を。

2、災害発生時の緊急避難対策について。

(1) コロナ禍の自然災害時の対応と対策はどのようなになっているのか。また、9月の台風10号での対応と対策で得たもの、反省や今後の課題とすべきことは何であったか。

(2) 玄海原発事故時における避難（受入れ）対策で、新型コロナにより、これまでと違う対応が求められていると思うが、見直しは行っているか。また、本町は松浦市からの避難地に指定されているが、受入れのキャパシティーや支援体制は十分に確保されているか。

以上、あと詳細については発言席で御質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 岡村議員の御質問にお答えいたします。

1. 西ノ原土地区画整理事業について。

(1) 町は、多くの都市整備手法の中からなぜ土地区画整理事業を選択し、取り組んだのかという御質問ですが。

土地区画整理事業については、波佐見町立中央小学校の老朽化に伴う改築移転問題に事を発し、当時の中央小学校は屋内運動場がなく、運動場も校舎敷地から離れた場所を利用していたことから、現在地を含め、さらに恵まれた適地がないかを、位置検討委員会を設置し答申を求めたものの、結論を得ることがなく、発展的解散となっています。

議会でも多くの意見が続出し、平成元年6月に中央小学校改築促進の意見が議会より出され、その内容は、町の基本構想、基本計画に基づき、教育の未来像を描き、全町的配慮と努力を強く要望し、改築の促進を求めるというものでした。

その後、小学校校区5地区協議会を結成し、多角的な研究を進めたにもかかわらず、一致した円満な結論に達することはありませんでしたが、これ以上改築を遅延させることはできないとのことから、早急な用地の取得、校舎建築着手への願いを町長に提出されました。

町は、平成3年12月議会に中央小学校改築調査費の補正予算を提出し、審査未了で継続審議となり、後の臨時議会でも可決されていました。附帯決議として、今後住民の意見、要望を

尊重し、跡地、周辺地の活性化、振興に誠意を持って努力するように要望がつけられたことから、西ノ原地区の活性化推進と狭隘で危険な県道の交通安全対策、雨天時の浸水被害を同時に解決する手段として、土地地区画整理事業を計画し、取り組んだものです。

平成4年3月に波佐見やきもの里づくり事業振興計画、平成5年3月には波佐見町HOP E計画が策定され、西ノ原地区をセラミックゾーンとしてやきものの里の核となる町づくりの方向づけをし、個性ある商店街の形成、沿道周辺の整備によるやきものの里のまちなみ形成、地場産業振興センターの設置、HOP E計画によるゆとりある住宅団地の形成を主な整備方策として検討項目に上げて取り組んできました。

(2) 町のにぎわいの場、おもてなしの場としての西ノ原地区の必要性と要件は何かという御質問ですが。

西ノ原土地地区画整理事業は、西ノ原地区の活性化、県道整備、雨水対策等の課題対策として、町の厳しい財政難の中、平成11年に着工し、限られた予算の中で推進してきましたが、20年経過しても見通しが定かでなく、試行錯誤する中、平成18年、旧福幸製陶所跡を活用したカフェやセレクトショップなど様々な店がオープンし、今では西ノ原地区が町内外の観光スポットとして若い方々を中心に大きな注目を浴びるようになり、年間を通して多くの観光客が訪れるようになっています。

令和元年に行われた、J A F（日本自動車連盟）の全国52の支部のお薦め観光スポットの御当地応援グランプリでは、夏休みにぜひ行きたい場所としてネオクラシック調の西ノ原地区が断トツで全国1位の栄冠に輝きました。

また平成22年には、波佐見町講堂が木造洋館としては九州最大級の規模を誇る建築物として国の登録有形文化財となり、このことをきっかけに、旧来の土地地区画整理事業に代わり、文化財を中心とした新たな町づくりを進めていこうと、地元の有志において波佐見講堂・まちづくり協議会が設立されました。文化財を活用して、昔ながらの西ノ原のまちなみや文化的景観を保全するとともに、そこに住む住民と行政による協働の町づくりの実現を目指して、地域コミュニティの充実強化を図り、地域が主体となって町づくりを築いていこうと、これまでに18回の検討会を重ね、まちづくり夢プランが作成され、今後の土地地区画整理事業の計画に生かすようにと要望書が提出されています。

町においては、波佐見町観光振興計画を平成29年度に策定し、観光振興を図っており、それらの中、西ノ原を中心に企業が連携したクラフトツーリズム産業が経済産業省のローカル

ジャパン推進事業に選ばれ、JTBが中心となり、観光客の受入れ体制や宿泊施設、お土産品、飲食店等の観光産業の充実で、今後ますます国内外からの観光客の増加を期待しているところです。

さらに近くには観光交流センターやくらわん館、それに世界の窯広場があり、湯無田郷には、令和3年3月のオープンを目指し、歴史文化交流館を整備中であります。まさに西ノ原地区が波佐見町の観光のメッカとなり、扇の要の位置づけになるものと思います。

(3) 町が実施している公共事業であり、関係者、町民に対して、完成までの明確な期間と道順を示すべきだと考えるがどうかという御質問ですが。

町の厳しい財政難の中、平成11年に着工し、限られた予算の中で土地区画整理事業を推進してきました。その間、平成23年の東日本大震災や平成28年4月の熊本の大地震、令和元年8月の九州北部の豪雨など、これまで経験したことがない大規模災害が各地で続発し、国の土木予算は増額する中で、緊急性の災害に予算が集中し、恒常的な事業予算が大幅に削減されています。事業着工から20年以上が経過しているにもかかわらず、依然として国と地方の財政状況は厳しい状況であることから、完成までの明確な期間と道順については現段階では示すことができません。今後どのような形で西ノ原土地区画整理事業を進めていくべきか、国、県並びに地元との協議、調整を図りながら考えていく必要があります。

(4) 町には区域内の土地家屋を厳しく制限する強い権限が与えられているが、それはなぜかという御質問ですが。

土地区画整理法におきましては、施行者は、地権者、またはその同意を得た者が一人または数人共同して施行する個人施行者、2番目に施行地区内の地権者の3分の2以上の同意を得て設立する土地区画整理組合、3番目に地方公共団体、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の公的主体に限定されております。これは土地区画整理事業が、建築行為の制限、建築物の移転、換地処分など強制力を伴うものであることから、個人施行者、もしくは土地区画整理組合のように、地権者の一定の同意に基づく主体、または地方公共団体など公的主体に施行者を限定し、地権者の権利保護など、事業の適正な施行を確保する趣旨となっているためです。

(5) 地区内関係者の協力を強く得ながら、なぜ町は積極的に取り組めないのか。また、工事の長期化により、地区内関係者は、生活、人生設計ができない状況にある。このような問題及び課題に町としてどう対応していくのか、具体的な説明をの御質問ですが。

さきに述べましたように、国と地方の財政状況は依然として厳しい状況の中にあります。波佐見町においては、平成10年度末における町債残高が81億7,000万円に達した段階で、平成12年に波佐見町財政構造改善計画を策定し、次の4項目の目標を平成12年から平成21年までの10か年で進めてまいりました。

1. 大型事業等を含む財政計画で、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化に徹し、経費全般について徹底した節減合理化を推進する。

2. 扶助費の増大のため、町税の徴収率向上をはじめ、税外収入における受益者負担の適正化等により、自主財源の確保をするための必要な措置を講ずる。

3. 町債累増による財政運営の圧迫状況に鑑み、極力、一般財源の確保に努め、町債発行額の抑制を基本とし、町財政運営に支障が生じないよう適切な措置を講ずる。

既に積極的な行政改革により取り組んでいるが、新たな行政改革に相まって、さらなる事務事業や組織機構の見直し、定員管理、給与の適正化、公益的対応による事務処理の効率化を図り、簡素で効率的な行政運営と財政の健全化に努める。

そのような中、西ノ原土地区画整理事業においても、地元の関係住民の理解を得て、年間事業費を8,000万円とし、継続してきました。今日では、令和元年度に約1億円、令和2年度に約2億円の事業費割当てを受けて事業推進を図っている状況です。

議員仰せのとおり、工事の長期化により地区内関係者は、生活、人生設計ができない状況にありますので、今後、この土地区画整理事業をどのように進めていくかを、地元関係者と一緒に検討協議しながら、国、県にも相談し、事業推進を図りたいと思います。

次に、2、災害発生時の緊急避難対策について。（1）コロナ禍の自然災害時の対応と対策はどのようになっているのか。また、9月の台風10号での対応と対策で得たもの、反省や今後の課題とすべきことは何であったかという御質問ですが。

コロナ対策は、基本的に3密を避ける、体調管理、手指消毒に気をつけて避難体制を整えています。まず、避難されてこられたときは、受付での体温測定を行い、避難されてきた御家族について名簿記入を行っていただき、各部屋へと案内します。

実際、今年は4回の避難勧告を出しましたが、台風以外の大雨警報での避難については、避難者の数もそう多くはなく、3密は避けられたものと思っておりますが、9月の台風10号のときにはテレビ等で再三の避難の呼びかけもあっており、避難者が増えることは予想はしていたものの、予想以上に避難される方が多く、文化会館においては、避難所開設時間前か

らも避難されてきたような状況で、開設から3時間ぐらいではほぼ満員の状態となりました。

台風10号は、事前に避難者が多くなることが予想されていたので、町内三つの小学校の教室も、月曜休校、エアコンが設置済みということもあり、避難所として追加開設をしました。台風10号では、勤労福祉会館、文化会館、農村環境改善センター、東小、中央小、南小の6カ所を合わせて、9月6日、日曜日の深夜12時時点で最大581名の避難者がありました。

この台風10号では、多くの反省や課題がありました。再三にわたるテレビ等の避難の呼びかけは、我々の想像以上に早期に避難される方が多く、避難所として追加した3小学校の準備が間に合わないという事態になりました。また、今回はコロナの影響を避けるために段ボールパーティションを用意していましたが、パーティション設置に時間がかかり、避難所準備が予想以上に遅れたことも反省点です。また、マットなどの資材も不足していたことも今後の反省材料です。

その他、障害をお持ちの方の避難、ペットの避難など、今回初めて経験するものばかりでした。今回の台風で得たものとしては、これらいろいろな経験をしたことだと思っています。今まで経験したことのないことを経験したことで、それが次への知恵につながっていくものと思っております。

一方、反省や今後の課題とするところは、今回のように大勢の避難者が予想されるときに避難所準備の人員体制がまず上げられます。早期に避難される方が予想以上に多かったとはいえ、早期に避難所を開設しておいたほうが後の対応がスムーズにできると経験できました。

あと、資材の充実です。段ボールパーティションは予想以上に設置に時間がかかりました。もっと短時間で空間を仕切れるような資材の準備をしなければならないと思いました。

また、避難所職員の対応マニュアルなど、もう一度見直していく必要があると思いました。今回、避難者を受入れ後の対応について、避難所担当職員に伝達が十分できていなかったところがあったようです。これも反省すべきところです。

最後に、早め早めに準備対応を整える必要があるということです。今後、これらの課題を次に生かしていこうと思います。

(2) 玄海原発事故時における避難受入れ対策で、新型コロナにより、これまでと違う対応が求められていると思うが、見直しは行っているのか。また、本町は松浦市からの避難地に指定されているが、受入れのキャパシティーや支援体制は十分に確保されているのかという御質問ですが。

原子力防災対策については長崎県地域防災計画の中に定められており、本町は県からの指示で動くことになっています。本町の位置づけは、松浦市からの避難者を東彼杵町、川棚町と併せて受け入れることになっており、毎年その訓練が行われています。今年は、コロナの影響で実際の避難訓練はありませんでしたが、事故を想定しての通報訓練のみが行われました。実際、事故が発生すると、松浦市からの避難者は、まずは体育センターで放射能濃度を測るスクリーニング検査を受け、事故発生状況の聞き取りなどを済ませ、本町が用意する公民館等の避難所に向かうことになっています。

受入れのキャパシティについては、本町の受入れ可能人数は県に5,580人と報告しています。この数字は、本町の公民館等を含めた防災計画上の避難者総数は3,720名となっておりますが、この3,720名の1.5倍で報告しています。これは、本町の地域防災計画では、1人当たりの面積は3平方メートルで計算しております。一方、県の原子力避難計画では、1人当たりの面積を1.7平方メートルとして計画してありますので、余裕を見て、3,720人の1.5倍の5,580名と報告をしています。

今年は、コロナの影響も考えられますが、最初に申したように、原子力事故避難については県の指示により動くことになっています。本町への避難者は、コロナを考慮した人数を県が郡内各町に割り振って指示されます。その指示された人数を本町で受け入れるということになります。県でも、コロナ禍の避難者については現在検討中とのことですので、詳細は分かっていません。郡内で受け入れ切れない避難者については、大村市や他市町への避難をされるなどの対策を取られるのではないかと判断しています。

支援体制については、県の職員や自衛隊、警察等も人員を派遣するようになっており、そちらの派遣指示については県が主導で行うようになっています。

本町職員については、最初の受入れ場所である体育センターでのバスの消毒、スクリーニング、受付、健康相談業務などがあり、県、警察、自衛隊とともに業務に当たるようになっております。本町が主導して行う業務としては公民館等の避難所の開設となっておりますので、こちらは自治会長と連絡を取り合いながら、必要人員を配置するなどの業務に当たるようになるかと思います。また、資機材については、県から計画的に配分がっており、体育センター裏の備蓄倉庫に保管を行っています。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

計画から30年余り、事業着手から23年、私もこの事業に長年関わってきた経験を踏まえて、基本的な問題からの提起と、区画整理事業の推進の立場から質問を行いたいと思います。

先ほど町長、るる現在の西ノ原地区の重要性、必要性を申されました。それでは、そういう状況であれば、状況、条件であれば、なぜ工事を進めようとししないのか。その阻害要因が私はどうも分からないんです。地元としては事業に協力をされております。その西ノ原地区においても、人気スポットとなり、土日、祭日等はたくさんのお客さんが見えられます。本来だと、そういう状況であれば、進捗を図るのが筋だと思うわけですね。そうすると、その進捗が図られない理由、先ほど財政の問題のことは言われましたけれども、そのほかに何か理由があるのかですね。それと、現在の区画整理の進捗率は今幾らになっているのかを答えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まず、議員がおっしゃるように、なぜか。もう、あの計画そのものが財政破綻寸前になってしまっている。そういう状況で、このことを進めたら波佐見全体が沈んでしまうというような状況で、それでもなおかつ、県、国の事業の認可を受けたんだからというようなことで、私は町長に就任してから、やめさせてくれというようなことを言ってきたわけです。ところが、進めるほうの土地計画のほうは、国、県がこれだけ決定したことを覆すということは、あなたたちの議会も同意の上、県議会も同意をした上で進めているんです。今後一切、波佐見町が行う事業に対しては我々は協力できませんよというようなこと。

一方、総務、財政のほうに行きますと、あなたの町はこんなになっているんじゃないですか。何もできませんよと。財政破綻寸前だったら、まず、財政破綻になったら、この事業を真っ先に止められますよと。

そういう状況の中で、右にも左にも行けない状況だったわけです。こうして議会の皆さんといろんな話の中で、やはりこの事業も継続をしないかと。しかし、これをきちんと計画どおりにやるということになれば、財政破綻はもう必至なんだというようなことで、そしたら、住民の皆さんと話をして、最低どれだけの予算が出るのかと。はっきり言えば、通常の町民全体の行政水準を低下させない範囲の中では、現在考えられるあれは年間8,000万でしようというようなことを提示をして、そして、その中で地元の人たちが了解をされた。そして、その範囲で進めていかないと、進めないと、国、県に対してはどうしようもないと。

もっと早く進めろと言っても、あるものがなかったわけですね、はっきり言うて。にっちもさっちもいかない状況。だから、西ノ原の皆さん方の同意の下に一緒になって、そしてやってきた。

そういう中で、平成18年ぐらいから、新たないろんなカフェとか、そういうことができて、今度はやっぱり時代が変わって、お客様たちがそういうことを求めている。今、そういうあれがあって、西ノ原のお店の方々も結構潤っていらっしゃるんじゃないかなというふうな思いを致しております、これは非常にまだ今から長期にわたることですので、これも、ある面では、国、県の意向も尊重しながら、そして、住民の皆さん方の考え方も十分受けながら、そして、可能な範囲で進めていかなければならないんじゃないかなというように思っております。

不足分は、課長から説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今、町長が言われたところが理由でございますけれども、進捗率につきましては、現在28.4%となっております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先ほど、この地区の中央小の問題がちょっと、問題を答弁いただきましたけども、当時、ちょうど平成の元年、昭和の終わりから平成の元年については、現在の都市計画道路は1本もありませんでしたし、西ノ原地区を通過するのは、佐世保嬉野方面、武雄川棚方面、有田方面に向かう車の車両は全て西ノ原地区を通っていったわけですね。それが、1日の交通量としてはすさまじいものであって、交通事故も多々発生をしていました。

それで、今回の中央小学校が抜けていく、窯業試験場が抜けていく。それまで町づくりをやっていた当時の商工企画課が一番その状況に驚いたわけです。そこで、このエリアを何とかしなきゃいけない。というのは、西ノ原地区においては、当時、やきもの公園、陶芸の館、勤労福祉会館、それから工業組合、商工会、商業組合、それに簡易郵便局が一つ、銀行が二つあって、一定の波佐見町で唯一の街を形成していたわけです。それをそのままほっておくと、町の中心部が壊滅するということで、当時の商工企画課は街の再生に動き出しました。

そのいろんな手法を考えたときに、通常の道路工事ですれば、道路にかかった人は、地区

外に当然用地を求めて出ていく必要がありますけれども、この区画整理事業であれば、今ある現在地の付近に換地ができて、商売がそのまま続けられるというふうな結論に至って、当時の商工企画課は、関係者と一緒に町づくりを進めていったわけです。どちらかといえば、町のほうが土地区画整理事業をしませんかと呼びかける方向で、県外や県内の視察、勉強会を地区の人と一緒にやってきたわけですね。いろいろ、西ノ原の将来のあるべき姿を模索してきたわけです。

それで、事業計画等が進んで建設課に移ったのは平成5年からです。その間の平成元年から4年までは、商工企画課がこの西ノ原町づくりの手法、それから、いわゆる勉強会等を含めて一手に引き受けておって、地域の人と一緒に西ノ原の再生をやりましょうよということを進めていったわけです。

先ほど、確かに町の財政が厳しいということもあっていたわけですが、同じく平成の、12年後の11年から12年については下水道の事業も出てまいりました。当時としては、建設課としては、下水道を取るか、区画整理を取るかという話になったんですが、その中で両方ともやるという方針が町で示されたわけです。今、下水道のほうも、いろんな、どこまでの進捗か分かりませんが、縮小案等がなされていると聞いております。

今、一番、町の認識が足りないなというふうに考えておるのは、この事業は、波佐見町が計画立案し、波佐見町が実施を始めた。全ての責任はいわゆる町にあるんですよ。地区内の方にも話は進められてきたかとは思いますが。私たちも実際やってきました。町にとって一番よかったのは、区画整理事業であれば、関係者全員が地区内に住める、公共用地の土地買収の必要がない、そういうメリットがあったわけです。また、関係者は、公共用地に、公共用地は減歩に、自分の土地を拠出しなければならないというデメリットもあったんですけども、こういった問題等を全て解決して、再三再四、町に対して、行っていいですか、仕事進めますか。と同時に、国、県に対して、町としては事業推進のほうで進めていくという報告をしておりましたので、当然、国も県もいわゆる拠出するお金が生じてきますので、町としての財政は大丈夫かということも、二、三年にわたって聞いてきて、それで取り組んできたわけです。

今一番困っているのは、今、役場のほうも耐震、もしくは老朽化で危ないということで、新しい役場のほうの検討もされておりますけれども、西ノ原地区も全く一緒なんです。あそこら辺の家屋は全て昭和30年代から40年代にかけて建築されている。それで密集をしていると

ということで防災上の問題もあるわけです。もちろん、中心部の現在の道路は、当時、歩道やバリアフリー等の考えもありませんでしたので、今の状況は、家屋を取り壊した整備前以上に危険なんですね。そういったものを踏まえれば、お金の問題ももちろんあるでしょうけど、短期間で整備する必要があると思いますが、再度の質問でありますけども、いかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員がおっしゃられるとおり、もう事業を始めてから20年以上になっております。それでも、進捗率としては28.4%しかになっておりません。これは、問題はその事業費、内示率も60%あったものが今50%の内示率になっておりますし、国も地方も厳しい財政の中にある状態です。そういうことから、今後についても、やっぱり地元と協議しながら、どのように進めていくべきか。16.6ヘクタールの規模で今進めているんですけども、そういうところと協議をしながら、国と県にも相談をしながら、できるだけ早い期間で事業が完成するような考えか、方向を位置づけていかなければと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

11月5日の長崎新聞によれば、長与町の吉田町長は、10月30日に国交省に出向いて、加藤代議士等と一緒に国交省に出向かれて、区画整理事業等の予算増加の要望をされております。ですから、できない、しきらんと言うばかりじゃなくて、こういうことに東奔西走するのが本来の町長の役目じゃないかと私は思います。職員は、地元挟まれ、役場に挟まれて、大変苦勞をやっていると思います。事実、私もそういう状況にありました。ですから、それぞれの立場でできることはやっていただきたいというふうに思います。

また、この区画整理事業については、今日も3分の1ぐらいしかちょっと言えませんでしたので、時をいただいて、時間をいただいて、今後とも話を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、災害発生時の緊急避難対策についてとしておりますけれども、波佐見町の危機管理体制についてお聞きをしたいと思います。いいですかね。一旦そこ、座りますかね。いいですかね。

○議長（百武辰美君）

そのままどうぞ。

○4 番（岡村達馬君）

波佐見町の危機管理体制についてお聞きをしたいと思います。

本年9月6日、7日にかけての台風10号は、大きな人的被害はなかったと聞いております。関係者の御尽力のおかげだと思っております。しかし、その対応、対策は、初めてのコロナ禍で実践が行われ、数多くの学ぶことがあったと思っております。町民も近年最大級の台風襲来への対応に迫られ、一部、必要品が店頭からなくなる現象まで起きたことは記憶に新しいところです。

これが、コロナ発生までは従来の対応でよかったのかもしれませんが、避難所等のコロナ対策を含めて、一番変わったところ、対策にはどんなものがあったかを質問したいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

コロナ対策の、コロナ禍での避難対策ということでございますけども、先ほど町長が申しましたとおり、コロナ対策については、3密を避ける、それとあと体調管理、それとあと手指消毒というところで、今までなかった対応を求められておりました。

それで、今回の台風につきましては、先ほども申したとおり、テレビで再三再四にわたってから、数日前から避難の呼びかけがあっていましたので、相当な方の避難が予想されると思っておりましたけども、まずもって、早期にあれだけ早く、あのときは予報がどんどんどんどん遅くなっていた、台風が来るのがですね、なっていた、多分6日、日曜日の深夜が一番近づくことということで放送がなされていたんですけども、ですので、夕方以降に避難がされるんじゃないかというふうに思っておりました。ただ、蓋を開けてみたら、先ほど申しましたとおり、避難所を1時だったかな、開設しようということで予定をしておったんですけども、文化会館には、もう既にその前から少しずつ避難されてきていたという状況がございまして、我々の予想以上に早く避難を、やっぱりその昼のまだ明るいうちに、まだその風が来る前というところの気持ちだったのかなというふうには思いますけども、そういった形で早く避難されてきたというのが、物すごく私たちにとっては予想外のところでございまして。

それで、先ほど申したとおり、コロナ対策、コロナ禍の避難につきましては、まず、受付でそういった体温測定を行いまして、避難されてきた家族の一人なら一人でも構わないんで

すけども、4人だったら4人の名簿を書いていただいて、それと、あと手指消毒を済ましていただいて、各避難所へ、避難所というか、各部屋というか、用意した部屋のほうに移動をしてもらうということにしておりましたけども。

それと今回はその段ボールのパーティションあたりを事前には準備をいたしておりました。前の6月、7月にかけても3回ほど避難勧告をしておりましたけども、その際はその段ボールパーティションまで使うまでのそういった人数の方が避難されてこないだろうということとで設置をしておりますでしたけれども、今回はそういった多くの方が避難されてくるということで、段ボールパーティションの設置をしながら、朝から準備をですね。通常開設します勤労福祉会館、それと、あと文化会館、それと農村環境改善センターは、朝からそういった準備をして、1時の開館予定ということで準備をいたしておりました。

文化会館におきましては、先ほど言ったとおり、大体3時ぐらいには200名ほどの方がもう避難してこられまして、基本的に文化会館はこの地域防災計画の中では210名というふうになっておりますので、ほぼもう満員の状況で受入れをするような状況になりまして、そういった文化会館の方を、近くの中央小の教室のほうに移動ということで、3小学校の中でも、中央小学校の準備をまず始めまして、あと人員を増やしながら、南小学校、東小学校を開設していったという状況でございます。

本当に今回の台風につきましては、早め早めに対応しなければいけないなというのを本当、痛感させられたところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

まさにそれを言いたかったわけですね。というのは、町の避難勧告は午後4時30分だったんですね。13市8町の中で一番遅い避難勧告でした。西海市は午前9時30分にはもう避難勧告を出しております。お隣の佐世保市は、午後3時には全域に避難勧告から避難指示に切り替えて避難の呼びかけが行っております。この3時、佐世保市が避難指示を出した頃には、波佐見町はまだ、県の資料によれば、危機管理課の資料によれば、まだ避難準備の段階なんですね。どうして、この隣接している市町村によって、大きな4時間も5時間もの勧告が出たのかですね。

その中の資料の一つに、町の地域防災計画書の中の44ページに書いてあるんですけども、長崎地方気象台から県庁に行って、県北振興局に行って、波佐見町に来て、それから住民に

到達というところがあるんですけども、それが郡内の東彼杵町で午後2時は避難、避難勧告、東彼杵町が避難勧告ですね。東彼杵町で14時、川棚町で16時10分、波佐見町は16時30分なんですね。それは、気象台が波佐見町に台風の特別警報を出したのが4時42分ですので、たった12分前に波佐見町としては住民に避難勧告を出しているわけです。その時間的なものももちろんなんですけども、今、台風の中で早め早めの避難というのが一般的に言われておりますけども、当日、9月ではあったんですけども、風雨の関係で薄暗く感じておりました。早め早めの避難が県内で一番遅かったというのは、少し問題があったんじゃないでしょうか。対策本部等の協議の中でどのような方法が取られていたのかをお答えいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員おっしゃるとおりでございます。通常、避難勧告を出す際には、気象台からのそういった、通常の雨であれば土砂災害情報というのが、レベル4の情報が出されまして、それを受けまして避難勧告というのを出しているんですけども、この前の台風につきましては、気象台から、そういう避難情報のちょっと名前を忘れちゃったけども、その情報が出なかったというところで、気象台からのその情報を基に避難勧告を出そうということで計画をしておったわけなんですけども、それはなかなか出てこなかったと。避難されている方はもうあれだけありましたので、その中で避難勧告をちょっと遅きに失したとは思いますが、出したというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

時間がありませんので、最後の玄海原発の避難の受入れ体制についてお伺いします。

内閣府の資料によれば、先ほど総務課長が言われましたように、1人1.7平米、5,580人というふうになっているわけですね。波佐見町の避難所の体制が、玄海原発で受け入れる施設は32カ所中14カ所、9,285平米です。それを単純に割れば1.7で、単純に割れば5,461人、受入れが可能なんですけども、これが3平米になると、2,920人。現在、東北の福島辺りでは、これが一般的になりつつという情報も書いてあったんですけども、1人、コロナの影響で6平米取りなさいというふうになると、5,580人、本来なら受け入れられる避難所を1,547人しか受け入れられなくなってしまうわけですね。

これは、特に今の冬型の天候であれば、通常は30キロ範囲内での避難所としておりますけ

ども、福島浪江町の場合は、放射能が60キロまで到達しております。そうしますと、玄海原発から波佐見町まで42キロ、60キロになってくると、彼杵の役場付近まで到達をするということになっております。これは今後、コロナが早く収束してくれば一番それでいいんですけども、今の段階では、松浦市と再度いろいろ協議をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

先ほど議員おっしゃるとおりでございます。コロナの影響を考えれば足りないということでございますけれども、この原子力の関係につきましては、県の地域防災計画書の中に原子力災害対策編というのがございますけれども、そちらのほうで県が主導して避難者を避難させるという計画をされます。松浦市がこの計画の中では、先ほど申しましたとおり、東彼3か町に避難地が指定されておまして、この3か町で受け入れるような体制を取っております。もし、もっと多くの方が来られるということであれば、隣の大村市とか諫早市まで、そういった避難所を広げられるんじゃないかなというふうに思いまして、あと、県の指示によって、そのコロナ禍を考えたときに、1,500人ということで県から指示が参れば、その1,500人をうちのほうで受け入れるというふうな計画をいたしております。

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、風向きによっては、本町もそういった避難地域になるかもしれません。そこにつきましても、県の指示によって本町も動いていかなければいけないというふうには思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時20分より再開します。

午後3時4分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 藤川法男議員。

○11番（藤川法男君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

本町の基幹産業、そしてまた公共事業の優先順位と、そしてまた最後は官製談合について
ということの3点でございます。

初めに、波佐見町の産業振興について。

本町は、経済基盤である地場産業の窯業と農業、そして、今後に成長が望まれる観光事業
を推進しております。しかし、コロナ禍において大きな打撃を受けている中、来年度に向け
てどのような予算措置を考えておられるのか。

（1）今年の春の陶器まつり、これは中止となり、ネット陶器市、秋にはあちこち陶器市
が開催されました。窯業界の要望もあると思いますが、コロナ禍の時代にどのような支援策、
また方向性があるのか、お尋ねいたします。

（2）本町の駄野地区での農業競争力強化基盤整備事業による農地の圃場整備が実施され
ております。野菜等の園芸作物と水稻の複合的農業ができるよう進められておりますが、将
来、経済的に安定しないとなると、農業の担い手もなくなると思われております。販売等
を含めた事業も実施すべきではないかというふうなことをお尋ねいたします。

（3）観光事業は陶器販売に関する事業や体験型の「とうのう」があります。観光協会が
中心となって行われておりますが、来期はどのような計画か。また、町の行事も多岐にわた
っております。人手不足の懸念がありまして、その中、どのような推進をするのか、お尋ね
いたします。

2. 公共事業の優先順位と進め方について御質問をいたします。

自治会からの要望は多岐にわたっておりますが、町道整備、通学路や避難所となる公民館
整備、町営住宅建て替えなど、財源不足でなかなか進展をしております。しかし、さっき
質問もありましたとおり、長期化する西ノ原土地区画整理事業、また建設中の仮称ではあり
ますが歴史文化交流館及び、今、設計をされております新庁舎建設など、多額の予算措置を
要しております。この中、どのように進めるのかをお尋ねいたします。

3番、官製談合について。

本町町民に対して、公平で平等の精神を基本的に町運営をしておりますが、相次ぐ官製談
合により、その精神が失墜したとの町民の声も多く聞かれます。また、外部有識者を交えた
検討委員会の提言も生かすことができず、非常に失望しております。怒りを覚えるものであ

ります。

今回、新しく発足した検討委員会の違いと、今後の対策、併せて町民への説明と謝罪は十分であるのかを質問します。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見町の産業振興について。本町は、経済基盤である地場産業の窯業と農業、そして、今後に成長が望まれる観光事業を推進している。しかし、コロナ禍において大きな打撃を受けている中、来年度に向けてどのような予算措置を考えているのか。

（1）今年の春の陶器まつりは中止となり、ネット陶器市、秋にはあちこち陶器市が行われた。業界の要望もあるが、コロナ禍の時代にどのような支援策があるのかという御質問ですが。

新型コロナ感染症の流行により、陶器まつり理事会において、4月1日に今年度の波佐見陶器まつりの延期を決定しました。

政府は、4月16日に緊急事態宣言を全国に拡大し、人の往来や物流も滞り、やきもの業界も大きな打撃を受け、その後においてもコロナの影響は大きなものがあります。消費地にも出せない、行けない、お客さんも来ないという状況下で注目が集まったのがインターネットによる販売であり、それぞれの商社や窯元が民間の事業者と連携し、ネット販売への活路を求めて創意工夫されてきました。

町としましても、県と連携し、ネット販売に関する仕組みづくりやネット環境の拡充、共同販売事業支援、新商品開発、廃石膏の適正な処理に至るまで、業界の要望に応じて支援をしているところです。

また、秋のあちこち陶器まつりについては、御存じのとおり、9月から11月にかけて、町内各地で分散型の陶器まつりを、商社、窯元など業界連携の下、創意工夫し、開催され、多くのお客様にぎわい、大きな成果があっています。

東京ドームでの取り組みでは、従来どおり、商品開発を専門家の指導のもと行い、ドーム専用のウェブサイトにおいて、商品の販売、出展者の個社サイトの紹介、誘導を行うなど、新しい東京ドームテーブルウェア・フェスティバルが開催されます。

このように、業界が自ら生き残りをかけていろいろな取り組みが行われている中、今後、

コロナの状況も予断を許しませんが、コロナの前の状況に簡単に戻らないことを想定し、コロナ禍での新たな取り組みやアイデア、工夫に対して支援していかなければというふうに思っております。

次に、（２）本町の駄野地区では、農業競争力強化基盤整備事業による農地の圃場整備が実施され、野菜等の園芸作物と水稻の複合的農業ができるよう進められているが、将来、経済的に安定しないとなると農業の担い手もなくなると思われるため、販売等を含めた事業も実施すべきではないかという御質問ですが。

現在、駄野地区では、農業競争力強化基盤整備事業による基盤整備工事が県営事業として進められ、本年度の第３期工事により圃場の面的工事が終了し、最終的には令和３、４年度の附帯工事をもって事業が完了する計画になっています。

この事業によって、圃場の大区画化のほか、用水排水施設や暗渠排水の再整備等も行われることから、野菜等の園芸作物の作付も可能となります。

そこで、生産者、販売関係者、関係機関による駄野地区の農業の活性化に資することを目的とした駄野地区地域園芸産地づくり協議会が組織され、水稻から園芸作物への転換を円滑かつ着実に進めるための産地の合意形成に向けた話合いや、栽培技術等の向上を図るための栽培実証、生産物の販売経路の確立に向けた研修などを実施されているところです。

（３）観光事業は、陶器販売に関する事業や体験型の「とうのう」があり、観光協会が中心となって行われるが、来期の計画はどうか。また、町の行事も多岐にわたり人手不足の懸念もある中、どのように推進するのかという御質問ですが。

窯業、農業に次ぐ新たな産業として位置づけています観光業の振興については、特に近年、力を入れている施策であります。

平成29年度に策定しました波佐見町観光振興計画を基に、重点項目を設定し、国の地方創生推進交付金や県の21世紀まちづくり補助金等を活用しながら、誘客及び消費額拡大、組織強化、お土産品開発などの目標達成に向けて計画的に事業を推進してきているところです。

観光協会も人員の増強を図り、昨年12月には法人化し、今年３月には日本版DMO候補法人として登録され、自ら考え、施策を実行していく組織として一歩ずつ前進してきています。まだ組織としては始まったばかりですが、町とも連携して観光需要の増加に対応してきているところです。

これまでの体験型観光はもとより、民泊事業の充実や、車中泊やキャンプなどのアウトド

アを絡めた、時代に即した多様な宿泊施設の整備、開発したお土産品の普及販売、航空会社との連携事業など、あらゆる角度からの事業展開を行っていきます。

2. 公共事業の優先順位と進め方について。自治会からの要望は多岐にわたっているが、町道整備、通学路や避難所となる公民館整備、公営住宅建て替えなど、財源不足で進展していない。しかし、長期化の西ノ原土地区画整理事業、建設中の歴史文化交流館及び新庁舎建設など多額の予算処置を要する。どのように推進するのかという御質問ですが。

町道や町営住宅、新庁舎などの公共施設整備のように多額の事業費を要するもののほか、各課の事業については、毎年ヒアリングを行い、今後の事業計画である振興実施計画へ反映しているところです。

その中では、町税や地方交付税、国、県支出金などの歳入見込みや、人件費や扶助費、公債費などの歳出見込みを算出し、今後の財政運営がどのようになるかも併せて推計しております。

振興実施計画における公共事業の優先順位については、緊急性や重要性、今後の財政状況を勘案した上で判断していますが、多額の事業費を要する建設事業の財源において、主となるものは町債ですので、町税や普通交付税など、一般財源の状況、公債費や地方債残高の推移を見て、後年度に過度な負担を強いることがないように慎重に判断しています。

なお、耐震性が確保できていない現庁舎の建て替えにより公債費が増えることとなりますが、年間償還額1,900万円の中央小学校改築分が今年度で完済し、さらに年間償還額6,100万円の総合文化会館建設分が令和4年度で完済となるなど、過去の大規模事業の町債が完済となる見込みであることから、財政運営に対する影響は多大ではないと判断しています。

このような状況を考慮し、財源や事業費を調整しながら事業の推進を図ってまいります。

3. 官製談合について。本町は、町民に対して公平・平等の精神を基本に町政運営をしているが、相次ぐ官製談合により、その精神が失墜したとの声も多い。また、外部有識者を交えた検討委員会の提言も生かすことができず、非常に失望し、憤りを覚える。今回新しく発足した検討委員会の違いと今後の対策は。併せて町民への説明と謝罪は十分かという御質問ですが。

前回の対策では、役場管理職で対策を練って最終案としてつくり上げた後に2名の外部の専門家の方から御意見をいただいて、平成30年5月に官製談合事件に係る再発防止対策としてまとめ、公表させていただきました。

今回新たに立ち上げた検討委員会には、第1部会と第2部会と二つの部会を設け、係長クラスも一緒になって協議しています。第1部会では、入札、契約に関することを担当し、第2部会については、職員倫理規程の条例化、コンプライアンスガイドラインの見直し、より職員に分かりやすく具体例を例示するQ&Aの作成、それと、講じた対策や研修等をいかに自分のことに落とし込むか。その手法について協議する班も設けています。このように、係長クラスも入ること、それと部会を分けたことによって、より議論を深めようと思っております。

また、前回は、最終対策案をつくり上げてから外部委員に御意見をいただきましたが、今回は、分析や対策を練る、つくる段階から御助言をいただこうと思っており、より外部委員の御意見を反映できるものと思っております。

今後の対策については、横山議員のときも申しましたが、最終的には官製談合防止法というものを十分理解していなかった、そして自分のこととして落とし込めていなかったことが最大の原因ではないかと思っています。今後行う研修や工事業務のチェックシートなど、新たな取り組みの案も現在協議を行っていますので、そちらの協議を待って、どう対策を行っていくか、検討してまいりたいと思います。

町民への説明につきましては、まずは10月の広報でおわびを載せております。また、昨日、当人を含む関係者の処分を行いましたので、ホームページなどで周知は行ってまいりたいと思います。

最後に、謝罪については、今回の事件について、全ての町民の方の御理解をいただいているとは思っておりません。今後においては、誠意を尽くして職務を遂行し、信頼回復に努め、職員一丸となって今以上に波佐見町を発展させていくことが町民皆様への謝罪につながっていくものと思っております。事件のことを十分反省しつつ、三度、同じことが起こらないよう、職員のコンプライアンス意識を常に高めていけるような対策を講じていく所存でございます。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

まず、産業振興について、さっき御説明を受けましたけど、やはり来年度も、このコロナが収束をするということは、なかなか難しくなってきました。そうしますと、元来の陶器市ができないかなと思っております。聞くところによると、ある程度分散してするというこ

も聞いておりましたが、その辺りの情報があれば、お答えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、先日陶器まつりの会議が行われまして、春の陶器まつりに関しては、ゴールデンウィーク期間中に会場を一極集中じゃなくて、分散を行って、これも何カ所になるか分かりませんが、大方3カ所ぐらいに分散できないかという話なんですけども、そこは詰めていきますけど、そういう分散型でまず行おうかというふうにその会議の中で決定しております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

その分散型で言いますと、当然駐車場とか、そしてまた、どこによってなさるかでかなり人出が偏りがちということも聞いております。そしてもう一つ、今年の陶器市のとき中止になりましたので、ネット販売ということで、急遽、有田のほうも波佐見のほうもやったわけでしょうけど、それと、あちこち陶器市プラス、ネット陶器市ということで、二つの方法でしていかないと、なかなか集客、また売上げも非常に難しいと思っております。そのネット陶器市にしたときに、例えば、お隣の有田町はかなりの国からの予算があったんでしょう。1人2,000円、2,500円ですね、2,500円買くと、送料を持ちますよということになって、かなりの人たちが購買をしたということで、聞きますと5,000万から6,000万ぐらいということも聞いております。そこまではちょっとなかなか難しいでしょうけど、例えばもう少し値段を上げて、3,000円ぐらい買っていたいただいたお客さんに対しては、送料の半額を補助するとか、何かこう新しいですね。例えば陶器市は、車で1時間、2時間は九州近辺なんですね。しかし、ネットはもう北海道から沖縄までのお客さんがいっぱいおるわけですから、当然そのPRもなさることですから、反響はかなりあると思います。そういう支援はどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

いろいろな手法があると思っております。今回、あちこち陶器まつり、秋開催を業界の皆さんがそれぞれ創意工夫されて行われた結果、9月には県道1号線をはじめ4カ所で行われております。それで10月には、中尾秋陶めぐりも含めて6カ所、11月には、議員のところも

ですけども、いろんなところで7カ所の開催が、それぞれ同じ時期に開催されて、聞くところによりますと、かなり春の分を取り戻したような状況の商社、窯元もいらっしゃるというところで話を聞いています。

また、ネット販売についても、非常にやれているところとやれていないところがある。時代に対応できたところとできないところ、それは陶器業界だけじゃないと思っています。全国どこでもそれが対応できているところはそれなりの売上げを伸ばして、90%ぐらいは戻したというような事業種もあるというふうに聞いております。

そういう中で、今回、私は秋を見て思ったんですけども、非常にこういうやり方、皆さん、知恵を出していただければ、こういうやり方がいろんな方法でできるんじゃないかというところ、これが最初の成功事例じゃないかなと思っております。そういうところで、秋もこれを踏まえながら、修正点もいろいろあると思います。そういうところで、秋もやっていかないといけないというのと、あとおっしゃるように、ネット。これは業界の皆さんに聞いても、まず一番の特効薬は何だ、このコロナ禍でというところで何ですかって聞いたら、まずやっぱりネットです。まず、取り組めるのは、ネットをまずやるしかない。そこはかなり業界の中でも共通認識だということだと思いますし、一昔前はネットでやきものは売れないと言われていましたけど、やきものはどんどん売れていますので、そこを活用していくのは当然かと思っています。

そういう中で、有田が実証しました送料の補填とか、それも一つ、考え方はあるかもしれませんが。それをそのまま要望があるのか、送料の補填については、ふるさと納税でも送料を補填して相当な恩恵を得られています。同じことをするのか、もっと違うふうな知恵が出てくるのか。そういうところを業界の皆さんと話をしながら、何が一番いいのか、二番煎じにならないような、そういった波佐見ならではの進化する、変化に対応できるような支援ができていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

分かりました。私も今の課長の考えと同じと思っております。

もう一つは、やはりうちも若い者がいろんなことをしてくれるものですから、非常に助かっておりますけど、このネットの社会になっておったら非常に取り組めないところがあります。やはりそういうその講習会とか、様々なところにも予算を組んでしていただければと思

っております。

次に、窯業、農業についてお話をいたします。質問いたします。

今、駄野地区が平成4年で完成ということで、聞くところによりますと、キャベツとかタマネギとか、いろんなことを作っておられますけど、一体どれくらいの面積でどれくらいの種類が、今、栽培をされているのか。また、その計画がどれくらいまで拡大するのかをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

現在、駄野地区におきまして、野菜等の作付の実証を行っておるわけですが、その内容といたしましては、キャベツ、それからブロッコリー、パレイショを、この3種目を行っております。平成30年が、実績といたしまして、110アール、それから元年につきましては320アール、行っておりまして、計画の最終目標といたしましては、駄野全体で、完成後には20ヘクタール、約20ヘクタールできないかというところでございます。

○11番（藤川法男君）

その種類は。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

種類は、あくまでもこの実証になっておりますので、作付はどれをするかというのは、最終的には完成後の判断になってくるかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

当然、その農業法人の方が中心となつて行われると思っております。今聞きますと、20ヘクタールまでするというので、かなり大きな面積になります。そこにおきまして、例えば、学校給食の波佐見産の使用率が、昨年が10%ですかね。今年までが16.何%と聞いております。例えば、その販売は、そういうJAさんを中心として販売できるでしょうけど、やはり、どうしても規格外が出てくるわけですね。やはり、規格外をいかに商品化しないと、売上げは農業は上がらないわけですよ。ぜひ、そういう規格外と、ひどうおかしかとじゃないですよ。ちょっとということも、なかなか市場には通らないわけですね。そこら辺りも、学校給食と一緒にお話をされて、少しでも波佐見産の率を上げていただくようお願いしたいと思っております。

私も、当然、将来的には施設園芸をしなければ、路地ではなかなか非常に、1回きりのキャベツも半年かかります。タマネギあたりも半年かかります。しかし、施設園芸となりますと、2往復、3往復する野菜もあるわけですね。台風等で非常に難しい面もあるのですが、やはりそういうふうなことで、また、そのハウス当たりが、1反当たり500万から600万、多分すると思っております。それはなかなか1法人当たりとか、地区では非常に難しいです。

ということで私はいつも言っております、公設民営。例えば、初めは町がつくってやりましょうと。ここを踏み台として、新しい例えばフルーツに挑戦してくださいとか、いろいろな踏み台として公設民営を何度かお尋ねをしております。そういうふうな20ヘクタールの面積で進むということですから、やはり、例えば1年、1年は無理でしょうけど、2年、3年、5年のステップアップを考えられて、そういうふうな施設園芸の在り方も必要じゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

大変すばらしい御意見じゃないかなと思っております。今、駄野のほうは、先に給食センターの食材としてできないかということでございましたけども、今の考え方といたしましては、加工用の野菜を計画しております。ですので、加工に全て買い上げていただくような規格の野菜作りに向けた実証ということでございます。給食センターに卸すとなると、やはり青果というところになりますので、また、ここも、一つこう、農業の技術、生産の技術といえますか、その栽培技術を向上をまだ図らなければならないということで、簡単にはちょっといかないのかなというふうに思っております。

それと、施設園芸でございますけども、駄野のほうにも施設園芸をしてはどうかということで、一部はハウス団地ができないかということで検討をしているところでございます。しかし、その検討をした施設というのは、アスパラハウスをちょっと検討したわけでございますけども、1棟当たり、10アール当たりの建設面積が、先ほどおっしゃいましたとおり、かなり高額ということで、どのようにしていけば、一番は、耕作される方がそれを負担するのがちょっと難しいというようになってきております。

そこで、言われました公設民営というような考え方でございますけども、それも一つはあるのかなと思っておりますけども、そうした場合、じゃあ、どのような考え方で持っていく

のかというようなところもありますし、その償還が終わった後とか、その後のメンテナンス等もどのような契約にすればいいのかというような問題も出てこようかと思っております。

最初は私も、JAのほうが建てて、そのリースでできないかというようなことも考えておりました。しかし、そこもなかなか国の補助とか、県の補助というのもなかなか難しいということもございましたので、今後において、施設園芸も一つのもうかる農業の手段ではあるかと思っておりますので、何かいい方法がないか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

捉え方によれば前向きなお話ということで考えております。公設民営ということで、町が支援をするということですから、町長、どういうふうなお考えで、この公設民営をお考えでしょうか。ちょっと一言、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

アイデアとしては非常にいいことじゃないかなというふうに思っております。要は、それをさせる、する事業者の熱意、それがないと、補助金があるからやってみようというような安易なことでは事業は成功しないんじゃないかなというふうに思っております。だから、どんなものをなぜつくるか、そして、そのことによってどんなリスクがあって、どんな弊害があるかって、そこまで十分検討をしていただいて、そして、それだけの熱意が感じられることになれば、何とかしてやらないかというような思いを致しています。

どれだけ計画的に制度があるのか、そういうことも十分、大所高所から検討しているかどうか。もう、ぱっとやって、そのときはぱっとよかかもしれないけども、やっぱり3年先、5年先まで十分、熱意を込めてやっていただく、その迫力があればいいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

例えば、大分の国東市が、あそこはタマネギはなかったわけですよ、全く。長崎県は、タマネギは昨年まで第2位でした。鹿児島に抜かれました。ほんの少しですけどね。しかし、77%北海道です。だから、九州が早く出して、北海道が8月ぐらいに出てくると、だから早

く出せと。ジャガイモもそうです。大体70%は北海道です。

そういうことで、その国東市も、水田から高収入作物ということで、タマネギを昨年20アール試験栽培されまして、これはいけるということで、今年は2.5ヘクタールにされたと。5年後は、先は10ヘクタールにするという計画で、ここは、今、課長がおっしゃったとおり、加工して、そこにワンクッション置いて付加価値をつけるという事業です。

波佐見も、稗木場にそういうタマネギを加工して液体で売るところがあります。東京の方ですけど。やっぱりそういうふうにして、新しい段階を一次産業も踏むと。やはりそういうふうな考えで、もしそういう公設民営をされたら、皆さんも非常に力強いかなと思っております。

次に行きます。次は観光事業となっております。

観光事業は、今、町長も力説されましたとおり、非常に注目は浴びておりますけど、「とうのう」等がありまして、たくさんの、5人、10人の受入れをということでやっておられましようけど、あまりにもたくさんあり過ぎて、今度はする人も何か張り合いがないような感じを聞くときもあります。そしてまた、民泊もっておっしゃったんでしょうけど、私も民泊ですね、やっておりまして、今年はコロナで受入れもちょっとできませんけど、非常に面白いです。この前も長崎のほうで研修会がありまして行ってきたんですけど、職員の方も何名か来られまして、非常に有意義なものがありました。

やはりそういうことも進めながら、「とうのう」も、どういうふうな形で、たくさんすればいろんな人が来るだろうと思うんでしょうけど、3人とか、2人とか来ても、準備はしなければいけないんですよ。ですので、今後どういうふうな「とうのう」の在り方、また民泊の在り方を考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、今「とうのう」の事業も始めまして、数年経過して、確かに開催当時と比べたら非常にマンネリ化しており、1回の開催に対して二、三人しか来ないとか、これは何のためにやっているんだろうというような、というときもちょっとあったりとかしています。それは正直なところですね。

そういうところのブラッシュアップを図りながらやらないといけないんですけども、インストラクターをうまく盛り上げてやっていくためには、やっぱりうちのこの体験に対する価

格設定の問題も非常に安売りし過ぎているんじゃないかなというところも感じています。それは民泊にしてもしかりだと思います。しっかりと、皆さんと、地元の人としゃべる、これも商品なんだ。どこに付加価値を求めるか、そういうところをもう少し考えながらですね。田舎に来ること自体が、今もうステータスなんだというか、はやりといたしますか、いいことなんだというところがコロナ禍でありますので、そういうところをもう少し自信を持って価値を高めていけたらいいなというふうに思っているということと。

民泊については、民泊だけじゃないんですけども、民泊のよさ、普通のホテルに泊まるだけじゃなくて、民泊によさがあるって、例えば藤川さんのところで、藤川さんとしゃべりたいから来るというようなお客さんもいらっしゃると思います。そういうところを、人物にスポットを当てたりとか、そういうところでよさを引き出していきたいなというふうに思っております。

また、町長答弁にありましたように、今後そのアウトドア関係ですね。今流行をつかみながら、そういうところも大いにチャレンジしていくべきだというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そのアウトドアは本当に私もいいと思っております。若い人たちは、私が知っている人たちも福岡とかあっちこっちに行って、私たちが言うそのキャンプどころか、普通のホテルがよかったとかいうふうなことです。ぜひ波佐見もいいところがたくさんありますので、やっぱりいいところを見つけてですね。私たちはついつい、あそこんたい、こんなもんさと思っておりますけど、やはり町外の方は、少し整備をして、駐車場あたりを完備すれば、やはりこう自然の中にいるということだけでも、生きる、また今後仕事の生きがいになるということですから、非常にそれを進めていただきたいと思いますと思っております。

次は公共事業の優先順位ということで、これは、ここに書いてありますとおり、例えば旧講堂の耐震補強事業、また、西ノ原区画整理、歴史文化交流館、新庁舎の建設ですね、建設。ここら辺りが非常に多額の予算措置です。今まで予算がどれぐらいあったのか。また進捗状況がどれくらいかをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君）

答弁をお願いします。

○11番（藤川法男君）

それぞれいいですよ。分かる方がどうぞ。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

西ノ原土地地区画整理については、二十二、三年を経過して、28.4%の進捗率となっております。予算は18億3,000万円を使っております。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

歴史文化交流館（仮称）についてでございますが、主な工事として、まず、建設主体工事でございますが、2億7,300万、そして、展示工事については5,000万ということでございます。現在、令和3年3月末の完成を目指して順調に工事が進んでいるところでございます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

新庁舎に関しましては、9月の議会でも申しましたとおり、21億から22億の予算で考えております。それで、今の進捗状況といたしましては、基本設計が終わりまして、来年度、実施設計を行います。それで、来年の今頃というか、予算要求をさせていただいて、令和4年度の議会で議決いただいて、4年度に着工を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

現在までやっているいろんな大型事業にしても、財政的には、やはり国の新しい事業とか、そしてまた、県の特殊な補助金等にも対応できる。将来に過度の負担のかからないような、そして、波佐見町にとって一番今重要なものと、それから当然、種をまく時期のもの、水をやする時期のものって、それぞれ事業があるわけですね。だから、もう来年のとの大まかな今後の3か年の実施計画あたりはヒアリングをしております。しかしまた、国の最終的な予算措置、地方創生でどう出るか、そういうことにも柔軟に対応できるような、今、財政状況ではないかなと。しかし、だからといって無駄なお金は使いたくないし、やっぱり将来にきちんと効果の上がる、そして必要な事業に対してはやっていけると。そして、今までやってきたこともずっとちゃんと進めていくと。

西ノ原土地地区画事業においては、8,000万をめぐりずっと今までやってきておりますし、

時と場合においては、1億になったり、1億5,000万あったり、国の取り組み方によってはそういうふうなこともできるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今、町長がおっしゃいましたとおり、実質公債費比率が平成26年度は13.5、そして27年度が13.0ですね。28年度が12、平成29年11.2、平成30年が10.5、令和元年が9.9になっております。ということは、この事業をしてもこれだけということで、再三私がいつも言っております。例えば町長がいつもおっしゃいます、子供は宝だと、町を支えるんだということですので、なぜそういう余裕が多少ある中に、町の子供たちの通学路あたりの整備が遅れているのかということを私はいつも不思議だと思っております。

私が4年前でしたか、一般質問したときに、町長部局がこうおっしゃいました。土地さえ、その地主の方が譲ってもらえば、イの一番にしますよと。これはもう見れば分かるんですからちゃんと載っております。ということで今、中央小学校からの道ができております。あれも相当かかりました。しかし、それはやっぱり家主さんとの協議のなかなか様々なことがあったと思っております。

しかし、その中で一番ネックは、町はそういう人たちに誠心誠意をもって、道を譲っていただけませんかとか、交渉する人がいないんですよ。今、建設課長も多分知っているかもしれませんが、私も相当行きましたよ。行きました。体育館の横は協立さんですね。あそこもまず、一般質問したときに、あそこはもう何十年って行っとらんとさということだったんですよ。そしたら行きましょうかと言って、できました。やはりそういう土地を契約まで結ぶという人たちがここにはいらっしやらないんですよ、残念ながら。やはりそういうところから進めていただかないと。ということは、例えば地元の有識者とか、いろんな人を巻き込んで、そういう部署をつくっていただいて、やはりそういう方々を先に行っていただいて、円滑に進むということをしなないとですね。協立さんの横、今の中央小学校、失礼ですけど、私が中心になってしまいましたよ。4年間かかりました、説得するとに。

そしてまた、小熊会館から中央小学校にある道、あれを設計がもう決まっております。だから、こういう余裕が多少あったら、もう売って言って皆さんいるんですから。さっき私が言ったとおり、土地さえ譲っていただければイの一番にしますということをおっしゃっているんですから、ぜひ進めていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

やはり行政の職員というのは、やはりそういうふうな地域のこと、土地のこととか、いろんなことには大変不得手な部分がありますし、やっぱりそういう面で、議員のような方がそれぞれの地域におっていただいて、ちょっと道筋をつけていただければ、うまくいけるんじゃないかなと。議員に関わらず、自治会とか、有識者の方々に、そういう方にして、そしてやるからには、やっぱりスムーズに、どっちもウィン・ウィンの形の中で交渉ができる、そういう場面をつくるためには、やっぱりある面では、固い職場の人間ですから、そういうふうな民間の皆さん方のお力を借りながら必要な事業は進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

予算で、非常に波佐見町もふるさと納税で潤っております。今日頂いた資料を見ますと、ふるさと応援基金が10億と324万7,840、そうかな、大体10億ですね。それにまた補正で3億ということになっております。こういう予算があったものですから、いろんな事業も、できなかった事業も多分されておると思います。今の状況を、ふるさと納税の状況をちょっとお知らせをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今年度のふるさと納税の状況でございます。令和2年4月から11月末までで7億8,250万円ほど、これは昨年同時期の5億4,500万円ほどと比較して、伸長率は143%となっております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

非常にありがたいふるさと納税と思っております。ぜひ、こういう予算を使って、町道整備、また子供たちの歩道を優先的にやっていただきたいと思いますと思っております。

最後に、官製談合でしょうけど、本当は私この質問はしたくなかったんですよ。なぜかと

いいますと、あったこと、そしてまた私も人間ですから、どうしようかなと思ったんですけど、しかし議員として、やはり質問をしなきゃいけないということで、少し質問をさせていただきます。

前回、30年の6月1日に官製談合事件に係る再発防止対策ということでもらっております。しかし、この前、全協のときに副町長が前回とどうですか、あまり変わりませんという答弁をなさっております。それはそうでしょう。まずもってコンプライアンスとか、その横文字は結構なんです。しかし、約束を守るということなんです。それが第一です。

そしてまた、ここに書いてありますとおり、新しく職員になられた方は宣誓書というて、みんな署名をされるわけですね。ちょっと省きますけど、私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ機能的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公平に業務を執行することと固く誓いますと、こういうことがあるわけですから、これを例えば毎年、皆さんが、人から言われるよか自分で書いて、自分で認識をします。やはりそうしないと、幾ら有識者を呼んでどうこうしても、結局また同じですよ。やはり、ここにも書いてあるとおり、自覚を持つということが一番大事と書いてありました。

例えば、おかしい例なんですけど、私もちょっと勉強が苦手で漢字をあまり知りませんし、漢字は読んでも分かりません。やっぱり書いて自覚すると、やはりそういうその自分で認識をするというのが一番大事です。やはりこういうことがあるのは、これと言いませんけど、いろんな皆さんで協議されて、自分たちで毎年、外部識者とかも雇っておられますからいいんでしょうけど、やはり自分たちで何とかしようという考えを持って進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

おっしゃるとおりの部分は非常に私たちも理解をいたしております。今回の事件の発生についてはその部分の徹底が足りなかった、いわゆる、そこに監督が行き届いていなかったというところがあるというのは非常に認識をいたしておりますので、ただいまその対策に係る検討をいたしております。ただいま申されたような、要するに自覚をどこまで促し切れるか、その自覚を固く持って日頃の職務に当たることができるか、その辺りが一番ネックになるところだというふうに捉えておりますので、そういったものを、どのような方法を取れば、その不断の自覚といいますか、を保っていけるか十分研究をして、どんなことができるか具体

的なところまで踏み込んで、対策に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そのように進めていただきたいと思います。

最後に町長にお伺いします。

前回もでしょうけど、今回も職員が役場から去られました。家庭崩壊じゃないかというぐ
らいの非常にインパクトがあります。やはり町長は、町民を守るってなったら職員も町民な
んです。やはり、町長は町村会の会長とか、全国、九州町村会の副会長とか要職であられま
しょうけど、まずするのは、町の人たちをきっちりと守ることが一番の大事なことでじ
ゃないかと思っております。

その上で、やはり、今回懲役1年6か月と。これだけ聞いたら、本当にもう、すごい犯罪
だなと思いますけど、しかし、彼は彼なりに、やはり一生懸命、子供たちとか、様々なこと
を考えたと思っております。ということは、組織がもう少ししっかりしておったら防げたん
じゃないかと。例えば、相談する相手が。相談する相手が業者だったんですよ。本当は相談
する相手は、町の職員であり、先輩であり、後輩であるんですよ。そこが間違いなんです。
そういうことが一番のネックかなと思っております。それはやっぱり、問責決議案が全員一
致で可決されました。これは効力はありません。しかし効力がないという以上に、自分で自
分を考えなさいということですから、非常に難しい問題です。ただ、そういう人たちが役場
を去られて路頭に迷うということを私たちは本当にこう危惧しておりますけど、これはもう
どうしようもありません。

ということで、最後に町長の御意見を伺って一般質問を終わります。どうぞ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に全く指導管理が行き届かなかったというふうな思いも致しております。しかし、決
して、町村会長をしているとか、そういうことには全く関係ないというふうに思っておりま
す。私はやっぱり、よい職員との接触は、他の町村長よりも多くあると自信を持っております。
そのためには、常に声をかけ、そして、やはり疑問。特に若い人たちには、何か自分た
ちが判断に困ったり、ちょっと疑問を持ったりしたら必ず聞けと。そして聞けば、教える人
も勉強になるし、そして自分も確認はできるというようなことですね。黙っておったら、分

かっているんだろう。あ、順調にいつているんだなって。そういう形のほうに入りつつあるわけですね。

だから、やっぱりこれはもう、若い人に限らず、誰でも自分がこれでいいのかな、ちょっとおかしいなって思ったら必ず聞くと。その一言が、このビジネスでも公務員でも一緒です。報告、連絡、相談、このことが一番大事じゃないかなというふうに思っておりますし、それは当たり前のことですが、今言うように、もういっちょ気持ちを、そういうふうな形でですね。それと同時に、各課において係長でミーティングをすとかいうような形、そしてそういう中で、自浄作用ができる組織づくりをつくり上げていくと。無理して言葉で言うんではなくして、そういうことを積み重ねていくことによって、自浄作用ができる組織になってくるんじゃないかなと。

そういうことで、今までの反省と、そして今からいろんな、各委員会でやっていること、そして研修に行ったこと、そういうふうなことをきちんと整理して、一つのまとめとして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○11番（藤川法男君）

ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、11番 藤川法男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。16時35分より再開します。

午後4時21分 休憩

午後4時35分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 城後光議員。

○6番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。今回、選挙投票という形はなかったんですけども、また4年間、この責務を務めさせていただくことになりました。初心に立ち返り、町民の方のために一生懸命働きたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1. 官製談合事件の発生の経緯と再発防止対策について。

官製談合防止法違反により、本町職員が逮捕、起訴され、先日公判が行われ、12月4日判決が出されました。2度目の官製談合事件の発生という事実はもちろん、公判で明らかにされた契約関係の実態からも、一職員の責任にとどまらず、町役場という組織自体の体質が問われています。崩れてしまった信頼を取り戻すためにも、問題点を検証し、組織を抜本的に見直す必要があると考えます。

そこで質問です。

1. 事件の発生をどのように捉え、今後どう対策を進める方針でしょうか。
2. 捜査及び公判にて問題を指摘された業務にはどのようなものがあるでしょうか。
3. 事件に至る問題点の検証及び組織の見直しについて、外部専門家による組織をつくる考えはないのでしょうか。

2. 町内の公的インターネット環境整備について質問します。

来年春より、小中学校にて、児童生徒1人1台のタブレット配付が実施されます。また、役場として町内外に対する情報発信の重要性は日々高まっており、町民ニーズに応えるためにも、インターネットを活用した、ハード、ソフト両面からの基盤整備が必要不可欠です。一方で、役場や学校におけるインターネットを使った施策は、県内の他市町と比べて遅れていると思っています。

そこで質問です。

1. 現状の行政サービスについて、インターネットなどの技術活用の具合をどう考えているのでしょうか。
2. ICTを活用する時代に即した行政に転換すべく、職員に専門人材を受け入れる考えはないのでしょうか。
3. 町内のインターネット活用事業者から、行政サービスに対して改善提案を受ける考えはないのでしょうか。
4. 庁舎及び公共施設、加えて地域の公民館に対して、Wi-Fi整備を進める考えはないのでしょうか。
5. 学校及び公共施設を結ぶインターネット回線の環境は、GIGAスクール構想に十分対応するものなのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6 番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1. 官製談合事件の発生の経緯と再発防止対策について。官製談合防止法違反により、本町職員が逮捕、起訴され、先日初公判が行われた。2 度目の官製談合事件の発生という事実はもちろん、公判で明らかにされた契約関係の実態からも、一職員の責任にとどまらず、役場という組織自体の体質が問われている。崩れてしまった信頼を取り戻すためにも、問題点を検証し、組織を抜本的に見直す必要がある。

（1）事件の発生をどのように捉え、今後どう対策を進める方針かという質問でございますが。

今回の事件の背景となったものに仕事に対する熱意と郷土愛があったものと思っています。仕事に対する熱意は、子供たちの学習環境をよくしようと頑張って仕事に励んでいたこと。それと公判でも述べられた、地元業者が落札すれば地元が潤う、この2点については本人の強い思いがあったようです。

他の業務でも多忙を極める中、夏休み期間中に工事を行うことが、一番、子供たちの学習環境にとって最良であると思い、そのためには3月の議会でどうしても承認してもらわなければという、焦って周りが見えなくなってしまったのではないかと考えています。

そういった背景があったものと考えておりますが、やはり法令遵守の意識が抜け落ちていたことが一番の原因になると思われます。この法令遵守、コンプライアンスの位置づけについては職員研修が重要と思われますが、ただ研修の回数を増やしただけでは身にならない。自分のこととして落とし込めない研修では駄目だと思っています。より質のいい研修とはどういったものなのか。また、そういった研修だけに限らず、ふだんから身近にコンプライアンスを感じ取れるような仕組みづくりも必要ではないかと考えております。

これらの点を部会のほうでも検討している最中ですので、今後、外部委員の御意見なども賜りながら対策を進めていこうと考えております。

そのほか、先ほど申しました焦る思いをさせない職場環境をどうやってつくるか、もう一度、役場全体の組織も含め、見直す必要があると考えております。

（2）捜査及び公判にて問題を指摘された業務にはどのようなものがあるかという御質問ですが。

今回指摘された事項として、携帯電話と相見積りの2点があったと思われます。携帯電話で簡単に連絡が取れる環境があったことが指摘されていると思いますので、携帯電話の使用ルールを定めたいと思っております。相見積りに関しましては、今後どう改善していくか、協議を行っている最中でございます。

(3) 事件に至る問題点の検証及び組織の見直しについて、外部専門家による組織をつくる考えはという御質問ですが。

外部専門家による検証を行うための組織の立ち上げについては、議員から10月20日の全協の場で御提案があった後、一度協議させていただきました。その際話題になったことが、業者関係者と職員の関係を一切遮断するというような方策を取るというような提案がなされるのではないかと危惧しました。議員御存じのとおり、本町は官民一体となった町づくりを進め、他から羨ましがられるようにぎわいがある町に生まれ変わったと思っています。この官民一体の民の部分には多くの業者、関係者がいらっしゃいます。その関係を一切遮断することが難しいことは議員にもお分かりいただけることと思います。

これからも波佐見町は官民一体となって町づくりを進め、さらに、にぎわいのあるまち、住みたくなるまちを目指していかなければなりません。この点を危惧したために、外部専門家だけによる組織の立ち上げは見送りました。しかし、外部からの目線はとても重要だと認識しております。

そこで今回は、前回対策に携わっていただいた大学教授、司法書士の専門家に加え、弁護士にも御協力をお願いし、3名の専門家の方からの御意見を賜りながら対策協議を進めていこうと思っております。

また、今回は、最終案に対してのみ御意見をいただきましたが、今回は、分析と対策検討の段階から御意見をいただく場を設けたいと計画しております。そうすることによって、よりよい対策に仕上がっていくのではないかと考えております。専門家みの委員会だけではなく、検討委員会全体で御意見をいただくことに対しまして御理解を賜りたいと思います。

2. 町内の公的インターネット環境整備について。来年春より、小中学校にて児童生徒1人1台のタブレット配付が実施される。また、役場として町内外に対する情報発信の重要性は日々高まっており、町民ニーズに応えるためにも、インターネットを活用したハード、ソフト両面からの基盤整備が必要不可欠である。一方で、役場や学校におけるインターネットを使った施策は、県内の他市町と比べて遅れている。

(1) 現状の行政サービスについて、インターネットなどの技術活用の具合をどう考えているかという御質問ですが。

本町のインターネット活用については、ホームページやラインを使つての情報発信を行っています。また、県のクラウドサービスを利用して、体育館等の空き状況が分かる情報や健診の申込みなど、一部のサービスですが、ウェブでの申込みができるサービスを提供しています。また、オープンデータの公開も行っていて、今、提供しているデータとしては、地域資源写真や公共施設、指定緊急避難所、観光施設、医療機関の所在地情報の提供を行っています。

先進自治体に比べ、まだまだ活用できておりませんが、今年度はラインを使ったオンライン申請システムや、LGWAN環境で利用されるチャットシステム等の実証実験を行っており、住民の利便性の向上や職員の業務効率改善に向けて検討を続けております。

(2) ICTを活用する時代に即した行政に転換すべく、職員に専門人材を受け入れる考えはないかという質問ですが。

これから、政府もデジタル庁を立ち上げ、各省庁に散らばっていたデジタル部門を統一化し、今後の国のデジタル行政の旗振り役を担っていくものと思っています。デジタル庁が本格的に始動していくのはもう少し先のことになると思いますが、それに向けて、本町も体制を整えていく必要があるものと認識しています。

議員から提案のあっている専門人材については、総務者などからアドバイザーの派遣などをされていますので、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

(3) 町内のインターネット活用事業者から、行政サービスに対して改善提案を受ける考えはないかとの御質問ですが。

現在でも様々な業者の方が営業に来られています。また、現在いろいろな業務契約を行っていますが、その保守業者からも新しい技術の紹介等をいただいております。

そういった中でありますが、町内の業者の方から改善提案をいただけると参考になると思いますので、もしそういう機会があればお受けしたいと思っております。

ただし、役場では、マイナンバーなど住民の大切な個人情報を取扱っていますので、国から示されているセキュリティー基準に配慮しながら御提案を受け入れるかどうかを判断していきたいと思います。

(4) 庁舎及び公共施設、加えて地域の公民館に対してWi-Fi整備を進める考えはと

いう御質問ですが。

過去にも議員から同様の質問があり、その際にも回答させていただいていますが、本町が設置、管理するW i - F i については、観光客の誘客が見込める公共的エリアについて設置していくよう考えています。W i - F i 設置には設置費用やランニングコストも発生しますので、費用対効果が求められることになります。現在、町民の方がお持ちのスマートフォンは、町内の各公共施設ではインターネットにつながる状況であると思われるので、早急な設置については必要ないのではないかと判断しています。

しかし、今後を見据えて、庁舎のロビーの一部分に町民向けの無料W i - F i エリアを試験的に設置してみてはどうかとも検討しております。それによって、どのような使われ方がなされるか、検証してみたいと思っています。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

（５）学校及び公共施設を結ぶインターネット回線の環境はG I G Aスクールに十分対応するものかというお尋ねでございますが。

現在、国において、１人１台の情報端末の配付と、高速通信ネットワークを一体的に整備し、これまでの教育実践と最先端のＩＣＴのベストミックスを図る施策、いわゆるG I G Aスクール構想が進められています。

本町においても、今年度末までに１人１台の情報端末、タブレットの配付と、学校内の通信高速化を目的に情報ネットワークの改修を進めており、今後配置するＩＣＴ支援員と併せて令和３年４月からの本格運用を行いたいと考えています。

そこで、学校におけるインターネット回線の環境についてでございますが、現在、各学校は、通信事業者の光インターネットサービスに加入の上、外部との通信を行っており、その通信速度は最大で１ギガb p s になっています。しかし、このサービスは個人向けのサービスであるため、通信速度が保障されたものではなく、学校内のパソコン、タブレットや、学校周辺の使用状況により速度が低下します。現時点で、パソコン教室のパソコンを一斉に使用した場合、インターネットの速度が低下している事象は見受けられませんが、今後、タブレットを一定台数まとめて使用した場合、外部との通信速度がどのような状態になるのか、確認したいと思います。

一方で、通信速度を保障している法人向けのインターネットサービスはいずれも高額であ

りますので、通信状況を見ながら、学校現場でのタブレットの運用も含め、総合的な検討が必要であると考えております。

○議長（百武辰美君）

本日の会議時間はあらかじめ延長をいたします。

一般質問を続けます。

城後議員。

○6番（城後 光君）

官製談合について、町民の方の関心も非常に高く、同僚議員からも多数質問がされていますので、ちょっと違う角度からしたいと思います。

まず、いろいろ事実関係は公判等で明らかにされているので、いろいろその具体的な内容をちょっと聞いていきたいと思うんですけど。すみません、私が公判がちょっと行けなくて、横山議員が公判に傍聴いただいたので、そのメモを参考に、公判の内容について具体的にちょっとお伺いしたいんですけども。

事業者の陳述が公判で行われまして、見積り合わせの協力は、当該の職員以外の職員からも言われたことがある。当該職員以外の連絡先も知っているということが陳述でありました。こういう現実もありますね。が1点ですね。もう一つが、あと職員さんが話をされているのが、上司は見積り合わせをしていたのを感じられたんだと思うけど、注意されたことはないということを発言をされています。私はこの前後関係をよく調べていないので、メモした段階を具体的に聞かれた方が多分この中にいらっしゃると思うんで、答えていただければと思うんですけど。

要するに今回の事件以外にも、いろんな形でこういう、よく言われますヒヤリハットって、いろんなヒヤリがある過程から事件が起き、100回ヒヤリがあった上で初めて1個の顕在化する問題が起きるというのを言われますけど、多分、今回の事件が起きたのは、たまたまこういう明るみに出ただけで、起きる要因はいっぱいあったと思うんですよ。こういう公判で明らかになった事実を、聞かれた方はたくさんいらっしゃると思うんですけど、その辺を聞いてどういう御意見を持たれているか、まず答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そうですね、公判の中で、その相見積りのことがございました。相見積りに関しましては、

そういった部署もまだあるように聞いております。ですので、今回そういった御指摘をいただきましたので、今回、法令遵守の精神にのっとり、こういった見積りに関しては、どうやって今後対応していくか、町を挙げて検討を今やっている最中でございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、今回の議会において初めての発言でございますので、この官製談合について、直属の上司として、やはり事件を防ぐことができなかった、見つけることができなかったということに対して、深くおわびを申し上げたいと思います。

私も公判を聞きました。裁判長、検察から、弁護士から注意されることはありませんでしたかということは、尋ねられたとき、本人は、そもそも聞かれる事案ではないということで答えたというふうに記憶がございます。私も、上がってくる書類上には瑕疵はございませんでした。そういったことが、やっているという前提で見ているつもりはございませんでしたので、そういったことを注意したことはなかったということでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

報道でも言われています。相見積りで、かなり当該事業者さんと長い時間にわたって、ほかの事業者さんからの見積りを作っていただくのを協力していただいていた。これは私も会社を経営していますので分かるんですけど、普通に部下が同じ会社さんとずっと付き合っていたら、何かしら疑念を持つのが普通だと思うんですけど、その辺りの注意とか、その辺りはされなかったんでしょうか、上司として。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、今回の電気工事についてお答えをいたします。

まず、電気工事については、町内にこういった業種の電気工事ができる会社は1社でございました。併せて近隣を見渡しても、やはり特定の業者になるということで、見積りを依頼をする業者によるのは偏りがあるということはやむを得ないものと思っておりました。

併せて、1社の随契になるということ、1社が継続的に契約しているという事実についても、やはりもう1社が町外の業者であったということを踏まえ、当然、町内の業者が地の利があるということで、低額の見積りは出さだろうという認識でありましたので、そこについ

てはやむを得ないことではないかという認識でございました。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私がこの一連の、その後の対策、対応を見ていて非常に思うのが、いや、全員協議会の場合でもほかの議員も発言されたんですけど、本当に再発防止する気が執行部の方にあるのかなというのが思うところなんです。

何でかという、私は先ほども答弁であったとおり、外部の方に専門家の意見を中心にやっていただいたらどうですかという提案をしたんですけど、それで、何でそういうことがしないほうがいいかというと、本町でうまくいっている地元との共同作業も否定されない、さなかねない。共同作業先には多くの利害関係者がいる。そういったおそれもあるため、全てを外部委員会に委ねることはいかがなものか。

いや、これ私も思うんですよ、単純に。外部委員の方に委ねて、それが上がってくれば、それは違いますって説明すればいいと思うんですよ。何で委ねる前にそういうことを自分たちで判断してしまうのかというのが、私はちょっと解せない。というのが、本当に対策をして抜本的に変えようと思うなら、御意見を聞いた上で、全部こう洗いざらい自分たちが悪かったところを自助努力でやっていく覚悟でやるから、きついことも言われても、それをちょっと真に受けて、それから改善していくのが本来と思うんですよ。それを聞く前に、そうやって自分たちで何かこうフィルターをしてしまったら、本当の課題というのが出てこないんじゃないですかね。私はそこをすごく懸念しています。

そういう具体的なのをちょっと聞くんですけど、今回職員さんが残業して、もちろん補正予算が出てきたということは、大変、突発的なことなので致し方ない部分があるんですけども、それ以外にもかなり残業をされていたというふうに、職務的にちょっときつかった中でさらに補正予算があつてきつかったという報道もなされています。やっぱりそういう環境がこの問題の一番のきっかけなんじゃないかなと私は思っています。

なぜそういうことを思うかという、会計年度職員さんの、例えばこの事件が起こって、職員さんが足りないという形で会計年度職員さんの募集がなされたんですけど、総務課とかですね。そこも、いやこれで本当にその補充されて、会計年度職員さんがばって当てはめられて普通に勤務ができるのかなという、時間帯とか、給与体系とか、状況なんですよ。もちろんその使いやすさはあると思うんですよ、会計年度職員さん。ただ、例えば、時間的に

も9時から来て4時に帰らないといけないとか、もっと短い時間で月給が13万とか12万とかですね。普通に考えて、やっぱりその一般企業で働くよりも大変だと思うんですよ。その人たちに大事なお仕事、役場の仕事を担っていただくって考えて、お金だけの問題なのかな。その勤務体系とかそういうものを、何かこう十分考えられているのかなと私は疑問に思うんですけど、その辺りどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

ただいまのことについては、まず、外部委員のお答えについてなんですけれども、当初、城後議員から御提案をいただいた外部委員にお任せをするというようなことについて、私たちのほうでは、外部委員さんだけをお願いをしてその対策を講じていただく方法という認識だったんですね。それだと、ちょっとなかなか厳しいところがあるんじゃないか。厳しいというか、私たちの意見を盛り込んでいただけるかどうか、疑問なところがあったものですから。であるならば、外部委員さん、お願いをするけれども、実際に分析、あるいは対策を検討する段階から一緒に検討委員会の中に入っていて、それからシビアな意見もいただいて、そして、またそれがどうなのかというところも分析をしながら、そして一緒になって考え方をすり合わせて、対策に盛り込んでいけばどうかと、そういう認識での外部委員さんの取り込み方を想定してのことということで、まず御理解をいただきたいと思います。

それから、職務環境に関してのことでございます。確かに、補正予算、年度内の補正予算で措置をされた事業が2億を超えるような事業であった、あるいは補助金の申請もあった。そういった部分についての職員の配置に関する配慮、その辺が足りなかったというのはもう明らかところでございました。結果的に何がしかの対応ができればよかったかと、今はその辺のところを悔やむところではございましたので、その辺は配慮が欠けていたと言わざるを得ないというふうに思っております。

それから、職員の配置関係で、会計年度任用職員という制度がございます。以前は、臨時職員さんというふうなことでお願いをしておりましたけれども、会計年度任用職員さんの位置づけも、少し対応がいろいろありまして、例えば、保健師とかケアマネジャー、あるいは看護師、そういったものの資格を持っていられる方の業務については、本来職員がやるべき業務が、手が足りなくて補充してその部分を補っていただいているという会計年度任用職員さんもあれば、比較的、軽易な事務といいますか、そういったものをしていただく

という、幾らか専門部門から離れた単純的な事務職、事務をやっていただくとか、そういったところもありますので、一概に会計年度任用職員の数でどうこうというふうなことは言えない部分もあるんですけども、本来ならば、正規の職員でそういった資格を持った方でも、置いたほうがいいというようなところもあるんですけども、これまでの歴史的な経過、あるいは行政改革、そういったところもありますので、一概に職員をどんどんどんどん増やして、それならば、足らん分は、足りない分は全てもう正規で雇っていくんだという考えにはなりませんので、幾らか考慮をしながら、会計年度任用職員さんも雇用して、採用していつているということでございます。

今後につきましては、いろんな指摘がございましたので、当然、技術の職員、技術の職員についても、これまでずっと募集をかけてはきたんですけども、なかなか思うようにいい人材が採用できない、そういったところもありまして、なかなか実質の増まではつながっておりませんけれども、もう今回の事件発生以降、当然それについては配慮しなければならないということでございますので、また12月以降も、これ以降も募集をかけて、採用に配慮していきたいというふうに思っております。事務職も当然実数を増やすべきところがございしますので、そういったところで配慮していつているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、外部委員の話がございましたけれども、今回、3名の方の外部委員さんをお願いをしてから、外部委員としての御意見を賜りたいと思っております。

実は12月の3日に公判等の資料が仕上がりましたので、そういった資料をお持ちして、1回、御説明を申し上げております。その資料の中には、もちろん議会から御指摘をいただいた、9月の17日の議会、それとあと23日、24日、それと10月の20日の全協の会議録も一緒に添付いたしております。議会からこういった形で御指摘をいただいているということ、それと本日、またこういった一般質問等々ございますので、そちらの指摘をいただいているという情報を、もちろん外部委員さんに差し上げながら、本当、外部の目線という形で御意見を賜りたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私、別にこの事件とかじゃなくて、すごい思うことがあるんですけど、職員さんが集まら

ないというふうによく採用の話をされるんですけど、それ、採用を受ける人の問題じゃなくて役場の問題じゃないんですかね。普通に考えて思うんですよ。会社で従業員さん採れない、従業員さん採れないという会社って、なかなか行きたくない、魅力がないからじゃないんですかね。やっぱりそっち側に問題があるから採れていない。

現実、私も辞められた職員さんのお父さんから、どうにか辞めないでほしいって相談を受けたことがあるんですね。でも、理由を聞いたんですけども、当然、本人もそういう理由は、普通の信義ある方だったらなかなか言えないと思う。立つ鳥跡を濁さずなんと言えないと思うんですけど。やっぱり職場に対して、もっと働きたいという意欲がないから辞められたんだと思うんですよね。やっぱりそういう現実をもうちょっと真摯に受け止めていただきたいな。特に管理職の皆さんはと思うんですよ。

今回、一生懸命働いて、残念ながら懲戒免職になられた職員さんの例って、ほかの職員さんに思い切り移っていますよね。一生懸命になっても、こうやって、例えば、それはもちろん事件を起こしたからでしょうけど、首になる、一生懸命やってもそんな形になるってなれば、やっぱりあまりこの組織でずっと働けないのかなと思って、ほかの役所に転職しようかなとかも考えられると思います、現実。

普通に考えて、今回、二度同様な職員さんが、30代とか40代とか若い職員さんが事件で辞めさせられた職場に働きたいと思わないですよ、あんまり。その現実を考えると、報酬もそうですし、あとは職場環境もそうですし、やっぱり根本的に変えていかないと、誰も波佐見町を応募しようと思わないんじゃないんですかね。そこをちょっと立ち止まって考えていただきたいんですよ。

例えば、今、コロナ禍ですから、全体的な景気動向が悪いので、普通の企業で働けない人が役場採用を受けられるケースもあるかと思うんですけど、例えばコロナが若干落ち着いて景気もよくなってきたら、民間企業は給料は上がっていく、役場はなかなか20代、30代はそこまで給料は上がらないというのを見たときに、どっちが働きよい環境かというのをてんびんにかけたら、民間企業で働きたいと思えば波佐見町も選んでいただけなくなる。

その現実を踏まえて、やっぱり仕事が、ここの職場ではすごくやりがいがあるというのは、もう第一義的に大事でしょうけど、やっぱり給与とかそういう環境ももうちょっと見直していかない限り、魅力的な人材、仕事をばりばりこなしていける人材というのは応募していただけないんじゃないんですかね。そこをもう1回、今回の事件を機にちょっと考えていただき

たいなというふうに思います。

何でそういうことを思ったかという、これは9月28日の再発防止検討委員会の第1回目の議事内容を全員協議会で配られたんですけども、職員を相当数増やす必要も感じているという副町長の意見に対して、多く採っても、能力の低い職員を採用しないようにしてほしい。この意見が何かどうなんだろうって。いっぱい私もビジネス書とかいろいろ見るんですけど、会社にとって能力が必要、能力が低い人を採用したくないという会社は大抵ブラック企業と、その採用の、何かこう大学生向けの手引みたいのに書いてあるんですよ。それを見たときに、これを見たら、あ、この組織、あんまり行きたくないなって、純粹に思うんじゃないかと思うんですけど、その辺どう思われますか。御意見ください。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

何点かありましたけれども、まず役場、波佐見町の役場そのものがそこで仕事をしたいと思わない職場ではないかという御意見。これについては、アンケートを取ったりとか、受験をされた方の意向を確認したわけではないので、そういうデータの的には持ってはおりません。

まず、受験の状況から申しますと、今回の8月、9月までに募集をかけたのにも相当の受験者の数はありました。結果的に、試験選考、あるいは面接の選考等を行った上で、なかなか適当な方がいらっしゃらなかったという結果。これも、学力試験と、それから20分程度の面接試験1回だけでございますので、その情報だけで人を見抜くというのはなかなか難しいところもあるんですけども、そういった中での選考をやっている。

本当に波佐見町の役場が応募しても行きたいと思わないような職場なのかどうか。それはなかなか私どもからイエスともノーとも言いかねるところがありますけれども、エントリーシート、応募される方についてのエントリーシートなどを見ても、必ず書いてあるのが、やっぱり公務員として住民のお役に立ちたいと、そういう趣旨を持って受験をされております。応募をされておりますので、波佐見町の役場の体質とか、あるいは職場の環境とか、そういったものをどこまで承知をされて受験されているかについては、ちょっと私も知り得るところではございませんので、なかなかお答えしにくいところでございます。

まだ、現在でも110名程度の正規の職員がおりますけれども、その職員の意向も、この間、意向調査を取ってみました。いろんな意見がありました。非常に厳しい意見もありましたし、もっと頑張りたい、あるいは、違う係に行っているいろんな仕事を経験してみたい、そう

いう意欲を持った職員もおります。けれども、いつそのこと辞めたいと言った職員は一人もおりませんでした。それだけは申し上げておきたいと思います。

それから待遇の面でございます。公務員の給与体系につきましては国家公務員に準じております。地域手当等々が若干違う部分ではありますが、ほぼ公務員と準じております。ラスパイレス指数も96ぐらいですので、公務員の平均的な数字よりやや低い程度でございます。ラスパイレスのデータを見る限りにおいては、若干、国公よりも高くなっている年齢層のところもあります。そういったところもありますので、待遇が悪いという部分については、私は否定を申し上げたいと思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

別に、現実的にそうやって職員さんが困っているとか、待遇が低いから辞めたいという人が多いというんじゃないくて、それぐらいの覚悟を、1回、管理職の皆さんには持っていただきたいなという問題提起です。というのが、ぜひですね、こういう機会なんで、皆さん動揺されているんで、そこを顧みて余りあるぐらいの意欲的な仕事ができれば、どんどん職員さんは、また、今、副町長がおっしゃったように、辞めたいという人は一人もいないということであれば、余計、頑張って取り組んでいただける仕事があれば頑張っていただけると思いますので、ぜひそういう立場でやっていただきたいと思うんです。

あと1点が、ちょっとこれは目に見えない部分ですね。やっぱり、例えば補正予算とか、そういう部分はどこの市町でもあることなんで致し方ないんですけど、例えばイベントの手伝いとか、そういう部分はやっぱり市町によっていろんな差が出てきます、どうしても。なので、給与面は休日出勤手当とか出るからいいとしても、やっぱりその家族との遊べる時間が減るからイベントが多い波佐見町を敬遠されるとか、やっぱりそういう選ばれる方も若干数いらっしやると思うんで、そういう部分もアンケートとかじゃなくても、随時職員さんの御意見を聞いていただいて、できるだけ長く、意欲的に職員さんが働いていただける環境づくりに努めていただきたいなというふうに思います。

私、何でその外部専門家というふうにこだわるかというと、私、一人、あるお知り合いの方から言われたんですよ。波佐見町にいろんな仕事を提案しに行って、いろんな話をしていたんですけど、最終的に、いや、付き合いある事業者さんをお願いしますというふうに言われたというケースがあったみたいなんですね。

なので、やっぱり何かそういう、どうしてもその、今さっき言われた協業関係というのは、いい面もあるんですけど、逆に言うと、新しい人たちが入ってこれない環境ももしかしたらつくっているんじゃないか。やっぱりそこは一度ちょっと立ち止まって考えていただきたいなというふうに、私も全協でお伝えしたんですよ。

もちろん、うまくいっている部分は続けていただくのに、何かこう異議を唱えるつもりはありません。ただ今回、事件が起きて、逮捕者が出て、懲役になって懲戒免職された、その事実、町民の皆さん全員が一旦立ち止まって考えるべきだと思うんですよ。相手の事業者さんも波佐見町の事業者さんです。今、町内で会われて、不審な目を見られているんですよ。何も関係ない、そこの働いている、企業で働いている、雇われている方も。

そういうものを二度と生み出さないためにも、やっぱりここはいろいろな協議をしてでも一旦立ち止まって、ちゃんとルールをまだつくっていますから、その間だけはちょっとオープンに怪しまれないようなことをしましょうという、せめて3か月とか、それぐらいのクール期間は、冷却期間は持ってもいいんじゃないですかねというのが私の提案ですね。その辺は、委員会でもぜひ考えていただきたい。

もちろんその協業、いろんな形で事業者さんと協業をやっていくのが波佐見町にとっていいというのは私も認識しています。ただ、今回こういうことがあって、町内事業者さんしかない状況が結局、事件の一つの要因になっているということがありましたので、そこはちょっと皆さんで冷静になって立ち止まりましょう。逆にその協業をしている方からも御意見をいただいて、こういう形だったらほかの自治体さんともやっているよとか、そういう前向きに、契約とかいろんな分もクリーンにできる環境を、もう本当に利害関係ある人、皆さんから意見を集約するような仕組みをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

ちょっともう官製談合事件については終わるんですけども、時間もないので。

私は2点分けたのが、1点目は、そういう形でちょっとマイナスの部分なんで、2点目はちょっとプラスのほうに転じたいなと思ってあえてつくったんですけど。今、答弁にもありましたデジタル庁というのが来年できる予定です。もう一度、このデジタル庁って何を目標しているのか、答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

デジタル庁につきましては、菅内閣の結構重要な施策ということで、私も先日、インター

ネットで調べたところ、今、各省庁にそういったデジタル部門があると。それでなかなか進んでいかないというところで、そこで、一本、デジタル庁というのをどんと立ち上げて、各省庁にあったものを一つにまとめて、そこが旗振り役になっていくということで、ちょっと世界的に見たら遅れている、そういったデジタルの部門をてこ入れをしていくということで書いてありました。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

総務課長、答弁いただいたとおり、9月23日、菅総理がデジタル改革関係閣僚会議で申されました。この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題、デジタル化が遅れている部分を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。このための突破口としてデジタル庁を設立します。国、自治体のシステムの統一、標準化を行うことで、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続のオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、デジタル化の利便性が実現できる社会をつくっていききたいというふうに述べられています。

ちょっと、そういう形で考え方はすごくよくて、答弁にもあったとおり、政府の方向に先駆けて、町としてもそういうのを考えていきたいというふうに答弁があったんですけど、じゃあ現実には、今、波佐見町のインターネットとかそういう環境、現実には、例えば教育の部分、ほかと比べてどういう状況と考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

学校関係のICTについて御質問いただきました。議員御指摘のとおり、波佐見町は、正直申し上げて進んでいるとは言えません。どちらかといえば遅れているという認識でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

次長はよくその辺りのたけてられるんで、よく分かれていると思うんですけども、2019年公立学校情報化ランキングというのが日経BP社、日経ビジネスとかを出している会社さんで出されているんですけど、長崎県で波佐見町は1,072位ですね。ちなみに、武雄市が2

位、川棚町は28位、東彼杵町が127位、これは小学校の数値なんですけど、中学校はもっとすごくて、波佐見町は1,562位、武雄市が14位。ちなみに、小学校、中学校とも長崎県内で波佐見町より下なのは新上五島町だけで、あとは全部上です。

これ、要因分析をしたんですけど、やっぱりインフラが遅れているのがランキングに影響しています。というのが、指導力は県でもう統一の数字なんで、当たり前ですけど、カリキュラム自体は県でつくられていますので。なので、やっぱりインフラが遅れているんですね。そこで、先ほど質問にもあったんですけど、インターネットの環境の回線が商用のものを使っているんで、例えば同時アクセスされたら遅れてしまう可能性があるというふうと考えられたんですけど、予算的に、いや、もっとこの辺、入れるべきというふうには考えは、どういう形が考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

具体的な数字を用いて波佐見町の立ち位置を教えていただいたことは本当にありがたいと思います。実際そのとおりでございます。近隣を見渡すと、武雄市、川棚町、東彼杵町、既に児童生徒のタブレットがほぼ終わっているような状況でございまして、それを活用した授業も展開されているということの、まず1点目は、そういったハード面がやはり遅れているというのが大きく順位に影響していると思います。

一方で、インターネットの回線については、教育長が答弁したとおり商用ベースでございます。金額が1回線4,000円をちょっと超えるぐらいということで格安でございますが、答弁書にあったとおり、同時に使えば速度がどんと落ちます。一方で、法人向けのサービスはどんなものがあるかということでございますが、ちなみに、10メガbpsで、一般的な金額でいうと二十数万ということがあります。帯域が保証されているものでございますので、同時に使っても速度は落ちません。そういったことも含めると、今後検討に値するというふうに思いますが、教育長が答弁したとおり、今後の使用状況を見て総合的に判断させていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

そうですね、あともう1点、これは教育の分野じゃなくて別の分野なんですけど、長崎新聞で、庁舎のWi-Fiの整備状況が10月の新聞に載っていたんですけど、12市町がもう既

にWi-Fiが庁舎で使える環境でして、長崎県、県の県庁も今年度中、長与、時津がまだ進んでなかったんですけど、今年度中。要するにもうWi-Fiを使っていない町のほうが、Wi-Fiが飛んでない、庁舎でWi-Fiが飛んでない町のほうが少ないんですよね。あまり答弁自体は変わらなかったんですけど、ちょっと試してみる、玄関でというふうな答弁はあったんですけど、やっぱもうWi-Fi、役場で必須だと、周りから見ても思うんですけど、もう一度考え方をお聞かせ願えますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

Wi-Fiにつきましては答弁したとおりでございますけれども、そういった、また、その費用対効果というところで設置して、どのくらいの方のその利用があるのか、分からないというところがございますので、まず、そういったポケットWi-Fiですかね、をちょっと整備して、利用がどのくらいあるかというところを調査研究から始めてみてはということで検討をいたしております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

波佐見町の、これはデジタル行政に対して全般と思うんですけど、教育もそうです。普通のほかの一般行政もそうなんですけど、これは費用対効果で測れないんじゃないかと思うんですよ。なぜかという、使ってみて初めてそのよさが実感できるものなんですよね。ないと使わないです。あればそれが当たり前になります。なので、もうインフラだと思うんですよ、社会的に。

例えば、今さっき、やきもののインターネットの販売の話もありました。今まで使ってなかったら、やきものがネットで売れるとか思っていなかった。でも1回使ってみたら、全部もう当たり前、こういう世界だと思うんですよね、デジタルって。だから、まず試してみない限り、何でもよさも分からないですし、その費用対効果で測れるんだったら、皆さん、ほかに取り組みされていないと思うんですよ。もう当たり前にそうやっているから、県もそうですし、ほかの市町もどんどんやっているんじゃないですかね。

先ほど次長がおっしゃられたんですけど、周りの、例えば小中学校が、例えばタブレットなり、電子黒板なり進んでいたら、やっぱり親御さんは、高校に行ったときとかのことを考えたら、いや、波佐見町に行くより、川棚町に行ったほうが、武雄市に行ったほうが、将来、

この子の進路を考えたらいいんじゃないって、やっぱり移住とか定住とかにも関わってくると思うんですよ。その辺りを、お金が安いからとか高いからで測るべきものなんですかね。その辺、ぜひ考え方、どなたでもいいんで答弁をいただきたいんですけど。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃっていただいて本当にありがたく思っております。教育はなかなかお金で測れるものではございません。もう未来への投資だというふうに思っております。私たちとしても、やっぱりそういった環境を整えていきたいと思いますが、やはりマンパワーが若干足りません。今回ICT支援員を認めていただいていますので、早期にこれを配置をしまして、ハード、ソフト一体になっていきたいと思っております。

いずれにしても、やはり長期的な視点が欠けていたというのは否めないと思っておりますので、今後それらを町長部局とよく話をして、長期的にやっぱり計画を立案することが肝要だと思っております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今までの中で、やはり行革がずっとあって、そういうあれが浸透しているんですよね。だから結局、その費用対効果というようなものが、また、自分たちも考えるし、議会からもそういうふうな形で言われてきていると。時代が大きく変わってきておりますし、そういう面では前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

質問の中でも前向きに答弁いただいたんですけど、国が内閣府で地方創生推進室で、IT人材派遣の助成を行う制度があります。デジタル専門人材派遣制度というのと、地方創生人材支援制度、こちらはどちらも全額補助の対象になる制度もあるみたいです。

要するに、自分たちでなかなかその考え方とかできない部分もたくさんあると思うんで、そういういろんな知識を持った国家公務員ですとか、大学の研究者とか、民間でそういうコンサルタントをやられている方とかを派遣する制度も内閣府はありますので、ぜひこういうのを使っていただいて、自分たちでできないんだったら外部の方にアドバイスしてもらって、今までなかった分、逆に早く進んでいたところよりも追い越していける世界だと思うんです。

よ、デジタルの世界は。進んで、昔にインターネットを入れたところよりも、後から入れたほうが最新技術が入れられますので、ぜひその辺りを考えていただきたいと思うんですけど、もう一度、お願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員の御助言いただきました総務省、その外部委員ですね。あと、県のほうもそういった制度があるということでございますので、そういったものを活用しながらまずやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君）

以上で、6番 城後光議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。あしたも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後5時32分 散会

第 2 日 目（12 月 9 日）（水曜日）

議 事 日 程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（12月9日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 山下研一

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第4回波佐見町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を続けます。

順次発言を許します。

9番 北村清美議員。

○9番（北村清美君）

皆さん、おはようございます。

通告に従い、次の質問をいたしたいと思います。

人口減少によるひずみが各所に出ている。そこで、次の事項について問う。

1. 定住奨励金制度について。

（1）平成30年度から3年間続けられているが、状況はどうでしょうか。

（2）制度の周知はどうされていますか。

（3）問題点と今後の計画はどんなのでしょうか。

2. 今後の消防団の在り方について。

（1）現状の定数、待遇等はいかがでしょうか。

（2）問題点と将来の方針はどんなものなのでしょうか。

3. 下水道及び合併浄化槽について。

（1）下水道及び合併浄化槽の現状と問題点は。

（2）今後の計画はどんなのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 北村議員の御質問にお答えいたします。

人口減少によるひずみが各所に出ている。そこで、次の事項について問う。

1. 定住奨励金について。

(1) 平成30年度から3年間続けられているが、状況はどうかという御質問ですが、定住奨励金は町への定住の促進と人口増加を図るため、町内に定住を目的として、新築住宅、建売住宅、中古住宅を取得し、転入または転居した方に交付する奨励金です。

これまでの交付実績は、平成30年度が39件、1,452万円、令和元年度が35件、1,430万円、令和2年度が12月1日現在で33件、1,382万5,000円という状況で推移しています。

(2) 制度の周知はという御質問ですが、少なくとも年に2回は広報紙に掲載しているほか、町のホームページに常時掲載しています。対象者本人に対しましては、転入・転居の届けの際に戸籍班でお渡ししているチラシの中で紹介しているほか、固定資産税班が行う家屋調査の際にも制度を説明したチラシをお渡しして紹介しているところです。また、定住奨励金は、町内の建築業者にとっても販売促進のための営業ツールの一つとなっており、営業の際に御紹介いただいております。

(3) 問題点と今後の課題はという御質問ですが、どこの自治体も人口減少が課題となる中、定住奨励金制度を設けている自治体は本町だけではありません。近隣市町でも制度がありますので、来年度以降も継続する方向で検討していますが、定住者を獲得するためとはいえ、貴重な公金の適切な使い方という観点で、自治体間の過度な競争は避けなければならないと考えております。なお、本町の場合は、現金と波佐見町商店振興会が発行する商品券に分けて交付しています。町としては、地域経済への波及効果のために、商品券の割合を増やしたい気持ちがありますが、もらう側としては現金を希望される場合が多いようですので、現金と商品券の割合は今後も検討していくべき課題と考えております。

2. 今後の消防団の在り方について。

(1) 現状の定数と待遇等はどうなっているかという御質問ですが、波佐見町消防団は、昨年度まで団長を務めていただきました柿川徹様が今年3月に御勇退されました。この場を借りて、長年の消防団に対する御貢献に感謝申し上げたいと思います。

今年4月から新たに三石和広団長、馬場正弘副団長、それと新たに湯無田郷の高島晃氏に副団長の辞令を交付し、新たな役員体制のもと、消防業務に当たっていただいております。消防団の業務は、町民皆様御存じのように、昼間のお仕事をお持ちの傍ら、崇高な消防精神

で、日々、町民の生命、財産を守るべく、月2回の自主訓練、春と秋の火災予防運動期間中の活動、それと年末警戒など、年間多くの消防業務に携わられており、この場を借りて消防団員の御労苦に対して感謝を申し上げたいと思います。

さて、本町の消防団の状況は、条例定数330名に対し、現在、団員は312名在籍されています。待遇については、消防団のはっぴ、制服、長靴、アポロキャップ等は町からの貸与となっています。

年間の報酬額としては、団長15万7,000円、副団長11万5,000円、分団長11万円、副分団長3万9,000円、部長3万1,000円、班長2万8,000円、団員2万6,000円の支給を行っております。また、水火災に出動した際の手当として、一人1回2,500円の出動手当を支給しています。

消防車両等の資機材については、計画的に更新・充実を図っており、今年度は第3分団のポンプ車の更新を行っております。詰所についても、昨年度第4分団の詰所の整備が終わりましたので、一応全ての分団の詰所は新しくなっています。

(2) 問題点と将来の方針はという御質問ですが、消防団関係の一番の問題点としては、消防団員の確保ではないかと思っております。現在、条例定数330に対し、312名と18名の欠員が生じています。もし大規模災害が発生したとなると、少しでも多くの団員が必要となっておりまいますので、団員の確保については、啓発等を含め、関係自治会と協力して進めていかなければならないと思っております。

将来の方針については、消防団は最初に申したように、町民の生命・財産を守る重要な組織でありますので、消防団の資機材や詰所などのハード対策は計画的に更新・充実を図って、消防団活動が少しでもスムーズにいくよう支援は続けていきます。

また、ソフト的には、消防団の活動を町民の皆様によく知っていただくような方策も必要と考えています。例えば、町の広報誌を活用して、毎月分団ごとの紹介をするなど、消防団の取り組みをよく知っていただくことも重要と思っております。これからも消防団員の環境改善に向けて日々努力してまいりたいと思っています。

3. 下水道及び合併浄化槽について。

(1) 下水道及び合併浄化槽の現状と問題点は何かという御質問ですが、現在、波佐見町の污水处理施設整備については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業により実施しているところです。令和元年度末現在で、公共下水道の污水处理人口普及率は46.3%、浄化槽の普

及率は31.5%であり、汚水処理人口全体では77.8%になっており、普及率は年々増加しています。

公共下水道事業においては、稗木場地区の管路布設工事を今年度で終了予定です。また、村木地区は今年度より着工しています。完了までに4年ほどかかる見込みです。利用者に向けては、融資あっせん制度などについて、工事説明会の折に分かりやすい説明を心がけ、水洗化率の向上に努めています。なお、現在の水洗化率は約91%となっています。

次に、浄化槽整備事業については、国、県、町による設置費補助を行っております。通常の補助金のほか、町単独の補助金上乗せや、今年度から建売住宅や浄化槽の入替えについても補助対象とするなど、浄化槽設置の普及促進を図っているところですが、毎年30件程度申請があっていたものが、本年度は現在のところ20件程度にとどまっております。

次に、問題点ですが、下水道事業においては、接続率の向上や使用料収入での継続的な施設維持管理を保っていくことができるか、また、将来的に老朽化する施設の更新費用の増大などが考えられます。

浄化槽事業については、普及率の向上において、高齢者世帯や独居者、設置場所の確保が困難などにより、浄化槽設置に積極的でない方へ理解を深めてもらうこと、その上で設置を促進していく方法の検討が挙げられます。

(2) 今後の計画はという御質問ですが、下水道事業においては、村木地区と西ノ原地区の管路整備について、早期完了を目指します。また、施設の維持管理については、人口減少や料金収入の減少、施設整備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境が予想されるため、令和5年度に予定している公営企業会計導入により、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上にさらに取り組んでいきます。

浄化槽事業においては、先ほど問題点のところで申し上げた点の研究や生活環境の改善、公共用水域の水質汚濁防止のためにも、浄化槽設置整備事業や下水道事業に取り組んでいることを周知することで、浄化槽設置や下水道への接続促進を行ってまいります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

では、ちょっと確認をしていきます。

現在の定住奨励金額は幾らでしょうか。その金額が今、出なかったから、再度聞きます。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

この定住奨励金ですが、新築か中古住宅か、また町内業者施工か町外業者の施工かなどで場合分けをしております。まず、新築住宅、新築建売の場合で町内業者施工の場合が現金が31万円、商品券が12万円、次、町外業者施工の場合は、現金が13万円、商品券が6万5,000円、中古住宅の場合、現金が7万5,000円、商品券が4万5,000円となっております。このほかに加算がありまして、町が指定します行政区への転入・転居の場合は10万円の加算、あるいは町外からの転入の場合は10万円の加算、転入世帯で中学生までの子供がいる場合、一人の場合が5万円、二人の場合は10万円、3人の場合が15万円加算されることとなっております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

先ほど答弁の中に3年間の実績を挙げられましたが、ちょっと聞こえづらかったんですね。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

平成30年度の交付実績が39件で1,452万円、令和元年度が35件、1,430万円、令和2年度が12月1日現在で33件、1,382万5,000円、全て商品券を含めた金額でございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

よく定住が30件平均で来てますよね。非常に優秀じゃないかと思うんですが、ただしこの場合、今、他町との関係があるからなかなか上げられもされんし、競争もあるということですが、他町の実際はどうなんでしょうか、東彼3町でも構いませんから。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

この定住奨励金制度ですが、東彼3町を見た場合、川棚町には制度自体ございません。東彼杵町にはございます。東彼杵町は、新築で町内業者施工の場合、70万円を交付しております。加算としては、高校生以下のお子さんがある世帯には10万円加算しているようです。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

かなり大分差がありますね。だから、東彼杵が増えてるんですかね。そういう要因もあるんじゃないですか。どうですか、その判断は。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

東彼杵町の交付実績をお伺いしました。それによりますと、平成30年度が13件、令和元年度が25件、令和2年度が11件という状況とのことです。一概に金額だけでは決められないのかなと感じております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

周知の件で答弁がありましたけども、かなりされてますよね。でも、町外から来られますから、やっぱり御存じない方が多いわけですよ。だから、住民福祉課でやってるというようにことも広報に載ってるし、いろいろ載ってますけども、実際はその周知は業者から教えてもらうとか、もし仮に町外の業者がした場合に、それはどのような周知をされてますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

町外業者施工であっても、建物が建ちますと税務課の固定資産税班が家屋調査に必ず行くことになります。その際に、定住奨励金制度の御案内はしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

定住奨励金を頂くという場合は、条件として何がついてますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まずもって住宅を取得することですが、それ以外としましては、居住の自治会に加入すること、それからこれまでに定住奨励金を受けたことがない人、それから税金等の滞納がない人、また暴力団の構成員等ではない人、あと公共事業に係る補償費等を受けた者でないこと、以上が条件となっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

ちょっと抜けてるんじゃないかと思うんですけど、5年以上住む条件がないですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

おっしゃるとおり、5年以上居住する意思を持って住宅を取得する者という条件もございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

この制度を受けられた人と、自治会に加入は前提だというふうに言われて、5年以上住むか住まないか、住んでくれという条件がありますけど、ここで自治会とのトラブルなかったですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

居住してしばらくしてから自治会を脱退するという方もおりました。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

そのときに、定住奨励金は没収するんですか。そのままにしておくんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

奨励金の返還については要綱で定めておりまして、具体的に申しますと、虚偽の申請だった場合、あとは奨励金を目的外に使用した場合、交付の要件を欠くに至ったとき、それから居住を開始した日から5年以内に生活の本拠地を町外に移したとき、ただし同居親族が引続き居住する場合は除くとしております。ですので、自治会の脱退をもって奨励金の返還まで求めることはしておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

分かりました。奨励金の返還もあり得るということですね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

5年以内に本拠地を移した場合などは返還を求める場合がございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

よく分かりました。この奨励金はいいい制度ですので、来年度令和3年度に増額継続される計画があるというようなことですが、これ、増額は考えられていませんか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

具体的な金額につきましてはこれから検討していきますので、今の時点で増額しますとまでは言えませんが、継続については前向きに検討しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

平均30件で推移してますけども、もしこれが50件とかになった場合には増額は補正予算で対処されますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今年度の予算を上回るような申請があった場合は、増額の補正予算を検討します。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

分かりました。では次に行きたいと思います。

消防団の件ですけれども、この4年間の中に前に2回ほど質問をしております。今の副町長が前総務課長時代に2回して、どのように進展しているのかというのをちょっと聞いてみたいと思います。

先ほど答弁の中で分団の現状は発表ありましたが、再度確認したいんですが、総数と現団員数をひとつよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今の各消防団の現状でございます。本部分団から8分団までございまして、本部分団が20名、第1分団41名、第2分団36名、第3分団39名、第4分団38名、第5分団31名、第6分団33名、第7分団35名、第8分団39名、合計の312名でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

もう1度、分団長以下でいいですから、分団長と班員部長の報酬と出動手当をちょっとお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

分団長の年額報酬でございますけれども、分団長11万円、副分団長3万9,000円、部長3万1,000円、班長2万8,000円、団員2万6,000円となっております。それとあと、水火災に出動した際の出動手当でございますけれども、一人1回2,500円ということになっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

先ほど答弁の中にも問題点のことがちょっと触れられていますけれども、これは大きな問題点と考えられていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

年額報酬、それと出動手当ではございますけれども、ここにつきましては、各分団の運営経費に使われているということで、なかなか厳しい財政状況でという話は聞いております。ここらあたりの見直しも検討も図っていかねばいけないかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これで3回目です、そういう答弁をいただくのは。一向にこれはなされてないですよ。4年前もそうだし、今もそうだし、そういう答弁ですけども。実際、何にもしてないということじゃないですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

この団員の報酬でございますけれども、平成17年度に、各種委員さんがいらっしゃいますけれども、そのとき見直しを行って、そのときはほかの委員さんの報酬は2割ぐらいカット

をさせていただいたんですけれども、その際に消防団の報酬については、カットしておりません。そのままの額で、消防団活動をやっぱり応援していかなければいけないだろうということで、報酬についてはそのままの額でいったんですけれども、出動手当、先ほど言いました2,500円でございますけれども、そちらについては2,700円から2,500円にというところで、その際措置をさせていただいております。ですので、今考えているのは、そこの出動手当について、また戻さなければいけないんじゃないかなという検討をいたしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

やっぱり17年から今、何年ですか、約14年、全然上がってないと、減ってもいないんですが、上がってもいないというようなことで据え置かれていますね。やっぱり非常にそこに問題が一つあるんじゃないかと思うんです。ただしこの報酬は自分の個人のあれに入りませんから、ほとんど分団の収入源に挙げられます。そのことは多分承知で答弁なさってますけれども、そのために今から団員不足というのが非常に顕著になるというようなことを答弁されてますけど、その啓発活動はどういうふうに考えていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

なかなか消防団というのは、昼間は火災のときは、皆さんの町民の目に触れると言ったらおかしいですけれども、夜間の活動がほぼほぼでございますので、なかなか町民の方の目に触れるところがないというふうには認識をいたしております。ですので、そういった消防団活動はこういったことをやって、町民のために頑張ってるんだというところをもっとPRしていかなければいけないなというふうに思っております。ですので、何年か前もしてたことはあるんですけれども、先ほど町長の答弁で申したとおり、広報誌を使いまして、1年間消防団特集じゃないですけれども、行っていこうかなと思っております。先ほど申しましたとおり、分団は9個分団がありますので、各分団ごとにそのPRというか、活動内容をする。それと、年間にそういった合同訓練を年1回やっておりますので、そういったところ、それと春と秋の火災予防、それと年末警戒、それとこの消防団の中には女性消防団が内数として6名いらっしゃいますので、そういった女性消防団の取り組みも広報あたりで啓発を行って、そちらのほうの女性消防団を増やすという取り組みも行っていきたいとは思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これも最初の頃、質問もしました。また繰り返します。各分団の決算書をお持ちですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

各分団の決算書については、まだこちらのほうに提出は求めておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

やっぱりこれも4年前と3年前と今話しても全然進んでいませんよね。やっぱりそういうことが一つの把握するということも大事じゃないでしょうか。どうでしょう。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

分団のいわゆる会計処理と言いますか、財政状況に関しては、以前も質問ございました。その件についても、分団のほうにちょっとお願いをした経過はあります。私が総務課長時代にですね。ただ、町が補助金をやったりとか団員の報酬をやってる部分については全く出さないというわけにはいかないけれども、自治会あるいは後援会から支援をいただいている部分については、提出を遠慮させてくださいという分団からのお話があつておりますので、こちらでもそこまで強くお願いをしてまで決算書をもらうということとはできない状態があつておりますので、それはちょっとお知らせをしておきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それは全部の分団が言ってるんですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

全部の分団ということではなかったと思います。幾つかの分団においては、それは遠慮させてくれというようなところがあつたんですが、全部ではなかったと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

我々の地区の分団は、きちっと地区の役員には公開します。そして、我々も状態を知ってるわけですが、そういうことで、5分団の場合は、報酬と出動手当を収入源に挙げて

います。あとはどのような構成になってるかという、各自治会の助成金によって成り立っておるわけです。そういうことを承知していらっしゃるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

当然、分団からしてみれば、収入源となっているところの自治会からの支援あるいは後援会からの支援でございましょうから、その頂いているところの母体に対しては、その決算書を示される、それは当然のことだろうと思いますけれども、それを町はそこまで、後援会の費用を含んでいる部分については直接町も関与をしておりませんので、そこまで求めても遠慮させてくださいという分団があるということです。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

しかし今の答弁はおかしいよ。全部の分団じゃないってさきに答弁されたじゃないですか。やっぱりもらえるところはもらう、もらえんところはどうしようもないというのは分かります。でもいいですよと出せる分団もあると思うんですよ。その点はどういうふうに解釈されてますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

提供をいただいている分団は多分あったんじゃないかと思いますので、その部分については、頂けるものは頂いて、参考の資料とさせていただいておりますので、それは問題ないことでもあります。ただ、どうしても遠慮させてくださいという分団があると、それについては強い意味を持って提出を必ずしてくださいということまでは言っていないということです。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

やっぱり町のほうも分団員の報酬と出動手当と地域の自治会が助成金を出しているということ成り立っていることは承知なんですネ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

はい、それは承知いたしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

以前、分団長会議で定員不足とかいろいろな不満がない、不満がないって、こういうのはどうしたらいいのでしょうかというような云々はなかったというような答弁だったんですけど、今はどうですか、分団長会議で。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今の数が少ないというところでは、もちろん定数に達してないという話はございますけれども、活動的にそこまで支障になるような数とかいった話は今のところは伺っておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

今は、330の定数で90%以上あるわけでしょう、定数としてね。でも将来、5年後、10年後なる前の団員不足というのは分団長会議でも出ませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

分団によってはそういった話はございます。実際、先ほど1分団で41名と申しましたが、大体条例定数でいけば割当てがあるのは1分団40名でございます。それに対して41名というのは、団員の確保ができるときに同級生とか何とかで入ってこられるということで、そのときに40名だからあなたは来年お願いしますというんじゃなくて、今、入るという気持ちがあるときに入れておきたいという分団からのお話もありますので、そこらあたりはこちらとしても臨機応変にと言ったらおかしいですけども、分団からの意見を聞いて、条例の定数ではなくて総数でございます、330は。330のないということであれば、各分団で調整をしながらそういった団員確保をやっていつてもらっているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9 番（北村清美君）

将来、例えば本部分団を含めて9分団ありますね。これが例えば5分団が定員の20名になったと、6分団が同じように20名になったと、この場合どう対処されていきますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

本当、活動がままならないという状況になれば、分団の再編も考えなければいけないかな

とは思っておりますけれども、現在のところはそこまでは至っていないと思っております。

それと、火災の際の出動区分というのがございますので、例えば中尾郷だったらその近隣を出動というふうになりますけれども、他市町については、火災の場合は全分団出動というところもございます。ですので、運用をどういった形でしていくかということも考えながら、そういったもし団活動に支障が出るような人数になった場合に、消防団としてどういうふうな方向を出していくか、そこらあたりはまだ検討は行っておりませんけれども、そういった視点も含めて考えていくところもあろうかとは思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これ、質問するのを忘れてまして、ちょっと戻りますけど、川棚町、東彼杵町の団員の報酬と出動手当は大体どのくらいなんですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

川棚町が分団長が10万6,000円、副分団長が3万8,700円、部長が3万600円、班長が2万7,500円、団員が2万5,500円、それと川棚町の出動手当は2,700円となっております。

東彼杵町でございますけれども、分団長が22万4,000円、副分団長が4万6,000円、部長が3万8,000円、班長が3万4,000円、団員が3万2,000円となっております。彼杵は訓練の際には2,600円を費用弁償として出しておりますけれども、火災の際には出動手当は支給はされていないということでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

あんまり東彼3町は遜色ないですね、その点は。よく分かりました。

それで、今度は副町長に指名して答弁をお願いしたいと思うんですが、今後の消防団の将来の展望をどういうふうに考えていらっしゃいますか。それともう一つは、どうすべきか、どうあるべきかというようなことをどういう考えでいらっしゃるかお聞きしたい。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

消防団に関する将来の展望ということでございます。非常に大きな課題だと思います。まずは団員の確保が一番の問題だろうと思います。それから、団員も昔という表現では失礼で

すけれども、かなり以前と比べますと、町内に居住はあれですけれども、町内で昼間に仕事をされている方の団員数が少ないというこの辺の課題がありますので、仕事場の関係についてはどうしてもやむを得ないところがあると思いますけれども、まずは団員の確保、できるだけ330に近い団員数を確保するというのが大きな課題だろうと思いますので、展望に関しては、現在の消防団に関する住民の皆さんの認識がどの程度なのかというのがありますので、できるだけ勧誘をしながら、そういった公共のボランティア的な活動についてもぜひ理解をしていただいて加入をしていただく、その辺を進めていくというのが課題だと思いますけれども、何分年数も経つと、そういった公共のボランティア活動に関しても、住民の皆さんの認識もかなり変わってる部分があると思いますので、私たちが思うような確保がきっちりできていくかどうかについてはなかなか難しいところがあるんじゃないかと思います。

根気強くと言いますか、地域の皆さんの理解をいただきながら、あるいは自治会の役員さん等の協力もいただきながら、できるだけ加入をしていただくようなことで持っていきたいと思います。また、報酬それから出動手当、訓練手当に関しても、現在、先ほど数値等を示しましたがけれども、県内の状況等も情報を少し集めながら、現状がどうなのか、波佐見町そのものが東彼の3町ではひよっとすればほぼ横並びぐらいで遜色はなかったかもしれませんが、県内とかあるいはもっと広い範囲でどのような報酬体系になっておるのか、待遇体系がどのようになっているのかというところも少しずつ情報を集めながら、可能があるということであれば、そういった待遇面も少しやや高めに持っていきながらでも団員の確保を進めるような、そういった方向性も少しずつ検討する必要はあるかもしれません。そんなところかと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

次にいきたいと思います。下水道は平成何年から始まりましたか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

公共下水道事業ですが、管路、下水道管については、大体平成9年ぐらいから始まっております。処理場に関しては、平成12年から15年ぐらいにやって、16年度に供用開始です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この下水道の場合は、費用の割合は、国、県、町とあると思うんですが、パーセンテージで分かりますか。大体でいいですよ。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

国庫補助については、大まかですが大体半分、50%ということになってます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

先ほどの答弁の中にも接続件数とかありましたけど、もう一度水洗化人口、パーセントが約90%ぐらいありますけど、件数を教えてください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

処理人口ですが、処理人口については、町人口に対して6,768人、水洗化人口については、6,137人。この処理人口というのは、下水道管が家の前まで来てて、いつでもつなげる状態、整備済みの部分です。水洗化率というのは、そのうちの実際につないでいる分ということになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

6年前でしたっけ、5年前でしたっけ、当初の下水道計画から縮小されましたね。この理由は何ですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これは、県の下水道全体構想もあって、それで見直すようにということがありました。それで、一番大きいのは費用対効果を考えて、集中的な処理がいいのか個別処理がよいのかというのを検討した結果、このような変更になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

下水道の今後の計画が答弁の中にありました。終わるのが村木地区が最後ですかね、稗木場地区が最後になるんですかね、どっちですかね。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

稗木場地区の管路整備については、今年度で終わる予定です。今年から始まるのが村木地区、これが3、4年ほどかかるかと思っております。西ノ原地区もありますが、これは土地地区画整理事業の進捗に合わせてですので、完了予定は今のところ定まってはおりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それじゃあ、西ノ原地区以外はもう全然下水道の計画は今のところないということですね。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

現在のところは、認可区域はそれだけになっておりますので、それ以上のことはありません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

下水道の計画はないとすれば、そうしたら浄化槽の強化を図らなければいかんですね。そういう体制でやって、先ほど3年間の実績が出てましたけども、これは減ってるということは非常に問題じゃないかと思うんですよね。そこら辺の原因は何だと思いませんか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

過去3年間の件数でいくと平均30件と申しましたが、29年から33件、37件、次の年37件というのがあるんです。去年については二十数件しかありませんでした。今年も現時点、先月末ぐらいで20件ほどです。これは、前年度に関しては消費税アップが影響しているのかなと思います。今年度については、消費税アップに加えて今回のコロナの騒動でちょっと工事自体を控えているのではないかなと推測しています。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この合併浄化槽の問題も何度か、過去に2回ほど質問したことあるんですけども、実際、そのときに2回目の質問のときに、共同合併浄化槽というふうな案を出して、その後その計画、まだ一向に実行されてないんですが、その原因は何でしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

私どものほうでは、補助金をつないでいるところなんですけれども、浄化槽の設置において、共同で設置するというのは、私どものほうから推進とか補助金の対象にするとかそういったものがあるわけではなくて、設置する方が共同でやりたいんですけどという申出があれば、それについて実際には設置に関しては許可するのは保健所であります。私どもが許可するわけではありませので、その相談に乗ったりとか、補助の対象になるとかならないとかっていう説明をしたりとか、そういうことはできるというような状況であります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

分かったような分からんような答弁で、非常に実際は今のところそういう計画もないわけですね。要請もないということですよね。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今、実際のところ、相談、問合せ等は1件もありません。下水道に関して言えば、どのぐらいかかるんですかとか補助金どのぐらいですかという相談自体も年に数件あるかどうかなんですけど、共同で設置したい、場所がないんですけどとか、そういう相談、問合せは今のところ1件もございません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

肝腎なことは、下水道は今後広げないということですね、今の計画以外には。そういうことでですね。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

現在のところは、拡張の予定はございません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これからちょっと町長にこれからの浄化槽、下水道の件を質問したいと思いますが、今先ほど課長の答弁にもありますが、やっぱり下水道の計画は今のところ予定はないですね。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私の現在の考えでは、やはり当初計画しておったことも、国、県のそういうふうな費用対効果、莫大なことがあると、全体的なまちづくりという面に大きな影響も出てくるだろうし、今のところありません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それじゃあ町長、下水道地区以外のところ、例えば南地区とか周辺地域の山間地域とか、これはどういうふうに進めていこうと思っておりますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、今やっている合併浄化槽の推進をしていきたいというふうに思っておりますし、ただ、合併浄化槽もやっぱり周辺地区での皆さん方、年配の方が結構多いわけですので、そこまで自分たちもお金を出してまで設置はもうしないとかっていう方々が多いような感じがいたしております。そこに老夫婦がおって、子供が帰ってくるとかそういうことであれば、そういうふうなことを次の世代につなぐためには、合併浄化槽を無理してでもされるでしょうけども、もうそういうそれぞれの家庭、家族の状況は大体は想定します。一人一人のあれを取ったりしてませんが、大方そういうふうな感じでありますし、ある面ではやっぱりそういうふうな自発的な地区とか、そういう方々の声が大きくなってくると、それ相応の自分たちの負担も考えながら、町のできることはどうなのかという検討はしてもいいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

町長、やっぱり今からは各地区から、地域から、要するにこの浄化槽の問題、下水道の問題が必ず出てくると思うんですよ。当然インフラ整備が非常にどこまで進むかということが問題なんですけど、その場合に各地区、地域から何か所から要望書が出たらどう対応していかれるつもりですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今の時点でそういう予測はされるでしょうけども、どういう条件なのか、それぞれの地区によっても内容が違ってくるんじゃないかなというような思いがいたします。その時点にお

いて、そういうこと、今からこういうことがあったらこうしますというようなことは言えない。したらそのときに最善を尽くす。進めるべきか、ちょっととどまるべきか、そして何か方法はないかと、そしてその時点において、また県のいろんな事例がないか。そういう調べ方をせんと、今何もないところでそういうふうな断定的なことを言えるようなときではないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

最後になりますけど、インフラ整備が非常に極端に違うんですね。町長は水洗化ですか、家のほうは。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私の地区は下水道が普及をしております。だから、そういう面において、時代は大きく変わってきてるんですね、それぞれ。だから、そういう地区が例えば中尾が一番良かったときは一番最盛のときもありました。時代が変わってくる、そうするとだんだんだんだん、人口も湯無田がぐっと多かった昭和30年代ぐらい、40年代ぐらいになったら——聴取不能——と、南に今、宿が一番が中心になってきているというような状態で、その次は稗木場あたりにいくんじゃないかなと。そういう時代の変化、手の施しようがない変化については、それを受け止めて、その中でいかにそれぞれが向いたと言いますか、それに適応していく暮らしの仕方、やり方、そしてそういう中でも、「よし、この部分だけは頑張っていこう」というそれぞれの地域のことが大事じゃないかなと、そういう人たちが出てきて、そして少なくなっても、「ここは良かよ」って言われるような地域づくりが、それはその地域の方々のそういうあれができてこない、行政だけの主導ではとてもないんじゃないかなと。一緒になった形で、そういう気持ちが湧き上がってくれば、我々としてもやっぱり手を差し伸べていく必要があるというふうに思っております。

○9番（北村清美君）

終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、9番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 澤田昭則議員。

○1番（澤田昭則君）

皆さん、こんにちは。初めて議員となりまして、初めての一般質問ではありますが、初心忘るべからずでしっかりやっていきたいと思います。年末年始も近づいて、コロナ感染の中、初めての厳しい不安な冬を迎えますが、町民一丸となってしっかりと感染対策に当たっていききたいと思います。

それでは通告に従って質問します。

1. 波佐見町歴史文化交流館（仮称）について。

本町の文化財行政は教育委員会が担っており、窯跡の発掘や波佐見焼の成り立ち、また、貴重な歴史・文化・伝統を伝える古文書等の研究が行われてきました。この歴史文化交流館（仮称）の完成により、貴重な文化財が展示・公開されることで、町民や子供たちが波佐見の歴史・文化・伝統を見て、触れて、学べる施設になると大変期待しています。また、町内外の交流と観光の拠点として、さらなる波佐見町の活性化が期待できる施設になるものと思います。しかし、いまだに町民への理解は得られていません。施設の企画や運営を町民に周知していただきたいです。そこで、次の事項について問います。

（1）正式名称は波佐見町歴史文化交流館と予定されているが、波佐見町総合文化会館をウェーブホールと言うように、愛着のある呼びやすい略式名称はつけられないのか。

（2）開館の正式な日程、入館料及び施設の休館日、また、コロナ対策による入場制限は決定しているのか。

（3）開館に当たり、プレオープン（町民各地区優先招待など）の企画や運営を特別に考えているのか。また、オープニング用など、ボランティアスタッフの募集を運営上考えているのか。

（4）近隣周辺での交通安全対策（施設入口の交差点の電柱の移動撤去や新たな感知式の信号機の設置など）や環境整備対策（樹木付近や道路への落葉）などは考えているのか。ま

た、準備はできているのか。

(5) 大型バス用の駐車場や乗り降りの場所などは計画されているのか。

(6) 陶芸の館（やきもの公園の安全な駐車場完備）とのシャトルバスなどの移動交通手段は考えているのか。

(7) 施設の完成も近づき、施設の案内板や「ようこそ、波佐見町へ」などの観光案内の看板を主要なところに設置する計画はあるのか。

(8) 施設内の町民ギャラリー（講座室）や交流・休憩スペースを町民が利用したい場合は相談はできるのか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

澤田議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見町歴史文化交流館（仮称）について。

本町の文化財行政は教育委員会が担っており、窯跡の発掘や波佐見焼の成り立ち、また、貴重な歴史・文化・伝統を伝える古文書等の研究が行われてきた。この歴史文化交流館（仮称）の完成により、貴重な文化財が展示・公開されることで、町民や子供たちが波佐見の歴史・文化・伝統を見て、触れて、学ぶ施設になると大変期待ができる。また、町内外の交流・観光の拠点として、さらなる波佐見町の活性化が期待できる施設になると思う。しかし、まだ町民の理解は得られていないため、施設の企画や運営を町民に周知していただきたい。そこで、次の事項について問う。

(1) 正式名称は波佐見町歴史文化交流館と予定されているが、波佐見町総合文化会館をウェーブホールと言うように、愛着ある呼びやすい略式名称はつけられないかという御質問でございます。

波佐見町歴史交流館（仮称）は、本町が有する貴重な歴史文化資産を保存・活用し、未来に継承するとともに、町民皆様や子供たちが本町の歴史・文化・伝統に直接、見て、触れて、学び、郷土波佐見に誇りを持つ場としてその必要性は高く、本町の歴史的価値を高める施設です。また、本町が様々な地域や文化と交流を通じて発展した歴史的背景を踏まえ、交流をキーワードに波佐見町の歴史を公開、情報発信するとともに、町内外の交流の拠点となることで、町の活性化にも寄与したいと考えております。このため、学識経験者や町民代表で組

織する建設検討委員会を設置し、整備方針や運営方法等についても検討を重ねており、その中で議員御提案の愛称についても公募してはどうかとの意見も出ています。このため、町民皆様に親しまれる施設とするためにも、年明けの早い時期に愛称を公募することで進めたいと考えております。

(2) 開館の正式な日程、入館料及び施設の休館日、また、コロナ対策による入場制限は決定しているのかのお尋ねでございますが、まず開館日でございますが、波佐見陶器まつり前日の令和3年4月28日としております。

次に、入館料については、今後、議会に施設の設置条例等をお諮りする予定ですが、建設検討委員会においては、入館料自体は無料とされておりますので、その方向で進めています。なお、企画展や他館からの収蔵品を借り入れて行う特別展の場合は有料の方向で検討しております。また、休館日でございますが、これも建設検討委員会で検討され、平日の火曜日を休館日とすることとされておりますので、併せてその方向で進めております。

一方で、コロナ対策による入場制限については、現時点で具体的な検討は行っておりません。現在、国のガイドラインによると、博物館、美術館の施設については、通常の入館時には入場制限を設けなくても良いとの方針が示されていますが、イベント開催時は、消毒等の徹底や来場者の検温を行った上、3密を避け実施することとされておりますので、開館当日のオープニングイベントについては、その内容に配慮した形で行いたいと考えております。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機等が館内に置けるよう、コンセンソトの増設も進めておりますので、お知らせをいたします。

(3) 開館に当たり、プレオープン（町民各地区優先招待など）の企画や運営を特別に考えているのか、また、オープニング用など、ボランティアスタッフの募集を運営上考えているのかのお尋ねでございますが、先ほど開館日については令和3年4月28日とお知らせをしましたが、これは波佐見陶器まつりとの相乗効果を考え、決定した経過がございます。しかし、翌日から陶器まつり期間中になると周辺は混雑をしますので、オープン後、町民の皆様がゆっくり来館される状況ではないと思われます。このため、今後の開館準備の状況にもよりますが、御提案いただいたように、プレオープンとして町民皆様が事前に来館できるよう検討したいと思います。

また、ボランティアスタッフについてでございますが、開館翌日から波佐見陶器まつりが開催されると、多くの方に御来場いただけるものと考えており、教育委員会の職員では十分

対応できないことが想定され、地域の方々の御協力をいただければ助かりますので、今後検討したいと思っております。

(4) 近隣周辺の交通安全対策（施設入口の交差点の電柱の移設撤去や新たな感知式の信号機の設置など）や環境整備対策（樹木付近や道路への落葉）などは考えているのか、また、準備はできているのかのお尋ねでございますが、議員御指摘の施設に向かって左側の交差点については、見通しが悪く、かねてから電柱の移設の要望があり、九州電力に移設の要望を行いました。当該電柱の前後の電柱・電線の経路からも技術的に移設が困難であるということが提示されましたので、断念をした経過がございます。また、信号機設置についても、交通量から見て設置は厳しいものがあると判断しております。このため、施設内の駐車場を整備する際に、当該電柱付近の植栽を低くするとともに、隅切りを新たに設け、見通しがよくなるように改修内容を見直したところです。また、施設西側には高木の植栽があり、落ち葉などが懸念されておりますので、外構工事に合わせて伐採や剪定を行うこととしております。

(5) 大型バス用の駐車場や乗り降りの場所などは計画されているのか、(6) 陶芸の館（やきもの公園の安全な駐車場完備）とのシャトルバスなどの移動手段は考えているのかとのお尋ねでございますが、施設の県道に面した場所に駐車場を設ける計画であり、小型バスやマイクロバスの駐車場は設けることとしておりますが、大型バスについては、一般車両の台数を確保する観点から、乗り降りを行う停車場を設けることとしております。このため、大型バスで来館される団体は、施設の停車場で降りた後、その大型バスはやきもの公園や体育センター駐車場等で待機していただくことと考えております。また、シャトルバスの運行につきましても、陶器まつり期間中の運行が想定されますが、シャトルバス全体の運行形態から見ると厳しいものがあると考えております。一方で、陶器まつり期間中を問わず、徒歩で散策される観光客の方々も多くなっていると考えておりますので、それらを踏まえながら、開館後の状況を見て検討したいと思っております。

(7) 施設の完成も近づき、施設の案内板や「ようこそ、波佐見町へ」などの観光案内の看板を主要なところに設置する計画はあるのかのお尋ねでございますが、施設の案内看板は駐車場の県道に面した場所に設置予定ですが、波佐見縦貫線からの誘導看板が必要ではないかとの声も寄せられており、内部で検討をしているところでございます。また、町内文化財の案内看板が老朽化しており、数自体も不足しているとの指摘もありますので、看板の改修

や設置の見直しなどの必要性を感じているところでございます。このため、11月に締結された九州大学大学院芸術工学研究院との包括連携協定の連携メニューに、文化財サイン計画策定事業を入れており、今後、同大学から委員の派遣を受けながら検討委員会を立ち上げ、全体的なサイン計画を策定し、それに基づいた長期計画の中で看板設置を検討したいと考えております。

(8) 施設内の町民ギャラリー（講座室）や交流・休憩室を町民が利用したい場合は相談ができるのかのお尋ねでございますが、歴史文化交流館（仮称）の内部には、町民ギャラリーとしての講座室、和室北側を交流室として、総合文化会館同様に、町民の皆様にご利用いただくことで計画をしており、今後、議会にお諮りする施設の設置条例並びに使用料及び手数料条例にて、諸条件やその使用料を御提示する予定でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

いろんないいお返事を聞かれたので、ありがとうございました。

11月11日、12日に新人研修を受けまして、教育委員会のほうからもいろんな資料をいただいて、詳しい事業の内容とかも聞かせていただきました。今回はコロナ禍でロードレースも含めていろんなイベントが中止になっておりますけども、かなりの多い事業をされてるなというのが痛感いたしました。また、今回、新たにこういう交流館ができるということで、業務的にかなり忙しくなれると思います。一つの考えですけども、漢字で忙しいという漢字は、心が亡くなると書きます。どういう現象かといったら、あまりにも急激な業務、全然余裕のない職場環境とか、昨日も出ましたけども、どんどんどんどん業務が増えてきているのに、環境の整備がまだできていない。私の一つの提案ですけれども、教育委員会だけではこれだけの施設の管理や、特にまた、交流館で私は企画運営に力を入れてくださいと提案したいんですけども、そこまでできる余裕があるのか、大ざっぱですけどひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、令和3年4月28日のオープンを目指して、開館の準備に着手をしたところでございます。当然、議員は地元でございますので、施設の大きさ、内容についてはよく御存じのとおりにと思いますが、やはりこれだけの施設を運用するとなると、その人員体制については私

どもとしてしっかり考えなければならないと思っております。現在、学芸員を中心としてその運営体制については検討を重ねておりまして、その人員配置につきましても、町長部局のほうにお願いをしております。議員がおっしゃったように、企画運営については、外部の有識者を入れた運営委員会を設置予定でございますので、そのこのアドバイスをいただきながら運営を行っていきたいと思いますが、まずは施設のハード面もございますので、その辺の人員の体制についてしっかり教育委員会で検討し、町長部局のほうに相談したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。一つの提案なんですけども、例えば教育委員会が単独でできないというときには、以前から始まっておりました建設検討委員会にも企画財政課とか、以前でいったら商工振興課とか建設課とか助言をされるような課も出てこられたと思いますので、もし開館になっていろんな各部署というか、各課からでも応援というか、企画の話す段階にも参加してもらって、とにかく交流という名がついている以上は、観光資源にもなりますし、お客さんを接客する会館でもあります。多分、波佐見町に来られて一番はどこに行ったらいいって言われたときに、「ああ、まずは交流館に行ってみらんね」とか言われたときに、そこで印象が悪かったり接客が悪かったら、物すごく波佐見町の悪いイメージがついてしまうかも分かりませんので、今までの分室とは違って、展示、接客、そういうボランティアのガイド説明などかなりの印象を多く受ける施設なので、ぜひそういう課も加わってもらって検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。今の接客の観点につきましては、私どももまだ考え方が深くなっていないところだったので、議員おっしゃったように、町内外からの来客者に対して、この第一印象というのはとても大きな影響を与えたいと思いますので、接客についての研修といいますか、人的な手助けももちろんですけど、接客をする際のこちら側の研修の部分を深めていきながら、ぜひ好印象を与えて、リピーターを増やすようなことを考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1 番（澤田昭則君）

11月に議員になりまして、選挙運動というのが短かったんですけども、町民の方とかなり意見を交換する場所がありました。その中で、「お前、議員になったらこれば言ってくれ」とかいろんな話があったんですけど、真っ先に出たのが交流館。「どがんして、あがんお金かかって」ということで、そのときも僕は詳しく知りませんでしたけど、土地取得から今までで4億1,053万円と聞いておりますけども、それは間違いはないですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

多少、事業費が動いておりますので、現時点で申し上げますが、現時点の予算の総額が、事務だけを除いたところでございますが、4億1,287万7,000円でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1 番（澤田昭則君）

確かに大きな額だと思います。でも、これは私も期待しているんですけども、有効に使えば物すごい投資だと思いますので、観光の拠点としてぜひ頑張ってもらいたいんですけども、選挙運動で回っているときに僕も説得したのは、とにかく僕が責任持ってやりますから、成功させますからぐらいの生命をかけてやるつもりということはお伝えしました。それで詳しく調べていくと、以前の建設検討委員会で、もしこれを新築にした場合、5億から10億かかるという言葉が書いてありました。それは本当だと思いますので、まだ町民に周知されているというのが僕はほとんどできてないと思いますので、いろんな形でもいいですから周知をさせていただきたいんですけど、いかがお思いですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員お説のとおり、やはり広報周知という点がまだ不十分であるということは否めない事実だと思っておりますので、例えば広報誌であったり、ホームページであったり、様々なデータを取りながら、まずは町民各位の皆様、そして町外のほうにも積極的に広報していきながら、これだけのお金を使った施設でもございますし、今後の発展性を考えたときに大きな拠点としての存在も大きいものが予想されますので、ぜひ広報周知についても検討をしていきます。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1 番（澤田昭則君）

ありがとうございます。

次に、順不同になりますけども、ウェイブホールみたいな略式の愛称ですけども、公募されるって今、お聞きしたのでうれしいんですけども、自分でも応募しようかなと思っ
ている検討しております。行かんばミュージアム波佐見とかですね、来なっせ波佐見とか、マ
リンメッセじゃないですけども、とにかく愛着のあるような、とにかく今、町民に関心
を持たせる、とにかくその公募はぜひやっていただきたいんですけども、賞金のほうは多めに
してもらったほうがいいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、入館料は無料って言われたんですけども、特別展覧会みたいなときは取るって。ざ
っとした計算ですけど、例えば300円取って100万人来なっせみたいな感じで来られたときに、
3,000万円の収益があるんですよ。それを経費に回せるって言ったら多分町民の人は喜ば
れると思います。無料っていうのは物すごく今反感を買ってます。だから、例えばですけど、
ふるさと納税が今、多分5万件以上は来てると思いますけど、その方たちにも入館券をプレ
ゼントしたりしたら、ふるさと納税をしたい人も来町されるかも分かりませんので、入館無
料っていうのをもう1回審議してもらいたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員が今、おっしゃった入館料については、この建設検討委員会からいろんな御意見をい
ただきました。様々な意見があることは私たちも理解をしております。一方で、博物館法に
よると、原則無料にしろというのが基本的な国の考えでございます。そこに立って、原
則無料ということは建設検討委員会の中で方向性は示されております。一方でやはり、現在
収蔵しているもので企画展をやったり、他館から借りてきて、移送費とかが実際かかります
ので、そういった場合は、全館有料でやってみようという思いがございます。一方で、年間
どれだけの入館者が来るかということも想定し難いんですが、そういった中で一部でもそう
いった経費に充てられれば、当然皆様方のそういった不安な点も一部ではございますが払拭
できると考えております。あわせて、ふるさと納税についても、やはり今からPRして、こ
の時期に企画展、特別展やりますよ、どうぞ来てくださいということもタイアップしながら
検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1 番（澤田昭則君）

特別展に関してはぜひ数多くやっていただきたい。毎月1回でも行きたくなるような企画をぜひ立てていただきたいと思います。

あと、この交流館に関しては、何回も言いますが、町民の財産でもあります。観光客を頭にとってくるよりも、町民の人にまずその施設を理解、詳しく分かってもらう、利用頻度を上げるというのを優先的にしてもらう。そして、先ほどもプレオープンとかもありましたけど、僕は町民の方を皆さん1回見に来てもらうためには、2週間はかかると思います。だから、そういう余裕を持つてのスケジュールを組んでもらったりとか、事前に見れる計画をいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、今後の開館の準備状況にもよると思います。なかなか今、現場のほうを、特に展示パネルの最終段階に来ておりまして、その後に開館準備に移ります。今おっしゃっていただいたような2週間が確保できるかというのは大変微妙かと思います。ですので、陶器まつりが落ち着けばある程度来場者も落ち着くと思いますので、その際にはやはり一つ講座とかも設けて、町民の皆さんが改めてゆっくりできる期間を設けてはどうかというふうに思いますので、プレオープンといっても2週間とは言えませんが、数日単位で設けたいというのが現時点での考えでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1 番（澤田昭則君）

何回もすみませんが、町民優先の招待で見ていただく企画の中で、やはり南地区と上地区ではかなり町の体質上、距離がありますので、もし良ければ送迎バスを出していただければ幸いなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

本年行われました町政報告会でも、南地区のほうではそういった御要望がございました。確かに、距離的なハンディと言えはおかしいですが、南地区の方についてはちょっと遠い施設になってしまいますので、それがよく近くなるようにはやはりそういったことも考えなければいけないだろうと思っております。学芸員においては、地区を限定した歴史講座の計画

をしようかという話もございますので、南地区のある地区を限定した歴史講座をしたときには、その地区限定でそういったマイクロバスを出すというのもやぶさかではないのかなと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひよろしくをお願いします。

次に、近所にバス停があるんですけども、以前は特急とか急行とか走ってたので、湯無田は100メートル以内にバス停が二つあったりとか、だから僕はあのバス停を動かして、ちょっと交流館前とか名前をつけられてもいいかなと思いますし、あと最近、あちこち陶器まつりで観光客の方と接する機会がありまして、夜よく歩かれるんですね。一番すごく歩かれた方は、インターに車を置いて、稗ノ尾のミニヨンまで歩いて行って、また歩いて帰られるというような、とにかく都会の人はよく歩くなと思いました。その方は言われませんでしたけど、ほとんどの方が言われたのは、この辺公衆トイレはないんですか、ここからどこに行けばいいんですかっていうまた観光的な問題点ですね。だから、「僕はあと二つ目の信号ぐらゐを右に行ったらくらわん館とかありますから」、「何ですか、そのくらわん館」とかですね、とにかく説明にも時間がかかるぐらいなんですけど、ごちゃ混ぜにしてなんですけど、とにかく公衆トイレとかの返答はどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

トイレについては、この歴史文化交流館（仮称）の中にトイレは設けるようにしております。入口から近いところに設けておりますので、入館料も無料でございますので、そういったこともかねて気軽に入っていただければというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

バス停に関してはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

バス停の移設については、結論から言いますと可能だと思います。ただ、利用されている

方、地域の住民の方、そういった皆さんの同意を得て、もちろん運行している西肥バスさんとの協議をしての足を踏まないといけないと思いますけれども、全くできないということはないと思っておりますので、そこについては皆さんの同意次第だというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

バスで関連しての質問なんですけれども、嬉野から彼杵に行くJR九州バスがありますけれども、例えば嬉野はもう新幹線が間もなくできようとしてますけれども、嬉野から波佐見を通過して有田に行けるJR九州バスとかはできないんでしょうか。

○議長（百武辰美君）

澤田議員、ちょっと通告外の部分になりますので、できれば次回の機会にお願いをしたいと思います。

澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

すみませんでした。

次に、交通の問題です。先ほど言われました、僕も次長さんとは何回もお会いして、電柱、1週間前もぶつかってました。交通標識も倒れてました。僕、写真を撮ったんですけど、夜中だったんで写ってませんでした。やっぱり僕が知ってるだけでも、もう7回ぐらい事故はあっております。多分、今からも相当な事故がある可能性があるんで、九州電力の技術か何か分かりませんが、電線を地中管にしている地域もあると思いますので、その辺も検討されて、とにかくあれは害になっているので、よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、かねてから電柱の移設については地域の方からお声を寄せていただいております。私どもも一度は九電のほうに話をしまして、移設の検討をお願いしたところでございます。議員御承知のとおり、県道に沿ってずっと長い電線が一直線に並んでいる関係で、縦貫線のほうに引き替えるというのはやはり電線に負荷がかかって厳しいという返答がありました。ただ、先日12月3日付で湯無田の自治会長さんから正式に移設の陳情書が参りましたので、改めて検討させていただきたいというふうには思います。ただし、こういった場合には、移設費については町の負担というのが原則でございます。ですので、九電

から概算費用がどれくらいで出てくるか、また、それに見合った効果があるかということを検討させていただきたいというふうに考えております。また、現行、ちょうど角に電柱が立って危ないという認識はございます。現時点では、オープンまで間に合わないかもしれませんが、現在は外構工事で角をちょっと端折って、見通しが良くなるということで当面は対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。分かりました。電柱もなんですけど、信号機の問題です。僕は相談したら三、四カ月でつくのかなと思ってちょっとゆっくりしてたのが間違いだったんですけど、信号機の設置は交通量とか言われましたけど、絶対無理なんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

絶対無理だというわけではないと思います。当然、手続を踏めば、公安のほうは検討していただけるものと思いますが、今までの私どもの教育委員会の経験上、現時点では厳しいかなと思っていますが、これも役場の交通部局のほうと協議して、こういった手法があるか、また警察の意見を伺う機会があるか、それらを含めてまずは町長部局のほうと話をさせていただければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

諦めはしませんけども、ぜひ交通安全対策をしていただきたいので、オープン時と言いますか、最初の一、二カ月は警備員を雇ってでも交通整理をしてもらうぐらいの覚悟を持っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

信号機の設置とは別に、やはり陶器まつり期間中でございますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、近年は歩いて散策をされるという方が増えてきたなという印象がございます。御当地湯無田も大変いろんなギャラリーとかカフェができて、散策される方が増えていると思いますし、陶器まつりになるとやはり周辺ごった返すと思いますので、警備員については前向きに検討させていただきます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。よろしくお願いします。あちこち陶器まつりという話をしましたけども、10月、11月、各地区で盛んに始まりまして、湯無田郷でも湯無田は金山がありましたので、町長も来ていただきましたけど、湯無田ゴールドラッシュっていう一つのタイトルをつけられまして、窯元さんとか商社さんとかで十何社で頑張っておられて、私たち議員もボランティアで手伝いをしました。そこで気づいたのが、とにかく地域盛り上がっていいですねとか言って、最終目的は交流館のオープンの時ぞとその代表の方も言われたとおり、物すごくみんなが共通の目標を持ってやっていますので、これは大変いいことだと思います。それをまた波佐見中にどんどんどんどん広がっていけば、いろんな分散型の陶器まつりも地域性が盛り上がっていくかと思いますので、その辺のお考えで何かありますでしょうか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。議員様のお説のお話は、住民目線の部分の本当にたくさんあって、私たちが考えつかないようなアイデアと言いますか、すばらしい提案をいただいたことを今、改めて感謝を申し上げて、それが具体化できるように検討を重ねていきたいなということを思っております。

先ほど、町民への広報周知という部分で、今考えているところが、子供たちの学習にこの施設を大いに活用したいなということを考えているところでございます。遠足あるいは校外活動でこの建物を見学してきたりとか、中学生、小学生の歴史学習の一環としてこの施設を利用するというように、子供たちの活動の中にこの施設を取り入れることによって、ふるさと波佐見を愛する心も当然、育成することもできますし、先ほど申しましたように、子供たちから家族へ、地域へ広げていき、それが町外に広がっていくというような核となる存在として、子供たちの活動を大事に取り扱いたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくお願いします。

あと、次に看板のことなんですけども、案内板は立派なのがつくと思いますけど、昨日も

ちょっと町内回っておりまして、鬼木棚田、中尾伝習館とかあるんですけど、あまりにも高い位置にあります。信号機より高い場所もある。人の目線でそんな上は見ないと思うんですけど、なるべく低い目線。それと、細かい話になりますけど、とにかくようこそ波佐見町へという看板もないので、町全体がこれだけふるさと納税で何十億という金をもらってる町で全然ようこそとか、観光的な案内板がない。医者看板ばかり、病院関係ばかりです。とにかくぜひ産業観光の面でも、頑張ってくださいたい。よろしくお願いします。考えはいいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そういった案内看板とか誘導看板も順次整備はしていったんですけども、特に町境、嬉野方面からの誘客だったり、武雄からの誘客、佐世保からの誘客、そういう県境にはある程度ウェルカムの看板はつけてはいるんですけども、そういうところも不足であれば、それも考えながら、お客様がいかに波佐見に来て、迷うことなく周遊できるような、そういったものを考えながら、もちろん教育委員会とも協議しながら、そこは充実が図っていければいいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくお願いします。あと、長崎空港あたりでももし検討してもらえれば、看板。長崎空港あたりにも看板を置いてもらって、波佐見にはこういう観光施設があるんだっていうのがもし表示できれば楽しいかなと思うんですけど。お願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

多分、有料のいろいろな看板とか案内の設置のそういったブースもあるんじゃないかと思っております。そういうところもいろいろ、空港とも協議をしながら、そこをできるかどうか即答はできませんけども、遠くから来た方への波佐見の誘客というのも含めて、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくお願いします。

先ほどから話をしております、ちょっと言い忘れておりましたけども、交流館、かなり公園のほうにも力を入れられると最初、聞いておまして、季節を感じる樹木はありますか。よろしく願います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この交流館の整備に当たっては、御存じのとおり、旧社長宅を改修するという事で、当初は日本庭園的な改修を目指しておりましたが、やはりそういったものでは親しみが湧かないということで、大きな門も撤去して、その中で広場的な公園に整備しようということで、整備方針を転換したところでございます。年明けから、前の庭の整備に着手をするわけでございます。現時点で具体的にそういった季節を感じるものがあるかどうかまでは確認していませんが、少なくともやはり町民の皆様に親しまれる公園にしたいと思っておりますので、そういったことも御意見を聞きながら、今後、予算の範囲内でできることをやっていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは、提案になりますけども、先ほど言った季節を感じると言ったのは、僕は桜があったり紅葉があったりしたほうがいいと思います。実際に僕の近所の方は花見をやるという計画をされております。桜あったかなと思いますけども、もう花見の計画をされております。あと、御近所の人にも聞いたら、「やっぱりインスタ映えする何かがあったほうがいいよね」、「でかいブランコですか」とか、「いやいや違う、何かもっとすごいのを願います」とか言われてたんで、もしそういう観光施設の中で楽しめるようであれば、インスタ映えするような施設の考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。先ほどから申しましておるように、議員様の御意見はとても新鮮でありがたいなという思いを持っておりながら、やっぱりただ町長も観光業に力を入れていくということで、波佐見町の売りの部分になっていくときに、この本館の役割と言いますか、存在というのは多分、大きいものがあるんだろうということを考えております。同時にそれはやはり来館者だとか町外から来られる方の目線と言いますか、どういうところにお困りか、

先ほどのトイレの件もそうですし、案内もそうだと思うんですが、目線をどちらに置いていくのかというのはとても大事な考え方だなということを改めてお聞きしながら思っております。もちろん私たちは住民目線の部分で、町民の方々の思いの部分を中心にしながらと同時に、初めて波佐見に来られる方がどういうふうなルートでどういうふうな思いを持って、どういうふうな道筋で来られるのかというときに、ここに何があればいいよねというところについて、その目線を持って、観光業として迎え入れるという姿勢というのはとても大事だなということを今、議員の様々な提案というのをお聞きしながら、改めて強く思っているところでございました。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひ、公園も図面で見たら広い部分がありますので、活用をお願いしたいと思います。

それと一つのまた提案になりますけども、周りに白山さんがもう用地を取得されて、多分、販売をされると思います。またあちこち陶器まつりで近くの空き地とか藍染窯さんもありますけども、いろんな形で各メーカー、商社さんが陶器を頑張ってPRがてらに売られると思いますけども、僕は交流館の中の敷地でも毎月、月替わりでもいいですから、今月は一誠さんとか来月は一真窯さんとか、月替わりでもいいからそういうミニ陶器市でもできるようなスペースを確保してあげて、外部にコンセントなども用意しておって、いろんなそういうイベントに使えるような施設管理もしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

大変興味のある提案をいただきまして、ありがとうございます。2年ほど前だったと思いますが、陶器まつり期間中に、前の広場で有志の方がカフェとかちょっとしたイベントをされたということがあって、大変にぎわった印象がありまして、私も行きました。そういったこともやはりやっていければなという思いがございますし、当然、広場の中でそういったイベントも想定をすることが今後必要なのかなと思っております。電源についても、当然、外部には電源を設けておりますが、やはりその辺は事業者の負担というのもそもそもございますので、その辺は切り分けが必要だろうというふうに思います。今後そういった中で、できること、できないことをいろんな運営委員会を立ち上げますので、御意見聞きながら、よりよい会館にしたいというのは私も議員も同じだと思いますので、いろんなお知恵を貸してい

ただきながら、検討させていただきます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくお願いします。あと、最後に書いておりましたけど、施設の利用で、地域の方も利用したいと思われてますし、特に会館した後はとにかく最初に見たいからということで、いろんな予約みたいな感じで相談されるかも分かりません。その辺はぜひ対応していただきたいと思います。

それと、例えば休館日を平日の火曜日に設けるっておっしゃってましたけど、例えば休館日に敷地にはもう入れませんよね。公園はでも使える、そういうときに例えば特定検診の車両を持ってこられるスペースがあれば、特定検診用の車両を持ってきて検査をする。現在、湯無田の人がウェイブホールになってからあまり行く数が減ってるような感じもしますので、近くであれば検診も受けようかなという感じで、そういう敷地の利用というのも検討されてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。本館の目的そのものとの関係性だと思っておりますので、どのような使い方ができるものか、できないものかというところも多分あると思いますので、これから私が勉強させていただいてからということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

すみません、細かい質問と提案ばかりで。

最後に町長にお尋ねしたいんですけども、この基本構想があってから、とても僕はすばらしい考えだと思いますけど、完成に当たってどのような効果が現れるかを申し述べていただければ。この交流館の完成によってどのようなすばらしい効果が得られると思いますか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはりまず波佐見の町民の皆さんが波佐見町の歴史、そして時代の社会変化、時代の変化の中において、どういう人たちが活動、大きな役割を果たしてこられたのか、それからまた、

それぞれの地域の変遷等も分かりますし、また、そういう中で町外の方にも、ああ、波佐見ってこういうところやったのか、こういう人物がいたのかというようなことを知る機会になって、そういう方々の業績、そしてまた活躍に触発されて、自分たちなりにもっと世のため人のため、地域のためについていう、そういう相乗効果が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

○1番（澤田昭則君）

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、1番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時03分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 今井泰照議員。

○12番（今井泰照君）

皆さん、こんにちは。今回行われました町議会議員選挙は、本町発足以来、初めて無投票となりました。ここにいらっしゃる多くの議員も聞かれたかと思いますが、あるお方が「今回当選された議員は、町民から選ばれた議員ではない。そのことを忘れずに頑張ってください。」との激励の言葉をいただきました。まさにそのとおりで、その言葉を胸に今後の活動に取り組むとともに、議員定数や議員の成り手不足の問題も十分に議会として協議していく必要があると考えております。

それでは、通告しておきましたコロナ対策と河川の環境保全について質問いたします。

1. コロナ対策についてですが、新型コロナウイルスの感染者は、全国各地で日々増加するとともに重症化し、病床の確保が懸念されています。幸いにも本町においては、今のところ感染者は確認されていませんが、近隣の市町では感染者が確認されており、本町でもいつ発生してもおかしくない状況にあります。今後も本町から罹患者が出ないことを願いつつ、次の項目について問います。

(1) これまでの新型コロナ対策の財源と使途の現状はどうなっているのか。

(2) 今後の新たな対策の考えはないのか。

(3) 学校現場における新型コロナの対策は。

2. 河川の環境保全についてですが、本町を流れる川棚川においては、樹木の伐採やしゅんせつを管理者である県に要望している現状であります。この件に関しては、県の議長会の知事への陳情の要望としてもお願いしておりますし、また、今年も中島県議の計らいで県の土木部長に足を運んでいただき、建設課の先導で実際に数か所の現場の視察にも行ってまいりました。そこで次の項目について問います。

(1) 要望に対して、県の回答は。

(2) 樹木の伐採については町独自でも河川の調査を行い、樹木が大きくなる前に処理できないのか。

(3) 各小学校区内では鮎の稚魚の放流が行われているが、最近、サギやカワウなど野鳥が増加しているようです。在来種であるフナやハヤなど生態系に影響はないのか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 今井議員の御質問にお答えいたします。

1. コロナ対策について。

新型コロナウイルスの感染者は、全国各地で日々増加するとともに重症化し、病床の確保が懸念されている。幸いにも本町においては、今のところ感染者は確認されていないが、いつ発生してもおかしくない状況にある。今後も罹患者が出ないことを願い、次の項目を願って。

(1) これまでの新型コロナ対策の財源と使途の現状はどうなっているかという御質問ですが、新型コロナ対策の財源としましては、これまでのところ、主にふるさとづくり応援基金を活用し、そのほかには国、県の支出金や地方交付税、繰越金などの一般財源を活用しています。予算上は、国の地方創生臨時交付金を計上しておりませんので、最終的に額が決定しましたら、後の補正予算に計上し、財源調整の上、ふるさとづくり応援基金繰入金を減額する予定です。なお、財政調整基金は取り崩しておりません。

これまでの主な使途につきましては、第1弾として事業者向けの利子補給や20万円の緊急

経営給付金に始まり、水道基本料の免除、学校給食費支援、プレミアム商品券、新生児特別定額給付金、高齢者のインフルエンザワクチン接種費など、感染予防に配慮しつつ、生活支援から経済対策まで、多種多様な事業を実施しております。

(2) 今後の新たな対策の考えはないのかという御質問ですが、これまでに国の地方創生臨時交付金を大きく上回る予算を使って対策を取ってきており、現時点で新たな対策は予定していませんが、新聞報道によりますと、国の3次補正予算において、地方創生臨時交付金の増額も検討されているとのことですので、本町における今後の感染拡大の状況や町民、事業者等に及ぶ影響も判断しながら、国の方針を見極め、必要な対策は躊躇することなく実施したいと考えております。

(3) 学校現場におけるコロナの対策は、後ほど教育委員会から答弁があります。

2. 河川の環境保全についての御質問ですが、本町を流れる川棚川においては、樹木の伐採やしゅんせつを管理者である県に要望している現状である。そこで次の項目を問う。

(1) 要望に対して、県の回答はどうか。

(2) 樹木の伐採については町独自でも河川の調査を行い、樹木が大きくなる前に処理できないのかという御質問ですが、2級河川川棚川の樹木伐採としゅんせつ工事については、川棚町との境にある荒瀬橋の上流部の除草、伐採を計画し、しゅんせつ、除草、伐採工事については、皿山川と村木川の合流付近を予定していると県から回答をいただいています。また、町独自で県河川の樹木の伐採やしゅんせつをできないかとの御質問ですが、県河川についてはやはり県が管理していることから、県の予算において対応されるべきものと思います。

(3) 各小学校区域では鮎の稚魚の放流が行われているが、最近ではサギ類やカワウなど野鳥が増加しているようだ。在来種であるフナやハヤなどの生態系に影響はないのかという御質問ですが、鮎の稚魚放流については、川棚川漁業協同組合により、川棚川稚魚放流事業として、水産資源の増殖を図ることを目的に、町内の3か所で合計6,000匹を放流されています。また、近年の河川では、魚類を主食とするサギ類や以前は見かけなかったカワウを見るようになりました。これらが在来種の生態系へ影響を与えないかとの御質問ですが、鮎の稚魚放流については全国各地で行われているものでもあり、日本在来種でもあることから、問題ないものと思われます。

次に、鳥類による影響についてですが、特にカワウによる被害が全国の内水面漁業に深刻な影響を与えていると聞いておりますが、本町においては、今のところ被害情報等の提供が

ないことから、大きな影響を与えるまでには至っていないものと推測されます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

（３）学校現場におけるコロナ対策はということのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校現場は一斉の臨時休校、部活動及び各行事の制限など、現在に至るまで様々な影響を受けております。本町においては、緊急事態宣言解除後の５月１８日以降、児童生徒へのマスクの着用、手洗いの徹底、家庭における毎日の検温と教師による健康観察、授業や給食をはじめとする学校生活における３密の回避など、国の指針に沿った指導を行うとともに、教室やトイレなどの定期的な消毒も行っているところでございます。

また、教育委員会においては、マスクや消毒液の配布、消毒作業の外部委託を行い、学校現場を支援しているところでございます。

これらの対策に加え保護者についても、感染症予防のため新しい生活様式の遵守もお願いしているところでありますので、今後とも学校、家庭が一体となって感染症予防に取り組んでまいります。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

本町のコロナ対策については、発生当初より財源としてふるさとづくり応援基金を充当する考えを示されるとともに、各課からの提案を出してもらい、精査して実行する形態を取り、手厚い支援が行われていると思っております。実際に他町の議員さんからは、本町の施策に対して、いろんな施策に対していろんな問合せも私のところまで届いております。

現在まで、町単独の新型コロナウイルス対策の事業として第４弾までであるということですが、まず第１弾で行われた緊急支援給付金ですが、予算としては１億６,０００万円ほど計上されています。対象の事業者がどれくらいいらっしゃる、給付の申請はどれくらい現在まであっているのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

俗に言う２０万円の給付金の件ですが、申請件数が７６７件、それに２０万円を掛けてもらえばいいんですが、金額が１億５,３４０万円となっております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

これはもう現在締切りになっているんですよね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

締め切っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

この給付金に対しては、本当にたくさんの人が助かったということで好評でございました。年を明けて2月になれば確定申告も始まりますけども、今年の確定申告はかなり厳しい現状にある事業所が多いのかなと思っております。そういう点を加味して、ぜひ年明けてから、あるいは次年度になるかもしれませんけども、そういうところにも給付金を出してほしいなと思ってるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この20万円の給付金はできるだけ早い段階でなるべく多くの人に一律にということで対策をさせていただきました。この推進に当たっては、議員の皆さんにもかなり周知をしていただきまして、多くの方に配賦することができたと思っております。それで、その後にも国の持続化補助金とか町独自の利子補給の保証料と利子料50万まで給付するとか、そういういろいろな制度が国、県、町あった中で今までやってきた状況ですけども、当然ながら、今後のコロナの状況等も考えながら、必要であればそこはその時点で考えていかなければならないということで、当然ながら国、県の動向も十分考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

本当に国のほうからも法人には200万、個人には100万という給付金もございましたけれども、実際その給付金というものにも、今回、町が行った給付金にしろ、次年度の確定申告においてはもちろん個人の収入とみなされて、確定申告の課税対象になるかと思います。そういう中において、本当に次年度、今回苦しい中でそういうものを受け取った方には、大変な次年度の国民保険料にしろ、住民税にしろ、大変な負担になるかと思います。そういうとこ

ろを加味しながら、ぜひ次年度もそういう苦しい人たちには給付金等で助けていただきたい
と思いますので、その辺は考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほど担当課長からも話がありましたように、やはり今後のコロナの状況、そして国の対応策、地方創生、そういういろんな状況を見て、必要な事態になれば速やかに対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そういう中で今回も国民健康保険あるいは介護保険等の減額、あるいは免額を本町では行われましたけども、11月にもちょうど「広報はさみ」の中で周知されておりましたけども、本町でどのくらいの方が減額あるいは免額の申請をなされたのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

11月の上旬までの数字でございますが、申請件数は、減額や免除を決定した世帯が57世帯でございます。これは国民健康保険世帯の約3%という数字になっております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

実際の話、そういう3%ぐらいじゃないのかなとも思います。いろんな形で周知をされておりますけども、まだまだそういう周知が足りないのかなとも思いますので、その辺の周知をぜひしていただければ、もちろん私たち議員としても、それぞれの会う人たちにはそういう施策があるというようなことは伝えていかなければならないと思いますけども、行政側としてもぜひもう少し、まだまだ多分対象者はおられるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議員おっしゃるとおり、6月にこの周知を図った段階では、まだ収入が見通せないということで申請をまだ控えてらっしゃる方も多いかと思います。もう既に12月でこの1年間のトータルの収入が見えてきている段階ですので、これからまた申請が上がってくるのではない

かというふうに思っております。また、来年になりましたら申告時期もありますので、そういう機会も捉えて周知を図り、申請は3月いっぱいまでということにしておりますので、なるべく多くの方に、この事業の対象になる方には申請を上げていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひその辺は住民に周知のほどよろしくお願いします。

次に、同じく第1弾のデリバリー・アンド・テイクアウト・システム構築補助として250万が計上されております。主なものは配達車の購入に充当されていると思いますけども、デリバリーの利用現状を見たときに、スタートアップとして833名の方に宅配無料キャンペーンというものがありました。昨日ネットで調べると、あと674名とありました。なかなかこの事業も進んでいないように感じるのですが、この事業はいつから開始されましたか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

6月から開催をいたしております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

この辺の周知というのはどのくらいできているのかなと思うんですけど、また当初、デリバリーの参加店舗数は8店舗であったですね。現在もそのままなのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、このデリバリー・テイクアウトのシステムで、これを導入したときは緊急事態宣言等も発令された中で、とにかく家から出られないというような状況の中で緊急的に事業を開始して、絶対的な人口とかキャパがない中での実施だったということもあって、都会ではウーバーイーツとかいろいろな部分ですごくはやって利用者が多いんですけども、本町ではそこまで多くなかったというか、車で出られるようになったら、自分で取りに行ったりとかそういうのがちょっと多かったのじゃないかなというところで、あと、参加店舗に対してもなかなか増えていかなかった。説明をしても煩わしいとかいろいろな意見もあって、事業が自分たちが思った以上に浸透しなかったというのが正直なところで、都会ではこれ、すごくは

やっているんですね。県内でこういう仕組みをつくったところはあんまり当時なかったんですけども、ある意味、先を行き過ぎたんじゃないかなというふうにちょっと思っております。そういうところで、ただ、この仕組みというのがいずれ役に立つ状況になってくると思いますので、長い目で見ていきたいなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

結局、この事業もずっと継続していかれるということでもいいですね。また、そして833人、波佐見になるまでは無料で配達をしていただくということでもいいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現段階で私たちが聞いているのが、273件の利用があったということで聞いておりますけども、833人になるまでそのような形でできるように考えたいと思います。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

せっかくのシステムですので、こういったところもぜひPRを事業者とともに本町も協力していただき、やってもらえればと思っております。

同じく第3弾で、温泉水のデリバリーサービス事業で186万円ほど上がっておりますけども、なかなか一般家庭では需要がないみたいなんですけど、その現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

事業者と打合せしながら進めてきているんですけども、今、利用がないというか、サービスの開始がまだできてないというのが正直なところです。というのが、当初予定をしていましたステンレス製のタンクとかあとそれをくみ上げるポンプ、当初事業を組み立てる中では事業者とそういうポンプ会社とかタンク会社とかは大丈夫ですということで話をして、見積りもいただいていた状況だったんですけども、いざ事業を開始するとなったときに、温泉水の成分について非常に厄介なものがあるということで、その成分があるからといってすぐ壊れるわけじゃないんですけども、まれに壊れることがあるので、自分の会社のポンプを温泉水に使われるのは非常に問題があるという状況で、なかなか温泉水に使うということでポン

プを購入するのが今のところ非常に厳しい状態になっているというのが現実であります。

ただ、これずっと待つとくわけにもいきませんので、予定を少し変更しながらも、ステンレスのタンクでできなかったら、一番最初考えていたようなプラといいますか、消耗品として捉えて、破損したら替えるような形で何台かタンクも購入して、ポンプについても、故障ありきじゃないですけども、温泉の成分で故障が出ても、次にまた更新をするような形で、ポンプを入れ替える状況でこの仕組みができていけばということで、今事業者とその辺の最終的な詰めを行っているところで、非常に遅れて申し訳ないという形で非常に町民の皆さんの期待に応え切れてないんですけども、しっかりそこを詰めて事業を、最終的には温泉水を皆さんに供給できるようにやっていきたいと思っています。ただ、波佐見温泉の利用率もコロナの影響で減ってることは間違いないです。そういうところで、この支援は必ず必要だと思っていますので、そこは最後までしっかりやり遂げたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

この事業もやはりコロナ禍の中でやるということでございますけども、今年度いっぱいに行ける方向性ということでよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

事業者とは近々にもできる方向で話を詰めてますので、できる予定であります。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

その点に関してはもう事業者との十分な協議の中で進めていってほしいと思っております。

次に、プレミアム商品券についてお尋ねいたしますが、予算としては1億3,680万が計上されていますが、まず、タウンプレミアムについては1冊5,000円分を3,000円で販売するという近隣市町にもない優遇でした。まず販売の期間をお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、タウンプレミアムの販売については、8月24日から8月30日をメインに町内3か所で販売を行いました。そして、8月31日以降については、9月末まで商工会のほうで随時販売を行っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

実は、私の工場から見えるところにJ AのATMがあるわけなんですよ。それが年金支給日になれば、100人と言わないぐらいの人がお金を下ろしに来られてます。この期間中に年金支給日がなかったということは、本当に年金で暮らしている方にとっては、そこでお金を引き出して買えるというようなことでやれたのかなと思っているんですけど、これになかったのが私はちょっと残念でなりません。そしてまた、土日の2日間で販売するということでしたけれども、まずは土曜日は今まで替えられなかった人を交換させるべきじゃなかったかなと思っております。その後に残った分は、一度10枚買った人が購入されてもよかったかなと思っておりますけども、その辺が考慮に足らなかったのかなと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

販売日に直接、年金の支給日は確かに入っておりません。ただ、この事業をやるときになるべく直近で急いでやりたいという思いで8月中には販売をして、まず、そもそもこれ、そういう住民支援というより、事業者にいかにお金が落ちるかというのが一番主な目的でございますので、そう言いながらも住民の方にも大いに使っていただきたいというのがありましたので、8月末というのが年金の支給からちょうど十日後から販売を開始したということで、そこらあたりのタイミングというのは、年金の支給日にこの販売をしないと買えないというわけじゃないと思ってるんですよ。

十日後ちょうどいいぐらいの感覚じゃないのかなというところで私たちは判断をしましたけども。そして、その8月の1週間の販売がメインで、そこでかなりの数、最終的に4万5,000冊販売をしてるんですけども、2万7,478冊がその1週間で販売ができてるわけでありまして、あと、買えなかった、どうしてもそのときに行けなかった人を1カ月間商工会で販売したということで、この1カ月間の商工会で販売できる期間も何回も周知をしておりますので、そこで買えなかったというのが、私たちとしては十分な期間を設けたというような感覚でおります。

そして、もう一つ追加販売については、当初、追加販売をする予定はありませんでした。ただ、思ったより販売数と言いますか、残ったと言いますか、残がありましたので、一旦平

等にやっていた販売を9月末で締切りをさせていただいて、その後に先着順の販売ということで、これをじゃあ、いつまで延ばせばいいんだということになると思います。これは最初言いましたように、あくまで事業者支援でありまして、一刻も早く事業者の手元にこのお金が落ちるということを目的としてますので、そのあたりはスピード性をもってやらせていただいたということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

本当だったら、私はもう少しそういう配慮が欲しかったなと思うわけですが、逆に次にハッピープレミアム券ということで、高齢者2,400人に3,000円の券を無料配布して720万円計上されておりますけども、対象の方はやっぱりタウンプレミアムを購入に行けない方々が対象だったかなと思っております。

あと、後期高齢者以外にはそういうハッピープレミアムの配布というのはなかったのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

ハッピープレミアムについては75歳以上の方への配付で、それ以外は特別行っておりません。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

こういうことは本当にいいことなので、前回は商店とかそういったところのコロナ対策というようなことでございますけども、ぜひこの後こういう計画をされるときは、もう少し後期高齢者の方にも1冊分とかあるいは準要保護家庭にはそういう考慮もしていただければと思います。また、生活保護を受けられるところとかにもそういうことを次回はしてもらいたいと思いますけども、そのような考えはございませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

私、商工観光課長の立場としましては、事業者支援を行わせていただきましたので、今後についてはそれぞれの部署においてそれぞれの適切なそういった支援が考えられるものと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

現在、プレミアム商品券に関しては早急に行って、事業者の方の支援を行うということでしたけども、この利用の現状はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今、手元に11月末現在での換金状況を商工会のほうから入手しております。

まず、タウンプレミアムについて、換金枚数が38万2,020枚です。換金額が1億9,101万円となっております。全体からの率としまして84.9%となっております。ちなみにハッピープレミアムについては、1万2,020枚の601万円でございます。そして、宿泊者を対象としたエンジョイプレミアムにつきましては、6,780枚で339万円が11月末の時点で換金をされております。合計で2億41万円が町内の事業者のほうにお金が落ちたという計算になります。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今朝もそのプレミアム券の利用が今月いっぱいというようなことで放送があっていたみたいなんですけども、あと残りを使い忘れがないように、そういう周知もしていただきたいと思っております。また、もしこの券が使われなかった場合はどうなるのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

できるだけ周知をしまして、今月中に使っていただくように周知をいたします。そして、現段階の考えとしたら、使えなかった分についての払戻し等は考えておりません。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひ使い忘れがないように行ってもらいたいと思います。

次に進みます。河川の環境保全についてでございますけれども、先ほど県のほうから回答というようなことでお伺いしましたけれども、昨日の同僚議員の質問の中で、建設課長の答弁で、樹木の伐採は全部しないほうがいいのではないかというようなことをお伺いしましたけども、それは県の考えということでございますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

昨日、樹木の伐採は全てなくしてしまわないほうがいいというのは、県の担当のほうからこういう考え方もありますよということで教えられました。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

県のほうからそういう考えがあるということはなかなか理解できないなというようなことでありますけども、一部は伐採するというような考えということでよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

全てを伐採するのではなく残すものは残す。それは環境を考えた上で残すというやり方とします。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ちょっと順番が逆になりましたけども、学校のコロナ対策についてお伺いいたしますけども、学校の休校あたりは、もし罹患者が出た場合は、各教育委員会のほうにお任せというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

基本的に休校等々の判断ですが、まず国のガイドラインがありますので、それに準じた形になっていきますし、罹患状況等を総合的に判断して決めていきたいと思います。感染拡大が一番厳しいときとは今、ややガイドラインが少し簡素化されて、実態に応じてということで、例えば2週間とかそういう厳しい臨時休校等を一齐に行いなさいというところから、罹患の状況によってというところを変更しているところが今の現状でございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

もし家族の方が罹患された場合、そのときの児童生徒はどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

そこあたりも全てガイドラインのほうに載っており、そのことにつきましても国、県、町のガイドラインを作成し、保護者にプリントとして配付をしておるところでございます。今のお尋ねのケースについても、保護者に感染の疑いがあれば、当然その家族につきましても、休んだ場合は出席停止ということで対応するようにしております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

実際そうなった場合は、はっきり言って、児童生徒の特定というのができるかと思いますが、そういう誹謗中傷あるいはいじめの対象にならないか、そこが一番心配なんですよね。その辺はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員お説のとおりで、最も私たちが逆に懸念をしておりますのは、現場では今も消毒につきましては十分くらいと言っているほど徹底をしております。あるいは私たち、時々学校訪問等をやらせていただく中で、少し意識が低くなっている状況が見られた場合には、即、校長を通じて再徹底を言っておりますし、実際、学校内感染よりも家庭での感染というのが子供たちの実態の場合は多いというところになっているときに、保護者の方々の家庭での様子なり、あるいは不要不急の外出を控えるなり、そういうことをやっていただくということをお大前提としながら、一番恐れているのは、誹謗中傷によることが懸念をしております。

実際に近隣の市町等でもそういうことでつらい思いをしている子供たちの家庭があったということを情報がありますので、波佐見町ではぜひそういうことがないように、今のところは文科とかあるいは県のほうからも、大臣あるいは教育長あたりがメッセージを出しているところもありますし、町内におきましても、そういうふうな事前の指導等につきましては今やっているところでございます。実際にそういう子供が出てきた場合にどういうふうな対応をするかは、即対応しながらというところしか今のところ回答することができません。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

教育長がおっしゃるとおり、なかなか実際にその場に立ってみないと分からない点もあるかと思いますが、子供たちにはそういうところをやっぱり十分に教えていただいて、そ

ういうことがないようにお願いしたいと思います。

また、河川の環境保全についてですけれども、以前、湯無田のあるお方がボランティアで川棚川の河川の樹木の伐採をされました。そのときにその処置に困って、どうしたらいいかなというふうなことで私も役場のほうにもう四、五年前になるかと思いますが御相談をしたところ、川岸まで上げておってもらえば自分たちが処理しますっていうようなことで、町のほうで環境美化作業員の方に処理をしていただきましたけれども、今回、先ほどの町長の答弁の中では、県の事業であって、本町ではそういうことは考えていないというようなことをおっしゃいましたが、木はそのままほっておけばどんどん太なるばかりで、なかなかもう小ささうちに切っておけばそこは手も要らないわけですね。今回、コロナ対策の緊急対策として3名の方が土木作業員として雇用をされております。この人たちは今、森林の手入れなど本当に活躍されておりますけれども、その人たちにでもお願いして、小さいうちにその樹木の伐採等とかはできないのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今回のコロナ対策におきまして、緊急雇用としまして3人の作業員を雇用しておるわけでございますけれども、一応、所管は農林課ということでございます。私どもも山林、それから山林の中に林道というものを持っておりますので、その林道の環境整備、それから町有林の進入路の整備といったところで雇用をしたわけでございますので、なかなか河川の中の木までというのはちょっと難しいかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

それでは、環境美化作業員の方はいかがでしょう。今、何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

現在、環境美化作業員として雇用しているのは6名でございます。通常の業務は、環境衛生に係る美化作業及び公共施設、各担当課から作業依頼がございます、建設課、教育委員会等を含めまして、その際に美化作業を行っているということでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そういう中でぜひ私は本当に、低木のうちにそういう作業をしていただいて、本当に大きくなったらどがんもされんですよね、もう。その辺をもっとしっかり考えていただけないかなと思っているわけですが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、環境美化作業員さんとかのお手伝いをしてもらって、ひどいところはそういうのをしてもいいときがあるんじゃないかと。実際、災害とか起こったときに、流木、山から倒れて河川の流水の確保が難しくなったと。県には電話をするんですけども、すぐに対応できない、そういうときは建設課の職員とかそれと環境美化の作業員さんをお願いをして、そういう撤去とか何とかはやっております。実際に予算を計上してというのは今のところやってないんですけども、そういう職員とか作業員さんを利用してというのは実際やっているところです。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひやってください。その点は。もう本当に1回上流から見てもらって、ここはせんばというようなところは結構あります。その辺は本当に、ぜひやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

県内に政務調査会というのがございまして、町の集まり、役場の集まりなんですけども、5部会あります。私たちは土木部会、あと教育委員会とかそういう集まりがあるんですけども、その会議の中で波佐見町ではこういう問題が起きていると。県河川について町の単独事業でできないかという問合せがあってますけども、他の市町村、ほか7町あるんですけども、聞いてみたところ、県河川に対しては町の事業費は使っていないという回答を得たところでございます。ほかの町でも何かいい方法があったら教えてくださいというような問いをしたんですけども、やっぱり県のところは県でしか対応できませんもんねということで皆さんから回答を得たところですので、事業費としては挙げられない。予算確保が厳しいかもしれませんが、そういう緊急の場合とかは作業員さんとか職員の手で撤去とか伐採とかを行っ

ていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

よそがする、せんに関わらず、本町としては本当に独自でやってもらいたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

次に、鮎の稚魚の放流についてですが、この事業はいつぐらいから始まりましたか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

この鮎の稚魚の放流につきましては、いつからというのはちょっと調べておりませんが、かなり以前から行われているようでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

この目的というものが私はちょっと見えないんですけど、どのような目的の中であつてますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

この事業自体は、川棚川漁業協同組合というものがやっております。この川棚川漁業協同組合がなぜ行ふかということでございますけども、この組合も長崎県から漁業権を許可されているということです。その許可の内容の中に、免許を受けた者が当該内水面において、水産動植物の増殖をすることが免許の要件ということで、この要件の中に、鮎、鯉、フナ、ハヤ、モクズガニ、鰻、この種を増やしていきなさいというような文言があることから、一番絶滅の危機に陥っている鮎を年間7,500匹放流しているということでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

鮎の絶滅危機っておっしゃいますけども、結局、魚道というのが川棚川にはないけん、やっぱり産卵するためには海に鮎は下りていきますね。そういう面を考えれば、もう全く意味のないことかなと思っております。特に、私も7、8年前まで川棚川の漁業権を買って、父親と一緒に川で釣りとかもしておりました。そのときは結構大きなフナとかハヤとかもいました。今は実際してませんけども、上から見てもほとんど在来種のハヤ、フナ、昨日の同僚

議員の質問の中にもありましたけども、そういうフナがいないとか。実際に鳥たちが食べてしまうわけなんです。特に多分放流は6月ぐらいかなと思うんですけども、そのときうちから見える山は100羽ぐらいのサギが朝から飛び立って、また夕方戻ってきてそこに居着いて、結局全部食べてしまって、その養殖をしているみたいな感じなんですよね。そういう点もしっかりと考えていただいて、この放流に当たっては考えてほしいと思っております。もしそういうことができないなら、鮎以外ではできないのかなと、その辺まで考えてほしいと思っております。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

私もこの質問があるまでは、全くもってこの放流はあんまり意味がないんじゃないかなと思っておりました。鮎の習性としまして、議員がおっしゃったように1年魚ですから、河口まで下って、産卵をしてそれで絶命すると。そのふ化したものがまた戻ってくるというようなことですが、放流した鮎はほとんど多分、鳥に食べられているんじゃないかなというところもあります。

そこで、ちょうどこの前、漁協の代表者が替わられたということもありましてお見えになったんで、その辺を聞いております。確かにこの鮎が本当に有効なものかというものをもう少しと考えるべきかなということもおっしゃっておりました。そして、もっと厳しいところで、フナ、ハヤにつきましては、ちゃんといるんですよ、しっかりいますということで聞いております。一番打撃を受けているのはモクズガニだそうで、モクズガニは一応、禁漁とここ何年間かしてるとも聞いておりますので、このままでいけばちょっと難しいということもありますので、今後はモクズガニの放流についてもちょっと検討したいということで伺っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひその方向で、昔は波佐見のほうにもモクズガニがいたのを私も子供の頃から見ておりますけども、最近はず川の中に入らんけんですね、見る機会もないんですけど、ぜひ鮎はちょっとやめていただいて、そういう方向で進めてもらえればと思います。

時間も参りますけども、最後に町長に対して、コロナ対策についてお尋ねいたしますけども、発生当初、ふるさと応援基金をコロナ対策には充当し、それで賄い切れないときは、財

政調整基金での対応もあり得るというようなことをおっしゃってございました。実際の話、先ほどお話にあった、国や県からの交付税措置で組替え等もできておりますけども、今後の展開においては、新たな対策も視野に入れなければならないかと思っておりますけども、そういう場合は、ぜひいろいろな方向で町の支援というものを考えていただきたいと思いますけども、その辺はどのようにお考えなのか最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほども申しましたように、どういう事態が発生するかということが想定はできないと。しかしやっぱりその事態が緊急性とか重要性とかいうようなことを踏まえて、やはり臨機応変に、早すぎてもいけないところもあります。遅すぎてもいけない、そういうことを十分考慮して、適切な最善の対応策をしていきたいというふうに思っております。

○12番（今井泰照君）

終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、12番 今井泰照議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分から再開します。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

皆さん、こんにちは。質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染拡大で厳しい経営状況にあられる町内の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、さらに第3波の影響が心配される場所ですが、町民としては今後も感染予防の徹底を図り、医療及び福祉の現場が逼迫しないよう、一層注意していきたいものです。

では、通告に従い、質問に移らせていただきます。

まず、波佐見ケーブルテレビの整備及び加入状況についてであります。

昨日に引き続き、本日もあちらで撮影していただいています。長時間お疲れさまでございます。ありがとうございます。

この模様は23、24の2日間、町民チャンネルで見ることができるそうです。傍聴席の皆様にはあらかじめ印刷物が配られていますが、テレビを御覧の皆さんにも私の質問の趣旨をよく理解していただきたいので、ここで議会事務局に提出した文書を読み上げることといたします。

波佐見ケーブルテレビの前身は、昭和55年設立の波佐見有線テレビと伺っているが、平成17年には鹿島市の株式会社ネット鹿島に経営が移譲され、現在に至っている。民間会社の事業とはいえ、今では町政をはじめ、本町に関わる情報発信の媒体として重要な役割を担っていると考える。また、町内の各種情報の放映によって、町民の一体感や郷土愛の醸成にも資するところ大である。さらに、災害時、非常時の時々刻々の情報を映像で視覚的に提供できるという優れた特質を持つという点で、パソコン等になじめない高齢者世帯にとっては特に、ケーブルテレビは手軽で有効である。ところが、視聴可能エリアが広がる中で、現在でも一部地区、地域においては未整備のままで、整備の見通しも立っていない。同じ町内に住みながら、情報アクセス上の格差が生じている。

次に、議員としてこの記念すべき最初の質問にケーブルテレビの問題を取り上げた経緯をお伝えしたいと思います。

私は在職中、県庁、平戸市役所、諫早市役所を表敬訪問したり、県レベルの会議や自治会連合会の毎月の定例会等にも出席する機会が多くありました。そうした場での私の自己紹介では、波佐見町の出身ですと伝え、私なりに波佐見町のPRをしていたのですが、決まったように、出席の方からは、波佐見は元気があるねと言葉をかけてもらい、一町民として誇らしく、嬉しくなったものでした。これもひとえに、町長をはじめ、役場職員の方々、またそれを支えてくださっている町の皆さんの長年の努力があったればこそと深く感謝している次第です。

さて、退職後、家にいる時間が増えた私が、町民としてまずやろうとしたことが、波佐見ケーブルテレビに加入することでした。しかし、加入できませんでした。4年経った現在でもやはり加入はできていません。「町政をもっと身近に」をスローガンに町議に立候補した私です。希望する人誰でもが、町政を身近に感じられる町民チャンネルを視聴できるように、ケーブルテレビを整備し、地域の活性化と波佐見町のますますの発展に役立ててもらいたい

と強く願ってやみません。

そこで、この問題について5点お伺いします。

- (1) 町民チャンネル（テレビ波佐見）の果たしてきた役割をどのように評価しているか。
- (2) 未整備地区、区域の実態を正確に把握していたか。
- (3) 今後、町として整備事業に積極的に関わる考えはないか。
- (4) 未整備地区、地域の整備事業に対して、町の助成、支援を望めないか。また、国の支援はどうか。
- (5) 未整備地区、区域の自治会公民館が加入できるよう、支援してもらえないか。

次に、2番目の質問、小中学校に雇用されている支援員についてであります。

質問の趣旨を読み上げます。

小中学生がいない家庭にはなじみのない支援員であるが、子供たちの学力向上には不可欠な人材だと考える。国のGIGAスクール構想の前倒しで、本町においても生徒1人に1台のタブレット端末の配布とそれに伴う高速通信ネットワーク整備事業が急ピッチで進められている中、学校現場で必要とされるICT支援員の確保が懸念される。

この問題について4点お伺いします。

- (1) 支援員を導入した経緯とその種類、学校別の雇用状況は。
- (2) これまでの支援員の募集方法、応募資格、応募者数の推移は。
- (3) 学校のICT担当教諭の生の声、校務IT推進委員会で協議された内容は。
- (4) 電子黒板、電子教科書、パソコン教室、生徒用パソコンの整備状況と活用状況は。

本町でも莫大な予算を投じて教育環境の整備が進められていますが、宝の持ち腐れの現象が起きてしまうのではないかと、大いに懸念されます。採用予定の1人のICT支援員が4校を回り、2年間でICT機器の利活用が普及・徹底できると本当に考えておられるのか、また、現場の先生方はどのような要望をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

私は8月まで民生委員をしておりましたが、この1年間、学校訪問も授業や行事の参加も思うようにできず、質問する機会がありませんでした。本日はこの場を借りて質問させていただき、傍聴してくださっている方々、そして、テレビを御覧の皆さんと学校の学習環境についての情報を共有したいと思っています。

以上、長くなりましたが、御答弁よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2 番 岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見ケーブルテレビの整備、加入状況についての御質問ですが、民間会社の事業とはいえ、今では町政をはじめ、本町に関わる情報発信の媒体として重要な役割を担っており、町内の各種情報の放映によって、町民の一体感や災害情報等で非常に有効であり、同じ町内に住みながら、情報アクセス上の格差が生じているという御質問で、その中で（1）町民チャンネル（テレビ波佐見）の果たしてきた役割をどのように評価しているかという御質問ですが、波佐見ケーブルテレビについては、詳しくはお聞きできませんでしたが、設立当初は福岡のテレビ番組を見たいということから営業が始まったと伺っております。当時はまだ長崎も民放が2社しかなく、福岡の充実したテレビ番組を見られるようサービスが始まったのではと伺っております。当時はインターネットもなく、テレビが一番の娯楽でしたので、充実したお茶の間を提供されていたのではないかと考えております。2005年、平成17年からは経営が株式会社ネット鹿島に引き継がれ、今に至っています。

さて、波佐見ケーブルテレビの果たしてきた役割とのことですが、設立当初は契約者への娯楽の提供だったと思われます。その後、民間ですので、経営を成り立たせるよう加入者を増やすために、福岡のテレビ番組などの魅力と併せ、地域の話題やイベントを取材され、独自の番組として編集、放送され、契約数を伸ばされ、現在では波佐見町の約43%の2,250世帯の方が加入されていると伺っています。

現在の波佐見ケーブルテレビは、テレビ番組の提供のほかにもインターネットサービスを提供されていたり、波佐見ケーブルテレビ独自の取材で町内各地のイベントなどを取材され、それを編集し放送されたり、本町の健診等の行政情報提供もしていただいたり、特に今年は新型コロナウイルス対策として、啓発動画なども作っていただきました。そのほか、町の選挙のときなどは、開票所の様子をリアルタイムで流していただいています。また、議会の様子なども町民の皆様には議会を身近に感じていただいているのではないかと考えています。特に、町内の各種行事イベントの放送については、町民の一体感や郷土愛の醸成にも資するところもあると思われます。また、過去に放送された映像も流されていて、当時を懐かしくしのばれている方や、子供の成長をほほ笑ましく確認されている方など、それぞれの方がいろいろな思いで見ているのではないかと考えております。そのような状況を考えますと、当初よりも行政情報の発信の面では、非常に大きな効果を上げているものと考えてい

ます。契約されている方全ての方がどういう利用をされているかは分かりませんが、こういった波佐見独自の映像放送の御協力については大変ありがたく思っています。

(2) 未整備地区、区域の実態を正確に把握しているかという御質問ですが、野々川地区は全域が未整備、鬼木地区は一部のみ提供で、未整備地域がある。あと、村木の東峠、西峠地区、岳辺田郷、長野郷、志折郷の一部は未整備と伺っていますが、それ以外にも周辺部の数世帯の地域には届いていないところもあるかもしれません。

(3) 今後、町として整備事業に積極的に関わる考えはないかという御質問ですが、町としては民間でできるところは民間でを基本としてきましたので、これまでも民間で頑張っていると思いますので、これからも民間でお願いしたいと思っております。

(4) 未整備地区、地域整備事業に対して、町の助成、支援は望めないか、また、国の支援はどうかという御質問ですが、先ほど申しましたとおり、民間でできるところは民間でを基本としていますので、民間でお願いしたいところではありますが、実は現在、野々川地区が地区を挙げて波佐見ケーブルテレビに加入したいと株式会社ネット鹿島と協議をされており、野々川からも支援の要請があっております。未整備地区へのエリア拡大の国の支援について九州総合通信局（総務省）に確認をしたところ、波佐見地域は全域に光ケーブルが張り巡らされており、情報格差地域とはなっていないため、ケーブルテレビのエリア拡大に対する補助はないということでした。国は光化を進めていますので、既に光ケーブルがあるところには、新規の光ケーブルの補助はないとのことでした。

町の支援につきましては、今まで本町から前身の波佐見有線テレビ時代から波佐見ケーブルテレビに対しては、補助は出したことはありません。確かに支援の要請があっている野々川地区においては、他地区と違って地理的な要因があるのは事実です。他の未整備地区においても、地理的な要因があろうとも思っています。民間ですから、採算性のことをまずは考え整備されていることは分かります。そういった中で、地理的なもので投資をためらう判断もされているのであろうとも思います。民間でできることは民間にも限界があろうとは思っています。

一方、十数年前、鬼木の一部の方々が波佐見ケーブルテレビに加入されています。その当時は、井石の途中までケーブルが来ていたようですが、鬼木まではまだまだ遠く、波佐見ケーブルテレビとしても伸ばすのをためらっていたということでしたが、どうしても鬼木の方々が引きたいと、ケーブルの延長代を自分たちで持つから、ケーブルを引いてくれと言わ

れたそうで、波佐見ケーブルテレビはケーブル代を持っていただくならということでケーブルを延長され、波佐見ケーブルテレビにつながれた経緯があったそうです。そのときは町の補助はありませんでしたので、全て鬼木で加入された数軒でケーブル代も負担されています。こういった過去の経緯がございまして、鬼木のときは支援せずに、これからエリア拡大される地域には町から支援ということができるとどうか、公平公正の観点から難しい判断を強いられております。関係自治会から御意見を頂かなければならないのかなとも思っております。

(5) 未整備地区、区域の自治公民館が加入できるよう、支援はできないかという御質問ですが、自治会の公民館については自治会が管理されていますので、自治会の判断で加入されるということであれば加入されるものと思っております。その支援については、現在のところ考えておりません。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 小中学校の支援員について。

小中学生がいない家庭にはなじみのない支援員であるが、子供たちの学力向上には不可欠な人材だと考える。国のGIGAスクール構想の前倒しで、本町においても生徒1人に1台のタブレット端末の配布とそれに伴う高速通信ネットワーク整備事業が急ピッチで進められている中、学校現場で必要とされるICT支援員の確保が懸念される。

そこで、次の事項について問う。

(1) 支援員を導入した経過とその種類、学校別の雇用状況はとのお尋ねでございますが、本町においては、学力向上支援員と特別支援教育支援員の両方の支援員を設けており、学力向上支援員は小中学校教員免許以上の保持者で計7名、学校別では、東小学校に1名、中央小学校に1名、南小学校に3名、波佐見中学校に2名を配置しています。この学力向上支援員は、名称のとおり児童生徒の学力向上を図るため、教師の授業中の運営補佐として、児童生徒への学力上の個別支援を行っております。また、特別支援教育支援員は、保育士、幼稚園教諭免許以上の保持者で計7名、学校別では、東小学校に2名、中央小学校に3名、南小学校に1名、波佐見中学校に1名を配置しております。この特別支援教育支援員は、特別な支援を要する児童生徒に対し、授業や学校生活に集中できる環境づくりを図るため、教師の授業中の運営補助や児童生徒の学校生活上の介助等の支援を行っております。

この支援員の導入経過でございますが、当初は特別支援教育支援員のみを導入しました。

これは平成19年に学校教育法等が改正され、様々な支援を要する児童生徒に対し、一人一人に教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習の困難を改善するため、適切な教育を行うことが明記されたことにより、児童生徒の個別支援を図るため、本町においても導入したところです。一方で、特別支援教育支援員は、免許の関係から、授業中の学習において直接指導ができないため、学習保障の観点から、小中学校の教員免許以上の保持者については学習支援をできるよう、学力向上支援員とすることで平成29年度から新たに設けたところです。

(2) これまでの支援員の募集方法、応募資格及び応募者数の推移はというお尋ねでございますが、支援員の募集については町広報誌、防災行政無線による周知やハローワークを通じて行っております。また、応募資格につきましては、これまで申したとおり、学力向上支援員は小中学校教員免許以上の保持者、特別支援教育支援員は保育士・幼稚園教諭免許以上の保持者としております。なお、応募者数の推移ですが、支援員全体で平成29年度は1名の募集に対して5名の応募、平成30年度は2名の募集に対して2名の応募、平成31年度は5名の募集に対して6名の応募、令和2年度は14名の募集に対して16名の応募となっております。

(3) 各学校のICT担当教諭の声、校務IT推進委員会で協議された内容はとのお尋ねでございますが、今回、国のGIGAスクール構想の進展に伴い、タブレット1人1台の配付を行い、これまでの教育実践と既存のICT機器の包括的な活用が求められていますが、学校現場においては、これまでに経験したことがない大きな変革となります。このため、学校現場においては、大きな期待と不安が混在している状況であります。どちらかと言えば、不安が先行している状況ではないかと考えております。

このため、本町においては、教育委員会と各学校のICT担当教諭による校務IT推進委員会を設置し、今年度においては実務的な協議を3回、また、全体的な方針については、町内校長会で3回協議を行い、これらGIGAスクール構想に対する対応を協議しております。この協議では様々な課題が指摘されましたが、主なものとして、タブレットの安定的な稼働、障害時の対応、学習支援ソフトの運用やプログラミング教育への支援等、タブレットを含むICT機器が安定的かつ効果的に運用できる体制を整備し、教師が授業に専念できるよう環境を構築してほしいとの要望、要請が行われたところでございます。

(4) 電子黒板、電子教科書、パソコン教室及び生徒用パソコンの整備状況と活用状況はとのお尋ねでございますが、まず電子黒板については、普通教室には全教室整備をしております、

特別教室については、理科室を中心におおむね整備をしております。電子教科書、いわゆるデジタル教科書については、過去に整備した教師用タブレットに導入し、先ほど申した電子黒板と連携し、授業において電子黒板上に提示できるようにしております。

パソコン教室については、各学校規模に応じて、20台から40台の範囲で整備を行っており、小学校低学年では、インターネットを使った調べ物学習や中高学年になると、パソコンの基本操作や関係ソフトの使用法、中学校になるとプログラミング学習等に使用をしております。

(5) オンラインでの授業、また、他校生等とのオンライン交流の実践事例はのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校措置及びその後の家庭学習において、オンライン授業の実績はございません。また、他校生とのオンライン交流についても実績はございません。

(6) ICT支援員の導入計画はのお尋ねでございますが、先ほど触れましたが、国のGIGAスクール構想の進展に伴い、学校現場においてはタブレットを用いた新しい授業がスタートしようとしております。また、それ以前では、小学校においては、本年度においてプログラミング教育が開始されるなど、学校現場においては大きな期待と不安が混在していることは先ほど申し上げたとおりでございます。そこで、本町においては、本年度当初予算に、これら学校におけるICT教育の環境整備のため、ICT支援員を1名配置することで予算計上を行ったところですが、本年度に入り、国のGIGAスクール構想がにわかに進展し、タブレットの1人1台の配布、そして学習支援ソフトを用いた授業が展開されることとなったため、その動向を見極めた上で導入することで変更しているところでございます。

現在、そのICT支援員の業務内容については、これまでの校務IT推進委員会等で寄せられた要望、要請を反映した形で、教育委員会にて素案を作成し、11月の町内校長会で提示をしたところですので、今後、学校との調整を経て、年明けに業者決定の手続を進め、令和3年3月からの配置を行いたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

町長からは、私が思っていた以上の高評価の声を聞くことができ、すごく安心しております。ネット鹿島に対して町長からこういった高い評価の声を伝える機会は今まであまりなかったのではないかなと思いますので、良かったかなと思います。きっと水城社長も喜ばれ

るのではないのでしょうか。

町長の答弁は議員の皆さんにもよく伝わって良かったと思うんですけど、私の個人的なそれこそ要望と疑問、これから発した今回の質問なんですけれども、これをここに挙げていいものかどうか私は迷いました。なぜかと言うと、分かんないからですね、実態が。それで調査を差し上げました。質問状みたいなものを波佐見ケーブルテレビの会社に持っていきまして、事務員さんから社長さんに渡してもらうようにしました。そうしたら、後日、丁寧にお電話がございまして、回答書を事務室に預けているから、取ってもらいたいということで回答書をA4で2枚、びっしり書いてありました。そこで私が分かった状況を表にしまして、今の整備エリアというものをはっきり知ることができました。

そうこうしているときに、これは問題にしていけないと私は判断したんですけど、そうこうしているときに澤田議員もおっしゃったんですけど、新人議員研修会というのがございまして、そのときに朝長総務課長さんのレクチャーの中で、野々川郷のことをこのとき初めて聞きました。野々川はないんだということをそのとき私は初めて知りまして、実はそれを知らなかったの、ネット鹿島の方の質問状には、私は今、志折に住んでおりますが、きっと志折ともっと遠い平野はないんだ、整備されていないんだと勝手に自分で予想を立てて、志折はどうですか、加入率はどうですか、平野はどうですか、まあ協和は町に近いから多分大丈夫だろうと思って聞いたんですけど。そうしたらなんと平野は100%。えっ、平野が100%でどうして志折は100%ではないわけと思ったんですけど。そうしたら、さっき、いわゆる中山間地にあるようなところは難しいのだろうと町長さんもおっしゃいましたけれども、私の家は比較的平地です。本当ですよ。私は選んであそこに住んだんですけども、引いてる家庭と玄関と玄関の直接距離は200メートルぐらいです。あそこに引けて、なぜうちに来ない。私は本当に素朴な疑問を感じたので、調査をしたわけですね。

ここに昨日、田添議員や横山議員がいろいろフリップを用意されてて、私もしようかなと思って、自分が作っていたやつをセブンイレブンで拡大しまして、持ってきました。これ、文字は絶対見えないとは思うんですよ。でも見てください。黄色い線がありますよね。これが整備されていない地区及び地域。地区というのは野々川です。野々川地区は100%整備されておられません。鬼木85%、そうですね。上地区で言うと、金屋はやってません。金屋は13%ができておられません。100%、85%、13%が上地区です。たった三つだけです。でもこれは大きいですけどもね。村木からを下と考えると、下地区11ある中で、整備されてないと

ころは六つもあります。平野が100%でも、志折とかあるわけですよ。これって何か変だ
なって思ったんですよ。で、加入率等の状況も調べてみました。そして問題にしようと気持ち
を固めているときに、先輩議員から声があったんです。

何だったかという、「そのことについては、松尾さんも言いよったな」っておっしゃっ
たんですね。松尾さんって、あの有名な故松尾道代議員かと思ひまして、家に置いてある議
員だよりをめぐりました、4年間分です。これはもうないですよ、おられないから。誰も
多分訊いてないです、ここの議員さん。だって、ここに議員の名前書いてあるんですけど、
議員さんは全て100%整備地区に住んでらっしゃいます。そして、口頭で調査をしましたけ
ど、ほぼ九十数%、みんな加入されてます。だから何ら整備されてないところとか、加入し
たくてもできない人の気持ちは全く分からないと。へえ、そんなにあるのかというふうに思
われたと思うんですよ。そういう感じで、私が質問するべく議員になったのかなとそれだ
けは思ったんですけども、その故松尾道代議員の質問内容を確認してから町長には質問し
ないといけないなと思ひまして、事務局のキャビネットに保管されている昔からの議事録の
本当立派な冊子が全部完備されてますけれど、それを議会だよりの質問のダイジェストの中
から、いつ故松尾議員が質問したかというのを調べて、そしてそれを基に議事録の分厚い中
の分をめぐって、松尾さんのところを見て、コピーしてもらって読んで調べました。

その中で経緯として分かったことは、一つずつ順番があれするかも分かりませんが、先
ほどおっしゃいました鬼木は10軒、井石に一番近いところの10軒だったそうですけど、10万
出して引かれたというふうにあります。これは、十数年前と町長はおっしゃいましたが、
16年ぐらい前です。16年って何かと言うと、経営が移譲される前です。これは、ネット鹿島
の社長を通して聞いたので、多分間違いないと思うんですね。あの経営がかなり厳しかった
ときに引くというのは、単価が多分上がったのだらうと。私はテレビ電話をかけて、「10軒、
すごいね、どういうところなんだ」と、たまたま同級生がいましたので、電話をかけて訊き
ました。そうしたら「班で全部入った」と。「すごいね、団結力すごいね」って評価したん
ですけれども、「いや、だって入らんと何て言われるか分からんぐらいの勢いがあった」と。
で、良かったと思うんですけれども、それは一番井石に近い班だったそうです。そういう経
緯があった。

そして、松尾議員は18年、19年、20年、すみません、私はこの3冊しか見てないんですけ
れども、毎回やられてます。毎年です。第3回定例会で聞かれているんですね。でも、口調

がだんだん変わっていつてます。最初は何ておっしゃったかと言うと、整備してもらえないかというふうな穏やかな口調だったんですけども、最後には町の義務ではないかというふうに町長に言われたということになっている。ただそのとき、町長はいや、義務じゃない、ちゃんと広報活動はしっかりやっていると。だからそれはないんだよと。そして地区も、さっきおっしゃいましたね、難視地区のところ加入しているだけだというふうに何かあの当時は理解されてたみたいです。でも、現在ではそうじゃないんだと。ちゃんと地デジでもテレビ見えるようになってるけれども、それでもケーブルテレビを引きたい。何にメリットがあるのか。何でも見れるじゃないか。それでも引きたい、それは町民テレビを見たいんですよ。町民チャンネルを見たいという強い声があるということをお承知おき願えないかなと思います。

今日も傍聴席に来ておられるかもしれませんけれども、野々川の自治会長にもお会いして、お話を詳しく聞きましたけれども、何か置き去りにされているような気がする、置いていかれているような気がするとか。このまま進むと、魅力がますますなくなって、若い人が下りていってしまうんじゃないかというふうに言われてます。そこで、すみません、私が一人でしゃべってしまいましたけれども回答を、整合性が取れないとか言われてますけれども、鬼木の状況と今は違うということで、それでもやっぱり援助の考えはないですか。ネット鹿島に代わってからは大体3万5,000円ぐらいから、今1万8,000円になってるんですね、負担金。そこら辺の配慮というのはできないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

先ほど議員のお詳しい説明ありがとうございました。私は松尾道代議員のそういった発言があったというのはそこまで調べておりませんでした。申し訳ございません。

今、議員お話があったとおり、鬼木が16年前ですか、一番手前の谷源寺地区の方とその範囲とプラス2軒で引いたということで、そのとき十四、五万ぐらい払ったということでお伺いしました。お話をいただいて、野々川地区からもそういった支援を考えたときに、先ほど申したとおり、公正公平の観点からどうかなということで思っておりましたけれども、その当時とは時代も違うしというところもあります。ただ、やっぱりそういった過去の経緯があるということでございますので、町長が答弁したとおり、関係される方と協議は必要になってくるのではないかなと思っておりますので、そこらあたりの協議をしながら、今まで補助

なしで普通の加入料以上に出されているところの御理解をいただきながら支援というのができればというふうには思っております。これはまた先ほど申したとおり、その方々の御理解というのがまずは必要なと思っております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

時代が変わってまいりました。また、今日、質問の中でもありましたように、町民の一体感、そしてそういう情報の共有化ということにおいて、またいろんな地区の人同士のいろんな連帯感も強まってくるんじゃないかなというふうに思っております。ある面ではそういう本当に有線放送がない、波佐見ネットが通じてない、それは民間の経営は費用対効果というような形の中で、一番住宅が密集しておところは経費、費用が安くなるわけですね。ところが一部、野々川に行くまでのところの費用がかかるという、そして先々で農家のほうはちょっと距離感があるんですよね。だからそういう面でどうなのか、やっぱり前と違って今の現状分析をせないかんじゃないかと。

鹿島ネット等にやはりある面では地域の入り口まではどのくらいかかるのか、そして行ったところでそれぞれどのくらいかかるのか、そして地域の方々の負担もかかった人に出してもらうのでなくして、どの程度までだったら、そういう受けられるか、そしてまた、過去の経緯のある例えば鬼木地区のところとある程度、平均並みな形の中で取り組めるような形が必要じゃないかなと。だから結局、過去のことについて、そしてまた今後も増えるところもあるだろうし、ある面では均衡が保てるような取り組み方、やり方、方法を十分大所高所から検討をしていかなきゃいかんじゃないかな。そして、双方と言いますか、新しく設置される方も、この程度だったら受け入れられる、そして、前、ある面ではこうされた方もその程度だったらお互いさまでいいじゃないかというような、そして鹿島ネットのほうも経営的に視聴者が増えればまたPRも大きくなるし、そういうような面での一つの合意形成ができるような、そしてそれに行き着くまでのいろんな分析をやって、前向きな形の中で取り組んでいきたいというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

町長も言われたとおり、民間でできるところは民間で、これは本当だと思うんですね。よくやってくださったと思うんですけども、民間がもうからないところというのは、やはり

行政が援助すべきだと思います。御存じだと思うんですけども、ネット鹿島というのは鹿島市の第3セクターの会社ですよ。水城電気だけでは多分ここまで事業ができなかったのではないかと。だから、そういったこういうケーブルテレビとか今、パソコン等もありますけれども、ネット回線とかもありますけれども、こういったものはこれから先、ライフラインであり、ある意味インフラではないかなと思うんですね。そういったものの整備に対しては、やはりいろいろ御苦勞もあられると思うんですけども、前向きに議論を、いや、要するに、やっとなんかできんよというふうな形じゃないような方向で支援をお願いしたいと思います。

次に、もう時間が迫っていますので、ICTの支援員についてなんです。実は私は支援員のことについて聞いたのは、最後のところを聞いたかったので、経緯等を教育長のほうから皆さんにお伝えいただければなと思いました。

コロナがこんなにはやる前は、授業参観等もちょうちよく行かせてもらって、学校の様子を見てたんですよ。先ほど教育長が言われた、いわゆる学習支援員と特別支援教育の支援員とは、違うように見えて結局は一緒なんですよ。配慮を要するような子供たちの生活的な補助と学習がなるべくいくような補助をする人。ただ私が思ったのは、じゃあ分からないでいる、つまづいている、例えばちょっと多くてがちゃがちゃしているクラスの支援員とか、そういうものはボランティア的には募集はされないのかなという思いがしておりました。そういうものをもっと分かりやすい広報の仕方で募集されたら、地域には人材がいます。もう少し、雇うのは大変でしょうけれども、声をかけられたらなと思います。

で、ICT支援員の導入の計画ですけども、これも先日の教育委員会の新人議員研修会の折、福田教育次長の方からレクチャーをいただきました。ICT支援員を年内には募集をかけてとおっしゃいましたですよ。それはどうですか。進捗状況をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁があったとおり、令和3年3月に配置を行うということで手続を進めております。先ほど教育長が申したとおり、11月の町内校長会で業務内容を提示して、現在、学校で確認をさせていただいておりますので、それが出来次第、先ほど言ったとおり、業者決定の手続に移行したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私が聞きたいのは、ICT支援員は全国で求められてて、そして全国で募集がかかると思うんですよ。じゃあ、応募する人材というのを確保できるという自信はありますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、ICT支援員について、個人を実際、配置するわけですが、基本的には先ほど言ったとおり、業者、ICTの会社に依頼をかけて、ICTの会社から派遣をしていただくということで考えておりますので、個人を募るのではなく、業者をまず決定して、業者からその支援員を派遣していただくということでございますので、広くするよりは業者のほうに確実にそういった人材を持っているだろうという判断でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

そういうことだったんですね。教育長が答えられた二つの支援員とはまた違うレベルの採用ということで。110万ほどを使うということなんですけど、この110万というのは年間の給与ですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど教育長が申したとおり、今後、業者決定の手続に移ります。具体的な金額は入札に関わることでございますので、お控えさせていただきます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

具体的って、確定してないんですけど、私が聞いたのは110万ぐらいで予定をして、2年間使う予定というふうにお話を聞きました。文字化されていました。これが入札かどうか私は全く知らなかったんで、ここで言っていることかどうかわからなかったんですけども。いや、それは年間110万、これは変わるかもわかりませんが、どういう内容かというと、4校ですよ、南、東、中央、そして中学校に何時間、どんな派遣をどんな内容の業務を考えていらっしゃるのか、ICT支援員ってそんなものじゃないだろうと私が勝手に予想したので、単に講義をするだけにとどまるのではないかとそれを心配しております。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、金額については、どういう形態かと言うと単価が分かっていますので、そこは
お答えするのは差し控えていただきますので、そこは御理解をお願いをいたします。

後段の、じゃあどんなことをするのかということですが、今、学校現場にパソコン
が何台あるかという、もう既に343台のパソコンが入っています。先ほど教育長が言っ
たとおり、パソコン教室から先生方のパソコン、各教室にパソコンを置いています。こうい
ったパソコンがあるのに、先生方には専門家はいらっしゃいません。全て学校の先生ですか
ら。それを実際、滞りなくと言えはおかしいですが、支障なく動かしているというのは、や
はりいろんな業者さんの関係、そして教育委員会の支援で今、動かしているような状況です
が、これに加えて今後はタブレットが1,375台入ります。しかも、児童生徒1人1台ずつと
なるわけですから、これを安定的に動かすとなると、とても教師、担任とかで動か
せることは厳しいものがあると判断しております。

そこでこのICT支援員を配置して各校を回るということになります。まずはこのタブレ
ットを順調に動かすということで、障害等がないようにまずはしっかり監視をすること、電
子黒板または通常のパソコンと連携を図ること、今回導入します学習支援ソフト、この辺も
やはり連携が必要ですので、こういったことを毎週1回学校に張りついて順次やることによ
って、回を重ねるごとに、安定稼働ができるというふうになっております。数が多ければこ
したことはございませんが、やはりここは限られた予算の中で効率的に動かすということで、
教育委員会としてはこの1名を有効に使うということで考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

昨日の城後議員からの質問もあったかと思うんですけども、タブレットがそんな数、国家
予算でがばっと届くわけですけども、それを使わせることとなると、すごく現場の先生は本
当お手上げ状態だと思うんですけども、今おっしゃったようなICT支援員の配置ぐらいで
は追いつかないと思うんですね。パソコン自体も立派に使いこなせてない、オンラインの
あれもやれてない、そこに無線でやるようなタブレット端末が全員にいったときに、どうそ
れを処理するのか。昨日、城後議員も聞かれた1Gbpsですか、何か単位のあれで本当に
できると思ってるのですか。やってみようと思うとかおっしゃって、そんな40台一気にとか、
2クラスだったら80台一気に使わせたときに、本当にそれでやっていけるのか、やっていけ

るはずがない。そういうふうな工事とかいうのはどう考えているのかというのをお聞きしたいなと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

なかなか厳しいお言葉をいただきました。やれるはずがないとかいうことで、大変厳しい御意見をいただきました。客観的に見るとそういった御意見があるのは事実だと思っております。基本的に今回のGIGAスクールは国家の構想でございますので、私たちはそれに従って均一に平等に子供たちにそういう教育環境を整えるという義務がございますので、まずもってやれることはやっているという状況でございます。

まずは学校内の整備については、やれることはやってる状況でございますので、連結については城後議員のときで回答しましたとおり、今後状況を見て考えさせていただきます。

いかにこのICTを系統的に使うかということになります。そこを仕組みをつくるのがこのICT支援員だと思います。先生方にやはり系統的に使っていく、そして体系的に子供に教える、その仕組みをつくることによって、先生方が常時使えるようになりますので、その辺の仕組みをつくるということがまずは肝要だと思っております。近郊の市町をしても、基本的には同クラスの自治体であれば1名というのが基本です。ですので、やはり慣れてくると自然とそういう仕組みができます。最初は大変負荷がかかると思いますが、それを乗り越えてこそやはり使えるものと思っておりますので、まずは限られた予算の中で適正配置を行いたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

実は2014年、今から6年前ですけれども、佐賀県のほうで行われましたICT機器の利活用の大規模な研究発表会がありました。それに私も行ったんですね。会場が県下に幾つかありまして、それをネットでつないで研究発表をするというものでした。そこで、私は有田工業で行われた授業を見に行ったんですけれども、タブレットをそのとき使っておりました。すごかったです。もう一発で、これは英語の学習にはすごく効果的だ、個別学習には効果的だと思ったので、一緒に来ておられた県の政策監の方がおられたので、即メールして、まずうちの学校に入れてくれと、電子黒板をお願いしますって言いましたら、まずは自分のところにあるパソコン教室をフルに使えと、まだ利用状況が駄目じゃないかと言って却下されま

した。

それは一つのエピソードなんですけれども、松尾議員も言っておられましたけど、佐賀県はすごく前から積極的にやって、全国でもやっぱり先進県ですよ。佐賀と同じようにやれとは申しませんが、何年遅れていこうとしてるのかなというのを私は県にも聞きたいと思います。昨日、城後議員のあれを聞いていて、即メールで夜に問合せをしました。誰にか、波佐見高校の事務長、あと私の前の勤務校の諫早商業の事務長に、どういうふうな契約をしているか、その1ギガ何とかで賄えるのか、と尋ねましたら、それも回線の追加工事の予定が入っておりますというふうに言われました。使えないでしょうね、一斉にというのは無理でしょうねと言われました。本気で使わせようという気持ちがあるのか、ただ国から予算が来るからもらいますみたいなのでは、また今までのパソコンと同じようになっていく。子供たちは置いてけぼりを食うぞということを私は本当に心配しております。何でここで福田次長にこう言ったかといったら、みんなでこういう情報を共有したいと思ったので、あえて質問をさせていただきました。言葉が厳しかったら御容赦願いたいと思います。

最後に、11月19日の毎日新聞に載っていたんですけれども、平川という広島県の女性の教育長のコラムがありました。この中にICT支援員のことがありましたので、ちょっと読ませてもらいます。「教育界には、ICT支援員が欲しいという声もある。だが、残念ながら専門家はIT会社に就職し、学校に来てくれないのが現実だ。嘆いてもいけないものはいない。自分たちで何とか工夫するしかない。そこで、広島県では、広島県の中に担当課を新設して、小中高の現場で頑張ってきた教員（頑張ってきた教員というのはリタイア組ですよ）頑張ってきた教員ら16人を配置した。決してICTのプロではない、民間にいたわけじゃないからプロではないが、学校の情報化をハード、ソフト両面で進めるため、頻繁に学校訪問し授業での活用法を丁寧にレクチャーしている」ということが書いてあるんですね。また、先行してパソコンを導入した県立高校の先生が、近隣の小中学校の教員に研修をしたり、高校生が小中学生に教えたりしていると。ここにヒントがあると思うんですよ。

町は県立大学であるとか、九州何とかで提携を結んで来てもらって、はいはいという講義をしてもらうつもりでおられるかもしれませんが、波佐見高校にも数は多くないですけれども、たけた教員はおります。そして、商業課の生徒たちはそこそこやれます。こういうお兄ちゃん、お姉ちゃんを学校現場に呼んで、一緒に子供たちと学習を進める、先生方とも学習を進めるというような手もあるのではないかと。町内にある人材をフルに活用しても

らいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おっしゃったように、このＩＣＴにしてもですが、小学校の英語教育もそうですが、専門性がやや弱い小学校の教員等につきましても、やはりこのＩＣＴ支援員のように専門家がまず校内のたけた教職員に学びをさせ、そのたけた先生方を中心として裾野を広げていくというようなやり方ということで広げていきたいということを思っておりますし、今おっしゃったように、専門家の方々はＩＣＴ支援だけではなくて、町内外のそういう方々を積極的に招き入れたりしながら、少なくとも校内研修の中で職員のスキルアップということでこれを広めていきたいなということを考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

いろいろ御支援、御助言をいただきありがとうございます。議員がおっしゃるとおり、学校現場はもう今、大変です。先生方も大変、そしてそれを取り巻く教育委員会も大変ということで、私たちも実際どうなるんだろうというのが本当のところでございます。いろんな御意見を今後ともお寄せいただいて、ぜひ教育委員会、波佐見町の教育のほうに御支援をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○２番（岡村真由美君）

よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君）

以上で、２番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時25分から再開します。

午後３時10分 休憩

午後３時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 脇坂正孝議員。

○10番（協坂正孝君）

皆様こんにちは。私は通告に従い、3件ほど質問をいたします。

1. 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正について。

入札に伴う不祥事を受け、本町議会は9月議会で、官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議を可決されました。不祥事が起こった原因やその後の経過、防止対策等について問います。

（1）不祥事が生じた原因はということだったでしょうか。

（2）再発防止策の骨子及びタイムスケジュールはどうなっているでしょうか。

（3）入札制度の見直しはどうされるか。

（4）行政職の同一部署勤務及び同一業務担当はそれぞれ何年でしょうか。

（5）不祥事も危機管理の一環であります。危機管理委員会（仮称）を常設する考えはないでしょうか。

2. ジャンボタニシの生育拡大対策について。

近年、町内の水田や用水路でジャンボタニシ、学名はスクミリンゴガイでございますが、非常に繁殖し、田植直後の柔らかい稲に食害が起こっております。外来種の生物が繁殖することは、生態系にも悪影響を及ぼすことが考えられます。

そこで次の対策等について問います。

（1）町内における生息状況（範囲）とその経緯は。

（2）農作物等の被害状況はどうなっているでしょうか。

（3）在来生物や河川への影響は考えられないでしょうか。

（4）生息拡大の防止策はどうされるか。

（5）町民、特に農業者等への啓発は図られるでしょうか。

3. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う支援策について。

新型コロナウイルスの国内感染者は一時減少するかと思われましたが、最近は大幅な増加に転じております。GoToトラベル等の施策で好転するかに見えた産業・経済界も業種によっては厳しい状況が続いております。これは町内でもしかりでございます。引き続き支援給付金の交付が必要と考えておりますが、次の事項について問います。

（1）波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金及び新型コロナウイルス感染症緊急農畜産業支援給付金の申請件数、交付金額はそれぞれ幾らだったでしょうか。また、

その効果はどうでしょうか。

(2) 上記の支援給付金は第2弾として有効と思いますが、追加交付が必要と思うわけですが、実施できないものかどうか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

1. 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正について。

入札に伴う不祥事を受け、本町議会は9月議会で、官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議が可決され、不祥事が起こった原因やその後の経過、防止対策等について問う。

(1) 不祥事が生じた原因は何かという御質問ですが、本人の当時の状況を想像してみたとき、休日出勤もある多忙な中、12月議会で補正予算が通り、ようやくそれからの事業に着手できたわけですが、3月議会に空調機設置工事の議案を提出しなければならないという期限というプレッシャーがのしかかり、越えてはならない一線を越えたのではないかと思っております。それを越えさせた理由として、1番に子供たちの学習環境を考えてのこと、次に地元経済を考えてのこと、それとこの空調機業務を無事落札してもらい、早く楽になりたかったという思いもあったのであろうと思っています。改めて、余裕を持って仕事に取り組める職場環境づくりを図ってまいりたいと思います。諸般の要因はあると思いますが、最終的に法令遵守の意識が抜け落ちていたことが原因であると思っております。いま一度、どうしたら自分のこととして落とし込めるのか、研修の方法、ふだんの取り組み、分かりやすいQ&Aなど、今後検討を進めております。

(2) 再発防止策の骨子及びタイムスケジュールについての御質問ですが、再発防止策については入札制度の見直し、職員倫理規定の条例化、コンプライアンスガイドラインの見直し、より分かりやすく具体例を示したQ&Aの作成、研修などを自分事に落とし込む方策、普段から身近にコンプライアンスを感じ取れる仕組づくりなどを現在協議中でございます。

タイムスケジュールとしては、3月を目途に対策として公表できるよう進めてまいりたいと思います。

(3) 入札制度の見直しについてはどうするのかという御質問ですが、職員による設計金額等の漏えいという官製談合は、予定価格を事前公表することで防ぐことができます。しか

し、予定価格の事前公表には、業者間の談合が容易に行われる可能性や積算能力が不十分な事業者でも落札できる可能性があるなど、大きなデメリットが指摘されているため、国は地方公共団体に対し、事前公表の取りやめを含む適切な対応を求めていますので、現在の入札制度自体は大きく変えることなく、設計金額を知る職員を最小限の人数にとどめ、データや紙の管理を適切にするなど、一つ一つの事務を再点検することで再発防止策を検討しております。また、県など他の自治体が採用している先進的な事例があれば、本町においても取り入れていきたいと考えております。

(4) 行政職の同一部署勤務及び同一業務担当はそれぞれ何年かという御質問ですが、特別決まっていますが、同一部署勤務については学芸員、給食センター調理員、学校用務員、保健師、上水道工事関係職員などの専門職を除いてですが、1年で異動する職員もいます。一番長い職員は、異動を挟み13年目という職員がいます。また、異動なしでは11年目という職員がいます。

同一業務については、それぞれの業務担当ということになると思われますが、基本その部署にいる間、同一業務を担っていると思っていますが、そこは課長判断で違った業務を与えている部署もあると思います。

(5) 不祥事も危機管理の一環である。危機管理委員会（仮称）を常設する考えはないかという御質問ですが、今回のような不祥事が起こった場合は、その都度、対策会議を立ち上げています。常設の組織をということですが、それは毎月1回管理職による管理協議会を開いていますので、そちらがそういった役目を果たす組織になろうと思いますので、特別、危機管理委員会（仮称）の組織を立ち上げる考えはありません。

2. ジャンボタニシの生育拡大対策について。

近年、町内の水田や用水路でジャンボタニシが異常に繁殖し、田植直後の柔らかい稲に被害が起こっている。外来種の生物が繁殖することは、生態系にも悪影響を及ぼすことが考えられる。

(1) 町内における生息状況（範囲）とその経緯についての質問ですが、町内におけるジャンボタニシの生息範囲については、南地区のほとんどの圃場周辺に見られるほか、小樽郷の仏坂ため池でも確認されています。このジャンボタニシは1981年に食用を目的として全国各地で養殖が始まり、その後の相次ぐ養殖業の廃業によって、逃げ出したり捨てられたりしたものが野生化して増殖し、広がっていったものと思われます。

(2) 農作物等の被害状況についての御質問ですが、ジャンボタニシによる農作物への被害は、本町の場合、水稻への被害であり、田植直後の柔らかい稚苗が食害にあっています。薬剤散布による食害対策や水位の管理がされていない圃場では、場合によっては苗がほとんどなくなってしまうケースもあったようです。

(3) 在来生物や河川への影響についての御質問ですが、環境省と農林水産省が作成する生態系被害防止外来種リストにおいて、対策の必要性が高い重点的外来種に選定されているほか、国際自然保護連合が作成している世界の侵略的外来種ワースト100にもリストアップされるなど、生物多様性を低下させるおそれがある種とされていますので、今のところ本町では特に大きな影響等を与えているとの報告は受けていません。

(4) 生息拡大の防止策はどうするのかという御質問ですが、ジャンボタニシの拡大防止策としては、農業者による薬剤での防除や捕獲による駆除等に頼っているところであります。この貝は非常に繁殖力が強く、圃場に一旦定着した場合、根絶が非常に困難であることから、その対策についての研究が各研究機関で行われております。それらについての情報を基に、有効な手段がないか、研究・検討していきたいと考えます。

(5) 町民、特に農業者等への啓発はどうしているのかという御質問ですが、水稻における被害防除の啓発については、毎年実施している農業者との座談会の折に、長崎県央農業組合からジャンボタニシの食害を防止する薬剤等の紹介が行われているほか、各支店の営農窓口にも薬剤等のチラシを設置されています。また、今年10月には、農林水産省から「ジャンボタニシによる水稻の被害を防ぐために」というリーフレットが出されましたので、今年度の座談会では活用し、被害防止の啓発を行いたいと考えています。

3. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う支援策について。

新型コロナウイルスの国内感染者は一時減少するかと思われたが、最近は大幅な増加に転じている。GoToトラベル等の施策で好転するかに見えた産業・経済界も業種によっては厳しい状況が続いている。引き続き、支援給付金の交付が必要と考えるが、次の事項について問う。

(1) 波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金及び新型コロナウイルス感染症緊急農畜産業支援給付金の申請件数、交付金額はそれぞれ幾らか、また、その効果についての御質問ですが、波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度は、御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受け、経営に支障を

生じている波佐見町内の中小企業や小規模企業、個人事業主の経営継続支援のため、緊急的な経済支援を行うことを目的に、当年3月から8月の売上高が前年同月比で20%以上の減少が1カ月あるなど所定の条件の下で一律20万円、申請者に対して給付しました。受付については、令和2年5月7日から開始し、窓口、郵送両方に対応し、窓口受付は広めの会場において、除菌やアクリル板による仕切りを設け、飛沫防止やウイルス感染に十分注意しながら行いました。また、給付については、申請から極力10日以内の振込を心がけ、スピード感を持って対応したところです。

さて、交付実績とのことですが、申請交付件数は767件で、交付金額は1億5,340万円となっています。

その効果はとのことですが、全国的に緊急事態宣言が出て、人の往来や物流が滞る中、決してこの給付金で経営が持ち直すというレベルではありませんが、素早く柔軟に効果的に支給できたことで、各方面から喜びの声をいただいていることや、商工会をはじめ、関係団体からも好評でしたので、一定の効果はあったと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急農畜産業支援給付金についてですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の流行により、農業継続に支障が生じている町内の畜産農家及び茶生産農家を対象に、緊急的な経済支援を行うことを目的に、当年3月から7月の販売額が前年同月等で20%以上減少しているなどの所定の条件の下で、畜産業については一律20万円を、茶業においては、生産面積に応じて20万円または10万円を給付しました。受付については令和2年6月15日から開始し、窓口、郵送両方に対応し、窓口受付はウイルス感染に十分注意しながら行いました。また、給付については申請から極力10日以内の振り込みを心がけ、スピード感をもって対応し、実績としては申請件数24件、交付金額450万円となっています。その効果については農家や関係機関でも好評でしたので、一定の効果はあったものと考えています。

(2) 上記の支援給付金は、第2弾として追加交付が必要と思うが、実施できないかという御質問ですが、新型コロナウイルス感染症も第3波が全国的に流行しており、予断を許さない状況であります。本町並びに国等の事業者支援につきましては、町の20万円の交付金、国の100万円から200万円の持続化給付金、セーフティネット4号、5号認定による各種資金に対する保証料や利子の補填、小売事業者支援目的のプレミアム商品券の発行など矢継ぎ早に対策を打ってきたところです。今後のコロナの状況にもよりますが、経済状況を慎重に見

極めながら、必要があれば第2弾の給付金についても検討していかなければならないと考えています。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

まず、不祥事が生じた原因の中で、職場環境のことを答弁されましたけども、まず職場環境の当時と、それから今後目指すべきものはどうされるつもりでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

当事者となった職員がいた部署は、教育委員会の教育総務班になっておりました。そこには、当時は係長と係員の2名体制で執務をやっておりましたけれども、事件発生後に庁舎内の異動の内示を発令いたしまして、2名体制を3名体制といたしております。なお、全体数が増えたわけではございませんので、しわ寄せがいつている部分もありますので、その部分については可能な範囲で会計年度任用職員で対応しているところであります。

また、今後の職務環境の配備のことも含めてとは思いますが、現在、職員を一般職員、それから技術の職員も全体数を増やすように考えておまして、先般の職員採用試験においても数名の職員の採用を決定いたしております。また、それでもまだ不足が見込まれております。今後、目指すところの職場の体制と言いますか、課の配置あるいは係の配置等も含めてですけれども、現在、構想を練っているところでございまして、まだまだはっきり明確にお答えすることはできませんけれども、工事の発注等々のやり方等も課題が見えておりますので、何名程度が必要なのか、その辺も含めながら再度また募集をかけて、採用に向けて配備をしていきたいと思っております。なお、また12月に職員の増員の募集をかけておりますが、こういう時期でもございますので、思ったような応募があるか、もしくは応募があっても優秀な職員の採用ができるか、これについては全く分からないところがありますので、こういったどのような形の職場環境をつくれるかについては、その採用の状況にもよって変わってくるものと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今後、定員というか実員を増やされるということでしょうけども、今年は大分、民間のほうの採用がある程度減っておりますので、採用するにはいいチャンスかと思っております。

いろいろその中でも事情はあるでしょうけども、そういった面で職場改善にも取り組んでいただければというふうに思います。

そして、次が第4回の再発防止の検討委員会と、それから12月5日付の新聞の記事を中心に尋ねますけども、これらも不祥事の原因かと思いますのでお尋ねでございますが、まず第1点が複数の見積書を必要とする場合に、その業者に相見積書を提出させていたということですね。これは、昨日答弁があつておりましたので、詳しくは追加しては申しませんが、これが一つと。そして、連絡は個人の携帯電話を使用していたということですね。それから第3点で、これは上司のコメントとしてですが、遵法精神が欠けていたと。そして第4に、設計業者、会社側の被告に設計金額を漏らしていたと。これはこの事件とは直接は関係ないんですけども、そういった事例が生じておるということでございます。この中で、個人の携帯電話を使っていたということですけども、これは上司としては御存じだったんですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

改めて、上司として今回の不祥事を招いたということについて、町民の皆様に深くおわび申し上げたいと思います。

お尋ねの携帯電話については、当の係長については、平成29年4月に教育委員会のほうに参りました。そのときに、やはり携帯をよく使う職員だなという認識は私はございました。一方で、様々な家庭的な問題も抱えている職員でございましたので、そういった中で尋ねたところ、そういった旨の回答もありましたので、気になってはおりましたが、深くは内容については尋ねなかったというのが実情でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

これも一つの原因というふうな、これを言うことが考えられますので、昨日の答弁では、使用ルールについては今後再検討するというところでございますので、この辺は最低の使用をと言いますか、全廃がいいんでしょうけども、そういった方向でルールづくりをやっていたいただければというふうに思います。

それから、設計業者が会社側の被告に設計金額を漏らしていたというふうなことがあつております。この設計業者がこういったことを行つたということは、把握はされてますですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

設計業者の供述調書で、設計会社がダイニチに対して設計金額を漏らしたという内容がございました。それがございましたので、その設計業者を役場に呼びまして、事情を聴取しました。その中で説明があったのは、自分から設計金額そのものを教えたということはない。それで、逆に設計業務の下請としてダイニチに設計をお願いした。なので、逆にダイニチから金額を聞いたほうですね、設計会社が。そういった内容の説明がございました。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今のは、逆に設計事務所がダイニチのほうから金額を聞いたという、逆のことですかね。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

少し補足説明をいたします。この件につきましては、公判においてそういった事実が供述調書のほうで述べられたということが分かりましたので、今、言ったとおり、指名委員会のほうで中田社長を呼びまして、事情聴取を行いました。その中で公判の調書の中でこういうことが述べられたけれども、そのことは事実かということの確認、そして本当に設計額をその業者に教えたのかと、そういったものの事実関係を確認をしたところです。供述書のほうでは、ほかの扇風機の設置とか太陽光の設置の部分もあったんですけども、その設計業者そのものはその業務には一切ノータッチでございましたので、何でそういう供述調書になったのかは分からないところです。

実際に設計金額を業者に漏らしたのかということを問うたときには、石村さんも実際にその金額そのものを教えた事実はないとこれは明確におっしゃいましたので、それを漏らしたところはないという確認をしました。それから、設計業者と当該業者の関係については、町側から設計の依頼があったときに、特に電気の工事関係でしたので、自分もなかなか設計しづらいところ、分からない部分があるので、設計業者から当該業者、いわゆるダイニチに見積りをお願いしたそうです。で、見積書の提出をいただいて、その積み上げた金額そのものを基に、設計の成果物を教育委員会に出したと。ただし、出すときには単価等々の精査が必要だということで、一部その部分については確認をしながら、修正をして出したということです。ので、業者が設計屋に出した見積書そのものの数字がその設計書になっているもので

はないという認識のようでありました。

そこで、私どももこのことについてどのような対応をすべきかというのを指名委員会の中で協議いたしまして、実際漏らしてないということがありましたので、指名停止関係については、該当しないという判断をいたしました。ただし、電気関係の業者が町内で1社であること、それから恐らく学校の工事の発注なので、その業者も恐らく指名に入るだろうということは当然想定をされたはずだから、その業者に見積書を依頼することそのものは適当ではなかったという私たち委員会の認識がありましたので、そのことについては書面で注意という形で、設計業者にその注意書を交付いたしております。そのような経過でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

もう一つ、第4回の検討委員会の中で、これは職員のほうの委員の方が言われたと思うんですけども、16ページにあるんですが、「事件の背景となったと指摘されたもう1社の見積りを相手業者に準備させようということに関しては、扱っている業者がいないなど特殊性のあるものについてはあっているようで」と、今回の指摘で指摘されたような相見積りの場合も含め、実態を把握し、対応を検討しなければならないということ。これ、委員自らがおっしゃってるんですけども、こういうふうな事実は先ほどのダイニチさんのほかにあってるわけですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

第4回の報告書の中に書いておりますけども、やっぱりその部署部署でどうしてもそういう特殊業務というのがございまして、なかなかそれを多くの業者がされている場合だったらそれはもちろん取れるんだろうけども、1社しか情報がないと。その業者以外にはもうどこがされているか分からないと。その業者にどこがされてますかというのを聞いて、またその別の業者から見積りをもらったといった形態もあるということでございましたので、なかなか先ほども言ったとおり、特殊業務と言ったらおかしいですけども、どうしてもやってくる情報の情報が分からない。今、役場の現場でそういった業務もあるということで委員のほうから報告がっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今のは、例えば特殊な業務について、今までやってきたところにほかに業者がないかどうかを尋ねたものか、それとも、そこに相見積りを持ってきてくれというふうな話をされたものか、これはどちらですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

見積りを持ってきてくれじゃなくて、業者を聞いて、こちらからお願いしたということでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

確認ですけど、業者の紹介を受けたということですね。分かりました。

相見積りに関しては、町の契約に関する規則では、物品の場合は5万円、それから工事の場合が30万以上ということで、2社以上の調書をというふうなことに、これは運用でなってるんですけども、町の契約規則そのものは、随意契約の場合は2社から聴取しなさいというふうな規定ですよ。ですから、この辺が随意契約を重ねていくうちになれ合いになって、ついつい最後のところまでいったということになった可能性がありますので、その辺はやはり随意契約で5万円未満といえども、ある程度、たまにはほかの業者の見積りをもらうとかそういったことをしていかないと、あそこ、いつも同じところばかりというふうなこともなっておりますので、見積りは一つの金額をどちらが安いかによって契約するわけでしょうけれども、そのほかにやはり1社だけのときのその値段が適正かどうかという、これも含まれておりますので、この辺は、内規をあんまりいじって、もっと全部相見積りを取りなさいということになればまた相当の労力を使いますので、そこまでは申しませんが、たまにはやはり違った業者さんから見積りをもらうということも必要じゃないかと思っておりますが、それによってやっぱりちょっと変わっていくとか、そういうことも必要じゃないかと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

確かに公金を使つての契約になりますので、業者の偏りは減らしていくべきだと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

続きまして、30年の5月に波佐見町職員のためのコンプライアンスガイドラインを作成されて、恐らくこれ、全職員に配布をされたと思いますけども、この中で見ますと、2ページに社会規範の遵守も含めたものとしておりますというふうなこととか、この内容が社会規範と法令の遵守という2本立てになってるわけですが、この中で一つちょっと気がかりなのが、官製談合についての記述がこれにはないんですよ。私のそこまで見切れなかったのかどうか分かりませんが、前の事件も官製談合によって生じていると。それを基にしてつくられたこのガイドラインに官製談合についての記述がない。これは私もどうかなと思ったんですけども、もう過去、過ぎたことですので別として、今後その辺は生かしていただければというふうに思います。

それともう1点、私も以前から申しておりました、財務関係についての記載がない。それから、今度は財務関係のほうも二つの分科会に分けてつくられるということでございますけれども、さっき町長がおっしゃったQ&Aですか、そういうふうなことも含められるということですが、やはり期せずしてさっきの第4分科会の中にも委員さんの中からそういうものをつくってほしいというふうな意見もありますので、そのところもさっき申しました官製談合を含めて、作成されることについてお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

コンプライアンスのガイドラインについては、第2部会のほうで見直しを図っているところなんですけど、その中に今回は官製談合についても、一つの章を設けて詳しく説明することとしております。また、併せて財務規則、契約に関する規則、そこら辺の周知をもっとしていくために、手引あるいはガイドライン等を新たににつくって周知を図っていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ぜひそのようにお願いしたいと思いますが、ホームページを見ていましたら、公正取引委員会のホームページの中に、こういった研修会については旅費とか謝金なしで来ますよと、これは過去の29年ぐらいですから今もされてるかどうか分かりませんが、そういうふうな記事も載っておりますので、もしつくられる際にはこの辺も活用されればいかかかと思ひ

ます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

その公取から今年も来ていただきました。去年も来ていただきまして、今年も来ていただいて、職員研修を行いました。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

それから、今度の防止策ですけれども、恐らく冊子でつくられるかと思っておりますが、今のようなことで申し上げたところでございますけれども、このタイムスケジュールで3月までにはぜひ終わりたいということです。これはぜひ3月までに、今年度内に済ませてもらうということでやっていただければと思います。どうしても年度が替わったりすると、過去のものになってしまうんですね、こういうことが。そういったことで、年度内の作成と、そして活用ということでやっていただければと思っております。

それから、ちょっと私がこのことに似たような、読んでいる本の中で、不正行為や違法行為には最低三つの要素が必要ということで述べてありました。それはまず法的規制、続きまして制度的規制、ここまでは恐らくつくられるというふうに思っております。しかし、これだけではもう限界があると思うわけですね。法律とか制度については全く無知というふうな職員はまずおられないと思うわけです。無知から生じる不正行為は少ないというふうなことも書いてありましたけれども、やはり心理面の対策が一番重要かとそのように思っております。知識は長くある程度記憶に残りますけれども、認識はそうでないと、このことも言われておりまして、一つは大したことはないだろう、それから誰も見ていないだろう、誰も聞いていないだろうと、こういったことが最悪の結果を招くということになるのかなと思います。

そういったことで、やろうとしている行為が町民を裏切ることにならないか、そして、本人自身はもちろん、家族を路頭に迷わせないか、そしてまた同僚や上司に迷惑がかからないか、こういったことを随所随所に入れ込んでいく。そして一番いいのは、私は冒頭に持ってきてもらって、こういうことを毎日目にしてもらうというふうなことが一番自覚してもらう方法になるかなと思ってるんですけれども、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員がおっしゃるとおり、心理面、確かに物すごく、今回本当私、裁判を傍聴して、家族のことを考えられなかったと、今でも歯がゆい思いなんですけども、そこが一番だと本当私も思っておりますので、対応させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ぜひお願いしたいと思います。

それから、1部署の勤務、それから同一業務担当、私は平均もお尋ねしたかったんですけども、11年とか13年の方とかもおられるとか、それから同一業務を長く、その課におる間はやってるというふうなことも想像できるわけですけども、どうしても同一部署が長かったり、また、同じ担当が長いとどうしても本人の資質も伸びませんし、いろんな仕事を、極端に言えば、覚えもしないうちに替えるというわけにはいきませんが、ある程度替えていくと。そして、特に物品の発注とか工事の発注をする担当の方は、なるべく早めにその業務を替えていただきたいというふうに思います。どうしてもなれ合いとかそういったことで、悪い面の結果が出ようかと思っておりますので、そこの辺も私はそういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

おっしゃる部分は多分にあることだと思っております。基準があるわけではございませんけれども、事務職あるいは技術職あるいはその他の専門職等におきまして、それなりに同じ部署に在籍をするというのは、形が違う場合がありますけれども、あるいは本人の能力あるいは本人の身体的な状況もございます。あるいは精神的な状態、あるいは女性とかでありますと特に出産の状況あるいは婚姻の状況、そういったものも当然考慮に入っておりますので、そういったところを考慮に含めながら、人の配置あるいは職場での配置も考慮しているところでございます。おっしゃるところはあると思っておりますので、適宜必要な対応を取ってきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

それから、不祥事も危機管理の一環であるというふうに思います。災害とかそういったもののだけが危機管理じゃなくて、いわゆる不祥事も大きな危機管理の一環であるというふうに

思っております。月1回の管理職会議でそういったことをされているということでございますけれども、ぜひこの中されていれば、委員会をつくってもらうのが一番いいんですけども、通常の課長会議もあるでしょうから、その中で危機管理の必要性というものを上司の方はぜひ部下の方にも伝えていただくというふうなことで、1回きりじゃなくて、もう毎回毎回そういうお話をしてもらえればと思っております。

それから、もう一つ私は提案したいのは、新聞によくよく各自治体、国もそうですけれども載ってますよね、不祥事が。これはどういうふうな事件を起こしてどういうふうな処分を受けましたと、ここまで書いてあります。これを切り抜いて全員の方に見てもらうと。そうしたら、いろいろあれがなくても、こういうふうな事件を起こせばこういうふうな処分を受けるんだということが一目瞭然で分かるんですよ。ぜひこういったマスコミ、新聞記事の活用をお願いしたいというふうに思います。これはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

懲戒の処分関係につきましては、できるだけほかの団体でもこういったことがあったというような情報はできるだけ流すことは可能でございますので、できるだけ職員にも知らせていきたいと思っております。新聞に載っておりますので、新聞を大体読んでいる職員であれば、ほぼ理解はできているものだろうと思っております。また、本町にも懲戒処分の基準要綱というものがございます。前回の事件が発生した後、全職員には配布をいたしましたけれども、さらに今回、先般、処分を7日付で行いましたので、7日付でまた綱紀肅正の通知を各課長を通じてやっておりますし、それから改めましてその基準要綱をお知らせ版に上げて、こういった行為はこういった処分がありますよということを理解してもらうための周知も行ったところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

続きまして、ジャンボタニシのほうに移らせていただきます。

答弁にありましたとおり、南地区はほぼ全域に生息をしているというふうなことを聞いております。ちょっと小さいですけど、スクミリングガイ、ジャンボタニシと通常言われてますが、5センチから七、八センチ、大きいものはありますし、それからこれが卵です。鮮やかなピンク色をしております。これも5センチぐらいですか。こういったことで、物すご

く増えるわけですね。そして、大食ということで、稲の柔らかい苗あるいは波佐見にはあんまりありませんけど、レンコンといったものをよくよく食するというふうなことで大きな被害が出ているということですが、お尋ねしますけども、被害はあつてるといふようなことは認識されていると思いますが、これは金額に直すとか量でどのくらいということは分かりますですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

ジャンボタニシによる食害でございますけども、おっしゃるとおり、本町では稲の稚苗の食害がっております。稚苗の食害ですので、実にはならない、あとはもう御承知のとおり、生えていない状況が続いている状況ですけれども、被害の金額でございますけども、稚苗でございますので、食べられたところはまた移植を行ってされているところもございますので、被害の報告というのはなかなか上がってこないというところですね。以前の分は分からないんですけども、今年の分につきましては申告があったということで伺っております。これは全く手に負えなかったということで、水稻で約68アール、被害額としては共済金の値、40万円程度ということで報告を受けておりますけども、これは田んぼの枚数にしますと3枚ということでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私が聞きますところによりますと、3回ぐらい田植をやり直したというふうなこととか、1回2回は結構されているようですね。そしてこの辺の人件費を入れると相当な金額になるわけですが、そこまではなかなかということでしょうけども、これが増えていけば、どんどんどんどんこういった被害が全町的に及ぶということが考えられますので、どこかでやっぱり町として方針をして、農業者によっては上手に付き合っ、田植のときは水を少し減らすと。そしてある程度、稲が大きくなれば、ヒエを食べてくれるから、ほかの雑草を食べてくれるから、それを使っていいよとかそういう方もおられるんですけども、もうしかし諦めの境地なんですよ。絶滅ということに関しては。

ですから、ただ、しかしこれを手をこまねいていてもどんどんどんどん増えていくわけですから、どこかでやはり減らす方法を考えていかなきゃいけないというふうに思っております。それについては、千葉県などのホームページをいろいろ見ますと、多面的機能支払交付

金を活用して地域ぐるみでやったとか、大分市のホームページでは、全市を6月は卵を産みますので、その卵を水に落とせばあれはふ化しないわけですから、6月は卵を撲滅する月間だというふうな方向を決めて、ある程度水がたまつた順々にそれをやってくと、全地区を挙げて。そういうふうな事業を展開されてるわけですが、この辺は農業団体あたりと協議しながらやっていくというふうなことはできんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

これは町長の冒頭でもありましたとおり、ジャンボタニシについては、一旦住みつけば、撲滅するには相当の期間と相当の金額が要ります。ということで、これを言われましたとおり、うまく付き合っていく方法、以前からやっておる水稻のやり方ではもう太刀打ちできません。新しい水稻の方法を考えてうまく付き合っていくというのも一つの方法かなと思っております。今般、農林水産省から10月にリーフレットが出ております。そのリーフレットの中に、このスクミリングガイ、ジャンボタニシを減らす方法というのがリーフレットとして出されておりますので、こちらを農業振興会が毎年、冬に座談会をしておりますので、その座談会の折に紹介をして、ぜひやっていただこうかなと言いますか、やっていただければなと思っております。

このジャンボタニシに対応するためには、冬場が一番やりやすい。先ほど言われました、夏場の卵落としですね、あれは失敗すればただふ化するのを助けただけになりますので、ちょっと難しいかなと。しかし冬季は、冬眠期間に減らすという方法が一番得策じゃないかなと思っておりますので、今年の冬にはぜひ紹介して実践していただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ぜひ絶滅とまではいかんかもしれないですけども、これ以上の拡大を防ぐというふうなことは、ぜひそういうふうな方策でいろいろな団体と協力しながらやっていってほしいというように思っております。佐世保高専なんかも電気を使った駆除法とか研究もされているようですので、その辺は一つ参考にしながら進めていただければと思います。

それから、もうちょっと時間がありませんが、コロナウイルス感染症の拡大、これは先ほど同僚議員の答弁でもお聞きしましたが、私も町内の十数店舗を回りました。特に厳しいのが旅行関係、それから運ぶ運輸、食堂、飲食業関係、ここは去年の7割とか減少してい

るというふうなことで、忘年会も軒並みキャンセル、新年会も入りませんといったことを聞いております。やはりタイミング的には、いろんな業種の中でそこまではないという業種の方もおられるかもしれませんが、やはり感じとしては、運輸業、旅行そしてまた飲食業、これは非常に厳しいというふうに思うわけです。したがって、第2弾も必要に応じて考えます、やりますというふうなことです。ぜひ今の飲食業は忘年会と次の1月の新年会、これが極端に前年比減るかと思しますので、この辺のことは一つ考えてもらえませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

特に私たちのデータでも、飲食業については69.8%の減少率があるということで把握しております。そういう中で、運輸業もその二つの業界については、別途この20万以外でもいろんな手当をやったところであります。今後についてももちろん考えていかないといけないんですけども、もちろん融資も含めたところの手当だったり、あと今、国の制度でG o T o 関係、それを町内の飲食店、なかなか利用してないんですよ。今、観光業界が各飲食店を回って手続までレクチャーをしてやっていますけど、うちはいいかそういう現状もありますので、とにかく今ある制度も大いに利用してほしいと思うし、県の補助金も期間が限定されていますけども、そういうところもしっかりアンテナを張って、私たちも支援をしますので、そういうところも各事業者も努力をしていただきたいというふうに思っています。もちろん私たちも、必要に応じてこのコロナを乗り切るために支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、10番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時25分 散会

第 3 日 目（12月10日）（木曜日）

議 事 日 程

第 1 町政に対する一般質問

第3日目（12月10日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 山下研一

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第4回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番 福田勝也議員。

○5番（福田勝也君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1. 教育行政について。

本町の児童生徒の学力については、毎年行われている県学力調査、全国学力・学習状況調査及び標準学力調査によると、小学校は全国平均より低位、中学校においても教科によっては全国平均を下回っております。

（1）このような結果を踏まえ、どのような要因が考えられるでしょうか。

（2）学力向上のため、学力向上支援員を各学校に配置されていますが、具体的にどのような活動、支援が行われているのでしょうか。

（3）中学校においては、塾に通っている生徒が多く見受けられる。各学年、どの程度、生徒の何割程度の方が通っているのか。また、他市町の生徒と比べてどうか。

2. スポーツ振興について。

本町におけるスポーツ活動については盛んに行われており、素晴らしい結果と優秀な成績を収められています。しかしながら、中学校における部活動については、先生方の働き方改革により、休日の部活動は教員の長時間労働の原因となっていたり、指導経験がない教員の大きな負担となっているとのことで、文科省の改革案では、部活動は必ずしも教員が担う必

要のない業務という方向性を示しています。

(1) 本町はどのような体制を考えているのか。

(2) スポーツ、部活動により人材育成、健全育成など人間形成に大きな役割を担っている。指導者の育成も必須と思うがどう考えるか。

(3) 本町の体育協会と協働し、部活動、クラブ活動を推進してはどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おはようございます、よろしくお願いいたします。

福田議員様の御質問にお答えいたします。

1. 教育行政について。

本町の児童生徒の学力については、毎年行われる県学力調査、全国学力・学習状況調査及び標準学力調査によると、小学校は全国平均より低位、中学校においても教科によっては全国平均を下回っている。

(1) このような結果を踏まえ、どのような要因が考えられるのかのお尋ねでございますが、本町の学力は、議員御指摘のとおり小学校は全国平均より低位、中学校はおおむね全国平均ですが、教科によっては全国平均を下回る年度があります。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言等の影響で学校が臨時休業したことに伴い、全国学力・学習状況調査、長崎県学力調査とも全国または県下一斉の実施ができず個別の実施となり、先般その結果が参考値という形ではありますが送付されたところでございます。

結果については、これまでの状況と大差なく、冒頭申し上げた状況が今年度も傾向として見受けられました。

そこで、その要因でございますが、全国及び県学力調査においては、それぞれの教科内の分野別に正答率が分析できますが、本町の小学校国語においては、書くこと、読むことの基本事項について全国平均を下回っております。また、小学校算数では、基礎的な部分の学力は備わっておりますが、文章問題になると質問の趣旨を読み解くことができず正答率が下がる傾向があり、これから本町においては読解力が不足していることが挙げられます。

このことは以前からの分析でも把握しているところでございまして、授業改善を進めてお

り、以前に比べると全国平均との差は縮小傾向であります。このため、読解力を身につける取組として、今後とも読書推進や語彙力、漢字力、構文力等を身につけさせるため、分からない言葉が出てきたら辞書で調べる。「とても」「すごい」等の曖昧な表現ではなく、具体的な表現を用いて説明させる。「まず」「または」等の接続語を正しく使うなどの基礎を低学年から普段の授業で丁寧に実践する必要があると考えております。

(2) 学力向上のため学力向上支援員を各学校に配置されているが、具体的などのような活動、支援を行っているのかのお尋ねでございますが、現在、本町においては支援員を計14名配置しており、そのうち7名が学力向上支援員であります。この学力向上支援員は、小中学校教員免許以上の保持者としており、教員資格を有することから、授業中に担当教諭の運用の補佐として入り、学習面で支援が必要な児童生徒を中心に、個別に授業中の課題の指導を行っているところでございます。

(3) 中学校においては、塾に通っている生徒が多く見受けられる。各学年どの程度、生徒の何割程度が通っているのか。また、他市町の生徒と比べてどうなのかというお尋ねでございますが、本年6月の調査では、中学校1年生は32名24.4%、中学校2年生は68名49.6%、中学校3年生では61名45.5%が学習塾に通っております。

他の市町との比較ですが、中学校3年生を対象としている全国学力・学習状況調査で塾に通っている生徒の調査も行われており、市町別の数値は公表されておりましたが、昨年度の長崎県全体では50.0%となっており、おおむね長崎県の平均ではないかと思っております。

2. スポーツの振興について。

本町におけるスポーツ活動については盛んに行われており、また、素晴らしい結果、優秀な成績を収めている。しかしながら中学校における部活動については、先生方の働き方改革により、休日の部活動は教員の長時間労働の原因となっていたり、指導経験がない教員の大きな負担となっているとのことで、文科省の改革案では、部活動は必ずしも教員が担う必要のない業務という方向性を示されております。

(1) 本町はどのような体制を考えているのか。

(2) スポーツ（部活動）により人材育成、健全育成など人間形成に大きな役割を担っている。指導者の育成も必須だと思うがどう考えるか。

(3) 本町の体育協会と協働し、部活動、クラブ活動を推進してはどうかのお尋ねでございますが、議員お説のとおり、本町の児童生徒のスポーツでの活躍は目をみはるものがあり、

町内外に誇れる波佐見の大きな成果の一つです。これは町民皆様がスポーツの意義や重要性を認識し、競技力向上や子供たちの人間形成や健全育成に取り組んでいただいているたまものであり、小学生におけるスポーツ少年団から中学校部活動における系統的、連続的な指導体制があることが大きいと言えます。特に中学校部活動につきましては、部活動顧問である担当教諭、外部指導者である町民の皆様、そして保護者が一体となって生徒の部活動を支えている体制が整っていることが、競技力向上につながっていると考えております。

一方で、教職員の長時間労働による働き方改革が求められている中、部活動顧問である教諭の関わり方について、文部科学省の方向性が示されているのは議員御指摘のとおりです。このため外部指導者の育成が課題となりますが、波佐見中学校の部活動振興会の活動状況等を見ると、長年同じ方が指導されており、指導者の拡充や後継者の育成が進んでいない実態を鑑みると、部活動の繁忙も一因と考えております。このため昨年度から取り組んでいます部活動ガイドラインの見直しに伴い、平日に1日、土曜日曜いずれかの1日を休養日として設定するなど、部活動の見直しも行っているところであり、総合的な負担軽減も進めているところでございます。

一方で、外部指導者については、なりわいの傍らに行っていただいている方々ばかりであり、長期的な育成が必要だと感じております。このため御提案があつています体育協会との協働についても、スポーツ少年団、部活動振興会の指導者に加え、スポーツ推進委員を交えて、何らかの意見交換の場が検討できないか研究をしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

まず、教育行政ですけれども、全国的に年々子供たちの学力あるいは体力の低下が懸念されております。毎年行われている全国学力調査結果によると、昨年度は全国学力テストの都道府県別正答率ランキングでは、長崎県はちょうど23位ということで、全国的に見ればちょうど真ん中あたりに位置づけされていると思います。しかしながら、本町の全国平均以上の科目は、今、答弁ありましたとおり中学校の国語のみであり、ほかの科目については全国あるいは長崎県の平均を下回っているようでございます。

例年行われているわけですが、今年はちょっとコロナの問題で実施できなかったということですが、本町の成績は5年前あるいは10年前と比べていかがなんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

本町の児童生徒の学力については、教育長が答弁したとおりでございます。

昨年度、令和元年度から、この施策の成果の説明にもその結果を載せるようにしておりまして、議員がおっしゃったとおりの状況でございます。教育長答弁したとおり全国の差は幾分縮まっておりますが、5年前、10年前とおっしゃっていただきましたが、ちょっと10年前の資料がございませんでしたので、5年前の例として一つ申し上げますと、平成27年度の算数では全国平均と比較すると5ポイントの差がございました。昨年度は3ポイントに縮小していますので、この5年間で約2ポイント縮小しているというような状況で、若干ではありますが改善傾向にあるのではないかという判断をしております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

成績については5年前から改善されているというふうな状況でございます。こういった形で学力調査の結果については、各学校長あるいは教職員は、そういった結果を把握されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

全国、県あるいは標準学力調査等の結果につきましては、各学校全てのデータが送られてきておりますので、それを基に全職員もその数値等々につきましては把握をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

先ほどの答弁で、やはり子供たちの読解力がないと、そういうふうなものが一つの要因と挙げられているというようなことを答弁いただいております。そういった形で、教育委員会とか学校側としては、そのほかにどのような対策をされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育委員会といたしましては、定期の学校訪問、研究授業等が行われる際の参観及び指導・助言。もう一つは、校長、教頭の代表と各学校の研究主任を一堂に会し、もちろん私たちもそこに参加をして、学力向上推進委員会というのを立ち上げております。そちらのほう

で、この結果の分析あるいは各学校の実践、課題等々を共有化し、波佐見町として取り組むべきことは何かということの研究検討会を設けております。

先ほど、読解力に限った場合でいけば、波佐見町は昨年度からリーディングスキルテストというものを実施し、読解力に焦点を当てた調査を行っているところでございます。

学校につきましても、先ほど申しましたように、送られてきたデータを基に分析をし、これまでの自校の取組の成果と課題、それを受けたどのような改善策ということで、校内研究という形で全職員で協議をし、方向性を定め実践をしているところでございます。それを受けた形で日々の授業であるとか、あるいは家庭学習への呼びかけだとか、あるいは朝のスキル活動などの補充だとか、あるいは夏休み等の長期休業における課題の提出等についても具体的な改善策を図りながら取り組んできたのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

学力の低下の原因として様々な要因が考えられております。ゆとり教育の問題、あるいは核家族、共働きなどの家庭事情、また教師の質の低下、子供たちの意欲の低下、あるいは将来の夢がないとかゲームの蔓延が挙げられております。これは全国的に見られることでございますけれども、本町としてはどのようなあたりから打開されようとしていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

学力低下の要因につきましては、議員お説のことが本町においてもほとんど当てはまるものだなということは感じております。ただ、教員の質という点では、以前とそう変わらないのかなということは思っておるんですが。波佐見町の子供たちの持っている素直さ、あるいは吸収力のよさというところと、先生方の質と、それと課題分析を丁寧に行っていくことで、本来ならばもう少し確実に成果として表していきたいという強い思いがあるんですが、なかなか思うような結果、成果が出ていないというのも残念ながらの結果でございます。

そこで、私たちとすれば何が原因かなということを、先ほどの学力向上推進委員会、あるいは各学校でも分析をしている中で、私なりに考えていることは、協働性だと思っているところでございます。

例えば、実施該当学年である5年生、6年生、あるいは中学校2年生、3年生の担任教科担当のみが責任ではなくて、1年生、低学年からの積み上げによるものがこの結果として表

れているわけですので、他人任せではなく自分事として捉えて、全教職員で自校の課題は何か、そのためにこういう手だてを取るんだったら全員がそれを確実に行うという協働性、共通実践というのがやや欠けていたのではないかなということを、今、反省をしているところでございますので、そのところを強く指導しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

次、学力向上支援員の方ですけれども、昨日の同僚議員からの答弁でもありますように、東小学校に2名、中央小学校に3名、南小学校に1名、中学校に1名の学力向上支援員の方が配置されているというようなことです。現在の配置となった経緯はどのようなことでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

これまでの答弁で申しましたように、7名の学力向上支援員と7名の特別教育支援員がおります。14名を振り分けておるんですが、学力向上推進の以前に、今、子供たちの実態として、やはり離席であったりとか、あるいは集中力がなかなか厳しいとか、そういうふうな現状がありまして、支援員の方々には学力を、横についてお勉強を教えるということよりも、その前の手だてのところで頑張ってくださいというのが実情でございますので、その支援員さんたちの14名の、あるいは自校に配置されている3名、4名の先生方の運用についてはもう校長のほうに任せておるところでございます。

配置の基準、目安として考えていることは、まずは学校規模でございます、一つはですね。2つ目に今、申しましたように、支援を要する子供たちの割合とその程度。そしてもう一つは、先生方の配置されている人数にもよるということを考えております。

例えば東小学校さんは小規模校ですが、当然勤務をしている先生方の人数が足りない、少ないというところに対して、実際に支援を要する子供がいれば、そこにも割り当てていきたいということで、児童生徒の数、支援を要する子供たちの数、そして本来勤務をしている先生方の数等々を総合的に考えて、今のような人数配置を考えている、行っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

具体的に今、各学校の生徒数、児童数は分かりますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

一桁まではごめんなさい、正確には言えませんが、東小が130から140、南小学校が280、中央小学校が420、中学校が420、そういうレベルでございます。申し訳ありません、正確な数が答えられません。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

学力向上支援員の方は、個別指導というかそういった形をやられているというふうな活動のようであります。ただ、生徒数というか児童数からいくと、やはり南小学校に一人とか、中学校においても420名に対して1名と、そういうふうな配分といいますか、配置になっているんですが、それで十分なんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校規模数によったときの配置に偏りがあるのではないかという御指摘でございますが、やはりお答えしましたように、一つ目はやっぱり支援を要する子供たちの人数とその程度というのが一番大きく理由としてはあります。

2番目に、支援員の任用は2種類あるのでございますが、これも先ほど申しましたように、学力の補助的な支援というよりも、まずは子供たちを集中して取り組ませるといふ、それ以前の課題のほうに大きい支援を要する子供たちが多い部分があるものですから、学力向上支援員といっても、勉強のお世話よりもまず集中させる、落ち着かせるというところのほうに力を置いているというのが現状でございます。

同時に、先ほど職員数のということで申しましたけれど、やはり県のほうから正式の教員プラス加配という形で、どうしても、例えば児童生徒支援加配だとか少人数加配とか様々な加配、あるいは専科加配とか、そういうふうな、学校の規模がどうしても大きいと、そちらのほうにそういう加配の先生方が多く配置をされると、どうしても学校規模が小さいところにはそういう加配がなかなか十分に県のほうからいただけないというところもあるものですから、支援員のほうをそちらに多めに濃く充てたいという考えで、単純に希望数と合わないという状況がございますので、御理解いただければありがたいです。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それでは、支援員の方は週に何日あるいは何時間の指導をされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

基本はもう月曜日から金曜日まで1日7時間ということで、ほぼ教員と同じような動きをし、退庁が少し皆よりも早いという形になって、ほとんど子供たちの側にいて活動していただいているありがたい方々でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

先ほどの答弁で、中学校の塾に通っている子供たちの割合とか人数なんかを調べていただいております。やはり中学校3年生になってくると、先の進路や、あるいは将来の夢などが見え出してきた、不安や危機感、そういったものを感じて、その目的とか目標に向かっていくために塾などに通うようになってきているものだと思っております。今度もそうやって大学や就職などの進路においても、いろんな分岐点に立たされることが出てくるかと思います。やはりそうやって勉強していると、いろんな選択肢が広がっていくものと思っております。

そこで、長崎の新聞の、これは9月29日の記事でちょっとコラムを紹介したいと思います。諫早市の中学生の方ですね。「夢をかなえるため勉強に励む」と題して、私は中学3年生、受験生だ。そろそろ将来について考える年頃なのだが、私は今の時点で2つの道を考えている。気象予報士とアナウンサーだ。気象予報士になりたいと思うようになった理由は、大雨の災害が頻繁する今、天気を正確に予測することは人々の命を守るために大切であると考えたからだ。また、アナウンサーになりたいと思った理由は、学校の平和集会で平和に関する本の読み聞かせをしたとき、「朗読が上手だね」と先生から言われたからである。そのとき私は、自分は話す仕事が向いているのかなと感じた。先日、進路学習で職業調べをした。気象予報士になるための試験の合格率は低く狭き門であること、また、アナウンサーも大学に進学しないといけないことを知った。どちらの仕事に就くにしても、私にとっても過酷な道のりだし、勉強という努力が必要だと感じた。希望する職業に就くために、高校受験に向けて頑張ろうと思う。それが将来の夢をかなえるための第一歩ではないだろうか。と、そういうふうな中学生の御意見がございます。

そういった形で、子供たちにもそういった意識づけというものが大変大事になってくるんじゃないかなと思っております。

今回の一般質問でも、多くの方から今回の官製談合の再発防止についての質問が相次いでおりましたが、その中で検討委員会の外部指導員でありますタカオ弁護士の方も、職員個人にいかに自覚をさせるかに尽きると、そういうふうな御意見があったかと思います。学力向上についても、そういった形で子供たちにいかに勉強の必要性を自覚させて、目標や危機感を持たせることに尽きるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。今、御紹介があった子供のように、感性豊かに自分の目標や夢を早期から見つけ切れる子供もいれば、なかなかそれができづらい子供たちがいるのが現実でございます。

そうすると私たちは、なかなかそういう夢とかを持つことができない子供たちにとって、勉強の楽しさだとか、これからについての自分の夢等を持たせるためには、小さな成功体験ということ数を多く味わわせたいということがまず一つあります。自分の立てた小さな目標をクリアすることによって得られる達成感だとか、満足感というものを数多く出合わせることにによって、自分に自信を持ち、自分の将来の生き方について見詰め直す力が身に着くだろうということを期待しております。同時に、今、御紹介があった子供も同じように、波佐見町の子供たちにも多くの出会い、環境を与えていきたいということを思っております。当然そこには中学校で行っているような職業体験、キャリア教育であったり、商工、企画のほうで昨年、一昨年から企画されている、東大生、京大生との交流など、様々な学校だけではなく地域の方々、あるいは保護者の方も含めてだと思っておりますが、出会うであろう人、物、事に対して、そこから自分のありよう、あるいはこれからというのを見詰め直すきっかけ、出会い、環境というのを育てていきながら、その時々に関わっていくことによって、子供の思いを確かなものにしていくということが、とても大事ではないかなということを考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

本町としても、ぜひそういった形で学力向上のために御尽力いただきたいと思っております。

す。

それでは次に、スポーツ振興について質問させていただきます。

やはり先ほどの話にありました中学校における部活動については、先生方の本当に長時間の労働でかなりの負担になっているということになっております。

文教科学委員会調査室の関先生の『問われている部活動の在り方』というふうな書で、冒頭に、子供の学力低下を憂う声は強いが、それに劣らず社会性、協調性、公德心、コミュニケーション能力などの不足は深刻である。そうした子供の能力、特性の涵養に深く関わっている地域や家庭の教育力は、昔に比べ落ちていることは誰もが認めざるを得ない。地域や家庭の教育力の低下は、都市化、少子化、共働きの増加などをはじめとした社会全体の変化にも起因するため、必ずしも単に個人、家庭、地域の責任にすることで解決する問題ではない。言ってみれば、社会全体で解決しなければならない課題であろう。地域や家庭の教育力の復活はもちろん大切であるが、現代社会においてそれらの復活にも限界を認めざるを得ないため、学校教育に依存せざるを得ないのではないだろうか。

学校教育の中で子供たちのそうした能力や特性を涵養するキーになるものとして、部活動、クラブ活動が重要でなかろうかと考えている。しかし、部活動、クラブ活動については、一つ目として学校教育の中での位置づけが、必ずしも確たるものとして定着してきたとは言い難い。二つ目として、教員にとってもどちらかというと本務というよりは付加的に与えられた職務として受け止められやすいとともに、処遇面、バックアップ体制なども不十分であること。三つ目として、サッカーや野球、楽器演奏などの分野で端的に見られるように、子供の技量の差が顕著で指導が非常に困難さを増していることなど、解決すべき課題が山積しているというふうな形で述べられております。

このように、部活動においては様々な問題を抱えている状況でございます。しかしながら、子供たちの社会性、あるいは協調性、コミュニケーション能力というのを向上させるためには、一つのツールとして部活動が大切になってきていると思います。

現在、中学校におきまして部活の数は何競技ぐらい、プラスとかそういった文化部も合わせてどのくらいあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中学校の部活動でございますが、文化部も合わせて今、16ございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

その競技あるいはその部活ですね。その中に経験のある顧問の先生、あるいは外部指導者はどのくらいですか、そのうち。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中学校の部活動振興会の総会資料を持ってきましたが、そこによると顧問の先生は23人で、外部指導者の方は12名が登録されています。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

顧問の先生が23名ということですかね。その中に、その部活の専門的というか、経験のあられる方というのは分かりますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中学校の個々の先生方の経歴まではちょっと把握しておりませんが、私が知る限り3分の1から半分程度が経験されているのかなという感じでおります。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ここでまた一つ、新聞の切り抜きを御紹介したいと思います。

これは11月10日、最近の記事なんですが、南島原市の中学生。実力を伸ばす2種類の努力という形で、僕は努力には表の努力と裏の努力の二つがあると思う。表の努力はランニングをしたり筋トレ、ストレッチをしたり、技術や体力をつける練習のことだと思う。一方、裏の努力は、トイレ掃除だったり草むしりだったり、挨拶や返事であったり、ごみが落ちていたら拾うことだったり、玄関先で靴の並びが乱れていたらそろえることだったり、そのスポーツは全く関係のない努力だと思う。もちろん裏の努力をしたからといって、そのスポーツの上達などはない。でも、人から見えないところでいいことをするということは、運とツキを貯金してくれると思う。表の努力が全てではなく、目に見えない裏の努力も含めて、その人の実力になるのだと思う。今の自分には絶対的な実力があるわけではない。だから、表の努力で技術と体力をつけて、裏の努力で運とツキを貯金したい。表と裏のバランスを両立さ

せて、悔いなく中学校生活を送りたいというような記事もあります。

それともう一つ、これは五島市の中学生。柔道が教える喜びの過程ということで、『世界の中で一番柔道を知らない日本人へ』という題名の本。題名を見て、柔道歴5年の僕はその本を買うかどうか悩みました。そのとき小学校の頃の出来事を思い出しました。練習を終え、道着を畳まずに洗濯機の前に置いたとき、父は怒って「何を習いに柔道へ行っているのか分からん」と強く言いました。試合の勝敗よりも大事なことを教えてもらったのです。今でも柔道を何のためにしているのかと聞かれると、礼儀を身につけて心を鍛えるためと答えます。しかし、それができているのかと問われると、できていません。まだ、僕は何のために柔道をしているのか分かっていないと確信し、この本を買いました。成功させるために努力し、最後に花が咲くのだと思っていました。しかし、この言葉に出合って考えが変わりました。その成功までの間に、たくさんの花が咲いているということです。成功するのはもちろんうれしいですが、本当の喜びとはそれまでの道のりにあるのです。人を助けたり誰かのために動いたりして努力し、そこで花を咲かせることこそが大事だと気づかされました、と。

こういった中学生も、スポーツを通してやられております。そのように、技術、体力の強化だけではなく、心身を育て上げたり人間形成においてもそういったいろんな役割を担っていると思います。落ちているごみを拾うとか、あるいは靴はしっかり並べると、そういった簡単なことなんです、気がけてないとなかなか気づかない。そういった目配り、気配り、心配りとよく言いますが、思いやりやそういったものをよく学校の指導者とか、そういったものをしっかり指導されております。

やはり私もずっと野球をやってきていましたが、挨拶はもちろんのこと、先輩後輩の対応であったり、あるいは道具をもらったり物を大切にするとか、あるいは感謝の気持ちを持とうとか、人脈の構築とか、そういった社会生活において大切ないろんなことを学んできておりました。そういった行動は、やはり大人になっても習慣づいているような状況でございます。

やっぱりなかなか家庭や学校生活では指導できないことを、やはり部活を通して指導者はしっかり指導してくれているものと思います。しかし、このような指導をしてくれる指導者もなかなか少なくなっておりまして、指導者の養成と、それとあと指導者の養成の確保のためにいろんな研修会とか講習会をやられていると思いますけれども、その内容等についてお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどから素晴らしいお話をお聞かせいただいて大変感動をしておるところでございます。このようにスポーツは、やはり学校で教える中で先生とそういった、授業とスポーツが、部活動が一緒になって、やはりこういった人間形成を行っていくんだということを改めて教えていただきました。感謝申し上げます。

本町のスポーツの体制については、先ほど教育長が申したとおり、スポーツ少年団から部活動という定期的な、系統的な指導体制があるわけですが、教育委員会は現在スポーツ少年団の指導者の育成をしております。スポーツ少年団には現在53名の指導者の方が登録をされておまして、毎年1回ではございますが研修会を行っております。毎年1回の中では、やはりけがの予防、そしてスポーツと栄養、歯のかみ合わせ、そしてメンタルトレーニングなど、多岐に渡ってそういった指導を、育成のために研修会を行っておりますので、そういった方々が行く行くはやはり中学校にも関わっていただきたいという思いでもございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そういった面でスポーツ、部活動については、いろんな人間形成を成長させる場だと思っております。

今、企業、社会がどういった人材を求められているのかというものをちょっと調べてみました。以前はIQの高い人、あるいは高学歴の方でチームワークを尊重できることのできる人材のようです。

しかし、現在では指示されたことだけでなく、自ら教え行動することのできる人材、あるいはリーダーシップを持ち引っ張っていける人材が求められていると。そういうような形で、まさにこういった人物を、部活動、クラブ活動を通じて学んで身につけるような指導を指導者がやってくださっております。

そういった指導者というのは、本町にとっても本当に貴重な人材であろうかと思えます。そういった形で、中学校の部活においては、ある程度経験だったり知識だったり、そういったものが求められることが結構多いと思えます。

そういった形で、なかなか中学校の部活もこれだけ多様多種あれば、やはり専門的な指導

者もおられないというふうな形で、やはりそういったところに中学校側のどの部活にこういった外部指導員を必要とされているのか、そういったものを十分協議されて、先ほど言いました体育協会、あるいはそれに準ずるスポーツクラブとか、そういった方にやっぱりそういうようなところを学校とヒアリングされて、そういった人材を派遣するとか、そういったことをされてはいかがでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。今おっしゃったように、部活動によってはその経験がなく、なかなか指導に悩みを、負担を感じている教職員がいるのも事実でございますので、その部に対して外部指導者の方に入っていただいてバランスよく、技術的なところは専門である外部指導者の方に、あるいはメンタル的なもの、あるいは学校のルール、学校生活としての生徒の心構え等々については教員である指導者がということで、バランスよく協力を持ってやっているんだろうと思っておりますので。その中でやっぱり校長としてそれぞれの部の現状を把握したときに、ぜひこういう指導者がやはり本校にも欲しいというような教職員の要望等についての希望といいますかね、思いという部分は、私のほうでも把握をしておりますし、もちろんそれは人事ですから、即かなうということはございませんが、校長からの情報提供としての現状と課題については、報告を受けているところでございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

後段の外部指導者についてでございますが、やはり教育長が答弁したとおり、ちょっと人材不足という感がございます。どうしても今までの指導者の方が後任を探しているという状況もございますので、やはり波佐見はこういったスポーツに関わる方が多うございますので、議員御提案の体育協会内とかスポーツ少年団とか、そういった協議の場ができればなという思いがございますので、検討させていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そういう指導者も、しかしながら塾の先生とか、あるいは習い事の先生と違って、外部指導者あるいは学童のクラブ活動の指導者は、各クラブで多少の違いはありますけども、ほぼ無償で、ボランティアで指導しているような状況でございます。

週に火曜日、木曜日、土日とやはり指導されて、今後そういった指導者の方が不足してくる、欠員されてくるということも危惧されてきます。そういった指導者の育成、あるいは確保のためには、行政と地域が一体となって支援をしていただきたいと思います。

学校教育では、現場におきましては先ほどの学力向上支援員とか、あるいは特別支援教育支援員、あるいは今度ICTの支援員と、そういった多岐にわたる支援員がいらっしゃると思います。そういった形で、こういった指導者、外部指導者についても、人材育成支援員というふうな形で支援していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

御提案いただいたことも含めまして、検討していきたいと思います。あわせて、この外部指導員につきましては、国、県のほうも予算を組む中で、必要なところにつきましては外部指導員という形で予算化を取りながら人員を配置するというようなことも、今、計画をされているところもありますし、要請をした中で派遣をいただくことも可能になっておりますので、そういうことも含めた形で検討していきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

よろしくお願いします。

それで文科省は、休日の部活動を従来の学校主体から地域主体にしていくことを柱とした部活動改革案を、2023年から全国で段階的に移行したいという構えでございます。

実際、もう福岡県あたりでは、そういった移行されている地区もあるそうです。ですので、やはり学校の先生方の負担を軽減するためにも、早急に進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おっしゃったように、段階的に学校単位から地域単位ということでの部活動の移行というのは、流れとしてはそういうふうになっているんだろうと理解しております。ただ、地域地域の特徴とか、やっぱり現状等々もありますので、即スポーツクラブ、あるいは地域のスポーツとしてということではなくて、先ほどから議員さんも仰せのとおり、この部活動、スポーツの役割というか意義といいますか、それはとても大きいものがありまして、今、風潮的

に部活動イコールブラック的なイメージがやや強いところもあると思いますが、実際に教員によっては部活動を楽しみに、あるいは部活動を頑張っているというような意識の教職員も多数おるのもまた事実でございますので、そういう教員の思いの部分も、それぞれの思いの部分を生かしながら、地域の方と協力をし、あるいは補完し合いながら、よりよいものにやっていく。本来の目的、究極の目的は、やっぱり子供たちの健全育成であり、子供たちの成長につながるという大前提の中で、それぞれの大人が役割をどう果たしていくのかがとても大事なかなということを思っております。

同時に、部活動あるいはスポーツ、部活動で得るためにも、部活動で成長を、先ほど御紹介があったような子供たちにしていくためにも、部活動のその土台の部分という、学校生活や家庭生活をきちっと送れる子供たちの育成というのをまず土台として、特に小学校、中学校の義務教育においては、学校生活、家庭生活の土台をしっかりと整えるということの、そこがまず大事ではないかなということを思っております。

その中で、先ほど申されたような素直さであったり、協調性であったり、耐性であったり、そういう学びのものの土台にあって、部活動でさらなる成長をするというようなスタイルにすることが、本来のスポーツ少年団や部活動の姿ではないかなということで考えているところでございます。

○議長（百武辰美君）

以上で、5番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

皆さん、おはようございます。通告に従いまして、質問いたします。

1. 桜づつみ河川公園遊歩道の管理について。

（1）ツツジの伐採や剪定方法はどうか。

2. 行政の情報等伝達方法について。

(1) 波佐見ケーブルテレビの普及と整備・活用をいかに考えるか。

3. 今回の官製談合事件について。

(1) 原因は何か。

(2) 関係者の処分はどうか。

(3) 前回の防止対策等との関係はどうかということです。

壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 桜づつみ河川公園遊歩道の管理について。

(1) ツツジの伐採や剪定方法かどうかという御質問ですが、桜づつみ河川公園の遊歩道は、平成元年度から桜づつみモデル事業として、宿郷陣川橋から岳辺田郷荒瀬橋までの河川沿い全長8,219メートルを整備したものです。

桜のほか、ツツジ、寒椿、シバザクラなどの植栽を行っています。

多くの住民の皆様がウォーキングやジョギングに利用され、また、町外からも散策に訪れています。

御質問のツツジの伐採や剪定方法についてですが、年に一度シルバー人材センターに委託し、剪定・施肥・防除などを行っています。また、河川愛護団体21団体と協定を結び、除草・清掃作業を実施していただいています。

ツツジは植栽から年数が経過し、遊歩道及び河川側に大きく繁茂してきたため、利用者に支障を来していましたので、今年度の剪定では深く刈り込みを行っています。今後、利用者の安全、愛護団体の作業の軽減が図られるものと思います。

2. 行政の情報等伝達方法について。

(1) 波佐見ケーブルテレビの普及と整備・活用をいかに考えるかという御質問ですが、岡村真由美議員の時にも御説明いたしましたが、波佐見ケーブルテレビは民間の会社が運営されているケーブルテレビであり、民間にできることは民間に、を基本としています。

しかし、町の行政情報である健診などの各種町行事のお知らせや選挙の開票状況、議会の様子、それと町内各地で開催されているイベントなど、町民への行政情報の提供活動も担っ

ていただいていることも事実です。

ケーブルテレビの普及については、今までどおり民間で営業努力を行っていただきたいと思っております。

活用については、今までと変わらず町内で行われていますいろいろな行事やイベントの広報をお願いできればと思っております。

整備については、地理的要因で普及が難しかった地域のケーブルの延長については、何らかの支援ができないか検討しなければならないとは思っていますが、先に自力で整備された地域との公平性をどう保つか、関係自治会と協議をしてまいりたいと思います。

3. 今回の談合事件について。

(1) 原因は何かと。本人は真面目で仕事熱心で、周りにも気を遣い、誰からも信頼されている職員でした。こういった職員がなぜ一線を越えたのかといった思いは今でもあります。

しかし、起こった事実は事実と受け止め、三たび同じことが起こらないよう対策をしていかなければなりません。

今回の原因としては、12月に補正予算が通り、子供たちの学習環境のことを考え、3月議会で承認をもらうために期限が迫る中、本人は焦っていて越えてはならない一線を越えてしまったものと思っています。ほかにも幾つかの要因はあろうと思いますが、こういった期限とか焦りとかが重なり、今回の事件へとつながる要因になっていったのではないかと考えております。

最終的には、期限とか焦りにより法令遵守やコンプライアンスの意識が抜け落ちていたことが原因ではないかというふうに思っております。

(2) 関係者の処分はどうかということですが、12月7日付で関係者の処分を行いました。

職員池上昌平については懲戒免職、管理監督責任として副町長については給与の20%を2か月の減給、教育委員会次長については給与の10%カットを2か月の減給の懲戒処分を行いました。

職員池上昌平については、懲戒処分等審査会で慎重に審査した上で懲戒免職といたしました。

なお、私自身に関しては、給料の20%を4か月の減給処分と判断しました。

管理監督者については、平成29年にも同じ官製談合防止法違反があつて、再発防止の取組

を行ったにもかかわらず、また同じ官製談合防止法違反事件が発生し、再発を防げなかったという理由により、前回よりも重い処分といたしました。

(3) 前回の防止対策等との関係は、前回、平成30年5月にまとめた官製談合事件に係る再発防止対策を基本として、修正・追加などを行い、今回の対策はつくっていく予定にしています。

職員倫理規定については条例化を行い、コンプライアンスガイドラインについても今回の事件を受けて中身のチェックを行い、修正・追加などを行って参りたいと思っています。

今回、具体的な事例があると分かりやすいという職員からの意見もありましたので、新たに具体例を示したQ&Aを追加で作成することになっています。

また、原因として挙げた法令遵守、コンプライアンスをいかに自分事に落とし込めるか、意識させるか、そのためにはどういう手法があるかなどを検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

まず最初に、桜づつみ河川遊歩道の管理についてということでございますが、私も桜づつみの遊歩道に参りまして、立派なこのような看板と、伐採等もしっかりやっただいておりました。このように、この桜づつみの遊歩道に関しては、花見やイベント、また、朝夕の散歩、日々の体力づくりに利用されているこの桜づつみの公園の遊歩道は、御覧のとおり最近ツツジの剪定、伐採がなってきれいになっております。よく分かると思いますけども。

しかし、本来ツツジの剪定は、花が散った6月から7月が適期というふうに伺っております。造園業者の方たちのお話によると、そういうことでございます。だから、今この時期に剪定を行うと、来年の花芽に影響が及ぶということも言われております。今後はこのことを念頭に入れて年間の伐採計画を、予定を組んで伐採していただきたい。当然、御覧になれば分かりますけれども、ツツジの間からは雑草が生えます。こういう手入れも計画的にやられていると思いますが、そういう雑草の伐採等をやります河川愛護団体も、当然この除草作業の面からも6月、7月の剪定を希望されております。

また、健康歩道の、皆さん御覧になった方もあられると思います。町長もよく散歩なされますのでこの辺はよく御覧になられますが、この青竹、土踏まずのほうに当てると健康にいいという、はだしで歩いていらっしゃいました、私が取材に行く時には。こういう青竹は御覧になれば分かりますが、ペイントが剥がれてセメントがむき出しになっておる状態です。

利用者からも苦情が寄せられており、早急な手当てをお願いしたいと思います。

このことは景観だけではなく、観光、また健康と言われる3Kにも寄与しているのでございますので、適切な管理をこれからやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

ツツジの剪定につきましては、例年夏ぐらい、7月8月ぐらいに例年行っておりましたけれども、今回、遊歩道の利用者から歩くのに支障がある、あるいは先ほど御指摘がありましたように河川愛護団体のほうからも、ちょっと除草がしにくい状況にあるなどの意見がございました。なので、今年度急遽ではございましたけれども、深く刈り込んだという実情でございます。そのため、作業時間が大幅に超過をしまして日数もかかったということもあります。半年を要しております。

その間、利用者に不便をかけたということもございますけれども、議員がおっしゃったとおり、ツツジの剪定の時期というのは梅雨明けぐらいということで聞き及んではおりますけれども、今回はそれを逸した剪定ということで、次年度の花見等に開花がどうかという影響を及ぼすことは危惧しているところでございます。今年度はやむを得ず深く刈り込んだということを御理解していただくということで、それ以降につきましては適した時期に剪定を行って整備を行っていきたいと思っております。

また、先ほど言われた竹踏みの色が剥げていると、どうしても屋外にあるということで色も劣化、落ちたということは分かります。それと、あと一部欠損したような状況も把握はしております。

今後、利用者の方の調査等も行いながら、修復するのか、あるいはもうどうなるか、撤去も考えないといけないのかということに対しては検討させていただきたいと思います。あわせて、看板もどうしても屋外にあるということで汚れが目立っております。これについては早急にきれいになるように、ごみを捨てないでくださいという中で、その周知をする看板が汚れているということで意味がないと思っておりますので、それは速やかに対処したいと思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

竹踏みは撤去を希望されているわけじゃございませんからね、ちょっと修復して、皆さん

方、楽しみに健康づくりをやっているから、それについては撤去じゃなくて修正という形でその後を進めていただきたいと、よろしくお願いします。

続きまして、行政の情報等の伝達方法についてということでございますが、今、実際問題、情報の伝達に関しては有線放送、無線放送、「広報はさみ」、また、ホームページを御案内されていますね。そこら辺、先ほど町長の答弁にもございましたように、ケーブルテレビ、また、専門的な情報を取りたいときには、情報公開条例を使って取得する。ほかには自治会を中心とした自治会長会議の中で情報を行政のほうからお伝えされていると。その他いろいろあると思いますけども、大体今言ったような形が、私がちょっと浮かんだ情報取得の方法なんですね。

課題や問題点をちょっと見てみたんですけども、有線放送とか防災無線は放送時間が固定されていますね。しかし、その無線の中の放送の中にはホームページを御案内される等、なかなかホームページを御案内、ホームページでお調べくださいというふうに言うけど、パソコンを持たない人とか、スマホをうまく使えない人とかって見られない。そういう状況がある。

「広報はさみ」はやっぱ文字が小さいです。もう高齢化社会ですから、もっと大きく。ページ数を配慮してですね。逆に、広告等を打ってられる業者がありますわな。それは広告等を打つのは全然構いませんが、どうしてもそれによって内容、記事が、文字が小さくならざるを得ないというようなときには、本来行政側の情報伝達ツールですから、そこら辺は考慮しながら大きな字を使っていただいて、正確に老人の方も見られるようにしてもらいたい。

あとは先ほど言いましたホームページ、パソコンを持たない人がいますね。また、パソコンがあっても使えないおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる。そこで、ケーブルテレビが普及はしていません、先ほどあったように。しかし、テレビは各家庭にございますよね。5番目には、情報公開条例は特殊でありタイムリーではありませんので、ちょっと使えない。自治会長会議においては伝達量に限界があって、自治会員に限定されています。

こういうふうに見てみますと、このケーブルテレビの特徴は、今これから先の新様式になったものであるところにちょっと気づいてほしい。テレビはほとんどの家庭にございます。動画、画像、老若男女が対応できます。

それと、今、こういうふうにデータ放送がされる。ここに書いてありますのは新着情報で、波佐見町からのお知らせ、コロナ対策の感染、対策本部からの、ちょっと画像が夜撮ったも

んやけ黒なっとなるですけど、皆さんの家庭ではきれいに映ると思いますが、こういうデータ放送が兼ねられる。こういうのが今から先は必要になってくる。ここと、ケーブルテレビがほかの伝達ツールと違うのは、受け手である町民が主導で、町民主導でデータを取得することができるわけです。有線放送だって時間が決められている。「広報はさみ」だって、いろんな形であっちこっち家族内で動いていきます。だから、そういうことを考えると、ケーブルテレビのこれから先の活用方法はたくさんございます。長寿支援課も運動をされていますよね。ほかにも教育委員会のほうのイベントもされていますし、幼稚園等の再放送もされている。多くの人たちの和んだ画面、情報を取得して、町民も豊かになります。こういうのを使っていただいて町民にお知らせをする。重きの置き方がちょっと変わってきていると思います。

そこで、このようにケーブルテレビの本部から回ってきた、これ、グリーンのところはエリアなんですよ、サービスエリア。赤いところが波佐見町だよ。こう見てみますと白い部分がもう少ないでしょ。これだけ普及がされています。まさしく新様式の情報伝達にはこれが一番だと思うわけですよ。この緑のエリアは放送サービスエリアに指定されており、エリア内は一律1万8,000円の加入金負担金で接続が可能になります。

しかしながら、今回同僚議員も言いましたが、野々川地区は野々川ダムの横を通る県道波佐見山内線ですか、ここの1,300メートルには民家がないんですよ。その超えて1,300メートル行った奥に野々川地区が存在します。この1,300メートルの回線のための工事が負担金の上乗せとなって1軒6万円ぐらいです。このことから、今回野々川の郷民の方たちの総意で町に支援金の要望を出されているのだと。

そもそも、この野々川ダムは昭和48年3月に完成いたしました。野々川郷の民家が3軒立ち退きを強いられたものであり、現在では波佐見町上水道の水源として、なくてはならないものになっています。確かに、町長は鬼木郷の谷源寺地区の10軒余りの負担額との不均衡を懸念されております。しかし、当該地区は当時テレビの映りが悪くて、近くの小山の上に、山頂にアンテナを立てられていたそうです。その関係で、手前の井石まで波佐見テレビの線が来ておりましたから、波佐見テレビに接続することで安定した受信が可能になったそうなんです。

時代は変わります。このことは16年前の波佐見テレビの時代のことであります。今回のネット鹿島の企業努力で、先ほどの緑のエリアが1万8,000円の地区になった現在、先ほどの

鬼木地区から差額について苦情は一切出ていないんですよ。当然16年間の情報は、ケーブルテレビが来ていないところよりも、もう享受されています。満足されています。

そういうことですので、現在、赤線の内側、白いエリアは残り僅かになっておるんですよ、こういうふうに。今後の情報伝達の主要なツールとなりつつあるケーブルテレビの普及は、これから先は必須と考えてもおかしくないという現状です。そういう意味から野々川郷の地区を上げての取組に対しまして、積極的に支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員おっしゃるとおりでございます。まず、私もネット鹿島さんに電話しましてから、そういうまだ未整備のところの確認をいたしまして、野々川のほかにもあるということで。私の認識上、南地域の協和あたりから先はまだ届いてないのかなと思っていたんですけども、電話で確認したところ、そちらもいっておると。平野のほうもいっておるということで、ただ、志折の一部、それと、長野の一部、お伺いすると多分甲長野の高平のため池ら辺かなと思います。それと、村木の県境の東峠、西峠。あと鬼木と、あと野々川が全地区いついていないというところの確認が取れております。

先ほど議員がおっしゃるとおり、当時のケーブルテレビの役割と、今のケーブルテレビのそういった行政情報を放送していただいているという、そういう行政の伝達を手伝っていただいているという、そういった役割を今、していただいていることに対して、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

ですので、町長も申したように、民間でできることは民間でを基本ということで波佐見町はやっておりますけども、そういった地域的、地理的な要因で、なかなか民間も経営努力をしようにもちょっとできないというところがあるということで、そういった地域においては、何らか民間にも行政の支援をしなければいけないんじゃないかと思っております。

今回、野々川からそういった要望書も出されて、そういった支援を初めてと言うたらおかしいですけども、何年か前に松尾道代議員の時に話があったということで、ちょっとそこらあたりは私の分かっていないところございましたけども、今回改めてそういった要望が出されまして、検討して、そういったハード的な部分、そういったケーブルがまだ届いていないハード的な部分についての何らかの支援を行いたいというふうに思っております。

それと、先ほど議員がおっしゃいました鬼木の一部の地区の方も、過去に自分たちで手出

しをされているというのも事実でもございますので、そちらの御理解をいただきながら、整備、支援についてしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

前向きな御解答に感謝申し上げます。

それでは、3番の今回の官製談合事件について質問をしたいと思います。

まず最初に申し上げたいのは、この定例会では、官製談合事件を扱った一般質問は私で5人目になります。できれば回答は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、今回の官製談合事件について私が思いますのは、起こるべくして起きた事件であると思っております。このことを前回の事件後の対応から検証をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、30年の9月、いろんな形でコンプライアンスガイドラインかれこれできたのが5月でしたので、30年の9月の一般質問において町長から御説明があったのは、ここにあります官製談合事件に関わる再発防止の対策、あとは倫理規程、それと先ほどから何度となく出ていますコンプライアンスガイダンス、これに基づいて職員研修をやっていきますよという御説明があっておりました。

最初にですけど、このコンプライアンス研修、法令遵守の研修、これはどういうふう到现在までされましたか。いろんな形で、3月の予算特別委員会、決算特別委員会でも、私のほうはコンプライアンス研修の研修費が上がっていませんよということを再三言ってきたわけですけど、その辺の加減も含めて御回答ください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

前回の対策を踏まえてどういった研修を行ってきたかというところの御説明をいたしたいと思っております。

前回、30年の5月に対策を打ち出しまして、まず30年5月28日に職員に対して研修会を、そういったガイドラインと倫理規程、それと対策についての研修会を行っております。こちらにつきましては、ほぼ職員約90名ほどが受講をいたしております。こちらについての講師につきましては、その対策をつくった当時の村川総務課長が講師ということで行っております。

続きまして、外部からの専門的な研修ということで、30年の7月の19日にコンプライアンス研修ということで、こちらは熊本のほうから講師に来ていただいて、こちら研修を、午前午後2回に分けて行っております。昼からじゃなかった、出張で出ていくという職員もございますので、午前と午後に分けて、2回に分けて研修を行っております。こちらについては95名の受講がっております。

それと、年を明けまして令和元年の8月の5日に、昨日も御紹介がありましたけれども、入札談合等、公正取引委員会のほうから来ていただきまして研修会を行っております。こちらについては、昼から1回ちょっとやった関係もございますので、56名の受講でございます。

それと、今年も7月20日に、同じ公正取引委員会から来ていただきまして、前回受けなかった方を中心にとということで、こちらについては37名の受講がっております。

それと、あと事件を、また再発した事件を受けまして、10月の28日に、こちらについては、また午前と午後に分けまして、こちらは外部から講師を招いてコンプライアンス研修ということでさせていただいております。受講者は、会計年度任用職員も含めて130名ほどの受講をしております。

それと、今年5月に、パソコンのグループウェアの掲示板というのがあるんですけども、職員がパソコンを立ち上げたときに見るところでございすけども、そちらについて、いま一度確認をとということで波佐見町のコンプライアンスということで、コンプライアンスガイドラインと倫理規程を添付し、もう一度初心に返って確認をしてくれということで、そういった啓発は行っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

簡潔にお願いしますよ。会計年度職員と一緒にやったというのは今年が130名で、その前の研修については会計年度職員は参加してないんですよ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

はい。その前につきましては、会計年度任用職員、その前は臨時職員と言っていたんですけども、しておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

会計年度職員と職員との関係の仕事の分離とかというのも線引きをちゃんとやっているんですか。簡潔にお願いします。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

会計年度任用職員と正規の職員との線引きということでございますけれども、明確な線引きはできていないというのが実態でございます。

一つは、専門的な、先ほどもちょっと言いましたけれども、必要な資格を持っている職員等については、例えば保健師であるとかケアマネであるとか、そういった方については、ほとんど正規の職員と同じような職務をしていたり、あるいは一般の事務の補佐的なところであれば、それほど責任のないような仕事をしてもらったりと、そういうような形であります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

研修、研修と言って、甘いんですよ、大体。町民から見てこの人は会計年度職員で、この人は職員でって、分かりますか。仕事がぴたっと分かれておらんわけでしょ。だから、公務員としての仕事場で、公務員と同じ仕事をするわけですから。責任の所在も法令遵守も一緒じゃないですか。

今回、事件が発生したから慌てて130名、会計年度任用職員も入れてやりましたと。そもそも研修、研修と言いながらやってないんですよ。当初の予算説明のときになぜ上げないんですか。やる必要ないですよ。今の副町長、回答されてるんですよ。ほかの研修がありますからということです。全然やってないんですわ。これ、トータルで何人で何時間ですか、研修は。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今回、今までの研修、30年からの研修の時間ですか。はい。30年5月28日は、（「合計です」と呼ぶ者あり）合計ですか。合計11時間でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そのやった時間が11時間、参加者って言うたじゃないですか。何人で何時間ですか。延べ幾らですか。延べ何時間ですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

延べ408人となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

408ですよ。1人1時間1,000円としても幾らですか。40万8,000円ですか。それだけ税金を使っているんですよ。勤務時間中にやったんでしょう、研修は。勤務外にはやっているという報告はありませんから。それだけの税金を使って研修をやっているんです。今回もいろんな形で研修の部門を2つに分けてやっています、税金で勤務時間帯。分かりますか。普通の民間では考えられませんよ。自分たちがそうやって事件を起こしたら、研修会にですよ。勤務外ですよ。そんなことをやってるんですよ。

あと、続きますけども入札事務者ですね、企画財政課。専門的な業務に当たる者で、前回のときに研修をやりましたね。何回やりましたか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

契約事務を担当する新任の職員に対し、年に1回行っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ちょっと言いたいですけども、指名停止措置について、今回該当したその業者に対しての処分の指名停止期間は何か月ですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

12か月でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

12か月の処分ですか。間違いないですね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

ダイニチの処分ですよ。（「ダイニチの処分」と呼ぶ者あり）ダイニチの指名停止は12

か月でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

それで、報告・連絡・相談はどうなっていますか。徹底を図るということを書かれています。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

報告・連絡・相談については、徹底のやり方がどうだったかというのはちょっとやっぱりあれですけども、朝礼とか管理協議会、そういったところでは周知をして徹底をするようにというような周知を図っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いやいやいやいや、対応の官製談合の対策防止に関しても、そういう各課のミーティング等の計らいとかを含めてやると。また、職員からの報告・連絡・相談については、私のほうも前回の議会のときに、部下の方から管理職が相談を受けるのではなくて、相談を受ける管理職のほうからも声をかけてね、相談することはないかと、連絡することはないかと、そういうことをやってくれと言ったじゃないですか。朝の朝礼って月1回の話でしょ。全然違うじゃないですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

朝礼は月に1回のものでございますけれども、それぞれの部署、課とか係においては、それぞれの所管の判断でやってもらっております。毎日、日々やっているところもあれば、週ごとの単位でやっているところもあれば、月ごとにやっているところもあると思います。もしかしたら課ごと、係ごとではやってないところもあるかもしれません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そういうふうに、やっているところとやっていないところとありますよじゃないでしょ。やらせるべきでしょ。どうですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

それぞれの部署ごとで、日々やったほうがいいのか、あるいは週単位でやったほうがいいのか、月単位でやったほうがいいのか、それぞれあると思いますので、ルールを決めて必ずこうしなさいというところまでは徹底しておりません。今後におきましても、それぞれの部署ごとに、それなりの報連相、報告・連絡・相談をやるべきことがあると思いますので、きっちり必ずこうしなさいということまでは、私はどうかと思いますけれども、こういった事態が発生をいたしておりますので、回数を増やすとか、その辺の徹底は、幾らかするべきところはあります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

前回、懲戒処分等の基準要綱についてということで、前回は、事件が発生するまでは、そういう事細かい、こういうことをやったらこういう処分になりますよというのが書いてるものがあります。それについて、各課の職務されるところの、見えるところに置かれたらどうですかということを前回申し上げています。回答されたのは、今副町長の村川副町長が総務課長の時でございますが、当然周知したほうがよいと思いますので、それは職員にも配布をして周知したいという回答をされていました。どうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

波佐見町職員の懲戒処分等の公表基準及びこれに附帯しております別表については、前回の事件後、職員に配布をいたしておりますが、各課に常備して通常見れるようにしておきなさいという、そこまでの指示はいたしておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

それでは、先ほど町長はこの事件の原因は何ですかというふうな通告の問いに対して、事務を担当しておった職員が焦って法令遵守を考えずにやってしまったことだというふうに答えられました。

ところが、皆さん方がつくられた官製談合事件に係る再発防止対策については、全容が明確に書かれているわけですよ。何度も読まれているかと思いますからね。その3ページに、携帯電話を、個人の携帯電話を使用しておったのが原因ですよということを書かれています、

皆さん方が。その後、何度となく携帯電話の対応をどうしましたかと。公共の携帯電話の使用という形で個人の携帯電話を使わないようにしてくださいねと、随分言いました。回数も。どうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

携帯電話につきましてはそういった、使わないようにということで話をしておりますけれども、そういった土木関係、工事入札関係があるところについては使っていないものと思っております、緊急以外についてはですね。ほかの部署については、まだ携帯電話を使っているところもあるかとは思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

当時はこういう理由ですよ。水道課みたいに夜間に呼出しの連絡が来るから、携帯電話はなかなかスムーズに規制はできませんと、そういう話です。この間聞きました、水道課に。現場を担当される人に。年間、月に1回か2回ですね。そして、職員の中で町内に現場に呼び出せるのは2人のうち1人よ。その水道課が現場に夜間呼び出されるから、携帯電話を一律公務に私用、私人の携帯電話を使うことを禁止することができませんという、前回、回答がある。ちゃんとやっている水道課の職員は何ら問題ないじゃないですか。だから、一斉に業者との連絡に携帯電話を中止したらどうですか。何がそんなに引っかかるんですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

その後に各課のヒアリングというか、管理協議会の中でこういった実態があるかということで話をしました。その中で携帯のLINEがございますけども、LINEのグループLINEで、そういった外の方、外部のそういったいろいろ打合せをされている方との、そういったグループLINEで皆さんそういう情報が共有できると。そういった事務の効率と言ったらおかしいですけども、そういった面もあるのでという御意見もありました。

それと、緊急ですね。緊急のときもということと、あと、土日業務のほうでかかってくるという話もありまして、そういった現場の実態がありますので、そこについてそういった実態を踏まえて携帯電話のルールをつくっていかないといけないというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いやいやいや、全然、そうね、何とか使う方法の話ばかりされるんですよ。一旦使わないようにしなさいよ。そうしないから何かにくっつけて使う方法を考える。新聞でも何遍でも出ましたよ。連絡は携帯電話でって。携帯電話を使わないことで、どういうふうになるかというのも分からずに言いよっと、こがんこと言いよっとでしょ。一回携帯電話を切ってください。使わないって。向こうからかかってきたら出なきゃいいんですよ、こっちが。こっちが出なきゃかけても一緒やけん、かけないんですわ。そこを思い切ってやるのが、もう2回ですよ、同じ事件が。どんだけ反省しよっとですか。やる気はあつとですか。そこをちゃんとやらないから、また何だかんだと残す方法ば考えるわけですから。そこに気づいてくださいよ、いいかげんに。

そして今回2つの部門を検討されています。ないですよ、携帯電話に関しては。何だ棚上げして。ここが核心なんですよ。新聞社のコメント、全部書いています。全社。何でそこにメスを入れんとですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

おっしゃること、十分理解はいたしております。ですので、今も既に内々の、具体的に言いますと課長2人に対しては、具体的に電話の受け取りの、受取と言いますか、携帯電話の使い方について、ちょっと踏み込んだところの何か案をつくってくれというような指示もいたしております。

おっしゃったように、一旦受信についてはしないと、あるいは業者に対しても、携帯電話にしないでくださいという要請も当然しなければならない。そのあたりの業者とのルールづくりもしなければならないんですけれども、受信をしない。もしかかって来たときの後の対応のやり方は有線なのか携帯なのか。あるいは携帯も公用でしか駄目なのか、あるいは私用の携帯はもう一切使えないようにするとか、そのあたりの踏み込んだルールをこれから検討しようということで、今、着手しているところです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

絶対やってください。止めた時にどうなるかって分からないでしょ。真剣にやってくださ

い。私たち町民だけじゃないとですよ、この立て直しを注目しておるのは。

朝日新聞の12月5日にはこういうことが書いてあります。町長が最終的に池上被告が逮捕された9月18日の夕方、記者会見をされておりますけど、一瀬町長は被告について、ちょっと魔が差したのではと。どういうことですか。2017年に引き続き官製談合が起きた異常事態への反省を自ら口にすることはなかった。こういうことですよ。県内最長の6期目の首長の認識が、今回の判決を受けて変わるのかも注目する必要があると。

注目されているんですよ。ふだんと一緒、変わらんような業務をされていても。周りの見る目は変わっておるとですよ、もう。裁判官も怒ってましたよ。僕、行きましたけど。彼も公務員ですから。被告に公平公正をどのように考えているのかと。常に彼らは公正公平な判断をして、判決を出さないかん立場の人間です。毎日、毎時間、書類を作るときも。町長、何ですかこれは。魔が差した。こういうことをおっしゃるぐらいだから、今から今まで携帯電話の話をしましたけども、踏み込んだ対策が打てないんですよ。全員が注目されてるんですよ。町長だけでなく。それを肝に銘じて思い切った対策を打たないと。また笑われますよ。また同じような事件が起きます。肝に銘じてやってください。

このように対策、対策と言って、コンプライアンス研修かれこれと言って、前回とそう変わらんとですよ、やっていることは。新たなことをやるわけでもないから。修正だっておっしゃっています。今回、一瀬町長は事件当時、前回の事件の時は晴天の霹靂、対策は綱紀粛正、何回も聞きました。町長自身が本気でやってないから、またこういうことが起きるんでしょう。

当時、町村会、全国町村会長の副会長をされていたり、県の会長をされていました。その際に私は一般質問で、そういう職はお辞めになったらどうですかと。波佐見町に集中したらどうですかという意味のことを申し上げました。回答はこういうことで、そんなことはあんまり関係ないということの意味合いの答弁をされました。果たしてそうなんでしょうか。町長が毎日出勤されて、町職員の指導、監督されることによって、緊張感が入っていい仕事もできるわけです。ああ、今回も町長は出張ねと、じゃないわけです。

その後、2018年に町長選が行われました。前回の事件はその前の年に、12月に逮捕されました。官製談合事件のことにつきましては、各所各場面で町長はおわびされています。その2018年に行われた町長選はみそぎ選挙になっております。しかし、僅差で6期目の町長とおなりになっています。間もない時期に同じ事件が発生しているんですよ、皆さん。このこと

は決して見逃すことはできません。そういう事実でございますから。選挙で町民は一瀬町長に多くのものをやっぱり託しているんですよ。そういう託した町民の信頼を、今回の事件は崩壊させてしまったわけですから。すなわち、町民は今回の件で一瀬町長の町長としての資質である、職員に対する指導力の欠如、統率力の欠如を思い知らされたところであります。まさしく6期目という長期政権のおごりやひずみ、また、気の緩み、緊張感のなさが露呈する形となりました。それが職員にも反映した結果です。同じ犯罪が繰り返しても全く反省することなく、職員の倫理規範の問題として片づけてしまう町長の姿勢には、町民の多くはもううんざりしています。

このことを踏まえ、直ちに職を辞して新たなリーダーにバトンタッチを行ってはいかがですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろいろ、るるそういう手厳しい批判はきちんと受けながらやっていきたいというふうに思っておりますが、いろんな役職の町村会かれこれは、やっぱり自分の視野を広く、そしていろんな情報の、そして波佐見町にとってどういいことができるかというような、そういうあれは全く人の会長にならないと入らない情報もたくさんあるわけです。

そういうことがあって、いろんなメディアでも全国的なメディアも、いろんな町村会の広報にも波佐見がもう2回も3回も載っておる。そういう面では非常に、実際の自分がこうした、ああしたじゃなくして、行ってやっぱりそういった情報を十分波佐見町の中に生かしていくということは多々出てきたというような思いを致しております。

そして、そういう中でやはり言葉のちょっと使い方が、そんなつもりじゃなかったけども、ちょっとそういうふうにして記者がいっぱい来て矢継ぎ早にこう質問をすると、適切な言葉がなかったんじゃないかなというふうに、そういう面は反省をいたしておりますけれども、実際やっていることは、日々やはり文書が上がってきても、「あれ、これは」というような、そういうことにはちゃんと、今、課長あたりもそれぞれちゃんとやっております。

ただ、やっぱりそういうミスが出たということについて、なおさら課長、管理職も緊張感を持っているわけですが、やはり係長、そして主査、そういうことで、そういう職員のちょっとした、今は難しい文書の見方、考え方があるわけですね。だから、そういう面でなぜといって説明を聞いたりとか、こういうことはちょっと注意しなさいよとか、それから

研修かれこれずっとやってきているわけです。議員さんは分からんところもありましょう。しかし、研修の復命書もちゃんと全部見ております。そして、それなりの評価をしながら、そして、やっぱりこれは初心を忘れるなよと。だから、たったちょっとしたことの疑問とか何とかをそのまましておったら、上司はもう分かっているんだなと、うまくいっているんだなというふうにしかいかん。だから、そういうふうな疑問とか何とかあったら、必ず自分から聞きなさいと。そして、そういう中でお互いにキャッチボールで、上司は上司として、そして若い人は若い人なりに確認ができて、ミスがなくなってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ほとんど毎日のように、やっぱり1人2人、若い人を注意しながら、そして、それはまた自分のまた勉強だというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。

これで、一般質問を終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れ様でした。

午後0時6分 散会

第 9 日 目（12月16日）（水曜日）

諸 報 告

1 議長報告

議 事 日 程

- 第 1 議案第88号 令和 2 年度波佐見町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 議案第89号 令和 2 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 議案第90号 令和 2 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第91号 令和 2 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例
（以上 1 件 総務文教委員長報告）
- 第 6 議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例
（以上 1 件 総務文教委員長報告）
- 第 7 議案第94号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第95号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第96号 財産の取得について
- 第 10 議案第97号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更に
ついて
- 第 11 閉会中の継続調査申出について
（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）

追加議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第9日目（12月16日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 伊東晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午後 1 時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。よろしくお願いします。

ただいまから令和 2 年第 4 回波佐見町議会定例会第 9 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。

1. 議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第 1 議案第 88 号

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 議案第 88 号 令和 2 年度波佐見町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第 88 号 令和 2 年度波佐見町一般会計補正予算（第 6 号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、総額に歳入歳出それぞれ 8 億 5,200 万円を追加し、112 億 4,200 万円となります。

債務負担行為の補正ですが、追加については、第 2 表の債務負担行為の補正によります。

地方債の補正については、追加及び変更について、第 3 表地方債補正によります。

今回の補正で主なものは、ふるさとづくり応援寄附金の大幅な増見込みによる各歳出各費目の補正や、新庁舎建設に伴う土捨場水路整備工事、台風災害復旧対策支援事業の追加、人事院勧告に伴う職員の期末手当の減額などです。

5 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為の補正ですが、7 件の追加となっております。

1 件目は、広報はさみ印刷製本業務に係るもの。

2 件目は、庁舎など公共施設機械警備業務委託に係るものです。

6 ページをお願いします。

3件目は、地域おこし協力隊の車両リースに係るものです。

4件目は、土木積算システム用機器のリースに係るもので、後に説明がありますが、公共下水道事業特別会計及び上水道事業会計でも同額を追加しております。

7ページをお願いします。

5件目は、道路改良及び舗装事業について入札等を今年度中に実施し、来年度初めから速やかに工事に入るために計上しているものです。

6件目は、ICT支援員配置業務委託に係るものです。

8ページをお願いします。

7件目は、児童生徒用情報端末モバイルルーター通信料に係るものです。なお、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

次に、9ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、河川しゅんせつ推進事業についての追加と事業費や財源の変更に伴う4件について、限度額の補正を行うものです。起債の方法、利率、償還方法について変更はなく、内容については記載のとおりです。

歳入の補正について、増減の大きいものを説明します。

12ページをお願いします。

まず、1款の町税についてです。

15ページにかけてですが、12ページの町民税については、令和2年度の課税状況及び新型コロナウイルス感染症の影響により、個人、法人共に減額しております。

13ページの軽自動車税は所有台数の増、14ページの町たばこ税は課税本数の見込み増により増額しています。

15ページの入湯税については、新型コロナウイルス感染症の影響による入湯者数の見込み減により減額しています。

16ページをお願いします。

6款、1項、1目、法人事業税交付金は、市町村の法人税割の減収分の補填措置として新設されたもので、都道府県の法人事業税額の100分の7.7を市町村に交付するものです。なお、款の新設に伴い、地方消費税交付金以降の款の番号が一つずつずれることとなりますが、御了承をお願いします。

次に、17ページをお願いします。

10款、1項、地方交付税については、普通交付税の交付決定額増により1億2,895万円を増額しています。

次に、18ページをお願いします。

18ページの14款、国庫支出金から、23ページの15款、県支出金については、対象となる事業の新規計上やそれぞれ事業費の増減に伴い、補正すべき額を計上しております。

まず、18ページですが、14款、1項、1目、民生費国庫負担金ですが、障害福祉サービス費等の歳出増に伴い184万8,000円の増となっております。

3目、土木費国庫負担金は、家賃低廉化事業費の内示額確定に伴い213万3,000円の増となっております。

4目、災害復旧費国庫負担金は、事業費の見込み減により535万円の減額となっております。

続きまして、19ページ、14款、2項、1目、総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度導入事業費の見込み増と戸籍システム改修分として437万9,000円の増額。

2目、民生費国庫補助金は、特別定額給付費の実績による減などにより、582万1,000円の減額。

5目、教育費国庫補助金は、公立学校情報機器整備費として199万円の増額となっております。

少し飛びまして、22ページをお願いします。

15款、2項、4目、農林水産業費県補助金については、次年度予定していた新構造改善加速化支援事業の前倒しや台風災害復旧対策支援事業などのために、453万1,000円増額しています。

続きまして、23ページ、3項、1目、総務費委託金については、経済センサス費及び国勢調査費の国内示に基づき、123万5,000円の増額となっております。

次に、24ページをお願いします。

17款、1項、2目、ふるさとづくり応援寄附金ですが、これまでの寄附の状況と昨年の実績を勘案して、今回8億円の補正で合計17億円の歳入としています。

次に、25ページをお願いします。

18款、1項、1目の財政調整基金繰入金ですが、財源不足への充当として計上していたもののうち、歳入歳出の状況を見る中で若干の余裕ができると判断したことから、今回減額するものです。

5 目．ふるさとづくり応援基金繰入金は、小中学校情報端末等整備事業への充当などにより、1,200万円増額しています。

6 目．庁舎建設基金繰入金の1,100万円、7 目．教育施設整備基金繰入金の400万円については、一般財源を充当したことにより、それぞれ減額しています。

続いて、26ページをお願いします。

20款、4 項、3 目．雑入については、県市町村総合事務組合還元金の298万9,000円や、全国町村会災害対策費用保険金の100万円等により416万2,000円を増額しています。

次に、27ページ、21款、1 項の町債ですが、1 目．農林業債は、県営石原地区自然災害防止事業の県営事業負担金の減額が発生したことから、100万円の減となります。

2 目．土木債は、起債対象事業の実績見込みにより、町道に関するものが250万円の減となりますが、橋梁に関するものが40万円の増、また、緊急しゅんせつ推進事業債を新規で230万円追加していますので、トータルでは20万円の増となります。

4 目．教育債は、中央小学校校舎改修事業の事業実績により2,000万円の減となります。

5 目．災害復旧事業債につきましては、公共土木施設災害復旧事業の実績見込みにより210万円減額しております。

歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

まず、企画財政課所管について説明します。

30ページをお願いします。

2 款、1 項、15目．ふるさと納税管理費ですが、これは歳入で申し上げましたように、8億円の寄附の増加を見込んでいますので、それに伴い各経費の増額補正を行っています。その内訳は右の各節に計上しており、それらを寄附額から差し引いた最終的な積立金については、今回3億5,462万7,000円を計上しており、当初の予算が4億1,402万5,000円であったことから、年間の積立額の予算としては、合わせて7億6,865万2,000円の見込みです。

以上が、企画財政課所管でございます。

その他の主なものは、これより各所管課より説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関連を御説明いたします。

まず、29ページ目をお願いいたします。

29ページ目、2款、1項、1目の3節、102万2,000円でございますけども、こちらにつきましては時間外手当の増額となっております。各種業務だったり、台風9号、10号のときの時間外手当が増額したものでございます。

続きまして、30ページ目をお願いいたします。

2款、1項、13目、12節の委託料でございますけども、こちらにつきましてはシステム改修委託料ということで、新たに四つの業務を開始いたしております。介護保険関係、税制関係、障害者自立支援関係、あと、財務関係の四つの新規業務が発生しておる関係で、この増額となっております。

その次に、2款、1項、14目の12の委託料176万円、歴史文化交流館サイト構築業務委託料でございますけども、こちらにつきましては、波佐見町のホームページの中に新たに歴史文化交流館のサイトをつくるということで、その部分の委託料となっております。ホームページを立ち上げたときに、町の行政サイトと観光サイトというのが立ち上がると思いますけど、そこにまた新たにこの歴史資料館のサイトを三つ作りまして、それから歴史資料館からまた詳しく飛んでいくというような形で作るように予定をいたしております。

総務課関係、続きまして、34ページをお願いいたします。

2款、4項、2目の町議会議員選挙でございます。こちらは無投票になった関係で減額の改定となっておりますけども、無投票になりましても、ポスター掲示場と入場券の作成、発送、それと、選挙公営で選挙はがきを出されたと思いますけども、そちらのほうの主だった支出でございまして、それ以外のところは、こういった減額を今回させていただいております。

以上、総務課関係を御説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、新庁舎関係の説明をさせていただきます。

30ページを御覧ください。

2款、1項、19目、新庁舎建設事業費、12節、委託料200万円、アスベスト調査委託料。14節、工事請負費2,250万円、土捨場水路整備工事。16節、公有財産購入費101万7,000円、土捨場用地購入費を計上させていただきます。

内訳としましては、12節、現存庁舎敷地内にあります解体予定の建物のアスベスト調査を

行い、37検体を予定しております。

次に、14節、16節ですが、新庁舎建設に伴い敷地造成を行う予定であり、残土を近隣の町有地及び民地の埋立てによる町有地の利活用や建設残土運搬処分費の軽減のために、先行して土捨場の水路の整備を行いたく、補正予算を計上させていただきます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

続きまして、税務課関係の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

32ページをお願いいたします。

2款、2項、2目、賦課徴収費、12節、委託料、地籍図修正登記事務委託料161万6,000円を計上いたしておりますが、これは野々川郷と有田町及び武雄市との境界がずれているとの指摘が農林課からありまして、現地確認の結果、測量等を実施し、地籍図を修正する必要性が生じたため、その費用を計上したものでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課所管を説明させていただきます。

33ページを御覧ください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費でございます。429万6,000円を増額するものでございます。

12節、委託料で179万3,000円を増額いたします。個人番号通知カード発行業務委託料となっております。マイナンバーカード発行業務に係る委託料になります。マイナンバーカードの申請の際の写真撮影などのサポートや、平日の時間外、土日の臨時窓口の開設、あるいは特定健康診査会場や自治会へ出向いての出張受付などを行い、マイナンバーカードの普及に取り組んでおります。令和2年3月末現在で1,616枚の交付でしたが、11月末現在4,438枚の交付を行っております。交付率で申しますと30.3%になります。全国平均の23%、長崎県平均の24.1%を上回る交付を行っております。交付が増えたということに係りまして、その費用が膨らんだという形で増額をいたします。

次に、38ページを御覧いただきたいと思います。

3 款、1 項、3 目．障害者福祉費でございます。339万6,000円を増額いたします。

19節．扶助費で340万8,000円を増額となります。

内訳としましては、補装具給付費で116万4,000円、一番下の介護給付費で181万円の増額となります。

補装具給付費につきましては、申請件数の増加に加えまして、障害の状況に応じたオーダーメイドの車椅子の作製など、ちょっと高額な補装具の申請があったため増額するものでございます。また、介護給付費につきましては、新規申請や要支援者への支援料の増加によるものでございます。

6 目．特別定額給付費でございます。680万6,000円を減額いたします。

18節．負担金、補助金及び交付金で440万円を減額いたします。これは特別定額給付金の額になります。事業実績によりまして、事務費及び給付金の減額を行うものでございます。

1 万4,562人分を申請に基づき給付いたしました。対象者数は1 万4,571人で行ったので、率で言いますと99.94%の給付となっております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分を説明いたします。

40ページをお願いします。

3 款、2 項、1 目．児童福祉総務費、7 節．報償費に150万円を追加計上しています。こちらは第3子以降の子を出産したときに支給する誕生祝い金で、当初予算を上回る申請が見込まれるため増額するものです。当初予算では、30人300万円を計上していますが、15人分を追加するものです。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

次に、農林課所管分について説明をいたします。

予算書の43ページをお願いいたします。

6 款、1 項、2 目．農業振興費の18節．負担金、補助金及び交付金540万円の増額でございます。

まず、説明にあります新構造改善加速化事業補助金375万円ですが、令和3年度に予定しておりました農事組合法人岳辺田のコンバイン導入につきまして、県から補助事業の追加要望があったことと、機械稼働時期が5月からということで、前倒ししてのコンバイン導入を実施するとなったものでございます。

その下の台風災害復旧対策支援事業費補助金165万円ですが、9月に襲来しました台風9号、10号の影響により被害を受けた農業用ハウスの復旧に対する補助金となっております。

5目．土地改良費、18節．負担金、補助金及び交付金100万円の減額についてでございます。これは野々川郷で実施されています県営石原地区自然災害防止事業の工事内容の見直しによる工事費の減額等によつての町負担金の減額となっております。

次ページをお願いします。

6款、2項、1目．林業振興費、12節．委託料でございます。204万円の増額になっております。これは令和3年度から森林整備を実施するために、それに係る施業等の調査、それから積算設計等を実施するというところで、本年度中に森林経営管理設計を行うとしたことでの増額補正となっております。

その下の24節．積立金でございます。積立金203万9,000円の減額についてでございますが、これは当初予定していた森林環境譲与税の積立金を、先ほど説明いたしました森林経営管理設計業務委託料へ組み替えるということでの減額となっております。

すみません、ちょっとページは大きく飛びます。62ページをお願いいたします。

12款、1項、16目．その他の財産取得費、16節．公有財産購入費1,696万7,000円の増額でございます。

まず、説明にあります分収林についてでございますが、これは田ノ頭郷内に3.82ヘクタール、それから川内郷内に38.96ヘクタール、それから甲長野郷内に9.76ヘクタール、合計で52.54ヘクタールございます。その山林に植林された立木について、町と町内の11地区の間に町有林管理並びに収益分収に関する契約を締結しております。

今回はその分収林内の立木全ての権利を購入し、町内の11地区と締結している契約を解除するというところで、その費用を予算計上いたしております。なお、立木購入金額につきましては、1ヘクタール内の全ての立木を伐採、それから販売した場合に、それに係る経費等を差し引いた売上見込額を東彼杵郡森林組合に試算いただきまして、その額をもって契約に基づいた分収率と面積により算出いたしております。

また、この分収林契約に関しましては、11地区の方より、かねてからどうかしてほしいとの要望があっていたもので、今年度ようやく町が購入するという形で合意に至っております。

以上で、農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、建設課所管について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

4番、土木積算システム用機器のリースということで、積算用のパソコンのリース代として、令和3年から5年までの3年間分を63万計上しております。県の額ですね。

その下、道路改良舗装事業。これは先ほど企画財政課長よりも説明がありましたけれども、道路改良及び舗装事業につきまして、令和3年度に限度額3,000万円を計上して今年度中に入札を行いたい、来年度の早期着工を実施するものです。

続きまして、歳出関係について説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

8款、2項、2目の道路橋梁維持費ですけども、12節の委託料105万3,000円を減額しまして、14節の工事請負費に組み替えて、金屋橋の修繕工事の進捗を図るものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費の14節、工事請負費を740万円減額しております。これは、災害発生の実績の見込みによるものです。

以上で、建設関係を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局所管の補正予算を御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

まず、10款、1項、2目、事務局費、12節、委託料に1,576万4,000円の追加を行っております。

主なものとして、この児童生徒用情報端末設定委託料として計上を行っております。

これは、先般議決をいただきましたタブレット1,375台に係るセットアップの費用、並びに学習支援ソフトGoogle for Education、いわゆるG Suiteの設定を含んだところの金額が一番大きいものでございます。

その他、小中学校校内情報ネットワーク等整備工事監理委託業務として14節との組替え、そして債務負担行為にも計上しておりますが、ICT支援員配置業務委託料として303万6,000円の減額としております。これは、本年の8月からICT支援員を配置する予定でございましたが、今回、国のGIGAスクールがにわかに進展をいたしましたので、内容等を見直しまして、来年早々に契約することで差額分を減額しているところでございます。

次ページ、53ページをお願いいたします。

同じく17節。備品購入費298万8,000円を追加しております。

大きいものについては、モバイルルーター購入費でございます。今回、200台のモバイルルーターを購入するように考えております。対象は、就学援助世帯児童生徒を考えております。金額については、この後入札に付することから、金額の公表については差し控えさせていただきます。

次ページをお願いします。54ページをお願いいたします。

10款、2項、4目。中央小学校管理費、14節。工事請負費2,226万4,000円の減額としております。

これは、既に工事が終わりました中央小学校のカーペットをフロア工事化する分の実績に基づく減額でございます。

次ページ、55ページをお願いします。

10款、3項、1目。中学校管理費、14節。工事請負費に220万、学校設備改修工事を計上しております。

これは、中学校校舎の西側にブロック塀が残っております。危険ブロックではないんですが、今回やはり撤去し、フェンス化することが望ましいと判断したことにより、追加を行うものでございます。

その下、2目。教育振興費、13節。使用料及び賃借料で、中学校旅行車借上料として142万2,000円を計上しております。

これは、今回新型コロナウイルスのためバスを4台から8台に増やすということで、その差額分を計上させていただいております。なお、中学校の修学旅行は、明けて2月、県内を

予定しているということで聞き及んでおります。

次ページをお願いします。56ページでございます。

10款、4項、2目、文化財保護費、12節、委託料に145万1,000円を計上しております。

内訳としまして一番大きいのが文化財運搬業務委託料でございますが、これは現在の分室に保管をしております様々な文化財を、新しい歴史文化交流館のほうに運送する委託料でございます。

また、その下段、樹木伐採業務委託料については、村木郷の三領石について支障樹木が発生をいたしましたので、その伐採業務ということになっております。

その下、4目、総合文化会館管理費、17節、備品購入費、読書通帳機器購入費として218万9,000円減額をしております。これは当初予算に同額を計上しておりましたが、議会のほうから思想信条を記録することが抵触するのではないかという御指摘も頂き、内部で検討したところ、やはりその趣旨が強いということで判断いたしましたので、今回、全額を減額するものでございます。

以上で、教育委員会事務局の関係の所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 学校給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

続きまして、学校給食センター関連について御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

10款、6項、1目、10節、需用費を130万増額しております。

内容といたしましては修繕料でございまして、現在の給食センターは平成12年度に完成しております、20年目になります。厨房機器も経年劣化による修繕箇所が増えております。また、給食の配送トラックについても修繕がありますので、今回は実績見込みとして増額補正をしております。

以上が学校給食センター関連であり、平成2年度一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

まず最初に、26ページをお願いいたします。

20款、4項、目が3目、この節の3節の雑入ですが、この中に自動車損害共済金のほうで10万入っております。これは一応何でしょうかということと、それともう一つが、45ページをお願いします。

この7款、1項、目が3目、観光費、この中にはさみ花火事業費補助金というのが150万あります。多分この上の波佐見夏まつりの事業費の補助金がこれに組み替えられているのかと思いますけど、この花火はどのような方法でされるのか。そして、コロナ対策は取っているのか、そこも含めて説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

26ページ、20款、4項、3目、雑入の中に自動車損害共済金10万円を計上しておりますが、その支出としましては41ページ、4款、1項、1目、保健衛生総務費、10節に修繕料として10万1,000円を計上しています。ここに対応する部分で公用車を修理した分を保険で賄う分になっております。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

45ページ、7款、1項、3目、18節のはさみ花火事業についての御質問ですけれども、これについては、まず開催日時が12月25日を予定しております。25日金曜日の20時から打ち上げ花火を上げます。時間が20時15分までの15分間だけの花火の打ち上げとなります。打ち上げの場所については、従来夏まつりで打ち上げを行っております岳辺田の田原の中であります。通常夏にする夏まつりの花火の量より若干抑えた少ない量での花火ということで、ただ、なるべく時間を短くするために集中的に打ち上げをして、ぱっと始まってぱっと終わるような状況で考えております。

警備の体制については、係員の配置を行いたいと思っております。役場職員や消防団、あと、交通指導員等に警備をお願いいたしまして、総勢54名が警備に当たります。そして、岳辺田の田んぼの中での打ち上げですけれども、時間的に打ち上げ花火が上がる19時30分から交通規制を行いまして、21時まで車両通行止めを行いまして規制を行います。

そして、コロナの感染対策については、駐車場を南小体育館前改善センター、農協の育苗

施設の広場、あと、J A 2 号ライスセンターのところの駐車場をお借りしまして、実際に見ていただくスペースとしては、桜つつみロードに人を入れて十分なディスタンスを取っていただきながら入っていただきたいと思っております。当然、駐車場においては、消毒とか、マスクの着用をお願いとか、そういうのをしっかり感染対策を行ってやりたいと思っております。

今回の花火に関しては、温泉周辺での出店等は一切出しませんので、できるだけ住民の皆さんについても近くの方は自宅から見ていただくとか、なるべく集まって密にならないようにということでお願いしたいと思えます。

従来、県内においては、ゲリラ的に何の予告もなく花火を打ち上げるという手法もありますけれども、なかなかそういうのでは見えなかったという声もあると思えます。そういうところで、期間、時間を短くして、なるべく密にならないようお願いをしながら、花火を打ち上げて安全対策を図りたいと思っております。なお、この花火の模様については、ケーブルテレビのほうでライブ中継を行う予定でございます。

そういうところで、皆さんがこの夏に見られなかった花火を、冬の一番きれいな空気が澄んでいるところで打ち上げることによって、このコロナの状況を吹き飛ばすために、町民の皆さんに元気を出していただくために打ち上げるということで、町民の皆さんの御協力をぜひよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

質疑はありませんか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

先ほどの花火の件なんですけど、花火をされるということは皆さんに勇気と元気を与えてくれるとは思えます。それで、この中ですけど、東地区とか中央地区の方に対しての配慮か何かあるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回、まず花火の打ち上げについては、今のところの規模の花火については、波佐見町内はこの岳辺田の田原でしか保安距離が保てないということで、上げられないということがありますので、場所についてはもうそこしかないのかなと思っております。

そして、当然夏まつりと同じような状況で打ち上げをするということで、しかも飲食とか伴いませんので、来ていただく方は車で来ていただいて、専用駐車場に入れていただくということにしていますので、町内の距離感を考えても、バスを回したりとかするほうがかえってコロナの感染対策には逆行していると思いますので、そういうところはありません。車で来ていただいて、さっと見て、車でさっと帰っていただくというふうに町民の皆さんにはお願いしたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

今井議員。

○12番（今井泰照君）

24ページ、17款、2目のふるさとづくり応援寄附金についてですけれども、先ほど、昨年の実績の中でこの8億円の追加が上がったということでございますけれども、昨年も12月がやっぱり駆け込みで一番寄附額が多かったかと思っておりますけれども、昨年の12月の寄附額をお教え願いたいと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

昨年12月のふるさと納税の寄附額ですが、7億4,600万円ほどとなっております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今月12月も現在もう半ばを過ぎましたが、現状はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、4月から11月までについては前年比143%ほどの伸長率ということで、一般質問の際にも御紹介いたしました。今月に入りまして、1日から14日までの集計ですけど、前年が1億7,700万円ほど、今年の12月は2億4,500万円ほど、これも138%ほどの伸長率となっております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ページは43ページの6款、1目の、さっき農林課長が説明なさった3目の農業振興費です。負担金、補助金ですね。

説明は分かりました。そのほかに、やはり各法人の地区の方々もそういう機会等は、かなり傷んでいるというところも聞いておりまして、ほかにそういう支援を求めている地区があるのか。

そして、またその下の台風災害なんですけど、確かに9号、10号が大きかったということで、対象の割合的にどこまでどういうふうな災害がこの災害の補助金に該当するか、保険はいろんな保険もありましようけど、区切り目がなかなか分からないということもありますので御説明をお願いします。

そして、もう一つは45ページですね。さっきありました花火の件で、3目の18節、花火の補助金150万円ですね。これはどういう意図があって花火補助金に、元気が出るとおっしゃいますけど、やはりこの12月25日といいますと、自分の家で、例えば子供たちはクリスマスのどうのこうのという家庭もあるし、そしてまた近辺の方々しか見られないというのが一般的常識じゃないかなと思っております。この予算がいろいろある中、波佐見温泉まつりが中止になったということで、非常にそういう地区の方々は落胆しておられると思いますけど、温泉水のデリバリーサービス事業ということも、なかなかこの前の委員会の説明で非常に苦慮しておられると分かっておりますけど、温泉関係の方々、事業の方々を支援するという気持ちもあるんでしょうけど、実際効果があるのか。どういうふうに、誰のどういう発案で、こういう冬の花火というのが開催されるのか、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

43ページ、6款、1項、3目、農業振興費の18節、負担金、補助金及び交付金の中でございますけども、議員御質問の新構造改善加速化事業の補助金でございますけども、これはまず、県単独の補助事業ということでございます。各法人とも、何年度にどういった機械を更新していくかというような計画をしております。そういうことで、県の事業に乘せるものと国の事業に乘せるものに分けておりまして、今回は県に乘せる事業が前倒しでということで県のほうからも依頼がありましたので、来年度更新予定だった分を前倒しを一つしたという

ところでございまして、今後も計画に上がっておりますのをまずは優先いたしますけれども、こういった前倒し事業があれば協議をしながら入れていくということでございます。

それから、台風災害の対策支援事業費でございますけれども、これはハウスと堆肥舎の修繕ということでございます。どれくらいということでございますけれども、まずはこの災害を受けて、復旧をして、継続して農業をしていくかどうかというのがまず、補助の対象になってくるわけでございます。金額的には3分の1、県30%、それと、町が10%、大体10分の4の補助ということでございます。

今回は、アスパラハウスで3個申請が上がっております。それと、堆肥舎の修繕で1個上がってきておる状況でございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

花火の件で上がっておりますけど、これはあくまで夏まつりは延期ということで決定をいたしておりました延期分を、冬に名前を変えて実施をしたいということでありまして、あくまでこれは温泉周辺を元気にするようなイベントでございませぬ。波佐見町全体の皆さんを元気にするようなイベントとして考えておりまして、今の夏まつりも、南地区温泉周辺の方の夏まつりではないというふうに思っております。町内至るところから来ていただいて盛り上がって楽しんで、東彼3町の中では一番波佐見町が雑踏が多いと警察の方も言われるように、非常に町のお祭りとして定着しているものであります。

それで、その夏まつりの延期ということで発表いたしておりまして、それを冬にできる方法がないかということで考えて協議した結果でございまして、近隣の大村市とか嬉野市も、この25日の前後に花火を打ち上げられるということで聞いております。また、ハウステンボス等も冬の花火というのも当然でございます。また、この冬に初めての試みでありますけれども、私たちがいろいろなうわさを聞く中では、子供たち、中学生とかそういう子供たちの声も結構もう評判になっています。「25日に花火上がるんでしょ」というような評判を聞いております。もちろん大人も寒い中ではありますけれども、ある程度は集客といたしますか、来ていただけるんじゃないかなということで思っておりますので、駐車場も確保してスタッフも配置するというふうに考えております。

最終的によかったか悪かったかというのは、町民の皆さんが、どこまで思っただけ

か分かりませんが、町民の皆さんに、最後は「冬の花火もきれいだったね、よかったね」というようなそういう状況で終われるように安全対策を万全にして、今回は実施させていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

趣旨は分かります。子供たちがある程度うわさに立っているということで、その周知はどういうふうに今からなされるのか。ちょっと私たちの部落というか地区では、ハウステンボスが今回は中止かちょっと分かりませんが、普通9時ぐらいにボンボンボンボン上がるんですよ。何かなという、「あ、テンボスたい」というふうな認識もある方もおられますので、その辺の周知をどうされるのか。皆さんに誤解されないようにしていただきたいと思いますけど。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

周知については、先日まず自治会長会議のほうで町民の皆さんへの周知をお願いしますということで周知を行っております。自治会長会議が14日ですので、それから住民の皆さん、町民の皆さんに伝えるのがぎりぎりのところかなというふうに思っておりますけども、そこを通じての周知と、あと、今月号の「広報はさみ」のほうで小さいながらも記載をさせていただいております。あと、町内有線放送のほうで周知を図るということにしていますけども、この辺はコロナ対策もございますので、あまりにもたくさん押し寄せられても困るというところもありながらも、でも何て言うんですかね、来ていただける方に来ていただいて楽しんでいただきたいという趣旨でございますので、もちろん周知を図りますけども、十分なそういう感染対策を行いながら集まっていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

3点ほどお聞きします。

ページ数は、31ページをお願いします。

2 款、1 項、19 目、節が16、公有財産購入費101万7,000円の用地購入費なんですけど、先ほど説明で土捨場の用地ということでしたけれど、場所はどこなのかをお教え願います。

次が、ページ数39ページ、3 款、1 項、6 目、節が18節。負担金、補助金及び交付金の440万の特別定額給付金の件ですが、対象者1万4,571人に対して、申請が1万4,562人あったということで差が9人になりますが、この9人の方には給付できていないのかということをお聞きしたいんですが。もし給付できていなかったら、その理由をお示してください。

次、最後、3 点目。ページ数が47ページ、8 款、2 項、3 目、節が16節の公有財産購入費なんですけど、30万用地購入費。これも場所はどこなのかをお教え願います。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

30ページ、2 款、1 項、19 目、16 節。公有財産購入費、用地購入費ですが、場所についてですが、キャノンの下の西海ギフトセンターの横の旧ため池のところを埋め立ててさせていただきたいと考えております。その中に、町有地の中の中央部分にその民有地がありますので、その部分を購入させていただいて、全体的な利活用をさせていただきたいと思って購入させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

特別定額給付金で、説明のときに9名の差が出るという形で御説明いたしました。特別定額給付金につきましては、世帯主の申請により寄附するという形になっておりましたので、郵送及びインターネットを活用したオンライン申請等ができたわけですが、9人のうち、9人9世帯でございますけども、1名が申請によって辞退するということでの意思表示がございました。その分については御本人さんに電話を確認して、誤記ではないか間違いでないかという確認をした上で、辞退するということでの確認をしております。残りの8世帯8名につきましては申請がなかったという形でしております。給付ができなかったという形になっております。それにおいても、それにつきましても、有線放送等を活用したり、あるいは個別に勧奨をしたり、申請がなされていませんとかという形での通知をしましたけども、残念ながらその8世帯8名につきましては申請がなかった。ですから、未申請によってもう辞退するとみなすということでの給付にならなかったということになります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

47ページ、8款、2項、3目、16節の用地購入費30万ですけども、これは町道コフケ線、小樽郷にあります。実際、既に町道として使用をしていたんですけども、個人名義になっていたということで、改めて説明をして購入をしております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

39ページの特別定額給付金の件でもう一度ちょっと確認なんですけれども、8世帯8人の方が申請なしと。個別に通知をされたってことなんですけれども、それに対しても反応がなくということだったのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

個別に郵送いたしまして、申請がなされていませんという形でしております。その際に、あくまでも申請主義ですので、本人さんから直接、受け取ります、受け取りませんかという趣旨は伺っておりません。受け取る場合については申請となりますので、申請がなかったということで、もう辞退されるとみなしております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑ありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

30ページをお願いします。

2款、1項、19目、12節の委託料でございますけども、アスベストの調査業務委託料ということで上がっておりますが、これが解体を予定している棟を調査ということですけども、これは実際使用されている可能性があるのか。あるからされるんでしょうけど、どの棟に当たるのか。本館か、この別館か、あるいはシルバー人材が入ってある棟か。

そしてまたもう1件ですが、そのほかに町の公共施設でアスベストが含有されているという箇所がないものかどうか。例えば、教育委員会の分館、そういったところも併せてお願いします。

それからもう一つ、51ページです。

消防費の中で、9款、1項、3目、14節、40万の工事費が上がっているんですが、消防署の第4分団の詰所は、多分つい最近工事をされたと思うんですけども、新築工事を。どうして塗装工事が今、必要なのか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

お答えします。

アスベストの調査につきまして、調査場所の回答をさせていただきます。

本館、第4会議室から町長室までの向こうの棟を19検体、別館、警備員室、庁舎建設推進室があるところを9検体、あと、ワークセンター、シルバー人材センター、環境美化作業員詰所が入っているところを6検体、水防倉庫を1検体、あと、前の汚水処理槽があるんですけど、そこのブロワー室を1検体、あと、車庫を1検体、合計37検体を予定しております。

それで、公共施設の中であと残り、何て言うんですかね、全体でアスベストがあるかないかのことにつきましてですが、平成22年3月に総務省のほうで使用実態調査がされております、もう99%近い調査の結果、その中で住民の皆様が、いや、職員の立入りが多い箇所について暴露、石綿が含まれる建材が外部に露出したり、石綿が含まれる粉じんが飛散するようなおそれのある場所には、一応ないということになっております。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

51ページの消防費でございますけども、14節の工事請負費で40万。第4分団の詰所内装舗装工事が上げられておりますけども、この経緯につきましては、ちょっと分団からもございまして、要望していたんですけども前の工事の中で、そういった要望がなされていないところがあるということで、分団のほうから再度申出があったみたいで、今回、計上させていただいております。

内容としましては、車庫下の油がどうしても漏れてくるんですけども、それがしみないように、しみ込まないように何か特別にちょっと舗装をしてほしいという要望が出されていたみたいで、そこがちょっとされてないということで、再度分団のほうからあったということで聞いております。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

14時15分より再開いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

まずアスベストについてでございますけども、先ほどの答弁で、国の指針による残留濃度、暴露とか露出ということだったんですけども、これについて影響があるものは国の指針内ということで達成されているということで、そういった施設はないものというふうに理解してよろしいでしょうか。

それともう1件、第4分団の詰所ですけども、これは要望がどの時点でなされていたのか。設計段階なのか、あるいは竣工後なのか、この辺は分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

先ほども申しましたとおり、総務省の調査が22年3月までに行われておりまして、県、市町村、行われておりますが、そういう暴露などの被災を被るような施設はございません。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

4分団からは、竣工後にそういった要望が上がってきたと聞いております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

竣工後ということでありましたら、今回補正で追加工事してあるということは非常にありがたいことではございますけども、こういった建物、特にもう消防団は、ある程度その無償ボランティア的な要素でされていますので、なるべく消防団の皆様が使いやすいような施設、そういったことで対応していただくようお願いをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

62ページをお願いします。

13款、諸支出金、1項、普通財産取得費、2目、その他の財産取得費で、16節、公有財産購入費、分収林立木購入費なんですけど、細かくは多分、財産の取得に関する議案で説明されると思うんですけど、そもそも購入されるのは分収林、要するに対象となる樹木が育ってそれが売れて、それを利益にしたものを町とその地区で分配するという形で分収林契約を結ばれていると思うんですけど、そもそもなんですけど、一応計算をされてこれぐらいの金額で売れるだろうということで、権利を踏まえて町で購入されるという形で今回、分収林を事業取得されると思うんですけど、そもそもこれは売れる見込みがあるものなんですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

分収林の立木についてでございますけども、議員がおっしゃったとおりの契約の内容でございますけども、その中でその立木が売れるのかということですけども、伐採してきちんと市場に出せば売れるということでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

当然、売れる想定で計算をされていると思います。ただ一方、この分収林を地区から結局、その地区が、その地、その分収林契約される場所が今度は町有林に変わるという形だと思うんですけど、そうすると、今、国のほうからも示されているとおり、基本的に管理に町有林とか、その他の町の山林に関しては町が管理、主体责任を持ってやらないといけない方針が国からもどんどん進められていますけども、ただでさえ本町はかなり広い町有林の面積を持っています、なかなか管理が行き届いてない部分があるかと思うんですけど、あえて、もちろん分収林契約を結んでいるところで、どうしても管理されている方がいないという状況で町のものになるというのは否めないんですけど、ただ現状、なかなか管理ができてない町有林もあるかと思うんですけど、あえて広げる状況をつくるというのは、現状としてはどうなのかと思うんですけど、そのあたりは見解はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

この分収林に関しましては、基本的には町有林でございまして、その中の立木のみが分収の対象ということでございます。

もちろん、町の山林、町有林は直営林もございます。直営林はもちろん管理人を置いてしっかり管理しておるわけです。今回これを購入しますとなると直営林のほうに変更いたします。しかも、ここは保安林の指定を受けておりますので、しっかり管理をしなければいけないということがございますので、今いる管理人で一人当たりの面積を広げてするのか、もう一人管理人をお願いして見てもらうかというようなところでございますので、まだ荒れないように、きちんと今後も管理していくということでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

これに関連してなんですけど、森林環境譲与税の分配金がなされて、何らかの形で町としてもそれを活用していく方向というのを考えないといけないと思うんですけど、ここの対象の山林もそうだと思うんですけど、町有林全体を何らかの形でその森林環境譲与税の分配金を使ってやっていくという方向性は、今のところ検討はされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

森林環境譲与税につきましては、今年につきましては44ページの中にあります委託料で上げております、森林経営管理設計業務委託料を行うということでございます。施業につきましては、ちょっとまだ出ていいのかどうかというのがございますけども、こういったものを順次つくっていきたいと思います。

波佐見町内にも、ずっと何かこう山を班に分けてあるそうで、今回この44ページの部分が第61班ということでされておるわけでございますので、町有林ももちろんこの班の中に入っておりますので、期間といいますか、その年数が来れば、この班に当てられてこういった森林課経営管理をしっかりつくって、翌年には施業をちゃんとするというような格好になっていこうかと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

52ページ、53ページをお開きください。

一般質問でもお伺いをしたんですけれども、ちょっと確認をし損ねた部分がありましたので、改めて御質問をいたします。

10款、1項、2目、12節及び14節に関してでございます。

まず、12節の委託料ですけれども、委託料の内訳、増額になっておりますが、四つ上げてあるかと思います。このうち三つ目のICT支援員配置業務委託料に関しては、詳しく説明をいただいたので業者を委託されるんだなというふうに理解いたしました。その中に、もしかしたら私は、そのすぐ上にあります情報端末の設定の委託も入るのかなと思ったら、これはまた別なんですね、別の委託料。あと、上の何か整備工事の監督業務委託料。その後、施設改修概算設計業務委託料と、いろいろ委託をされないといけない。急に入ってきた案件ですのでこういうふうに増額になるとは分かるんですけれども、この詳しい中身と、あと委託の先はどこを考えてらっしゃるのかとかも、決まっているのかということですね。

あと、増額がある一方で、14の工事請負費は減額になっております。小中学校校内情報ネットワーク等整備工事が減額になっております。なぜ減額になったのかということと、もう一つ聞き忘れていたんですけれども、無線LANとかそういった高速ネットワークとか、何かすごくそういったハード面のあるいはそれなんですけど、その中の一つとしてタブレット、例えばクラス40人おったら40人分のタブレットをどこに保管するのか。そして、どうやって充電をするのか。一斉充電にした場合は、物すごい電力を食うけど、その充電のやり方とか、充電保管庫と呼ばれるものがあると私はちょっと検索をしましたけども、そういった何十クラスあるか存じませんが、4校分の充電保管庫とか、そういったものの予算の措置はもう既に取りられているのか。それも国庫から出る金額なのか、そこら辺をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

52ページ、10款、1項、2目、12節、14節について御質問いただきました。

まず、12節、委託料で金額を計上、記載しておりませんが、これは今後、入札をするために、ここに金額を上げると予定価格を類推することができますので、それについてわざと金額は計上しておりませんので御理解をお願いいたします。

順番に概要についてのみ、お知らせをいたします。

まず、小中学校校内情報ネットワーク等整備工事監理業務委託料でございますが、当初は、私どもで工事の監理はできるだろうというふうに踏んでおったんですが、実際、GIGAスクール関係でかなり細かい指示が来ておりますので、さすがに私どもでちょっと監理ができないなということで思いましたので、この14節、工事請負費で入札残がございますので、その組替えをしております。金額は同額でございますので、よろしくお願いをいたします。

一方でその下、児童生徒用情報端末設定については、先ほど申したとおりタブレットの設定でございます。これは一般質問でもいただきましたが、県の共同調達で購入しております、教育委員会のほうに箱ごと来ます、どんとですね。それをセットアップしますので、やはりその費用が必要ということで、それなりの金額になります。併せて、学校のほうが今現在、御指摘いただいたように、学校内の情報ネットワークの整備をして、無線LANのアクセスポイントも改修いたしますので、その接続も併せてセットアップをするということになりますし、先ほど触れましたが、学習支援ソフト、Google for Education、G Suiteでございますが、この設定もしなければいけないということになりますので、そういったことを踏まえております。

一方で、このICT支援員については、こういったもの、ハードを、学習支援ソフトを整えた後の運用ということを考えております。先ほど申した通り、これも年明けてから入札の手続になりますので、一般質問でも触れましたが、ICTの業者のほうにそういった人材を見つけていただくということで考えております。

最後に、53ページの一番上の施設改修概算設計業務委託料でございますが、これについては教育委員会は大変施設を抱えておりまして、今後、令和3年度の予算計上を行います、その概算設計を行うための所要の額でございまして、やはり私たちが業者に直接依頼をかけるというとはばかる時代になりましたので、ちゃんとした設計業者に概算見積りを行って、その中で令和3年度の予算計上を行うというものでございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

すみません、言い漏れがございました。

次はタブレットの保管庫でございますが、今回、小中学校校内情報ネットワークの整備の

工事の中で各クラスにこの電源保管庫を購入するということ、設置するということで所要の額も上げております。一斉に充電ができるということで、併せて電源工事も行うように考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

説明よく分かりました。あと、改めて入札はこれからということですね。そしたら遺漏なきようによろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

質疑は要りますか。なし。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

回答は結構ですね、はい。

ほかに質疑ありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

30ページの15目の12節に上がっております委託料。業務委託料は、このふるさと納税に伴う委託料とは思いますが、ワンストップ関連業務委託料、前回もちょっと質問させていただきましたが、この内容について、もう一度御説明をお願いします。

もう一つは、19目の10節ですね。少額ではございますけども、この庁舎建設の事業において、印刷製本をする内容の業務があるのかどうかちょっと分かりませんが予算が上がっていますので、内容について御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

ふるさと納税に関するワンストップ関連業務について御説明します。

この制度は、まず、ふるさと納税をされた方、それはもちろん確定申告において寄附控除を受ける手続が必要になります。ですが、給与所得者、源泉徴収されて確定申告の必要がない人が多くいらっしゃいます。その方については、このワンストップ関係の制度を使いまして、確定申告を行うことなく住民税の控除で来年度優遇を受ける制度がございます。これはふるさと納税先、自治体が五つの自治体まではこのワンストップを使って書類のやり取りだけで寄附控除を受けることができるという、納税者にとって便利な制度でございます。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

お答えします。

印刷製本費につきましては、これが図書代として私たちはちょっと上げていたんですけど、印刷製本費でちょっと間違っているというか、図書代を3万円上げたつもりだったんですけど、入力をちょっと間違っております。（「訂正されるんですか」と呼ぶ者あり）

消耗品に訂正させていただきたいと思います。消耗品に訂正させてください。お願いします。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

補正ではございますけどね、しっかりした根拠に基づいて補正予算書のほうも作成いただきますように御注意ください。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほどワンストップ関連業務委託料という御説明をいただきました。本来この業務というのは行政側が行うべき業務というのを、前回の説明の折にお伺いしたような気がしています。間違っていたらごめんなさい。ですから、この業務を業者のほうに委託するという御説明であつたかなと思います。

そうしますと、申し訳ございませんけどね、その前の段階で24ページに寄附金として上がっている、今回8億円ばかり補正をされていますね。合計で17億。17億の寄附金があった場合に、このワンストップ関連業務委託料というのは割合的に何%ぐらいで、どれぐらいの金額になるかというのはお分かりになっていますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

このワンストップ関連業務の委託費ですが、寄附額に応じて決まるものではございません。あくまで、ふるさと納税で寄附をされた方がこのワンストップ制度を利用されるかどうか、その件数によって決まってくるものでございます。（「幾らなの」と呼ぶ者あり）

これは今年度から委託を始めたものでして、これまでの大まかな率で、1か月の寄附額の0.8%ぐらいが経費としてかかっておりますので、年間17億円としたときの経費は1,250万円ほどになる見込みでおります。今回、補正では足りない分590万円を計上しております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

びっくりしていますよ、やっぱり1,250万。本来行政はやってられたんですよね、今まではね。今年度からこういう形で委託料に変えていくという制度をされましたよね。ということは、本来行政がやるべき業務に対して、例えば1,250万って、1人雇っても対応できる金額じゃないですか。だから、本来あるべき姿を業務がもういっぱいになってできないという状況の中で、委託費にその業務を移しながら委託料を計上すると。本来の姿じゃなかことあってですよ。本来やるべきことは、その業務に当たっても、これは今年度からされていますけど、前年度までは誰かがやっておったわけでしょ。だから、そういう業務に関しては、本来の行政業務であれば、委託に組み替える前に、やはりちゃんとした職員を採用して、業務に充てるべきじゃないかというふうに考えるんですよ。今後、この取扱いについては検討していただけますか。その辺をちょっと御回答ください。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

前年度までは臨時職員を雇って、職員が教えながら、また、委託先のスチームシップとも協力しながらやっております。

これが御承知のとおり、寄附の件数はどんどん伸びております。臨時職員を雇ったとしても、その臨時職員に教えるのは正規の職員です。寄附の件数も5万件を超えるようになり、これだけに業務が偏ってしまうと本来の業務ができません。もっとすべきことが職員としてあるはずですので、ここは専門的にやっている業者に委託をしたほうが本来の業務ができる。ほかにしないといけないことをすべきだと、そういう判断で委託しております。今後もこの委託は続ける考えでおります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第88号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第89号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第89号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第89号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ14億3,480万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、主なものとして一般会計と同様に、人事院勧告に伴う人件費の調整、そして、コロナ禍における事業の取りやめに係る事業費の減及び不足が生じた予算への組替えを行った少額の補正となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出、3款. 地域支援事業費、2項、5目. 任意事業、12節. 委託料に計上しております認知症予防普及啓発講演会委託料として、映画「ぼけますから、よろしくお願いします」という認知症の映画を上映及び監督の講演を予定しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響から講演を見合わせました。そのことで、この事業費、委託料の全額67万円を全て減額いたしまして、併せて6ページのほうにあります歳入、10款、4項、1目.

雑入において見込んでおりましたその販売金においても減額をいたしております。

次に、同じく3款、2項の6目、10節において、令和元年度に作成しました認知症ケアパスにつきまして、医療機関への配布を行います。令和元年度に作成した分の不足が生じたので増刷分ということで、その分の予算を20万円計上いたしております。なお、これらにつきましては全て補助事業でありますけれども、全体事業費の確定ではございませんので、今回は予備費にて財源調整を行っております。

以上で、令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第89号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第90号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第90号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第90号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,100万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

次に、債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、第2表債務町負担行為補正による。

4ページをお願いします。

債務負担行為の補正でございます。

2件の追加と1件の変更となっております。

まず、土木積算システム用機械リース。期間を令和3年から令和5年の3年間とし、限度額を63万円。

次に、公共施設機械警備業務委託料。

これは、中央浄化センターと中継ポンプ場の警備についてです。

期間を令和3年から令和6年の4年間、限度額を56万円です。

次のページ、波佐見町中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託料ですが、期間を令和3年から5年、限度額8,506万6,000円を7,627万4,000円に変更するものです。

これは現在、中央浄化センター及び中継ポンプ場の維持管理につきましては民間業者に3年契約で委託しておりますが本年9月で契約満了となりましたので、これまで同様コスト削減を図るために、東彼杵町と共同で技術提案型のプロポーザル方式により契約を行った結果の減額となったものです。

それでは、補正予算の内容について御説明いたしますので、9ページをお願いします。

まず、歳入ですが、4款、1項、1目、一般会計繰入金、補正額190万円の増額です。これは実績見込みにより増額するものです。

続きまして、12ページ、歳出でございます。

1款、1項、1目、一般管理費、補正額248万2,000円を増額するものです。

これは、2節から4節までの人件費で137万4,000円を減になりますが、26節、公課費のところで385万6,000円の増となるものです。この26節ですが、消費税の確定申告において、昨

年度、金額の更正を行いました。これで840万円ほど還付となったのですが、その後、精査した結果、340万円ほど多く還付を受けていたもので、それと、今年度確定申告で不足分の40万円を合わせて385万6,000円となっております。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第90号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第90号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第91号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第91号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第91号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）は、次の定めによるところによる。収益的収入及び支出の補正。令和2年度波佐見町上水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものです。

まず収入ですが、1款、2項、営業外収益18万円、補正額18万円の減。

次に支出ですが、1款、1項、営業費用66万2,000円の増で、補正後の水道事業収益を2億9,333万6,000円、水道事業費用を2億6,174万1,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正。予算第4条に定めた資本的収入の予算額を次のとおり補正し、本文括弧書きは改める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億2,621万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金に1億2,621万4,000円で補填するものとする。

中身の収入ですが、1款、2項、工事負担金、補正額で240万円の減です。支出の補正はございません。

次のページをお願いします。

債務負担行為でございます。

これも上水道と同じように、土木積算システム用機械リース、期間は令和3年から令和5年の3年間で、限度額を63万円とするものです。

それでは、内容を説明しますので9ページをお願いします。

収益的収入及び支出の、まず収入でございます。

1款、2項、2目、他会計補助金、18万円の減です。これはコロナウイルス対策での基本料金減免について確定しましたので、その分の減額としております。

続きまして、10ページ、支出の部です。

1款、1項、1目、原水及び浄水費の補正額62万円の増。

これはちょっと修繕費が増えておりますので、実績に伴って増としました。

次に、次ページ、資本的収入です。

資本的収入、1款、2項、1目、工事負担金、補正額240万円の減です。

これは、西ノ原の土地区画整理事業内における水道工事が本年度行われないことになりましたので、その分全額減額とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第91号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第91号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第92号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

総務文教委員会に付託されておりました事件について、報告をいたします。

令和2年12月16日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

総務文教委員会

委員長 脇 坂 正 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件番号 議案第92号
付託年月日 令和2年12月8日
件名 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例
審査結果 修正して可決すべきものと決定
備考、全会一致でございます。

別紙

付託事件審査報告書

議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例について。

総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項。波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例について。
2. 審査の経過。
 - (1) 審査日時。令和2年12月11日、金曜日、午後1時。
 - (2) 審査場所。役場委員会室。
 - (3) 出席者。委員長、脇坂正孝。副委員長、福田勝也。委員、百武辰美、今井泰照、田添有喜、岡村真由美、澤田昭則。
 - (4) 説明員。朝長哲也総務課長兼選挙管理委員会書記、太田誠也総務課総務班係長。
3. 審査の概要。

(1) 制定の背景。本条例は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき、町職員を公益的法人等へ派遣するため、所要の条例を整備する」として、提案された。

(2) 制定の目的。職員派遣の適正化及び手続等の透明化・職員の身分取扱等の明確化。地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携協力による諸施策の推進でございます。

(3) 審議の概要です。執行部から、派遣は地方公務員法第32条に基づき、平成31年4月1日付で発令した。また、この条例の施行日を令和元年12月1日として審議・可決していた

だき適法な状態にしたいとの発言がありました。これに対し委員から、そもそもこの条例提出以前に職員を派遣したという事実があり、この条例提案は後づけで遡及する内容になっていて問題が多いとの指摘がありました。

そして、同協会は令和元年12月1日から一般社団法人波佐見町観光協会として法人化されましたが、その後も同じような形態で派遣が続いております。

このようなことから、派遣に至った経緯や派遣方法、派遣先での業務等についても、多くの質疑があっております。

主な質疑につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

(5)の補足意見です。委員から、町職員の人手不足が言われる中で、法人に長期間派遣することは好ましいことではない。派遣期間は短期間とすべきで、法人にもその努力が必要であるとの意見があっております。

4. 審査の結果。

本条例は、法人への派遣が平成31年4月から行われ継続している。その中で遡及して適用するとして提案されたものである。遡及については、委員の中から厳しい意見が出されました。最終的には、遡及しての適用は認められない。職員を一旦役場に戻し、正規の手続を行うよう提案し、これを執行部も受けられたところでございます。

以上のことから、採決の結果、議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例については、全会一致で修正案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第92号 波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例を採決します。
本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第92号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第93号

○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

続きまして、第93号について報告をいたします。

令和2年12月16日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

総務文教委員会

委員長 脇 坂 正 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件番号	議案第93号
付託年月日	令和2年12月8日
件名	波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

審査結果 原案可決すべきものと決定

備考、全会一致でございます。

別紙

付託事件審査報告書

議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。

総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項。波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。

2. 審査の経過。

(1) 審査日時。令和2年12月11日、金曜日、午後1時。

(2) 審査場所。役場委員会室。

(3) 出席者。委員長、脇坂正孝。副委員長、福田勝也。委員、百武辰美、今井泰照、田添有喜、岡村真由美、澤田昭則。

(4) 説明員。朝長哲也総務課長兼選挙管理委員会書記、太田誠也総務課総務班係長、平 謙太総務課生活安全班係長兼選挙管理委员会主任書記。

3. 審査の概要。

(1) 制定の背景。本条例は「公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が施行されることに伴い、波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があるため、制定するものである」として、提案をされました。

(2) 制定の目的。公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます）の改正により、町の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様に拡大し、町議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されることになりました。

法が施行される令和2年12月12日以降に選挙期日を告示する町議会議員選挙及び町長選挙から、選挙運動用費用の公費負担制度を導入することを目的として、条例の制定を必要とするものであります。

主な質疑については、記載のとおりでございます。

(4) その他の意見としまして、まず一つです。公費対象となる金額は全国一律であるため、ほとんどの契約が法定限度額に近い金額になる可能性があり懸念するという意見と、2番ですが、この条例は全国町村議会議長会が議員の成り手不足解消のため、長年にわたり国会に要望をしてきたものである。法の施行に合わせ、条例もぜひ可決してほしいということでございます。

4. 審査の結果。

本条例の骨子は、(1) 町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布、(2) 選挙運動用自動車の使用、(3) 選挙運動用ビラの作成、(4) 選挙運動用ポスターの作成であります。このうち(2)から(4)が公営となり、立候補者の負担軽減となることが期待されます。

以上のことから、採決の結果、議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における公費負担に関する条例については、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第93号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第93号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第94号

○議長（百武辰美君）

日程第 7. 議案第94号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第94号について説明いたします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由ですが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次ページの別紙をお開きください。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する、というふうにしておりますけれども、4 ページの新旧対照表を御覧ください。

国民健康保険条例の第12条の 3 及び第16条の 4 の 2 においては、国民健康保険料の所得割額の算定基礎となる所得を規定していますが、地方税法、所得税法等の改正に伴い、国債などの利子所得や上場株式の譲渡所得、一般株式の譲渡所得といった所得の種類が細分化されたことを受け、国民健康保険条例においても、地方税法等に準じた所得を区分するため条文の見直しを行うものです。

また、条例第16条の 4 の 2 では保険料の減額を規定していますが、国民健康保険料はその世帯の所得状況により、均等割、平等割の軽減がなされます。令和 3 年 1 月 1 日施行の地方税法の改正により、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。

このことにより、収入が変わらなくても所得額が変わり、国民健康保険料の軽減の適用が受けられなくなるおそれがあることから、国民健康保険法施行令の一部も改正され、軽減判定所得の算定式を見直すものです。

新旧対照表の 7 ページから 8 ページの下線を引いた部分が、算定式を条文で示しています。

具体的には10ページ、2、現行と改正後の枠囲いの中に示している計算式になります。

改正後は、基礎控除額や給与所得者数に応じた上乘せをすることにより、税制改正による意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、保険料の負担水準を現行と同程度また

はそれ以上に維持するものです。

3 ページに戻ります。

附則において、この条例は令和3年1月1日から施行するものですが、適用は、算定式の変更については令和3年度の保険料から適用するものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第94号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。15時25分から再開します。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第95号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第95号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

議案第95号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙でございます。

波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するとしまして、今回の改正は、第6条第2項、附則第2項及び第3項について改正を行っております。また、附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行するとしております。

内容について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

今回の改正は、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係るものになります。

管理者の資格につきましては、平成18年から有資格者となりまして、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーとされておりました。それが平成30年の基準の改正により、その要件が主任介護支援専門員、主任ケアマネージャーでなければならないとされております。その際、令和3年3月31日までの猶予期間が経過措置として定められておりました。

今回の改正は、事業所の人員確保の状況を考慮した改正となっております。

改正内容のところでございますと、ちょっと順番が逆になりますが、まず②番の部分におきまして、附則の改正により、管理者が変わらない限り、その経過措置期間をさらに令和9年3月31日まで延長するとされております。この管理者が変わらない限りということにつきましては、今の管理者が介護支援専門員だった場合ということになります。

そして、①の部分につきましては、第6条第2項のただし書で、やむを得ない理由で確保が困難となった場合、介護支援専門員を一時的に管理者とするという事項が付け加えられております。また、やむを得ない理由、いわゆる不測の事態ということで考えられるものとして、米印のところになりますが、そこに挙げてあります管理者本人の死亡であったり、長期療養、健康上の問題が発生したり、本人の急な退職や転居、こういったものが考えられております。この場合の猶予期間は1年間となっております。

ここにつきまして、①については令和3年4月1日から、②については公布の日から施行となっております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第95号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第96号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第96号 財産の取得についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議案第96号について説明いたします。

財産の取得について。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和20年12月8日提出。

次のページ、別紙の1ページをお願いします。

財産の種類です。町有林管理並びに収益分収に関する契約に係る立木。

契約締結面積でございます。52.54ヘクタールです。

取得予定額。1,696万6,040円。

取得予定年月日。令和3年3月31日。

取得場所は、波佐見町田ノ頭郷、川内郷、長野郷地内。

分収契約の相手方は、金屋郷上ノ実行組合、皿山郷、稗木場郷、田ノ頭郷、川内郷、岳辺田郷、甲長野郷、乙長野郷、協和郷、志折郷、平野郷となっております。

取得の理由でございますけれども、これは分収林については11地区と町有林並びに収益分収に関する契約を締結して以来50年以上が経過しております。既に伐採期を迎えているところでございますけれども、原価の木材価格の低迷等から伐採、販売したとしても高い収益を生み出すことが困難な状況となっております。

しかし、植林、下払い、枝打ち等の作業に従事された関係者も高齢となられ、地域からは従事者への慰労も踏まえて、何とか早期に契約解除できないかと要望があっていたところでございます。

これを受け、町といたしましては、解決に向け関係者と協議を行ってきたところで、その中で契約の解約は、現在の木材価格や周辺で実施された伐採等による実績等を基にした売益見込額であれば対応したいということで、東彼杵郡森林組合に見積りを依頼し、その額を基としまして、各地区の契約面積により算出した金額をお示しいたしております。

この示した金額については、地域関係者の了承を得ているところでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページには各地域の契約面積、それから支払う金額の一覧を載せております。

この中に、単独契約と全体契約というものがございます。

単独契約につきましては、各地区とそれぞれ契約していることから面積に単価を乗じる形となりますが、もう一方の全体契約については、10地区の昭和36年9月現在の世帯数、関係地区の世帯数や、各地区の管理区域の伐採販売時の案分の計算方法が異なるということから、3ページに全体契約の集計一覧表、それから、4ページから6ページに各明細をつけております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

別紙の1ページですね。別紙のほうに書かれている内容で御確認をさせていただきたいんですけども、取得予定年月日ということで令和3年の3月31日。この取得年月日というのは、今回の財産取得の年月日というふうになりますが、これについては登記事務の完了はいつになるのでしょうか。また、相手方に支払う代金の支払いはどういう予定になっているのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

登記については、既に町有地ということでございます。立木についての登記がございませんので、登記事務はございません。この3月31日は、契約を終了するという日と捉えられて結構だと思います。

その後になりますけども、これをもって各地区には解約金といいますか、立木の購入費という形で、4月中には支払いできればなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ということは、支払い取得の完了日ということです。

3月31日、例えばここ、何々郷という形で郷になりますから、相手方は郷の自治会長というふうになるんじゃないかと推測はしますが、契約をされる方と支払う方が異なるケースも

当然あり得るということですか。想定されていますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

契約をやった当時はもう変わられていますけども、郷総代という形で契約を当時はしてありました。郷総代というのが変わってまして自治会長となっておりますので、自治会長名で解約をいたしまして、自治会長が指定する口座に振り込むという形になろうかと思います。

この中でも、幾つかもう伺っております。郷によっては、もう組合がありますから、入金
は組合のほうへというような形で伺っておりますので、そこにつきましてはちょっと若干変わってくるかなということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

これ、先ほど聞けばよかったんですけど、補正予算の中身。

財源なんですけど、これは一般財源から充てられると思うんですけど、何か特別にこういう財産取得に当たってその基金とか何とか、そういうものはあるんですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

財産の取得につきましては一般財源を充てるということで伺っております。それについての基金等の積立てはございません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第96号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第97号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第97号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第97号について説明をいたします。

波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更について。

令和元年6月18日付で請負契約をした波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。

本件は、波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものでございます。

別紙、次ページをお願いいたします。

契約の目的でございますが、波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事。

契約金額の変更でございます。

変更前の契約金額2億7,292万4,300円に、今回99万5,500円を増額し、変更後の契約金額を2億7,391万9,800円とするものでございます。

契約の相手方については、株式会社上山建設でございます。

さらに次ページ、参考資料をお願いいたします。

今回の変更でございますが、来年3月の完成を見通した最終の出来高を見込み、最後の変更となります。

請負金額の変更は、先ほど申し上げたとおりでございます。

変更の内容でございますが、まず1番目として既存棟の正面玄関でございますが、玄関に砂壁の塗装、工事の一部で補修を行ったんですが、既存の部分の変色と新しい部材との色の見た目が異なるため塗装を行うものでございまして、21万2,300円。

次に、既存棟として町民ギャラリーが左奥にございますが、ロールカーテンの仕様を今回変更いたします。スパンが二つの窓のスパンで当初見ておったんですが、やはりロールのスパンが長いと上げ下げで壊れるおそれがあるということで、分割して短くしたということで、その分の差額として11万4,400円。

そして、新築棟でございますが、特別収蔵庫の気密工事ということで、換気扇の仕様の変更を行いました。これは建設検討委員会の委員さんから指摘を受けた事項でございまして、現在の仕様では外気がこの特別収蔵庫に入ってくる余地があるということで、仕切弁等をしっかりしなさいという御指摘がございましたので、換気扇の仕様を変更することで32万4,500円としております。併せて新築棟でございますが、特別展示室がございます。波佐見焼を展示するゾーンでございますが、その天井にパネル等をひっかけるピクチャーレールというものを追加するため11万6,600円。次に、新築棟の作業室が一番奥にございますが、作業用の窓がついておるんですが、外から丸見えということで作業員からちょっとブラインドをつけてほしいという要望がございましたので、2万7,500円。

そして、電気設備として、以前議会等でも新型コロナウイルスの対策を行いなさいということで、玄関または廊下に空気清浄機を置くということで対応するコンセント3か所を設置することで、8万300円。そして、電気設備として非常用の照明ですね。これが消防の事前の検査で指摘を受けまして、新築棟の収蔵庫の2階に非常用照明をつけなさいということで指導がありましたので、3万4,100円。

そして、最後でございますが、外構工事として新築棟の東側に公用車を置く計画にしておりますが、建設経費節減のため、そのままにしておりましたが、さすがに車が汚れるということで砂利を敷かせてほしいということで、8万5,800円。

合計の99万5,500円となっております。なお、参考資料として、玄関正面の砂壁の塗装の状況を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、議案97号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

参考資料の変更概要の（6）電気設備②のところ、非常用照明追加が消防署のほうから事前審査のときに指導があったという先ほど説明がありましたけど、これはいつ説明があったのか。毎回のようこういった変更の議案が出されているんですけど、その議案の後だったのか前だったのかというのをちょっとお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この建物については、建物内に展示設備を設けます。展示ケースですね。ですので、展示ケースの前にざっと、ざっとという言い方おかしいですが、事前にやはり消防署の点検、または県北振興局建築課の段階検査を受ける必要がございます。その時点で指摘を受けたものでございますので、9月、10月ぐらいだったと思いますが、その付近で御指摘をいただいたということで記憶がございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

変更概要を御説明いただいたんですけど、全員協議会とかでも、町長、副町長とかも見られたというふうに伺ったんですけど、私も今、現場を見させていただきました。まだ展示等は、これから作業がなされるというふうに御説明を伺いました。今は入られた方皆さんお分かりだと思うんですけど、まだ本当にできるのかなというぐらい、まだまだ見た目は進んでいない状況です。これから展示ケースが置かれて、照明器具とかも入る状況と思います。

今回上がっているような、例えば特別展示室のピクチャーレール追加とか、項目が上がっているんですけど、こういうのを実際入れてみて、展示してみたら光の具合で、やっぱりこういうのが必要になるとか十分追加というか、変更とか考えられると思うんですけど、今の段階でもこういうのを決められるものなんですかね。私の感覚で言うと、ある程度展示のものが整ってから、まだまだ项目的に増えてくるんじゃないかな、増えなかったとしても変更

が生じるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御存じのとおり、今回、この波佐見町歴史文化交流館（仮称）の整備については、建設検討委員会を設けて、様々な分野の専門家の先生方に委員に入っていただいております。

本年8月に、本年初めての建設検討委員会を行って、現場等を詳しく見ていただいたときに、ピクチャーレールで例えれば、やはり現場を見てここにあったほうが柔軟に照明の移動ができる、また、パネルをつくることができるという御指摘、御指導をいただいたものですから、今回、そういった変更を上げているところでございます。

関連すると、特別収蔵庫の気密についても、やはり現場を見てからそういう御指摘をいただいたということでございますので、なかなかこういった大きい、そしてなおかつ専門的な施設については、やはり物ができるにつれて、いろんな御指導、御助言があるということになっておりますので、それに対応していると。私どももいい施設をつくりたいという思いがございまして、そのような対応をしております。

そういった対応をした後、実際ライトの調整ということで考えておりますが、現時点では今の状況で対応できるものということで、限られた予算の中でできることを今回お願いしているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

議員側からしても言いにくいんですけど、議会からもいろいろ指摘があるんですね。なかなか予算の制約がある中で一生懸命頑張っているのは十分分かっているんですけど、一方では、いい施設をつくっていただかないと、中途半端に終わってしまうと、結局町民の方もがっかりしますし、来られた方もがっかりする結果になります。できるなら一番いい状況でオープンしてほしいし、オープン後もどんどんお客様に満足していただいて、波佐見町に満足度を得られるような施設をつくっていただきたいんですけども、私がなぜそう言うかという、この参考資料とかの中に、何か最終とかいう表記があるからすごく気にしているんですよ。

もちろん議会から、できるだけその仕様変更をなくしてほしいという要望があるのも一方事実ですけども、やっぱりその現実、建物はできるまでぎりぎりまで磨いていくのが本来の

在り方だと思うんですね。なので、その辺はきちんと説明をしていただいて、もちろん議会から御指摘は重々承知して分かりましたと。ただ、できるだけいいものをつくっていくために、いろんな意見を踏まえて設計等を見直しておりますので、その辺はきちんと対応していますという姿勢をきちんと示していただければ、町民の方は理解できる方もいらっしゃると思いますので、その辺はちょっと慎重に説明していただきたいなと思います。

あと一点、私は史談会の一員として見学させていただいたんですけども、特別収蔵庫なんですかね、展示室なんですかね、よう分からなかったんですけど、かめを入れるところに上から見られるようにフェンスというか、してあるんですけど、そのときに史談会のほかのメンバーが御指摘されていたんですけど、ほこりが入る仕様なんですね。上からのぞいていた穴が空いているので、その下にかめが乗っている。それだったらちょっと管理的にもどうかという御指摘もありました。

というふうに、多分プレオープンまで、いろいろ要望を受けられる機会というのはあり得ると思うんですね。それでやっぱり一番よかった状態でオープンしないと、中途半端なものをお客さんに来てくださいというのはちょっと間違っていると思いますので、そのあたりの姿勢をきちんと今の段階から明示していただいて、最終的に完成するまでは、ちょっといろんな形の御意見を踏まえた上で、きちんと予算措置も含めて考えると、その辺ちゃんと方針を示していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

いろいろ御指導ありがとうございます。ちょっと言葉の表現が足らなかった部分についてはおわびをしたいと思います。今回最終と使ったのは、この工期内で変更が最終だということでございます。

私どもも様々な御指導、御助言を各方面からいただいております。まずはやれることを今回の工期内でしっかりやって、まずは完成を目指すというのが第一義的でございます。

一方で、やはりプレオープンまでに実際完成をして、様々な方が御覧になると思いますので、そこで御指導、御助言、御指摘いただいた件については、やはりその後、議会の予算が伴うことでございますので、しっかりお諮りして、御承認をいただいた上で取り組むということも考えていきたいと思っています。

何分、私どもも初めての経験、初めての運営でございます。やはりよいものをつくって町

民の皆様に親しまれる施設にしたいという思いは一緒でございますので、ここでは今回については工期内では最後でございますが、この後もブラッシュアップはしていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

契約自体が令和元年の6月18日から始まっておりますけども、元年の6月18日の当初の契約金額と、その後、工事請負契約の変更をされています。変更された日付、そして金額をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

整備工事の概要について、お知らせをいたします。

まず当初契約でございますが、令和元年6月18日に議決をいただいております。2億5,371万5,000円でございます。

次に、1回目の変更を行っております。これが令和元年12月12日に議決をいただいております。変更後の金額が2億5,756万3,900円でございます。

次に、2回目の変更を本年6月15日に議決をいただいております。変更後の金額が2億7,292万4,300円でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

すみません、その変更後の金額と言っていない。補正額というふうに申し上げたんですけど、補正額を言ってください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、まずお知らせをいたします。

まず、1回目の変更でございます。384万8,000円でございます。

次が、2回目が1,536万400円でございます。

そして今回が、99万5,500円でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対ですか。（「反対」と呼ぶ者あり）

三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、議案第97号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、この歴史文化交流館（仮称）につきましては、当初の契約内容は2億5,300万強の契約ではございましたが、その後、今回の契約変更による補正がもう3回目だよ。以前、この歴史文化交流館におきましては、4年、3年ちょっと前に取下げをされております。というのも、この計画をされて進められるにおいて、とにかく建築を含めたところの金額がどこまで膨らむか分からないような状況の金額を補正で上げられ、このことがこういうふうには、予算のほうを湯水のごとく使うことに対して反対するということで取下げを一回されていきます。

その後、検討委員会でもみにもまれて、今、建築というふうなことになっておりますが、本町の本年における町政報告会がございました。その中でも、この契約の変更、変更ということで、いかにその当初の予算、見積り、設計、金額、ここが曖昧であるかということはもう露呈してきたわけですよ。それに至っても工事関係者に聞くところによりますと、作業工程の中でも余分な工事があつたりして、本来の業務以上に公費がかさむような工事がなされているということもお聞きしております。

先ほど答弁では、いろんな形で初めてのことでですから、分からないことはたくさんありますからと言いながらも、設計の段階で分かる内容が今回の補正の中にもたくさんございます。なおかつ、先ほどお話がございましたとおり、1回目は348万、2回目は1,536万、今回は99万ですよ。99万なんていう金額については、いろんな形で工事のやり方次第では、ちゃんと

した工事がここの補正を上げなくてもできるはずで、それにもかかわらず特殊な建物であるから専門的な設計屋さんが入っていますということを、皆さんもお聞きになったことがあると思います。それによって設計をされて、今、工事が完了間近になっているこの時期に、あえて99万という金額を上げてまでやらなくちゃいけないのか。

その工程の中で99万の金額は、当然、最後の仕上げとしてあったはずなんです、設計の中にも。工程の中でもいろんなことを整備しながらできるわけですよ。こういうことをやっていけば、町民からも変更、変更って何ですかという御意見が出ている中で、99万円の変更に対して、私はもう変更を認めるべきじゃないというふうに思います。

そういう立場からの反対討論でございますので、皆様方、そこを御理解いただきまして、よろしく御賛同いただきますように、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（百武辰美君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

城後議員。

○6番（城後 光君）

議案第97号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更についての議案について、賛成の立場から討論いたします。

まず、御指摘があるとおりの、この契約変更自体が多いというのが、町民の方が非常に問題視されているというのは私も十分承知していますし、私自身それは批判は受けて免れないものというふうには感じております。

ただ一方で、今回、私は初めて建物の中を見させていただいたんですけど、やはり既存の建物を改修する工事というのは、なかなか目に見えない部分があると思います。加えて、波佐見町歴史文化交流館（仮称）なんですけど、というのは、ほかの歴史文化交流館とはちょっと全く違う仕組みでつくられているんじゃないかなというふうに私なりに思っています。というのが、既存の建物を使っているという部分もそうなんですけども、波佐見町の歴史自体をどういう形でするかというのを類推する施設が今までなかったわけですよ。一からつくっているというところで、つくりながらやっぱりこういうものがあつたほうがいいんじゃないかというのは広く意見が集まってくる。だから、どうしても変更というのは生じて仕方ないという部分があると思います。

ただ、そういう意味で賛成なんですけども、ただ一点、賛成するにしてもちょっと条件を付け加えさせていただきたいとすると、本当に町民の方に十分に歴史文化交流館に情報発信がされているのかなという、ちょっと足りてないんじゃないかなというふうに私は思っています。

地元の湯無田郷の方は説明会等をされていると思うんですけども、ほかの地区には特別な説明の機会というのは、広報とかホームページとかで閲覧できる機会だけですね。具体的にどういう変更が行われて、どういう施設を目指していて、どういう建物ができて見学ができるのか、そういう部分がまいち町民の方に伝わってないからこそ、ただ設計変更の金額だけが独り歩きしてしまっている現実があるんじゃないかな。そういう部分を十分執行部は考えていただいて、今後の整備事業を見ていただきたい。その意味から、私は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（百武辰美君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

それでは、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第97号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。開催の時刻は追って連絡します。

議員の皆様にお伝えします。全員協議会を開きますので、委員会室へ御移動をお願いします。

午後４時４分 休憩

午後４時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お伝えします。本日の会議時間は、あらかじめ延長します。

追加日程第１ 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

追加日程第１．提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

本定例議会に議案１件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の懲戒処分に伴い、管理監督責任として町長及び副町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

以上であります。詳細については議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

追加日程第２ 議案第98号

○議長（百武辰美君）

追加日程第２．議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、御説明いたします。

議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月16日提出でございます。

提案理由としましては、一般職の職員の懲戒処分に伴い、管理監督責任がある町長及び副町長の給料を減額するため、改正するものでございます。

別紙を御覧ください。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

6、令和3年1月から同年4月に支給する町長の給料月額、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

7項、令和3年1月から同年2月に支給する副町長の給料月額は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附則としましては、この条例は公布の日から施行するということになってございます。

以上、御説明申し上げます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは、ちょっと質問いたします。2点ほどあります。

今回の処分の件なんです、新旧の教育長の処分ができない、この理由は何でしょうか。

それと、記者発表はこの提出議案の決定の前だったのはなぜでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

まず、1点目の前教育長と現教育長の処分ができないことについてでございますけれども、前教育長につきましては、10月の22日までが任期満了で退任をされております。現時点においてはその職にありませんので、その職にない者の処分をすることはできないというのが一つ。

それから、現教育長の処分関係については、いわゆる管理監督責任を問うという趣旨の処

分ということになる、想定をされていると思いますけれども、現教育長については、事件の発生当時、教育委員会の教育主事ということではありましたが、当該職員、事件を起こした職員の管理監督すべき職にはありませんでしたということで、管理監督すべき職になかった職員を懲戒処分することは適当でないという考えでございます。

それから、報道に関するタイミングと、それから条例のことでよろしいですか。条例の提出という趣旨ですか。（「そうですね。今回上がっている条例に上げる前に、何で記者のほうに先に出されたのかということ」と呼ぶ者あり）

その件につきましては、記者発表そのものは12月7日に懲戒処分をした、処分辞令等を交付した後に記者発表をいたしました。タイミング的に申しますと、まず処分をいたしまして、管理協議会で報告をしまして、その後、議長にも報告をいたしまして、その後に各報道各社にファクスを流したというタイミングでございます。

この議案の提出とのタイミングになりますけれども、当然、議会に提出する際には、当然議運にも諮らなければならないんですけれども、処分を公表する際に、本人あるいは管理監督者としての教育次長の分も公表いたしました。その段階で、できれば、できればというか、管理監督の立場にある町長なり当時の総務課長である私ですけれども、その部分についても、同時に処分を公表するのが適当ではないかという判断をいたしまして、町長と協議をして一緒に公表したという経過でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

まず、タイミング的におっしゃいますけど、やっぱり少しく議会軽視があったんじゃないかなという感じには受け取れます。

やっぱりこれ、議会に通して可決されて、初めて報道のほうに出されたほうがよかったんじゃないかと思いますが、そこあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

その件につきましては、議会の全協あるいは議会運営委員会の中でも少し御意見をいただいたところがございますけれども、まず、当該職員の処分をするタイミングについては、できればもう処分をした日が一番望ましいということで、12月7日だったんですね。

町長と副町長の部分については当然、条例の改正がありますので、その部分については、

何と言いますか、全員協議会なりそういったタイミングが計ればよかったんですけども、今回はちょっとそこまで私どもの配慮が足りずに、こちらで、町長と副町長のほうで決めたものについて公表をしたという経過でございました。

幾分そのあたりについては議会軽視というわけではございませんけれども、タイミング的には同時に公表するのが一番いいだろうということで、その議会の報告のタイミングを失して、そのまま公表したというところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかにございますか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今の記者発表の件ですけども、7日に発表して8日にはもう新聞に載ったというふうな内容になっておりますが、この条例案を見ますと、公布の日から施行するというふうになっているわけですね。議会で可決して公布ということになるわけですから、ここはもう相当この条例自体が効力がない、効力がないというか、無視されているというふうにまず思います。

そして、仮に町民の方で発表の新聞を御覧になって、そして処分があっているということで、一般職については別ですけども、特別職についてこういうふうな条例の後に処分するものだというふうに思っている方がおられたら、その辺のことを御存じの方がおられたら、もうこれは議会が承認したんだと、可決したんだと、そういうふうに取り立ててもしょうがないと思うんですが、そのところはどうか考えられますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

行政といいますか、その処理のやり方を御存じの方はそういうふうに使われる方もいらっしゃるかもしれません。私たちも、これまでの懲戒処分のやり方について、過去どのようなやり方をしてきたか、あるいはほかの団体がどのようなやり方をやっているかというところも見ながら、一応今回のような対応をしたんですけども、前回もこのような形でさせていただきました。今回はちょっとそこがどうだったのか、議会のほう、議員の皆さん方の考え方が幾らか違っている可能性はありますので、それは今もやぶさかではございません。

ただ、条例の効力そのものは、今回この議会で提出をいたしておりますので、今日の段階

でというか、今議会で決定をしていただいて、議決をしていただいて公布をすれば、その時点から効力は発生をしますから、当然、3年の1月からの給料の減額そのものはできますから、特段その条例の効力云々については問題ないと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私が言いたかったのは、結局、この条例の効力が発する前に発表があったということなんですよね。だから、もしこれと違う意見なり、あるいはこれが否決された場合にその辺のことをどうされるのか。そういうふうな懸念を持っております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

元職員の懲戒処分を、4日の判決を受けて、そして、それぞれの職員による審査、懲戒と処分審査会、そこを決定、次長の決定もなされております。それを尊重していかないかんし、それだけして我々をしないと、トップとナンバー2は何だったのかと言われるような、そういうあれもあって、そして、やはり池上君の懲戒免職と次長とそして我々2人の処分を、これは今までは議会に、そういう諮ったことはほとんどないし、ほかの自治体も、やっぱり内部のことですから、きちんと自分たちで自分たちの処分をせないかんという。そして、事後報告というような形の中で、そして、そういうことですから報道のときにちゃんと議長さんにはそういうふうな連絡をして、こういうふうにしたというようなことでやってきておりますので。

○議長（百武辰美君）

ほかにありますか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

最初の9月に1回、この処分案を出されたわけですけども、そのときは一応事前に議運のほうにもかけられたわけですね。

今回がそういうふうなことで急がれたものか、その辺のことは分かりませんが、ちょっとやはり勇み足のところがあったんじゃないか、そのように思っております。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

9月の話も今、出ましたので経過を少し申し上げますと、教育長が10月の22日に退任をされるということについてはもう事前に分かっていたわけですので、退任の時期を失すれば、前教育長の処分ができないということはもう分かっていたわけですね。なので内々、町長、副町長及び教育長の処分についてを議会運営委員会に諮った経過はあります。その段階で、議会運営委員会の中でも、ちょっと時期尚早じゃないかというような意見、大方そのような意見でございましたので、町長と再度協議をして、そしたら処分ができないけれども、もうやむを得ないなと。教育長の処分はできないけれども、やむを得ないなというようなことで、議案提出を見送ったという経過があるということです。

○議長（百武辰美君）

ほかにありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

議論が何か複雑になっているような感じがします。ストレートに申し上げますと、9月の案件が教育長の退任が決まっておったからというふうな話でもあります。そしたらなぜ、町民からすれば、今回発生した事件の直接の監督責任については、教育委員会であって教育長じゃないですか。その教育長の退任が決まっておることは分かっておりましたからと。御説明によると、処分を決定する際には身分がないから決定できないということをおっしゃっているみたいですが、それであるならば教育長だけをその時点で処分を決めたり、教育長にはその時点まで、処分を決定するまでは在任してくださいという処理もできたじゃないですか。そういうその判断ができる材料を判断してないから、こういうふうになっているわけですよ。それはもう承知おきください。

なおかつ、おっしゃいますように、町長と副町長の給料の決定は、誰がどこで、どういう形で決定してお給料をもらっているんですか。ちゃんと条文で、だからこそ今回議案を提出されて、カットの条文を上げているんでしょう。議会が否決したら、そのまま給料もらえるわけですよ。そういう適正手続を簡略して、自分たちの都合とかタイミングとか、それを重んじていたら何もできませんよ、議会活動も、行政活動も。

適用手続をやりなさいと、一方では、コンプライアンス、コンプライアンスと皆さん方はおっしゃっているわけでしょう。やっていないのは自分たちじゃないですか。だから、こういうことが起きるんですよ。ごちゃごちゃせんでくださいよ。ちゃんとした質問に答えるよ

うにしてください。

だからこそ、記者発表がどうかこうとかという問題が出てくるわけでしょう。自治法の102条に書いていますよ。臨時議会をやればいいじゃないですか、招集して。12月の定例会前に決定して、議会で承認をもらって発表すればいいことじゃないですか。何でこんなごちゃごちゃごちゃごちゃ、引きずっていますよ。適正手続、適正手続、コンプライアンスと言うけど、執行部自体の上層部ができていないじゃないですか。どういうことですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう時点で、事件の全容が全く分かっていない状態だったわけですね、9月の段階にしても。そして、結局そういう起訴をされて公判があって、そして判決がないと、一番最後の判決がないと動けないわけですよ。だから、こうしたときにはこうなるという考え方は事前に用意は、自分たちなりのいろんなあれをあれして、そして私も、何ですか、県内のそういう懲戒処分になった事例等も調べたりして、そして、うちの前例もずっとして、そしてこのこういう処分のときは、やっぱり自分たちで自分たちの処分をしないと駄目じゃないかというような、そういう形の中で手続というか、そういうふうなことを全部してきておるわけですね。そして、やっぱり前回からそう長くない時期に、もっと大きな事件があれしたというようなことで、もう最も重い責任を負おうじゃないかというようなことで、副町長と語り合ってきたところでございます。

平成27年から令和2年までには、県内で140件あっております。そのうち懲戒免職は17件という中で、そして首長あたりが10分の1の1か月とか、10分の1の3か月とか、10分の2の1か月とかいうような件数があるわけですがけれども、やっぱりこのことの重大な事件だということで、これやったら皆さんにも御理解いただけるんじゃないかということで、重い処罰を自分たちにしたというような状況でございます。

○8番（三石 孝君）

回答になっていませんよ。法令遵守をどがん考えとるとですかと言うたですたい。

○議長（百武辰美君）

執行部に申し上げます。質問に見合うような回答をお願いいたします。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

法令遵守と言われれば、事前に減額の中身を公表した後に、議会にその議案を提出ということについては好ましいことではないというふうに思いますけれども、それはどちらかといえば、法令遵守というよりも私たちが、私たちがというか町長と私で、私の2人の処分を決定して公表をしたことについては、それは本来ならば本日提出をしている条例改正まで可決をしていただいてというのは一番望ましいところかもしれませんけれども、いわゆる今回については、処分の中身を減額する部分について、前例あるいはほかの団体の事例を参考にしながら、これが適当ではないかと。これならば議会も納得していただけるのではないかとという考えの下に設定をした減額の率等も決定をしたところでございますので、その部分については、いわゆる法令遵守関係についてはちょっとどうかと思いますけれども、いわゆる議会と執行部側の信頼関係といえますか、これならば理解していただけるものではないかというところで、そのような判断の下に、そういったやり方をやったということでございます。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

この問題は議案第98号ですから、この審議をしないと。町長、副町長の給与も減額できないということで、結局は審議の先にそういう報道関係にあったということは、条例、例えば条例違反的な手続として、やはりちょっと皆さん納得がいかないわけですね。そりゃそうですよ。みんな条例を振って、議決をいただいて、賛成多数または全員一致でこれを可決するんですから。その前に、そういうマスコミの皆さんに同じものを提出したということは、私も10年間ぐらい議会をしていますけど、こういう事件があつてこの提出ですから、ちょっと私もあり得んなどとは思っております。

そしてまた、教育長の問題がありまして、やはり国が決定するまでにはやはり半年以上かかるわけですね。その中で、教育長は10月22日にもう辞められるというのは決まっているわけですよ。判決はそれまで出ません。教育長は辞められると決まっているわけですね、もう。そしたら、後任が来られますけど、後任は、当然そのときには監督下ではないと分かっているわけですね。その中においてそのまま通されたということは、結局、本元の教育委員会の長が何もこの事件に対して、一人の方が職を辞して家庭がもう崩壊的になったわけですよ。そのときに肝腎要の教育長が、それは法の狭間かもしれません。そこが何らかの処分の対象として、教育長の任期あたりをどうにかできたのではないかと。前任の教育長とお話することが前提なんですけれどもね。

そういう２点のことで、議員の皆さんも納得がいけないということが、今回の問題とっておりますので、お答えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

報道、議会のこの条例が通る前に、条例が可決をされる前に、報道に公表したことそのものについては、勇み足の部分があったことは否めないと思います。最低でも、全員協議会なり何なりに諮ってでも、お知らせをして了解を得るべきものだったかもしれません。ただ、教育長の任期関係につきましては、ああ、教育長じゃない。もう一点は、いわゆる教育長在任期間中に、町長、副町長並びに教育長の処分について、一旦議運にお諮りしたことは先ほど申したとおりでございますけれども、その中でも、時期尚早ではないかと、タイミング的にちょっとどうなのというようなことの御意見がありましたので、全体を取り下げるというか、提出しない方向になったんですが、教育長の部分だけでも出すことはできたんじゃないかということはあるかもしれませんけども、やっぱり教育長だけというよりも、当然、同じような責任が町長、副町長もあるわけですから、それはやっぱり一体的に同じタイミングで出すべきものだろうという判断でさせていただきました。議会運営委員会の中でも、そこまでの御意見はなかったと思っております。私たちとしても、やっぱり一体的に提出すべきものだろうということがあったので、そういうことで対応してきたところでございます。

また、教育長の任期関係につきましては、当然、教育長の選任に関しても９月議会に諮っているわけですから、それは皆さんも御承知だったろうと思います。任期を何日か延ばして、そして処分をして、それから辞めてもらうという、そういうことが本当に適当なのかどうか、そのあたりは私どもも考えの及ぶところではございませんでしたので、通常の任期どおり１０月２２日で退任をされ、議会の承認をいただいて、２３日から現在の新しい教育長に就任をいただいたという経過でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかにございませんか。

横山議員。

○７番（横山聖代君）

今までちょっといろいろ不明点に対して同僚議員の方たちから質問があっているんですけども、ちょっと私はこの処分の行程というか、そちらのほうについて質問をしたいんです

けれども、この議案が上がる前に議運だったり全員協議会でいろいろ御説明をいただいた中で、この処分をする審査会に副町長が入って、副町長が自ら自分の処分もしていたという、ここがおかしいんじゃないかということで、その行程のやり直しをという指摘があった上で、今回、議運のほうでもそういった行程をやり直したという説明があっておりました。

で、そこは分かるんですけども、以前の全員協議会のときに、私もちょっと意見というか質問をさせてもらっていた中で、ちょっとそれに対する答弁がなかったので、今ここでもう一度確認のために質問をするんですけども、この審査会の規程は、職員の懲戒処分審査会に関する規程というものが波佐見町にもあって、それで審査会を開いて処分がというのは分かるんですが、地方自治法施行規程というのがありまして、そこには、この審査会というか、この構成員に委員は職員のうちから1人及び学識経験者を有する者のうちから2人を、町長において議会の同意を得て選任。委員長はその中で互選という規定があるわけです。そちらと、この波佐見町の規程が一致するところ、不一致なところがある点はどうなっているのかという質問をさせていただいていました。それに対する答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

まず、その質問についてお答えをいたしますと、まず、職員には一般職と特別職がございます。特別職は、町長、副町長、教育長になりますけれども、一般職は、その他の特別職以外の職員が一般職と言われております。

一般職につきましては、そういった懲戒に関する規定は地方公務員法で規定をされておりますので、地方公務員法にのっとりた懲戒処分のルールがあります。ですので、当該職員と教育次長の処分関係については地方公務員法に基づくもので、その審査をいたしておりますので、波佐見町が設置をしている懲戒処分等審査会で審査をするのは、それは何ら問題ないことでございます。

それから、もう一つ御指摘がっております地方自治法施行規則でございますけれども、一般職の場合は地方公務員法適用なんですけれども、特別職の場合は地方公務員法の適用ではなくて、自治法の適用になります。

したがって、特別職の部分については、先ほど御指摘があった地方自治法施行規則のルールの下にその審査をして、処分の決定なりというか処分を行うということになっており

ますので、当然この条文をずっとこう解釈をしていきますと、特別職あるいは専門員という表現が出てきますけれども、その懲戒処分については免職500円以下の過怠金及び譴責。この部分についての処分の審査は、この自治法施行規則に基づいてやるということなんですけれども、あくまでも免職500円以下の過怠金とそういった表現がありますので、町長、副町長の、今回の減給は500円を超えておりますので、特に免職でもございませんので、これに基づく審査会について諮ってやらなければならないということにはならないということになっております。

ですから、例えばですけれども、私が悪いことをして私を免職にすべきだというような事案がもし発生をしたような場合については、この施行規程に基づく審査会で審査をしなければならない。したがって、その審査会については、議会が決定をしていただいた委員さんで審査をするということになるということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかにありますか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

今、ちょっと正式名称は忘れたんですが、懲罰処分等審査会でいいんですかね。この件について議員から質問がありましたけど、これについてまた具体的にお伺いするんですけども、一般職の懲罰処分を検討されるに当たって、参考人として当該対象となる教育次長が入っていたという話を聞きましたけれども、具体的にもう一度審査会はどういう形で審査を行われて決定をなされたか。参考人のところも含めて、具体的に説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

波佐見町職員の懲戒処分等審査会というのがありまして規定がございますので、その規定に基づいて実施をしたところでございますけれども、懲戒処分等審査会は、委員長が副町長、それから委員は副町長が指名する、委員長が指名する者ということになっておりまして、今回は、私が指名をした職員は総務課長、それから新教育長、それから企画財政課長、3名を指名しまして、私を含めて4人で審査を行いました。

また、審査会のこの規定の中には、参考人として必要な職員から意見を求めることができるということがありましたので、事件の概要、経過、あるいは本人、当該職員に関する情報

等を詳しく知っている教育次長に参考人として入ってもらいました。

審査は、11月の18日に公判が1回行われましたので、その公判を受けた翌日だったと思うが、翌日にまず1回目の審査をちょっと行いました。状況把握等々ですね。

それから、2回目が判決が出た12月4日の午後に行いました。午後の段階で、考査意見書というのを教育長とそれから町長に提出をするんですが、その考査意見書を、大体作ったということでございます。

それから、ちょっと不手際がありまして、その中で副町長の部分の管理監督責任について審査をしたことについてはもう不適當だったということで、再度、12月の10日だったですかね、10日の日に再度審査会を行いまして、その部分については不適當だったということの確認と、それから、修正分の考査意見書を提出したということでございます。当然、その審査会の中で、処分の中身はこれが相当ではないですかというような考査意見書を作ったんですけども、決定をする際の判断は4人で行いました。ただし、御指摘のとおり、その最終的な審査の決定、審査というか、審査会の方向を出すときの決定のときには、あなたは意見を出していきませんよということで制止してはおりますけれども、その会場の中に、次長がいたことは事実でございます。それは、あまり適當ではなかったかもしれません。

そういった経過の下に審査会で決定をし、町長と教育委員会に考査意見書を出した。教育委員会の中では、当然、まだ本人そのものは任命権者が教育委員会でございますので、教育委員会で審査を7日の日、月曜日の午前中に教育委員会で協議をしていただきました。教育委員会の中でも相当ではないかというふうな判断をいただいたところでございまして、最終的な処分そのものは、次長に関しては教育委員会からの懲戒処分書があります。それから当該池上職員に関しては、免職というようなことの処分でございますので、いろんな資料を確認したところ、本務、本来の勤務の務です。本務であるところの処分が適當だというふうなことでしたので、教育委員会執行を解いて、一旦町長部局に戻して、町長から懲戒処分書、免職の処分書を交付したという経過でございます。

○議長（百武辰美君）

質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

なかなか答弁のほうですっきりした答弁をいただけないような状況が発生しておりますけ

れども、そもそも手続の問題にしても、手続自体が間違っていたというふうな認め方は一切なされない。そういうことでよろしいのかなというふうなことで聞いておりました。

今回この事件が発生して、多くの町民は大変なことになったなということを思っていっぱいしますよね。御存じだと思います。

その中でも発生した場所が教育委員会、業務は教育委員会の業務だ。当然そこにはトップがいるはずだ。町長も副町長も処分を受けるということで、今回やり取りの中では、この12月定例議会で間違いなく可決されるだろうというのを想定した中での答弁をされているのがちょっと際立っていましたのでね。分からないわけですよ、どうなるか。それを考えたときに、マスコミに先に出すことが正解だったのか、正解じゃなかったのか。誰が考えても分かるわけじゃないですか。それをのらりくらりと答弁をされているんですけど、全然もう誠意がないですよ、回答している内容自体に。

ここでお尋ねしたいのは、町民のほとんどが教育委員会で発生した問題というのは分かっています。教育委員会の職員が今回、事件を起こしてしまった、処分を受けた。教育委員会のトップは何の責任もないのかと、ほとんどの町民は聞きますよ、議会の中で。どうやって答えるんですか。今、副町長がたらたら話された中身、一万数千人の人たちに言うて回りますか。多くの人たちは、トップの責任ということは常々やっぱり関心を持っておられます。町長の責任についても、副町長の責任についても、教育長の責任についても。どう回答されますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

おっしゃることは十分理解できますし、できることなら懲戒処分なりしたいところでございますけれども、先ほど申しましたとおり、もう現時点においては、前教育長はその任がありませんので、懲戒処分を受けることができない、することをできないということですね。それから、現教育長に関しては、管理監督責任を問われるようなところもあるんじゃないかという御意見でございますけれども、先ほど冒頭申し上げましたとおりに、その事件発覚といいますか事件が発生した当時は、管理監督する立場になかったということで、処分は適当でないという判断をいたしております。

この件については法令的といいますか、適当かどうかについては、私たちも少し苦慮いたしましたので、町村会の法規室、それから町村会は全国の町村会に弁護士がおりますので、

そちらにも問合せをさせていただきました。その見解の中でも、当然、管理監督者としての処分はするべきでないというような回答もいただいておりますので、そのあたりの確認もしながら現在の対応を取っているところでございます。

○8番（三石 孝君）

いや、町民にどう説明しますかというところですよ。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

町民の皆さんにも今のような説明しかできないと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

今井議員。

○12番（今井泰照君）

今の話の中で、私も一点だけ引っかかるところがあれですね。ここで条例を可決する前に、本当にマスコミに出てしまった、そういう話をされたということなんですけど、実際、今ずっと答弁をされておりますけども、謝罪というか、そういうことを本当に悪かったなという気持ちが私はちょっと伝わってこないんですよ。その辺を少し、ぜひここで謝罪でもしていただければいいんじゃないかなと私は思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変申し訳なく思っております。

本当に、一つは今までの前例といいますか、そういうふうな中で、議長さんにだけは話をしておけば伝わるかなと、そういう甘さがあったんじゃないかなというふうに思っておりますし、全協とかそういうふうな中で、やはり決断する前にやるべきだったと、大変申し訳なく思っております。本当に申し訳ありませんでした。すみませんでした。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

確かに何遍もチャンスはあったですけどね、臨時議会を開くことも手だったと思いますよ。

その辺も含めて反省してもらいたい。

実際のところ、今、二つに分けた対策検討委員会を実施されているというふうに伺っております。3月までに対策を講じて実施をしていく。この段階において、この12月定例議会において、町長、副町長の処分を必ず上げんばいかんとですか。別に対策ができて、二度とこういうことが起こらんことにしようということで、綱紀粛正というふうなこともおっしゃっていますし、そこに向けてちゃんとした整備ができる方向性がはっきりしたという時点でも出しても遅くはないじゃないですか。

職員の処分は12月の7日にやったということであっても、それはトップのお二人の責任の取り方としては当然のごとく、これは三度起きたらもう最悪ですよ。そのためにも1回目の対策よりは強固な対策をつくり上げて、これでいきますからと、ここまでやりましたから。その段階で自分たちの処分を考えても全く遅くないとは思いますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

その部分については、先ほど町長とも協議をしてきたところでございます。

今回12月の議会で、この給料の減額の改正条例案をお出ししたんですけれども、報道にも当然公表されておりますし、教育次長の処分ももう既に行ったところでございます。そういった状況を鑑みたときには、住民の皆さんにも、今の段階で、今のタイミングで、町長、副町長の監督責任相当分の減額をするのも、決定をしていただくのも、今が一番適当ではないかというような判断をしているところでございます。

御指摘のように、いろんな対策を講じて、講じてしまった後に、最後に責任をというようなこともあるかもしれません。それはそれなりの考え方もあるかもしれません。住民がどのように受け止まれるかも分かりません。とすれば、ある見方をすれば、公表しておって条例の改正もまだしておらんとねと言われる可能性もあるかもしれんし、先ほどおっしゃったような考え方をおっしゃる方もあるかもしれませんけれども、私たちは全体的に、総体的に見たときに、今のタイミングが一番望ましいんじゃないかというようなことで先ほど町長と確認したところでございます。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

17時50分より再開します。

午後5時39分 休憩

午後5時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）

それでは、城後議員。

○6番（城後 光君）

議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

まず理由は、町長及び副町長がこの職を続けるのに適当ではないと認めて、職を辞すべきと考えるからであります。

理由を三つ述べます。

1点目、私はコンプライアンス意識の欠如、官製談合事件が二度起きたにもかかわらず、その意識が説明から十分に感じられないという点が1点目です。

2点目、大切な職員さんが職を失ってしまわれました。もちろん御自身がしでかしたところの犯罪によるものとは思いますが、それを二度と起こさないという意識が、町長、副町長から感じられないんですね。私たち議員の質問に対する答弁とかですね。そこが管理監督者の責任として十分果たせていないんじゃないかと思いましたのが2点目です。

3点目は、今の議論がそうなんですけど、議会との信頼関係がもうできていないんじゃないかなと。こういう状況でほかの議案がまともに議論できるのかなと。

そういうところが3点ありまして、その内容が、この条例が妥当であるかどうか以前に、本来はこの条例としてその責任は給与で済ませられる問題ではない。そういう部分から、私は反対の立場で討論いたします。

○議長（百武辰美君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、原案に反対者の意見を許します。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例に、私は反対をいたします。

質疑の中にもありましたとおり、このような大きな事件の結果を、町民の代表である私たち議会に報告なしに報道関係に先に提出をされたということは、ゆゆしき問題であると思っております。私たちは今回こそ無投票でありましたが、選挙を戦って皆さんの信用を得て、負託を受けているものであります。そういう面から、私も10年間議員をさせていただきましただけけれども、一職員の方が辞されて、生活が非常に困窮をすると目に見えて分かっております。それを2人も守ってやれなかったということは、非常に重いものだと思っております。

そしてまた、法の狭間で教育長が責任を取れる立場でなかったということも、法律上は分かります。しかし、この事件は教育委員会の問題でありまして、そこのトップが責任を取れないということは、当然私たちも町民の方も、道義的責任はないのかということも問題になろうかと思っております。

今後は、波佐見町には新しい職員が入ったときに誓約書というものがあります。私は法令遵守をいたしますと署名をして、町長に対する誓約をするわけです。やはりそういうことを年に1回全職員がしながら、その責任を感じてほしいと思っております。

難しい問題ではありません。約束を守ることですから。私たち議員も洗礼を受けてここの席に来ております。やはり緊張感を持つためには、そういうことも一つの手ではないかと思っておりますので、どうか職員の皆さん自ら立ち上がって、この難局を脱していただきたい。応援のことも若干ありますけど、この案件には反対をいたします。

○議長（百武辰美君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

私は、この第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対する立場で討論いたします。

理由は、質問に対する答弁が納得できなかったというのもあるんですけども、以下の観点から討論したいと思います。

今回の官製談合の事件は、前回起きた事件から、防止対策のため職員倫理規定やコンプライアンスガイドラインなどを作成されておりましたけれども、その防止対策というのが、ただつくっただけ、功を奏していなかったとしか思えず、また、職員の職務量の膨大さ、これにより日々職員の皆様方が追われているということで、職場環境の改善が必要だったんじゃないかと思います。そういう中、今回この再発防止委員会等を設置され、来年3月まで、今年度中までに対策案を講じるとのことですけれども、平成29年12月の官製談合事件から2年半という短い間で2度目の事件が起きたということを重く受け止めて、まだこの対策案ができていない中での処分は納得ができないというのがあります。

なので、この対策案を出来上がってからも、また、十分様々なことを考慮されてから処分をするための条例案を提出されても遅くないのではないかという観点から、私は反対いたします。

○議長（百武辰美君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対する立場から討論を行います。

本議案は、さきの官製談合事件の責任として、町長及び副町長の減給処分を内容とする議案であります。

事件が発覚した9月、当時の新聞、テレビ各社は事の重大さを大きく取り上げ、町長の記者会見の内容を大々的に伝えました。その内容を聞いた町民からは、「またか」「信じられん」「町長を辞めさせろ」などと、多くの声が寄せられたのも事実です。

短期間で一度ならず二度までも同じ事件が発生したことに、一回目の事件後の防止対策が功を奏しなかったという町長の言葉には、不正を根絶するという気概がみじんも感じられなかったんです。また、裁判において公判の関係者から、波佐見町には不正が横行しているとまで言われて何も感じなかったんでしょうか。

思うに、原因の一つに、6期目になっている一瀬町長の長期政権が理由の一つになっていると思います。一瀬町長は職員数の少なさを誇らしげに内外に発信しています。また、来なっせ100万人、150万人、元気な波佐見町と同様に内外に発信しておりますが、一方では、職員は仕事量が増えた中、年次休暇さえ十分に消化できずに、与えられた業務を精いっぱいこなしているのが現状です。

町長は、法令遵守や綱紀粛正を唱えていますが、長期政権で知らず知らずにつくり上げられた仕事の環境の悪さそのものが引き起こした事件であるとも、決して忘れることはならないことだと思います。

したがって、長い時間をかけてつくり上げられた最悪の仕事環境を、防止対策の名の下、簡単に改善できるとは到底思えません。その職場環境に潰された職員は今回懲戒解雇として、環境づくりの張本人が懲戒免職では、町民は決して納得できるものではないと思います。

そういう意味から、事件の責任者として減給内容を盛り込んだ本議案98号に断固として反対します。

以上です。

○議長（百武辰美君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立少数であります。したがって、議案第98号は否決されました。

日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第11. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

会議規則第44条の規定により、今定例会において決議されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあった場合、この整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和2年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後6時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員